

厚生労働省 令和3年度障害者総合福祉推進事業

児童発達支援・放課後等デイサービスの  
指標の在り方に関する研究  
【自治体調査】

資料集

(報告書3章 調査2)

(報告書5章 調査5)

一般社団法人 全国児童発達支援協議会

2022年3月

## 目次

[調査2]	1
1 都道府県別回答数・回答率	1
地域別・都市区分別回答数	1
II 全国及び都道府県別 回答人口数・給付数・個別サポート加算I数・算定率（児童発達支援）	2
全国及び都道府県別 回答人口数・給付数・個別サポート加算I数・算定率（放課後デイサービス）	3
都道府県別 給付率・個別サポート加算I算定率の散布図	4
自治体別 給付率・個別サポート加算I算定率の散布図	5
都市区分別 給付率・個別サポート加算I算定率の散布図	6
政令指定都市	6
中核市	7
特例市・特別区	8
一般市	9
町村	10
北海道・東北	11
地域別 給付率・個別サポート加算I算定率の散布図	11
関東	12
東海・北陸	13
信越	14
近畿	15
中国	16
四国	17
地域別 給付数・個別サポート加算I数・算定率（児童発達支援）	19
地域別 給付数・個別サポート加算I数・算定率（放課後等デイサービス）	20
都市区分別 給付数・個別サポート加算I数・算定率（児童発達支援）	21
都市区分別 個別サポート加算I算定率 度数分布（児童発達支援）	22
都市区分別 個別サポート加算I算定率 度数分布：詳細（児童発達支援）	23
都市区分別 給付数・個別サポート加算I数・算定率（放課後等デイサービス）	24
都市区分別 個別サポート加算I算定率 度数分布（放課後等デイサービス）	25
都市区分別 個別サポート加算I算定率 度数分布：詳細（放課後等デイサービス）	26
全国及び都道府県別×年齢別 給付決定数	27
全国及び都道府県別×年齢別 個別サポート加算I算定数	28
全国及び都道府県別×年齢別 個別サポート加算I算定率	29
地域別×年齢別 給付決定数個別サポート加算I決定数・算定率	30

都市区分別×年齢別 給付決定数個別サポート加算Ⅰ決定数・算定率.....	31
対象.....	32
<b>Ⅲ 令和3年3月末までに給付決定した児童に行なった調査確認作業 .....</b>	<b>32</b>
調査・確認作業を行わず全員を加算対象とした理由.....	33
その他の記述 .....	36
方法.....	60
その他の記述 .....	61
時期.....	66
その他の記述 .....	67
今後の調査・確認の時期 .....	70
その他の記述 .....	71
<b>Ⅳ 令和3年4月以降に給付決定した児童に行なった調査確認作業.....</b>	<b>74</b>
対象.....	74
その他の記述 .....	74
方法.....	77
その他の記述 .....	78
<b>Ⅴ 給付決定した児童に行なった全ての調査確認作業.....</b>	<b>81</b>
調査者.....	81
その他の記述 .....	82
事業所が調査を行なう場合（複数の事業所を利用する児童）の事業所の調整.....	88
その他の記述 .....	88
調査の方法 .....	102
その他の記述 .....	103
聞き取りの対象 .....	109
その他の記述 .....	110
給付決定の事業所への連絡方法の事例.....	114
給付決定の通知 .....	117
その他の記述 .....	119
調査の通知（留意事項） .....	125
その他の記載 .....	127
<b>Ⅵ 個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業の実施時の対応及び加算決定についてお伺いいたします。 .....</b>	<b>131</b>
(1) 乳幼児等サポートや就学児サポート調査票に記入するにあたって判断が難しかった項目があった場合、その項目と理由をご記入ください。 .....	131
(2) 保護者への聞き取りに関する注意点 .....	157
その他（自由記述） .....	158
(3) 個別サポート加算Ⅰの加算決定に困ることはありましたか。あった場合、その内容をご記入ください。	

.....	162
(4) 給付決定に使用してきた調査票との混乱がありましたか。あった場合、その内容をご記入ください。	179
.....	179
(5) 個別サポート加算Ⅰの加算決定に対する異議など申し入れがあった場合、どのような対応を行いましたか、または行う予定ですか。 .....	188
保護者からの異議申し立て .....	188
事業所からの異議申し立て .....	210
<b>VII サービス提供事業所からの請求の状況についてお伺いいたします。 .....</b>	<b>242</b>
(1) サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの加算を請求するにあたってどのような相談がありましたか? .....	242
<b>VIII その他、個別サポート加算Ⅰの制度の運用や手続きについて感じることをあればご記入ください。 ....</b>	<b>257</b>
<b>[調査5] .....</b>	<b>285</b>
政令指定都市（約100万人） .....	285
中核市（約50万人） .....	287
その他の市（約5万人） .....	290
町村（約1万人） .....	292

【自治体調査】\_資料集

回答数：939 回答率：53.7%

【調査2】

I 都道府県別回答数・回答率

都道府県	回答数	自治体数	回答率	都道府県	回答数	自治体数	回答率
北海道	102	185	55.1%	滋賀県	9	19	47.4%
青森県	28	40	70.0%	京都府	14	26	53.8%
岩手県	22	33	66.7%	大阪府	26	43	60.5%
宮城県	20	35	57.1%	兵庫県	25	41	61.0%
秋田県	16	25	64.0%	奈良県	13	39	33.3%
山形県	22	35	62.9%	和歌山県	2	30	6.7%
福島県	29	59	49.2%	鳥取県	14	19	73.7%
茨城県	22	44	50.0%	島根県	8	19	42.1%
栃木県	15	25	60.0%	岡山県	13	27	48.1%
群馬県	17	35	48.6%	広島県	10	23	43.5%
埼玉県	38	63	60.3%	山口県	9	19	47.4%
千葉県	46	54	85.2%	徳島県	13	24	54.2%
東京都	45	62	72.6%	香川県	10	17	58.8%
神奈川県	17	33	51.5%	愛媛県	13	20	65.0%
新潟県	18	30	60.0%	高知県	21	34	61.8%
富山県	11	15	73.3%	福岡県	36	60	60.0%
石川県	14	19	73.7%	佐賀県	7	20	35.0%
福井県	6	17	35.3%	長崎県	15	21	71.4%
山梨県	12	27	44.4%	熊本県	25	45	55.6%
長野県	13	77	16.9%	大分県	10	18	55.6%
岐阜県	25	42	59.5%	宮崎県	11	26	42.3%
静岡県	23	35	65.7%	鹿児島県	16	43	37.2%
愛知県	30	54	55.6%	沖縄県	18	41	43.9%
三重県	10	29	34.5%	全国	939	1747	53.7%

地域別・都市区分別回答数

	政令指定都市	中核市	特例市・特別区	一般市	町村	合計
北海道・東北	2	5	0	77	155	239
関東	4	8	28	106	54	200
信越	1	1	2	21	18	43
東海・北陸	2	4	3	67	37	113
近畿	2	10	4	53	26	95
中国	1	5	0	25	23	54
四国	0	1	0	25	31	57
九州	3	4	1	68	62	138
合計	15	38	38	442	406	939

全体の量的データからは北海道・東北、関東、及び、一般市、町村のデータが多く反映されていることに注意が必要。

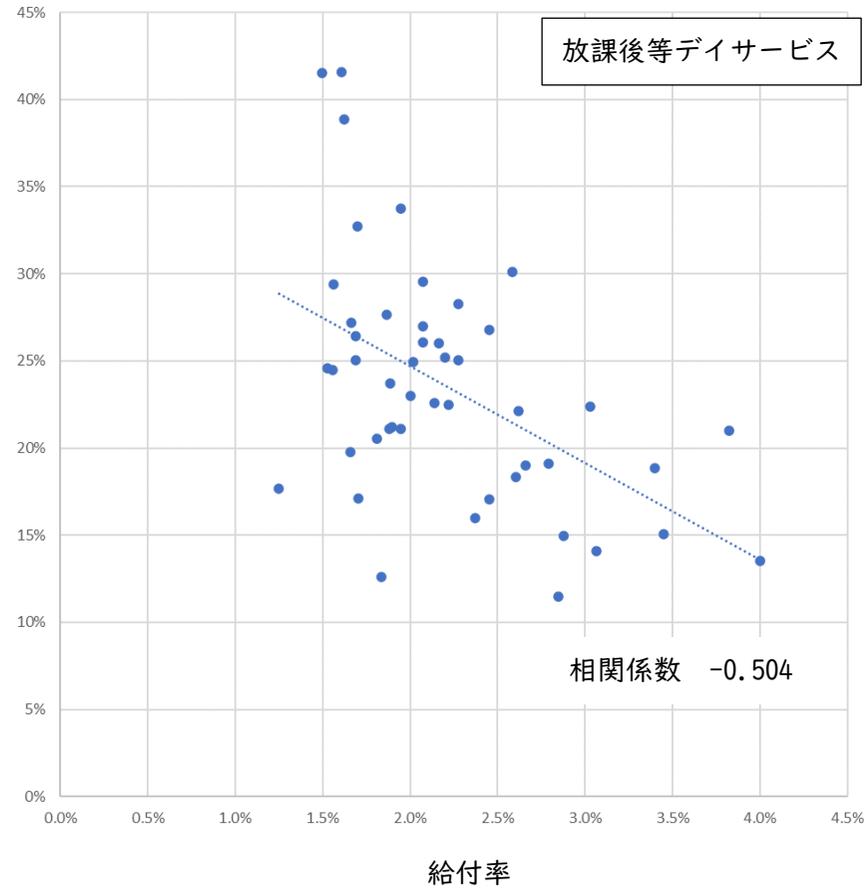
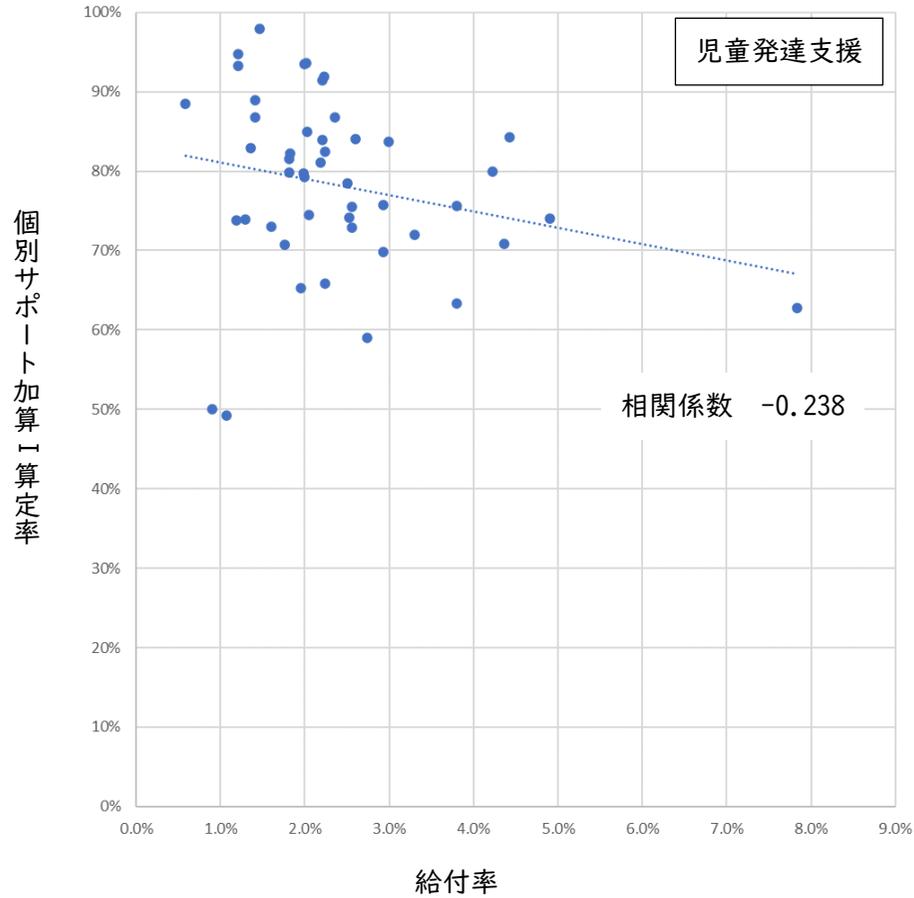
Ⅱ 全国及び都道府県別 回答人口数・給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（児童発達支援）

児童発達支援 都道府県	回答					給付決定						個別サポート加算Ⅰ						給付率	算定率					
	総人口	未就学児	小学生	中学生	高校生など	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
全国	83,525,188	4,018,651	4,206,152	2,218,617	2,949,269	81,644	84,482	88,280	91,500	95,084	100,241	55,381	61,153	66,676	71,152	74,742	80,457	2.5%	68%	72%	76%	78%	79%	80%
北海道	4,368,146	180,355	202,210	107,880	160,593	7,283	7,627	7,914	8,199	8,457	8,846	4,981	5,217	5,499	5,836	6,099	6,547	4.9%	68%	68%	69%	71%	72%	74%
青森県	663,402	26,948	28,710	16,573	22,544	403	416	442	466	480	488	262	295	328	352	370	398	1.8%	65%	71%	74%	76%	77%	82%
岩手県	1,024,409	35,505	44,119	25,041	28,213	676	703	724	735	735	775	529	562	583	600	604	628	2.2%	78%	80%	81%	82%	82%	81%
宮城県	1,733,992	80,801	98,758	46,374	64,298	762	799	847	891	925	978	703	739	791	836	870	926	1.2%	92%	92%	93%	94%	94%	95%
秋田県	795,690	29,188	32,871	18,207	21,433	307	325	365	373	383	397	233	251	289	305	314	329	1.4%	76%	77%	79%	82%	82%	83%
山形県	474,968	20,322	22,656	12,410	16,224	272	279	297	309	319	371	218	211	224	246	256	305	1.8%	80%	76%	75%	80%	80%	82%
福島県	1,138,916	47,832	53,970	29,102	38,818	946	975	1,004	1,032	1,077	1,070	369	408	472	589	615	704	2.2%	39%	42%	47%	57%	57%	66%
茨城県	1,621,740	76,372	83,635	43,240	58,252	1,557	1,635	1,718	1,796	1,862	1,952	997	1,132	1,230	1,306	1,388	1,475	2.6%	64%	69%	72%	73%	75%	76%
栃木県	1,189,698	49,766	52,246	28,372	36,647	1,157	1,219	1,276	1,317	1,359	1,455	714	775	835	888	937	1,016	2.9%	62%	64%	65%	67%	69%	70%
群馬県	1,468,752	67,182	96,998	38,500	50,513	797	822	850	868	903	947	679	718	748	775	806	842	1.4%	85%	87%	88%	89%	89%	89%
埼玉県	5,796,012	280,217	291,856	153,542	222,603	4,623	4,850	5,055	5,305	5,509	5,680	3,757	3,965	4,181	4,410	4,606	4,827	2.0%	81%	82%	83%	83%	84%	85%
千葉県	5,108,605	255,556	254,825	147,428	179,761	4,278	4,499	4,778	4,899	5,276	5,720	2,986	3,317	3,701	4,069	4,301	4,718	2.2%	70%	74%	77%	83%	82%	82%
東京都	10,334,732	526,665	485,887	234,991	326,309	9,077	9,360	9,913	10,274	10,759	11,633	6,161	6,605	7,500	8,301	8,694	9,760	2.2%	68%	71%	76%	81%	81%	84%
神奈川県	6,750,862	330,013	337,731	175,234	238,330	5,458	5,727	5,954	6,183	6,405	6,639	4,904	5,251	5,485	5,727	5,954	6,212	2.0%	90%	92%	92%	93%	93%	94%
新潟県	1,835,307	70,182	89,436	47,545	62,507	888	947	1,006	1,051	1,093	1,124	608	665	706	749	787	820	1.6%	68%	70%	70%	71%	72%	73%
富山県	429,953	18,512	20,610	11,441	15,005	199	211	217	218	217	224	184	196	202	204	204	209	1.2%	92%	93%	93%	94%	94%	93%
石川県	962,641	41,484	41,842	21,918	28,448	202	208	214	221	232	243	161	173	184	194	203	215	0.6%	80%	83%	86%	88%	88%	88%
福井県	110,124	5,016	5,714	2,954	3,417	80	90	91	96	97	98	34	45	50	56	60	64	2.0%	43%	50%	55%	58%	62%	65%
山梨県	323,740	15,679	15,596	8,339	11,994	177	182	188	192	197	203	118	122	131	136	139	150	1.3%	67%	67%	70%	71%	71%	74%
長野県	591,467	25,842	29,585	16,117	26,372	321	332	348	352	358	379	315	326	341	345	351	371	1.5%	98%	98%	98%	98%	98%	98%
岐阜県	1,468,157	66,026	75,998	40,066	56,847	2,044	2,155	2,235	2,320	2,393	2,512	940	1,267	1,340	1,429	1,493	1,592	3.8%	46%	59%	60%	62%	62%	63%
静岡県	3,099,472	127,024	142,204	76,500	104,696	2,751	2,823	2,908	3,037	3,146	3,206	1,830	2,005	2,131	2,274	2,363	2,376	2.5%	67%	71%	73%	75%	75%	74%
愛知県	3,051,533	168,561	178,096	90,308	119,213	3,142	3,117	3,208	3,303	3,394	3,719	2,686	2,722	2,846	2,975	3,097	3,401	2.2%	85%	87%	89%	90%	91%	91%
三重県	683,059	32,725	34,957	20,819	22,035	611	638	670	703	730	730	356	381	406	429	452	671	2.2%	58%	60%	61%	61%	62%	92%
滋賀県	783,769	35,827	43,789	20,575	26,189	631	647	664	680	693	714	486	498	517	533	546	566	2.0%	77%	77%	78%	78%	79%	79%
京都府	787,192	40,009	45,659	24,095	29,519	1,027	1,058	1,084	1,107	1,134	1,171	728	760	799	822	850	887	2.9%	71%	72%	74%	74%	75%	76%
大阪府	6,948,376	302,552	315,042	213,936	261,968	7,527	7,825	8,188	8,517	8,852	9,058	3,768	5,998	6,650	7,005	7,353	7,584	3.0%	50%	77%	81%	82%	83%	84%
兵庫県	2,909,794	149,170	153,207	78,233	105,904	3,311	3,357	3,434	3,460	3,500	3,877	2,715	2,796	2,883	2,909	2,960	3,257	2.6%	82%	83%	84%	84%	85%	84%
奈良県	792,591	36,697	39,282	21,179	30,601	1,320	1,367	1,441	1,482	1,531	1,550	909	975	1,075	1,139	1,209	1,240	4.2%	69%	71%	75%	77%	79%	80%
和歌山県	405,932	22,424	21,090	11,556	15,733	511	531	548	564	583	573	373	389	402	411	425	418	2.6%	73%	73%	73%	73%	73%	73%
鳥取県	505,836	26,162	26,638	13,899	17,072	217	231	245	259	265	280	69	86	98	112	121	138	1.1%	32%	37%	40%	43%	46%	49%
島根県	482,816	25,029	25,086	12,464	15,257	148	162	173	193	208	226	70	78	83	91	95	113	0.9%	47%	48%	48%	47%	46%	50%
岡山県	1,606,718	86,791	88,388	44,705	53,861	3,340	3,432	3,573	3,688	3,742	3,838	2,469	2,737	2,857	3,022	3,112	3,236	4.4%	74%	80%	80%	82%	83%	84%
広島県	822,363	42,754	43,718	22,471	30,610	1,346	1,408	1,467	1,517	1,589	1,624	972	1,021	1,080	1,128	1,197	1,229	3.8%	72%	73%	74%	74%	75%	76%
山口県	735,860	34,178	36,132	19,246	23,880	435	454	445	448	448	483	368	401	417	431	443	479	1.4%	85%	66%	67%	68%	90%	87%
徳島県	381,883	15,820	18,248	9,685	13,616	602	614	626	644	666	690	489	502	506	524	546	489	4.4%	81%	82%	81%	81%	82%	71%
香川県	352,955	24,045	14,869	7,644	13,321	229	240	256	265	276	286	178	191	209	217	223	211	1.2%	78%	80%	82%	82%	81%	74%
愛媛県	554,908	24,882	27,450	14,413	18,360	526	534	564	588	604	622	346	361	395	431	455	488	2.5%	66%	68%	70%	73%	75%	78%
高知県	562,275	26,420	27,124	14,330	16,976	396	410	430	450	460	480	299	307	333	352	362	383	1.8%	76%	75%	77%	78%	79%	80%
福岡県	3,866,600	209,504	218,683	105,349	133,314	3,242	3,471	3,583	3,719	3,841	4,161	1,698	1,882	2,618	2,859	2,990	3,315	2.0%	52%	54%	73%	77%	78%	80%
佐賀県	470,300	26,713	27,312	14,037	18,546	526	551	581	619	630	630	400	429	467	505	523	547	2.4%	76%	78%	80%	82%	83%	87%
長崎県	1,090,257	55,011	55,435	27,918	38,928	616	647	672	710	731	1,126	295	338	362	411	427	839	2.0%	48%	52%	54%	58%	58%	75%
熊本県	1,451,560	82,628	81,884	40,977	52,991	2,160	2,230	2,426	2,511	2,595	2,724	1,168	1,261	1,540	1,709	1,862	1,962	3.3%	54%	57%	63%	68%	72%	72%
大分県	900,137	45,685	46,511	24,110	32,799	762	798	827	868	878	912	677	738	769	811	823	853	2.0%	89%	92%	93%	93%	94%	94%
宮崎県	254,137	12,124	13,834	7,098	9,107	265	277	290	300	315	332	132	147	160	172	188	196	2.7%	50%	53%	55%	57%	60%	59%
鹿児島県	1,064,962	56,658	60,706	31,148	44,165	3,799	3,917	4,068	4,220	4,346	4,441	1,531	1,689	2,007	2,290	2,519	2,786	7.8%	40%	43%	49%	54%	58%	63%
沖縄県	768,590	59,795																						

全国及び都道府県別 回答人口数・給付数・個別サポート加算I数・算定率（放課後デイサービス）

放課後等デイサービス 都道府県	回答					給付決定						個別サポート加算I						給付率	算定率					
	総人口	未就学児	小学生	中学生	高校生など	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
全国	83,525,188	4,018,651	4,206,152	2,218,617	2,949,269	198,419	197,738	199,148	200,949	202,740	208,067	39,244	40,273	41,460	42,936	44,262	46,748	2.2%	20%	20%	21%	21%	22%	22%
北海道	4,368,146	180,355	202,210	107,880	160,593	16,021	16,042	16,038	16,096	16,087	16,236	2,045	2,070	2,104	2,192	2,228	2,442	3.4%	13%	13%	13%	14%	14%	15%
青森県	663,402	26,948	28,710	16,573	22,544	1,186	1,175	1,189	1,194	1,191	1,089	418	431	452	465	472	453	1.6%	35%	37%	38%	39%	40%	42%
岩手県	1,024,409	35,505	44,119	25,041	28,213	1,859	1,866	1,876	1,885	1,893	1,894	602	610	619	627	635	639	1.9%	32%	33%	33%	33%	34%	34%
宮城県	1,733,992	80,801	98,758	46,374	64,298	3,355	3,375	3,394	3,439	3,448	3,468	317	389	448	533	606	685	1.7%	9%	12%	13%	15%	18%	20%
秋田県	795,690	29,188	32,871	18,207	21,433	1,085	1,093	1,054	1,112	1,125	1,133	297	309	313	320	327	333	1.6%	27%	28%	30%	29%	29%	29%
山形県	474,968	20,322	22,656	12,410	16,224	778	788	790	780	779	853	192	201	206	219	226	232	1.7%	25%	26%	26%	28%	29%	27%
福島県	1,138,916	47,832	53,970	29,102	38,818	2,519	2,539	2,548	2,561	2,572	2,529	634	650	668	697	712	747	2.1%	25%	26%	26%	27%	28%	30%
茨城県	1,621,740	76,372	83,635	43,240	58,252	3,377	3,392	3,423	3,468	3,405	3,507	858	895	912	960	966	743	1.9%	25%	26%	27%	28%	28%	21%
栃木県	1,189,698	49,766	52,246	28,372	36,647	2,509	2,479	2,492	2,501	2,505	2,537	611	591	612	639	646	660	2.2%	24%	24%	25%	26%	26%	26%
群馬県	1,468,752	67,182	96,998	38,500	50,513	2,828	2,800	2,809	2,842	2,868	3,021	1,056	1,034	1,038	1,059	1,077	1,174	1.6%	37%	37%	37%	37%	38%	39%
埼玉県	5,796,012	280,217	291,856	153,542	222,603	10,676	10,774	10,837	11,036	11,144	11,285	2,699	2,727	2,750	2,821	2,891	2,984	1.7%	25%	25%	25%	26%	26%	26%
千葉県	5,108,605	255,556	254,825	147,428	179,761	9,941	10,074	10,221	10,382	10,511	10,975	2,062	2,128	2,217	2,339	2,421	2,600	1.9%	21%	21%	22%	23%	23%	24%
東京都	10,334,732	526,665	485,887	234,991	326,309	15,593	15,511	15,730	15,875	16,105	17,674	3,468	3,617	3,696	3,780	3,881	4,422	1.7%	22%	23%	23%	24%	24%	25%
神奈川県	6,750,862	330,013	337,731	175,234	238,330	15,022	15,161	15,293	15,462	15,512	15,561	3,759	3,860	3,934	4,003	4,008	4,059	2.1%	25%	25%	26%	26%	26%	26%
新潟県	1,835,307	70,182	89,436	47,545	62,507	2,996	3,017	3,024	3,041	3,050	3,045	605	646	672	702	727	748	1.5%	20%	21%	22%	23%	24%	25%
富山県	429,953	18,512	20,610	11,441	15,005	576	580	588	594	596	588	91	91	99	106	108	104	1.2%	16%	16%	17%	18%	18%	18%
石川県	962,641	41,484	41,842	21,918	28,448	1,775	1,789	1,796	1,807	1,819	1,911	476	485	493	497	502	516	2.1%	27%	27%	27%	28%	28%	27%
福井県	110,124	5,016	5,714	2,954	3,417	180	184	183	187	187	188	41	43	44	44	45	46	1.6%	23%	23%	24%	24%	24%	24%
山梨県	323,740	15,679	15,596	8,339	11,994	619	633	639	656	654	611	164	185	193	202	200	200	1.7%	26%	29%	30%	31%	31%	33%
長野県	591,467	25,842	29,585	16,117	26,372	1,172	1,181	1,192	1,217	1,231	1,229	197	200	204	209	207	210	1.7%	17%	17%	17%	17%	17%	17%
岐阜県	1,468,157	66,026	75,998	40,066	56,847	3,299	3,321	3,345	3,393	3,403	3,177	320	384	396	418	420	400	1.8%	10%	12%	12%	12%	12%	13%
静岡県	3,099,472	127,024	142,204	76,500	104,696	8,208	8,271	8,342	8,449	8,499	8,605	1,406	1,494	1,558	1,578	1,596	1,635	2.7%	17%	18%	19%	19%	19%	19%
愛知県	3,051,533	168,561	178,096	90,308	119,213	7,403	6,921	6,940	6,992	7,003	7,768	1,526	1,454	1,487	1,563	1,625	1,785	2.0%	21%	21%	21%	22%	23%	23%
三重県	683,059	32,725	34,957	20,819	22,035	1,639	1,645	1,661	1,679	1,687	1,663	271	284	296	306	310	376	2.1%	17%	17%	18%	18%	18%	23%
滋賀県	783,769	35,827	43,789	20,575	26,189	1,673	1,697	1,725	1,774	1,806	1,827	416	421	432	444	452	456	2.0%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
京都府	787,192	40,009	45,659	24,095	29,519	2,361	2,371	2,402	2,386	2,392	2,436	286	341	365	376	389	416	2.5%	12%	14%	15%	16%	16%	17%
大阪府	6,948,376	302,552	315,042	213,936	261,968	20,360	20,509	20,709	20,869	21,005	20,701	4,059	4,295	4,419	4,542	4,624	4,585	2.6%	20%	21%	21%	22%	22%	22%
兵庫県	2,909,794	149,170	153,207	78,233	105,904	7,556	7,562	7,642	7,653	7,636	8,005	991	1,023	1,067	1,102	1,142	1,281	2.4%	13%	14%	14%	14%	15%	16%
奈良県	792,591	36,697	39,282	21,179	30,601	2,727	2,742	2,753	2,772	2,780	2,758	539	556	576	591	601	617	3.0%	20%	20%	21%	21%	22%	22%
和歌山県	405,932	22,424	21,090	11,556	15,733	1,135	1,136	1,114	1,116	1,165	1,377	122	120	124	135	148	158	2.8%	11%	11%	11%	12%	13%	11%
鳥取県	505,836	26,162	26,638	13,899	17,072	992	1,004	1,015	1,037	1,044	1,042	176	196	207	211	215	214	1.8%	18%	20%	20%	20%	21%	21%
島根県	482,816	25,029	25,086	12,464	15,257	995	1,028	1,064	1,128	1,161	1,202	228	243	262	292	311	340	2.3%	23%	24%	25%	26%	27%	28%
岡山県	1,606,718	86,791	88,388	44,705	53,861	5,857	5,787	5,813	5,750	5,749	5,727	748	770	763	788	789	806	3.1%	13%	13%	13%	14%	14%	14%
広島県	822,363	42,754	43,718	22,471	30,610	3,674	3,693	3,710	3,717	3,827	3,871	464	476	485	497	508	523	4.0%	13%	13%	13%	13%	13%	14%
山口県	735,860	34,178	36,132	19,246	23,880	1,133	448	443	440	1,074	1,187	504	149	134	140	140	493	1.5%	44%	33%	30%	32%	44%	42%
徳島県	381,883	15,820	18,248	9,685	13,616	1,205	1,205	1,203	1,200	1,200	1,196	162	171	177	180	184	179	2.9%	13%	14%	15%	15%	15%	15%
香川県	352,955	24,045	14,869	7,644	13,321	714	710	712	713	707	697	161	161	160	164	163	147	1.9%	23%	23%	22%	23%	23%	21%
愛媛県	554,908	24,882	27,450	14,413	18,360	1,331	1,326	1,336	1,353	1,359	1,370	333	336	340	346	342	343	2.3%	25%	25%	25%	26%	25%	25%
高知県	562,275	26,420	27,124	14,330	16,976	1,058	1,065	1,070	1,078	1,087	1,099	189	196	201	207	221	232	1.9%	18%	18%	19%	19%	20%	21%
福岡県	3,866,600	209,504	218,683	105,349	133,314	10,643	10,671	10,741	10,828	10,865	11,220	2,304	2,405	2,517	2,691	2,800	3,004	2.5%	22%	23%	23%	25%	26%	27%
佐賀県	470,300	26,713	27,312	14,037	18,546	1,720	1,729	1,719	1,734	1,737	1,671	316	319	320	322	327	319	2.8%	18%	18%	19%	19%	19%	19%
長崎県	1,090,257	55,011	55,435	27,918	38,928	2,147	2,153	2,152	2,156	2,158	3,159	340	352	377	398	419	951	2.6%	16%	16%	18%	18%	19%	30%
熊本県	1,451,560	82,628	81,884	40,977	52,991	6,048	6,007	5,997	6,010	6,009	5,977	646	849	947	1,039	1,089	1,128	3.4%	11%	14%	16%	17%	18%	19%
大分県	900,137	45,685	46,511	24,110	32,799	2,222	2,255	2,276	2,304	2,289	2,277	554	562	568	578	575	574	2.2%	25%	25%	25%	25%	25%	25%
宮崎県	254,137	12,124	13,834	7,098	9,107	560	562	565	571	571	561	141	138	151	154	152	155	1.9%	25%	25%	27%	27%	27%	28%
鹿児島県	1,064,962	56,6																						

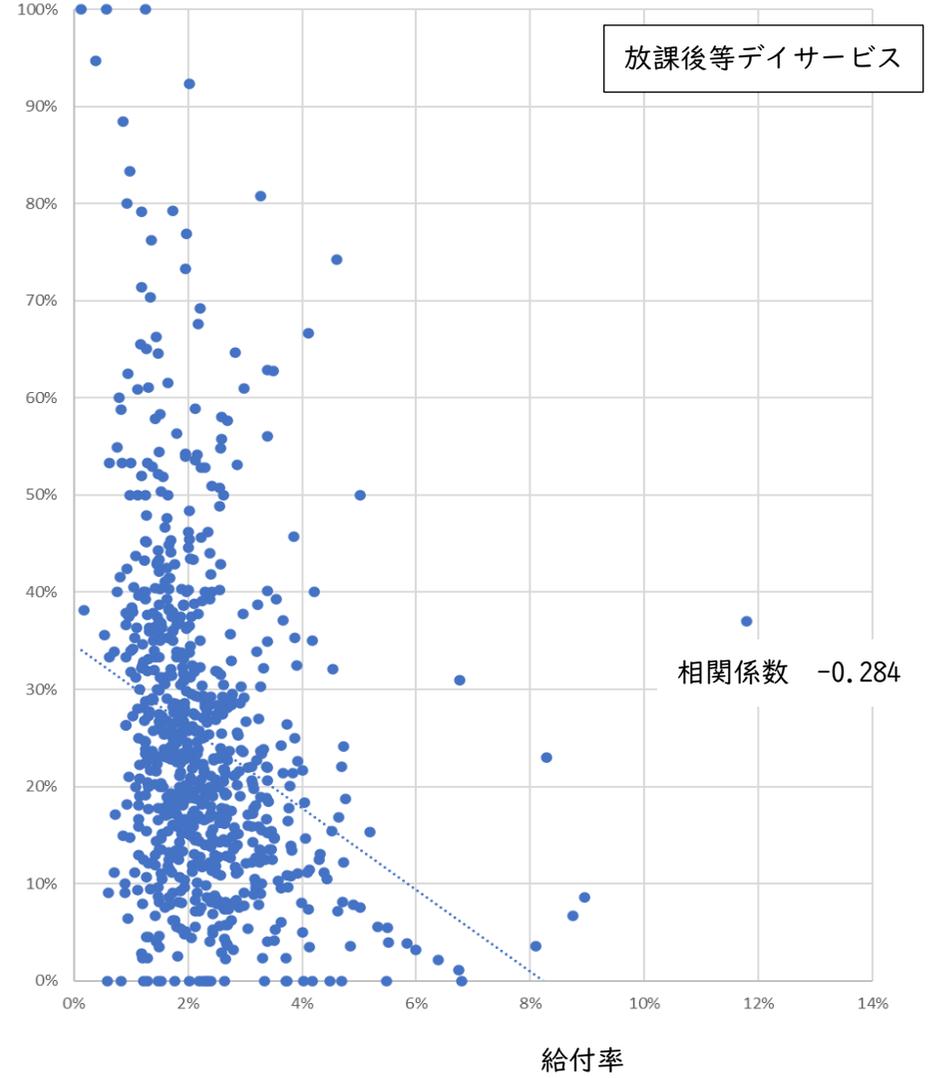
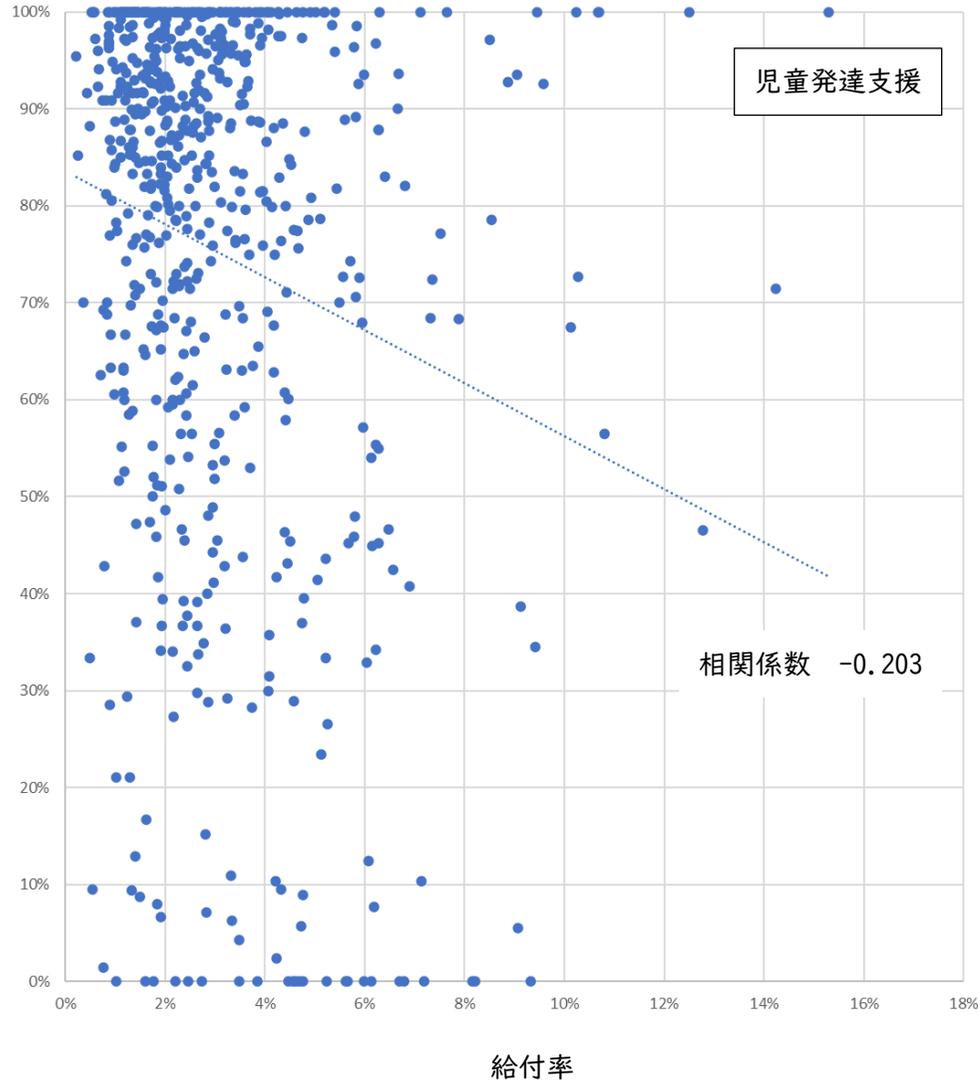
都道府県別 給付率・個別サポート加算I算定率の散布図



自治体別 給付率・個別サポート加算 I 算定率の散布図

※給付数 10 人未満の自治体を除く : 推進事業児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究  
※極端な給付率（外れ値）を除く 【自治体調査】\_資料集

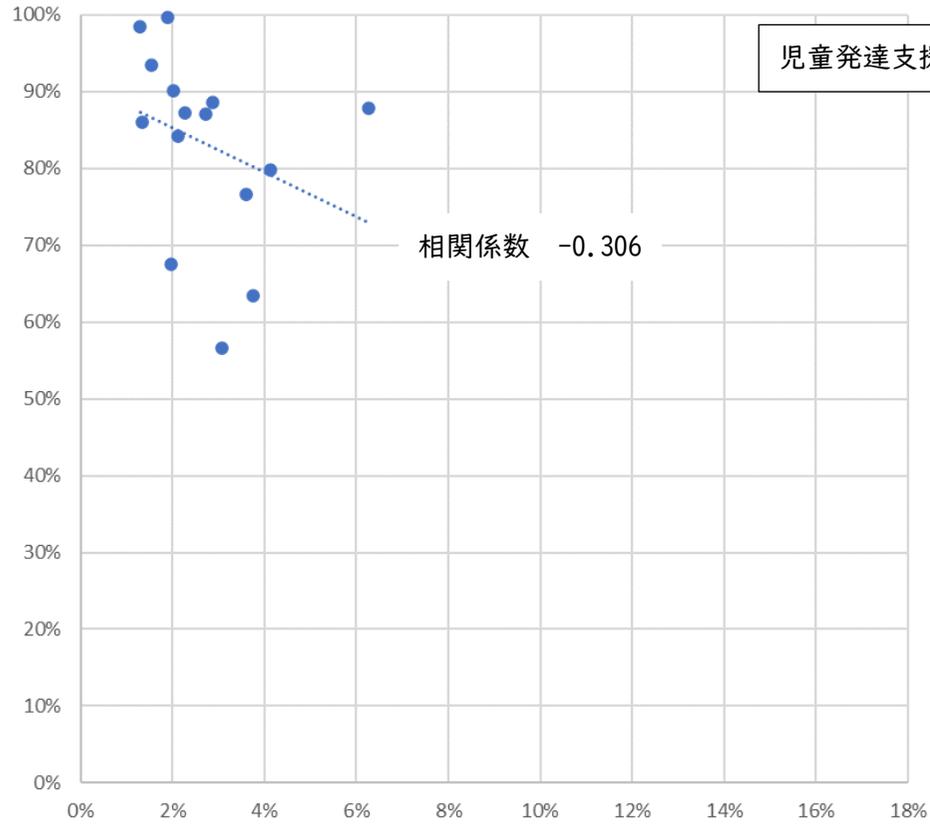
個別サポート加算 I 算定率



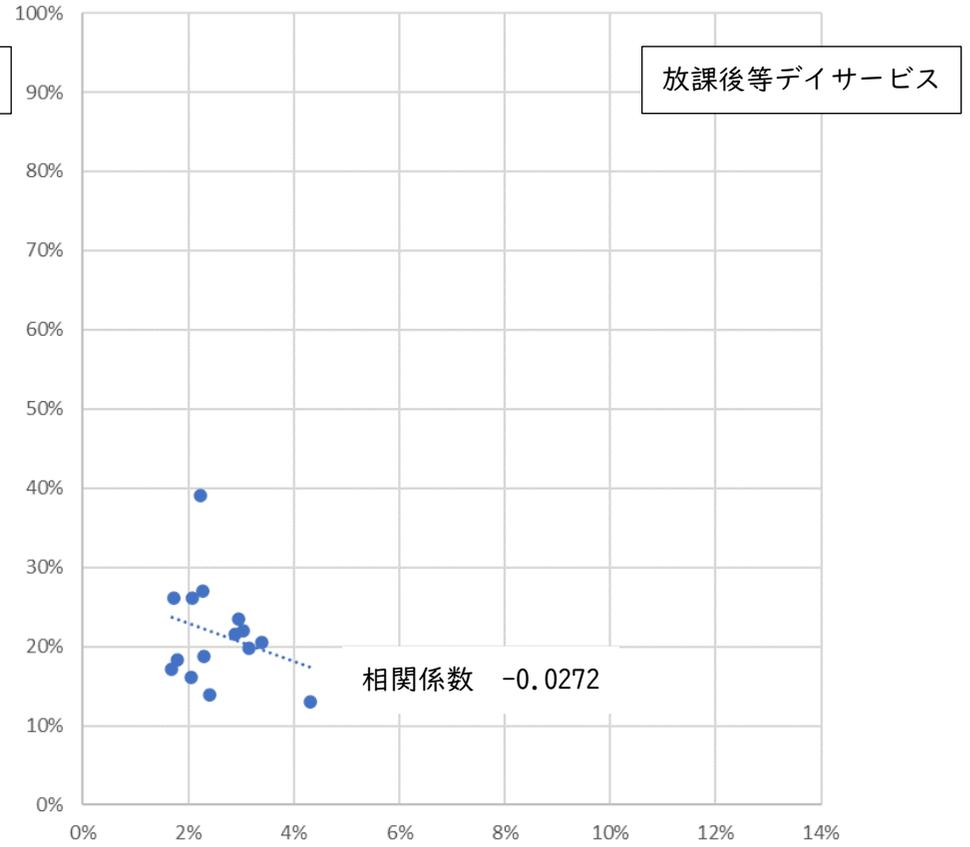
都市区分別 給付率・個別サポート加算 I 算定率の散布図

政令指定都市

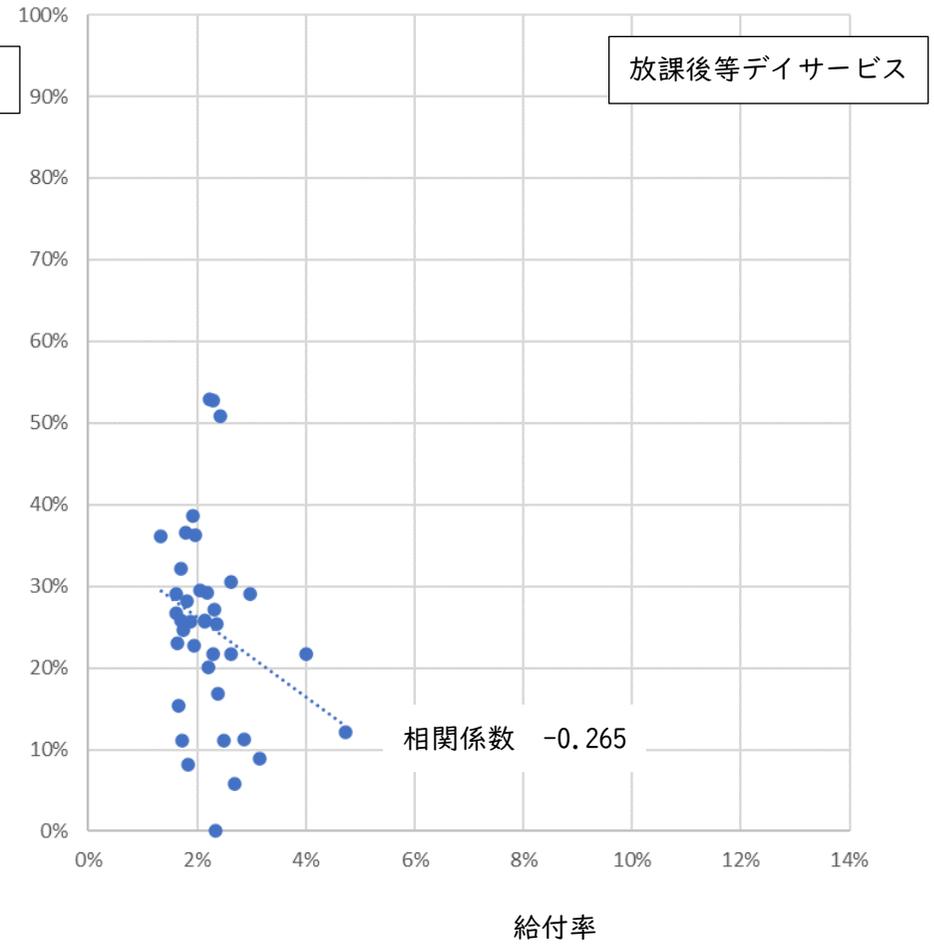
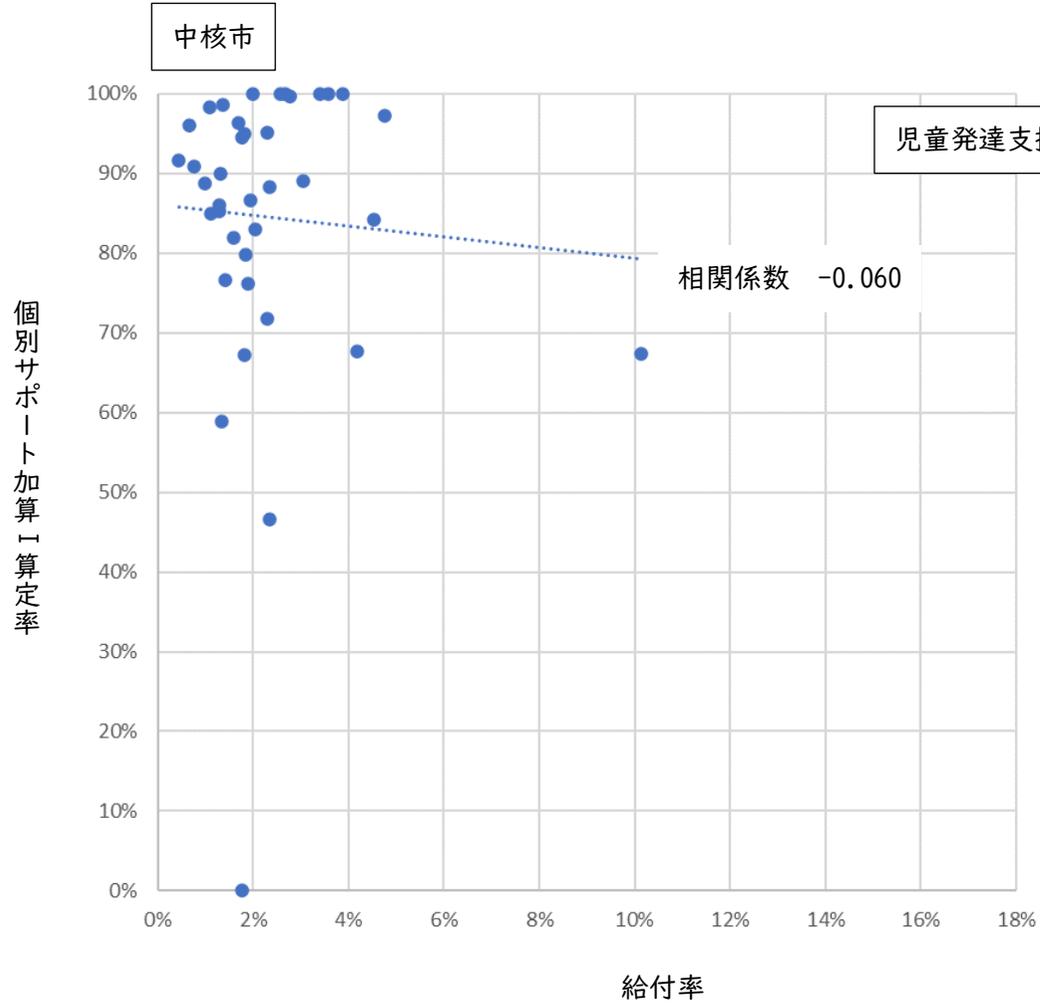
個別サポート加算 I 算定率

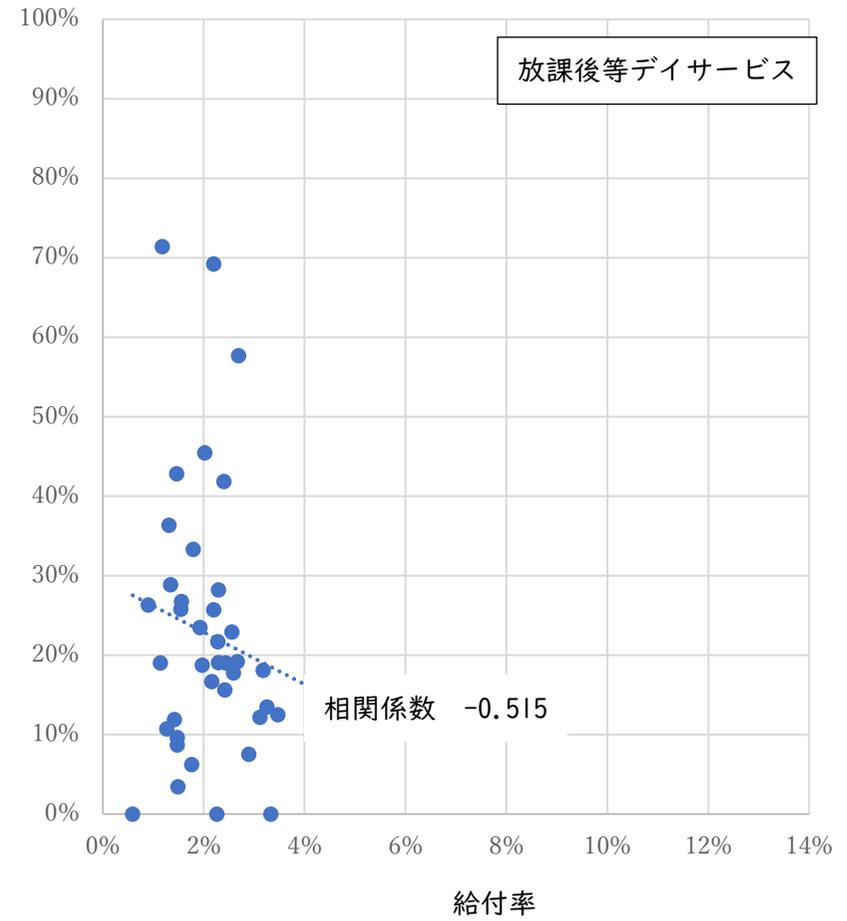
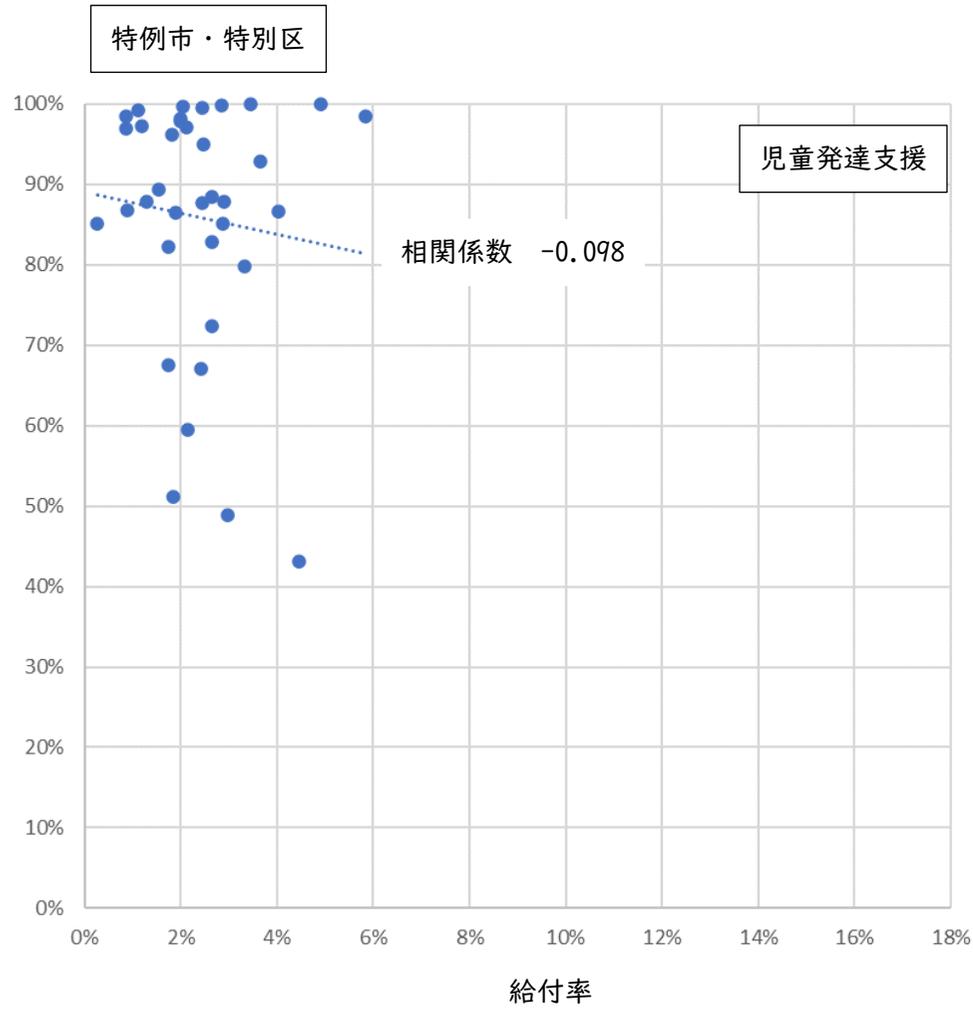


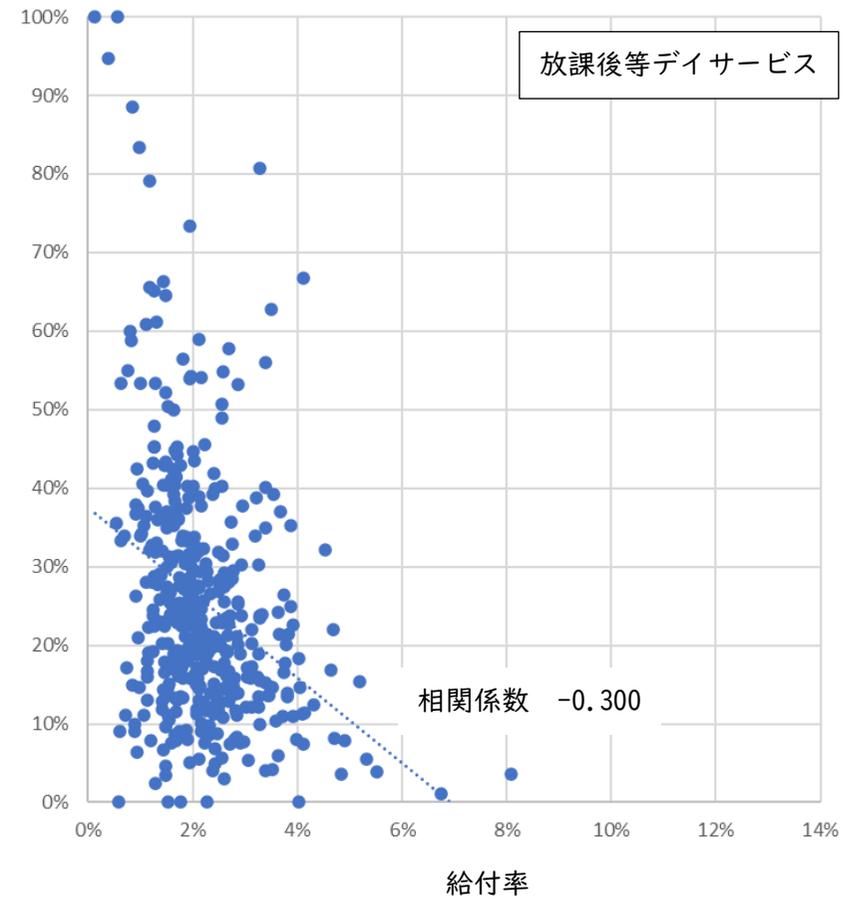
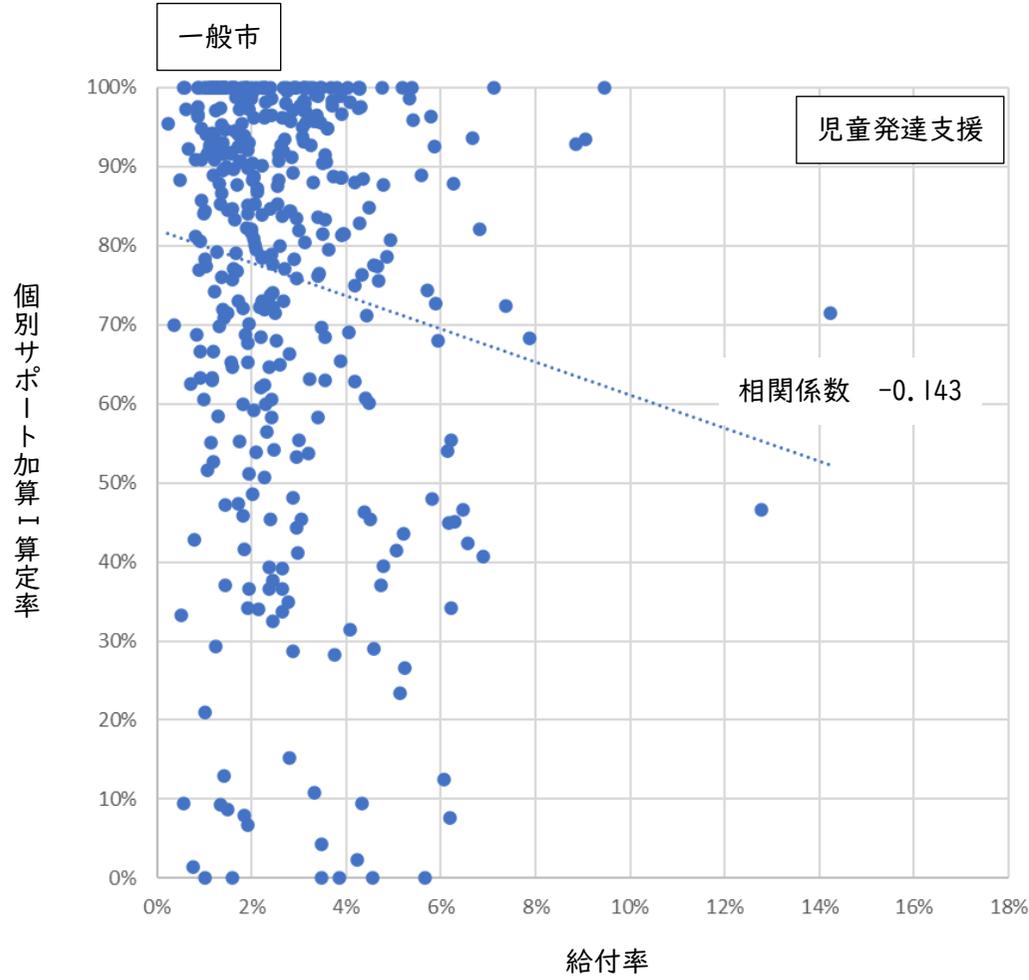
給付率

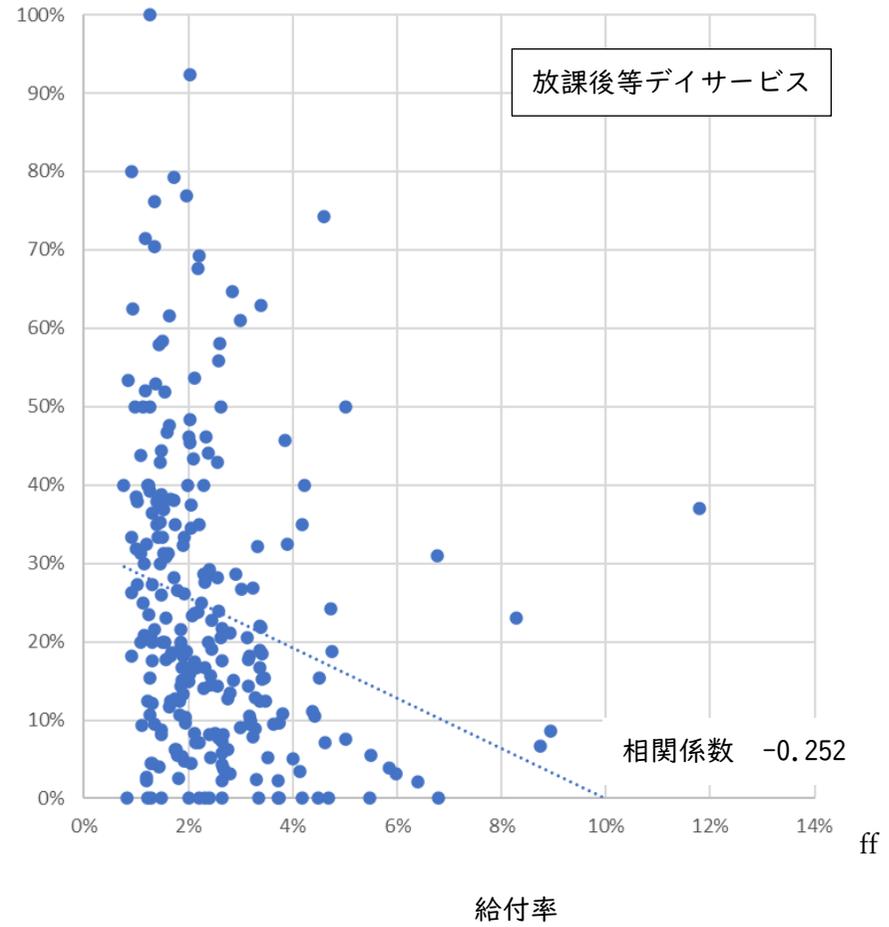
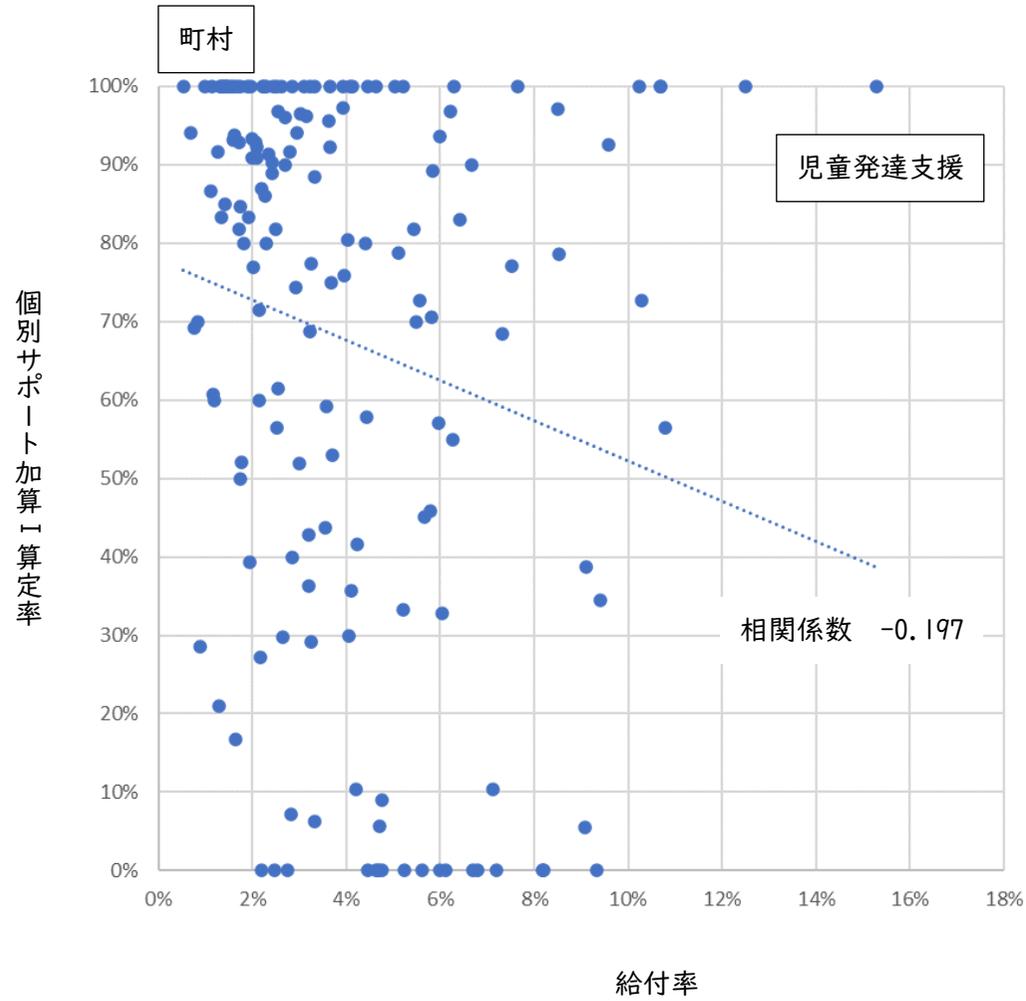


給付率





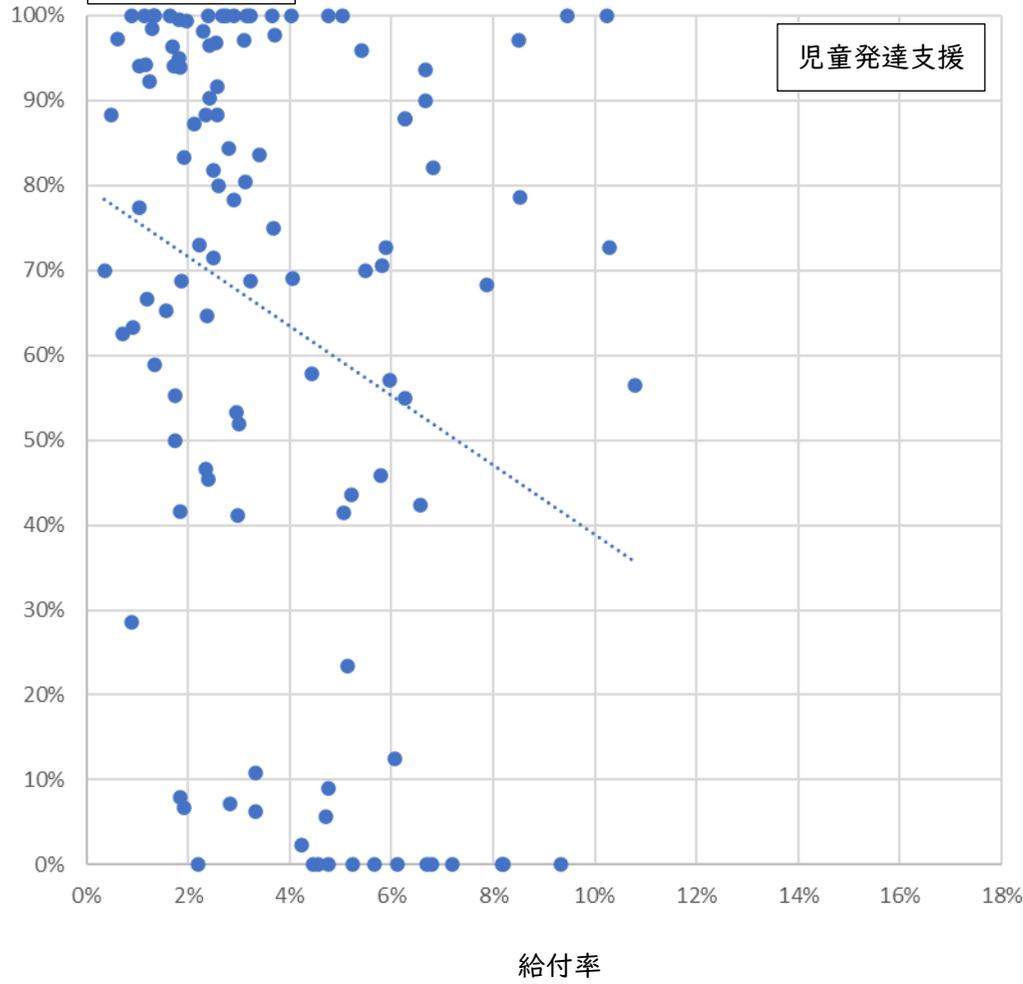




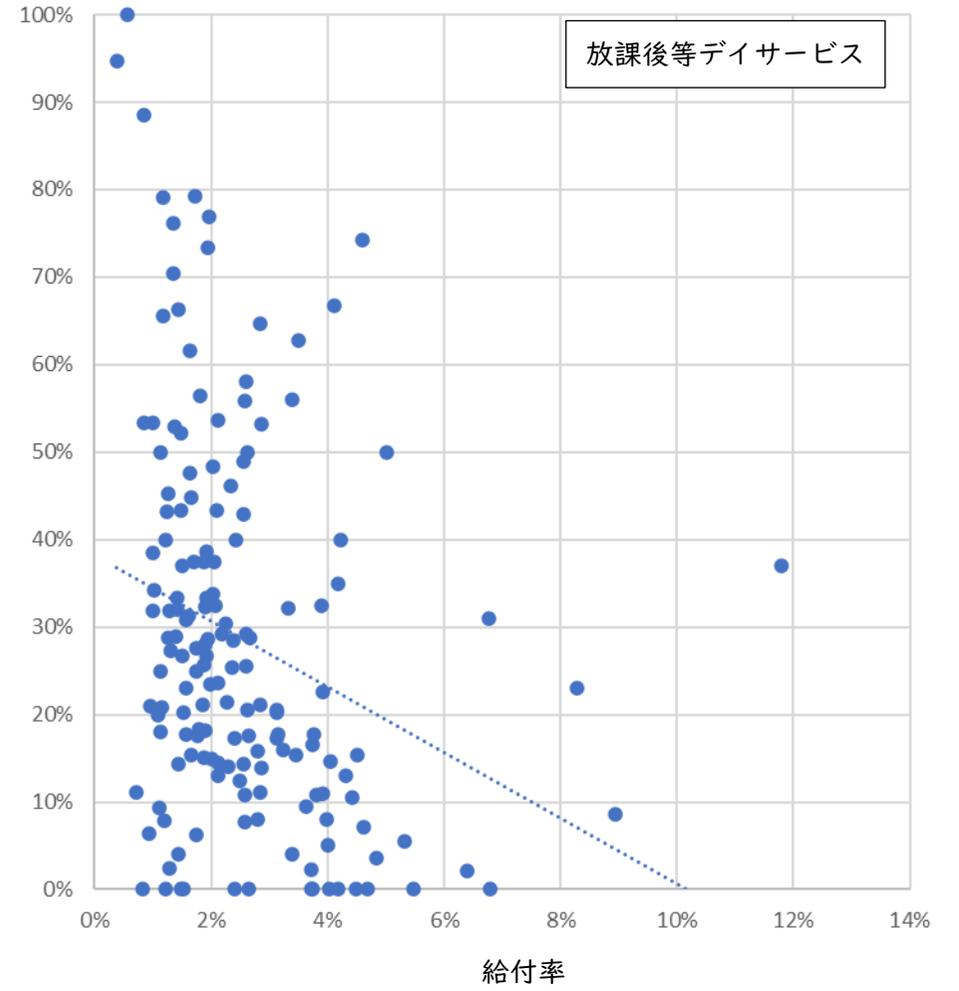
地域別 給付率・個別サポート加算 I 算定率の散布図

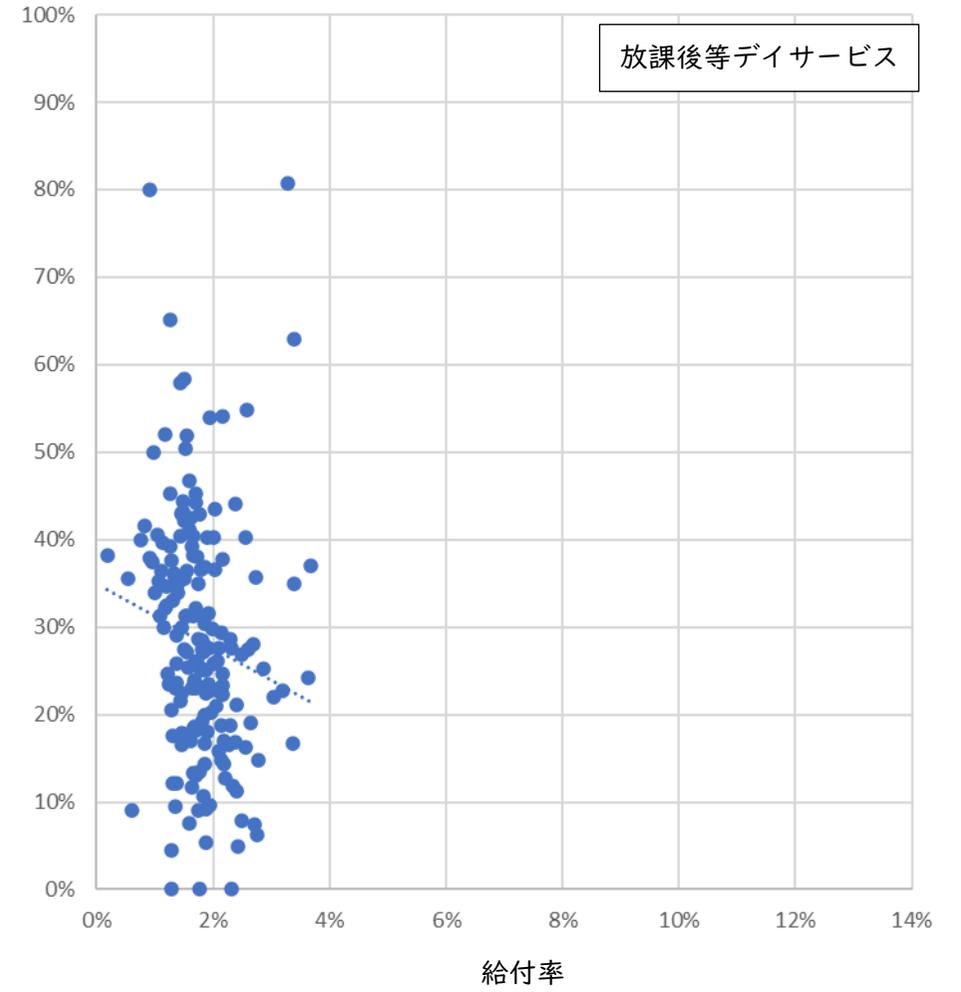
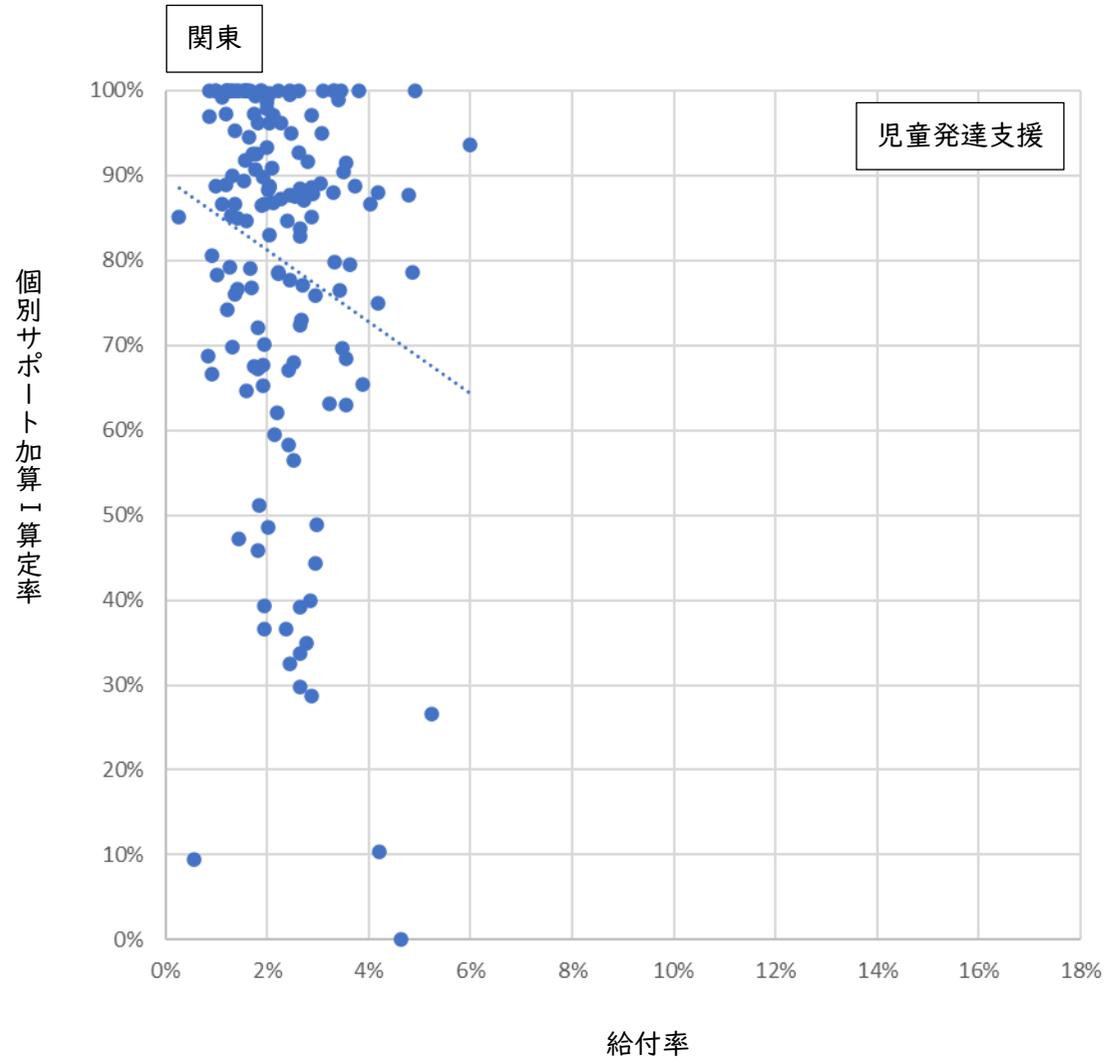
北海道・東北

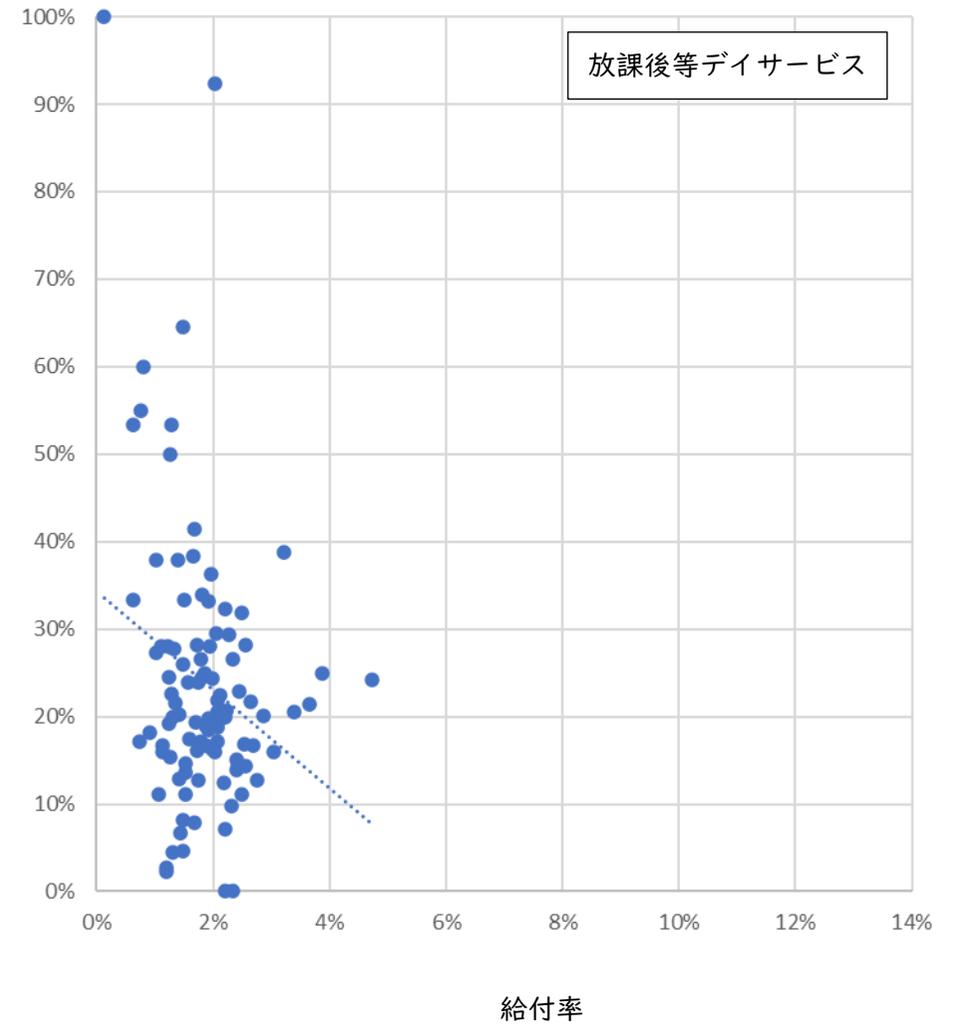
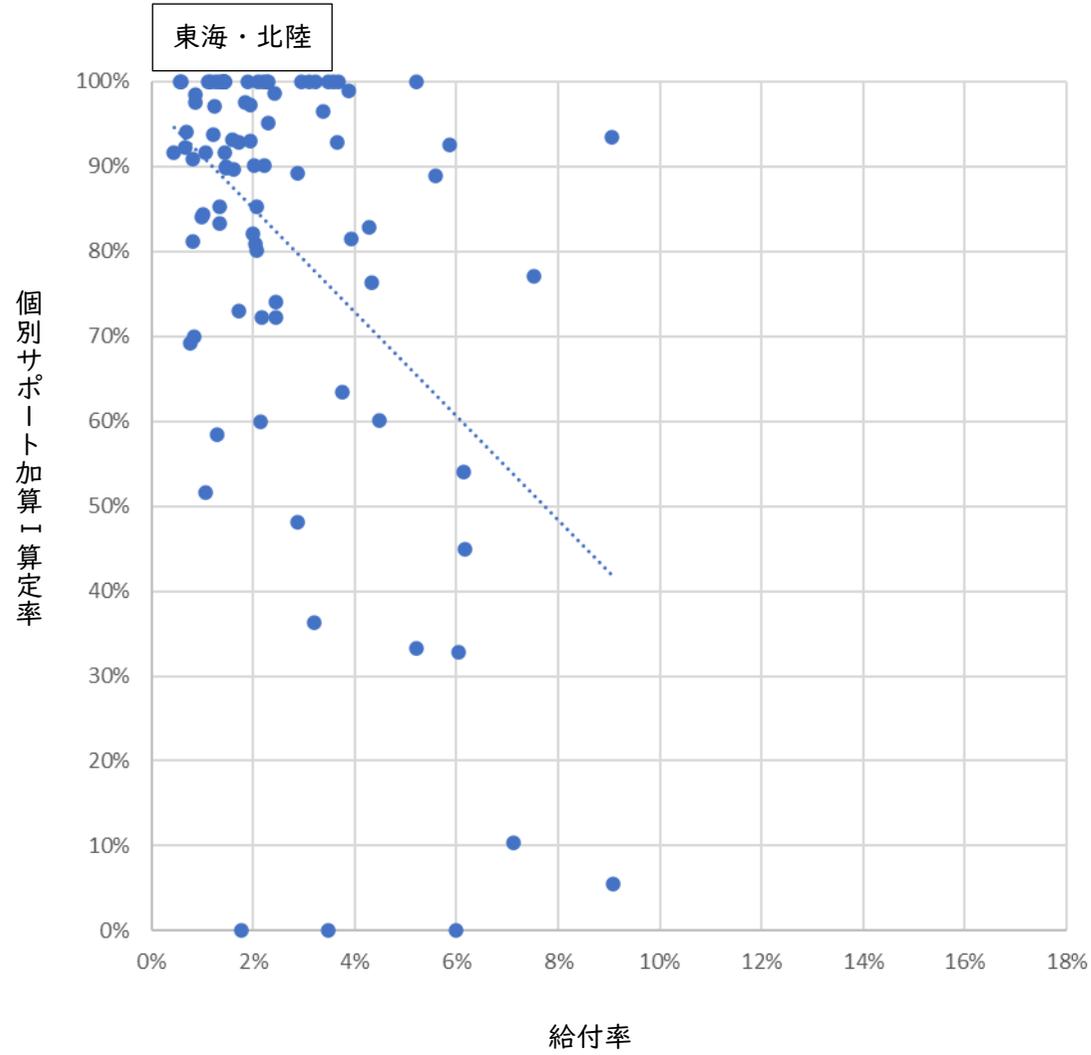
個別サポート加算 I 算定率

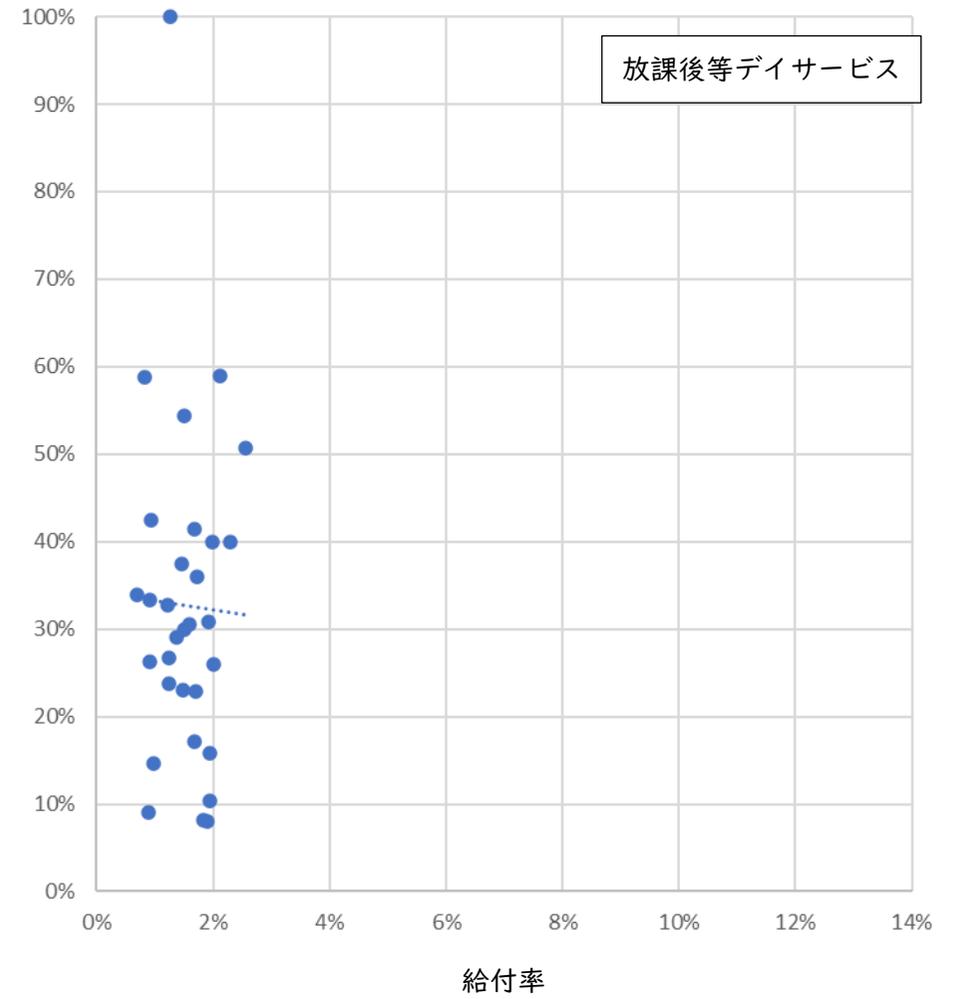
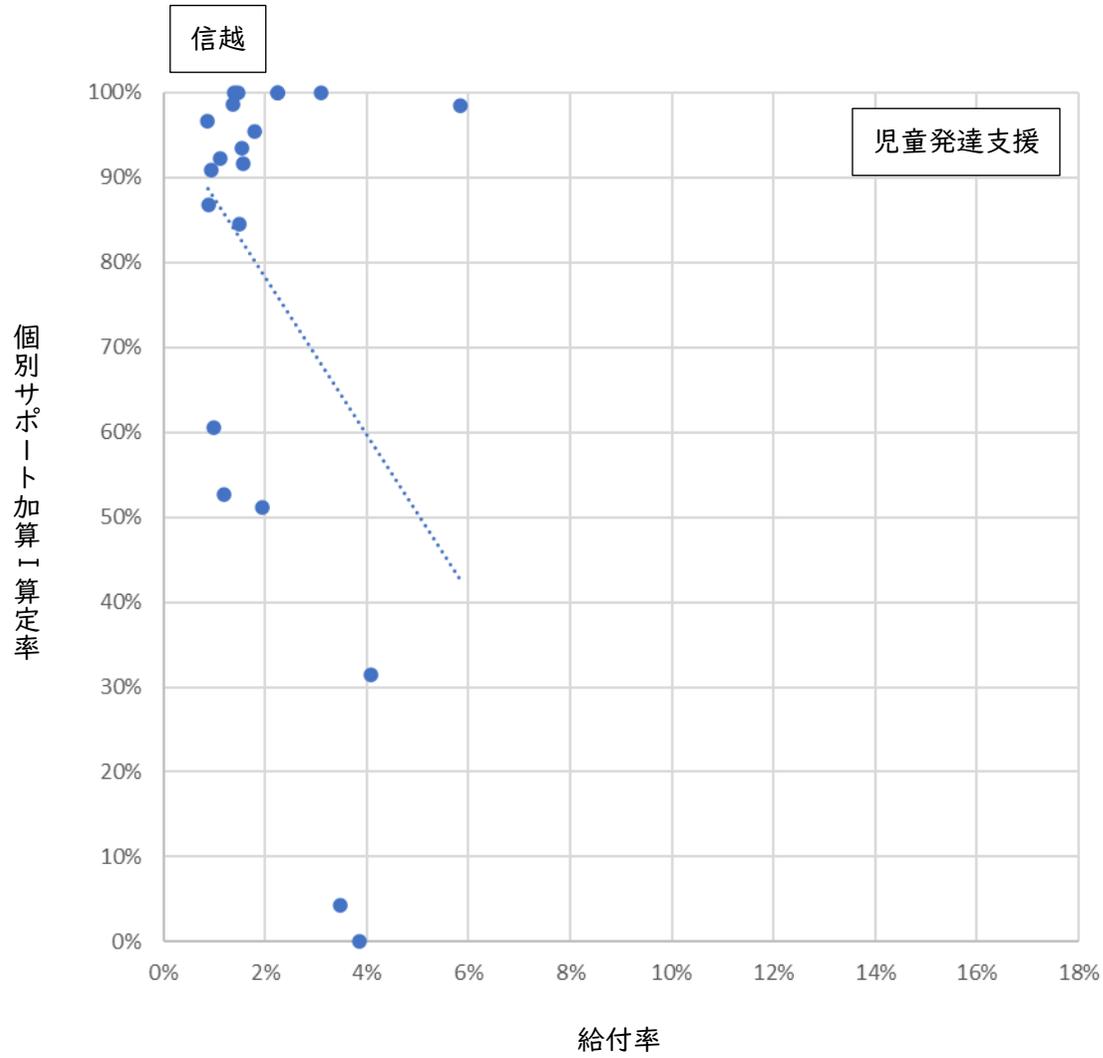


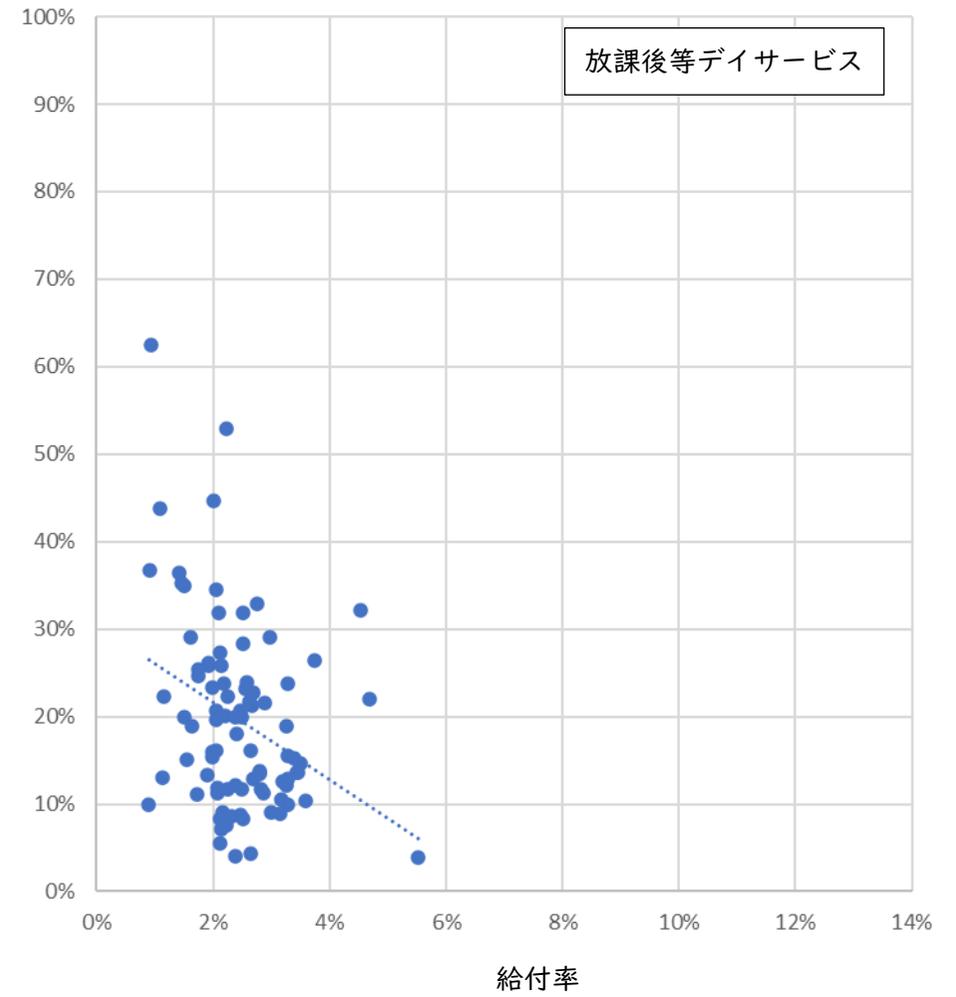
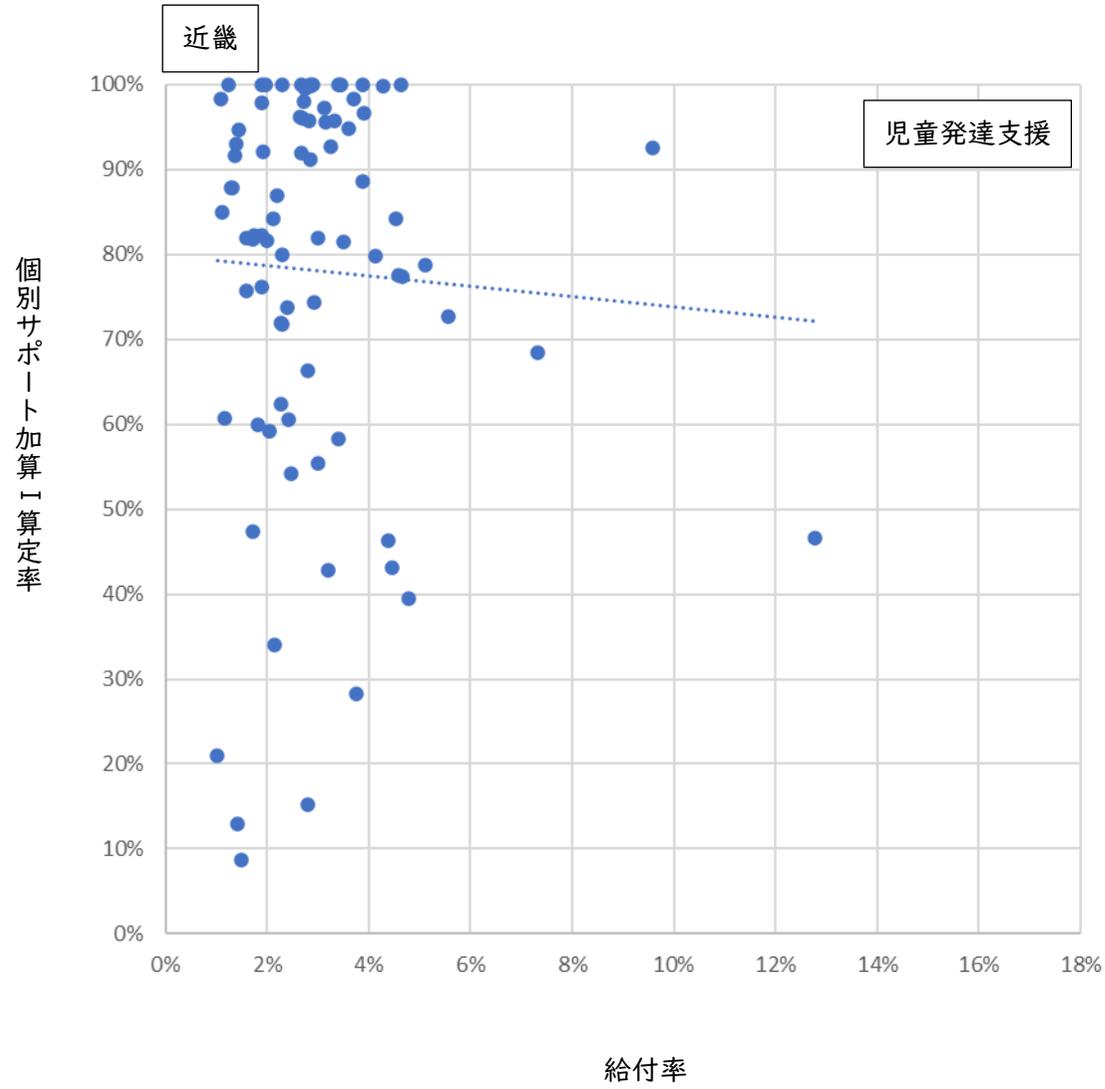
放課後等デイサービス



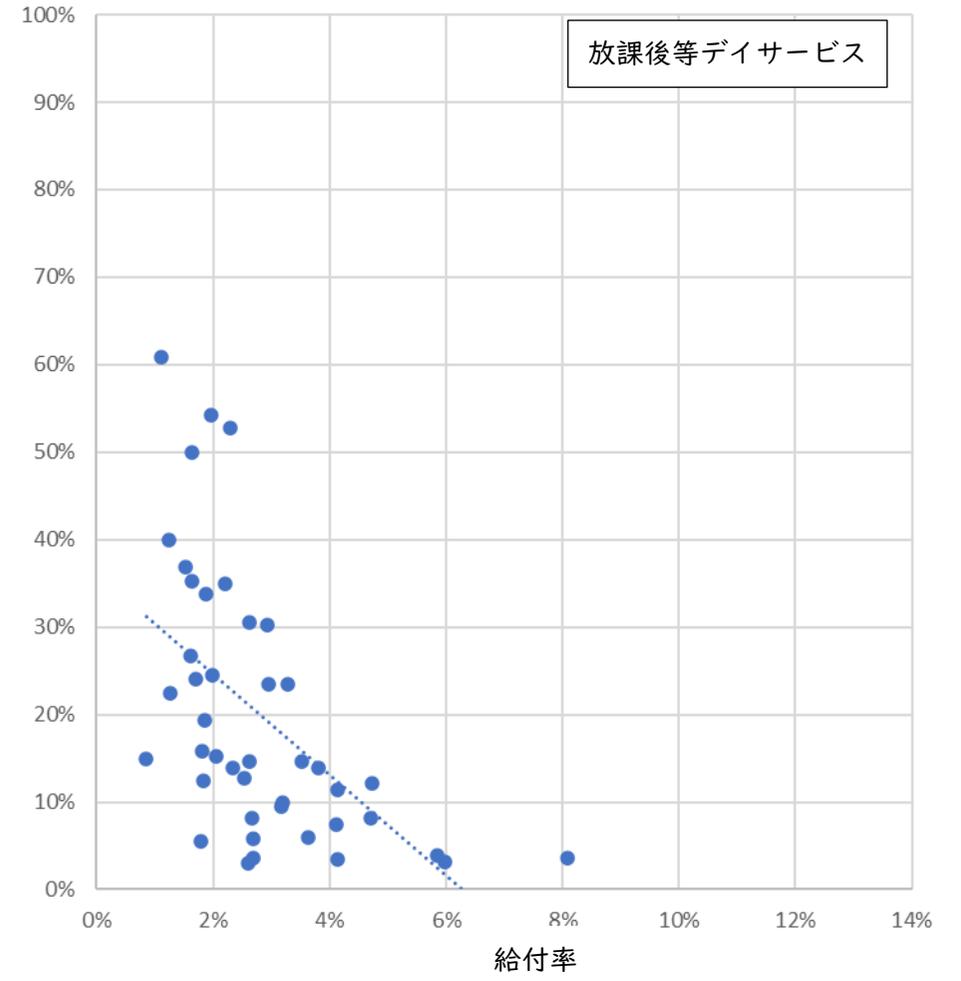
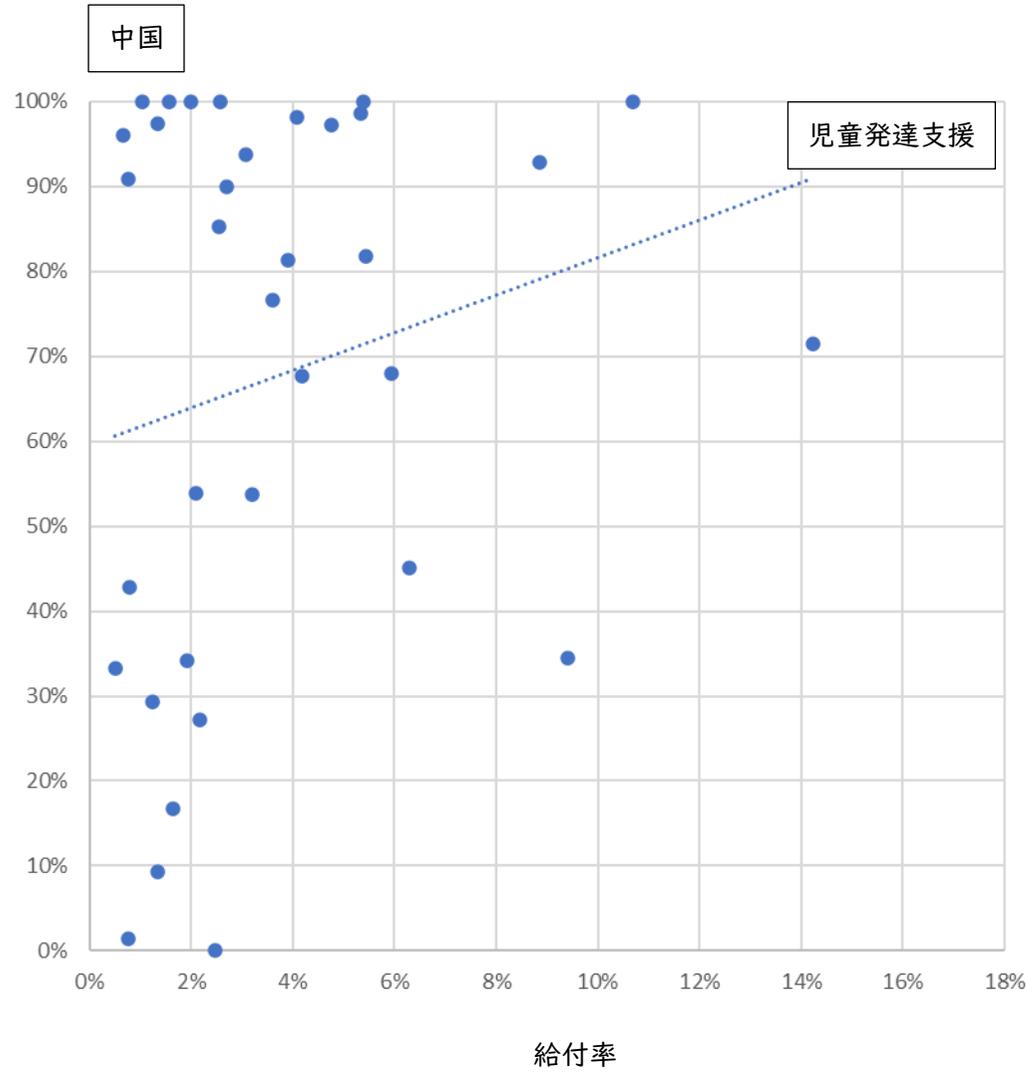


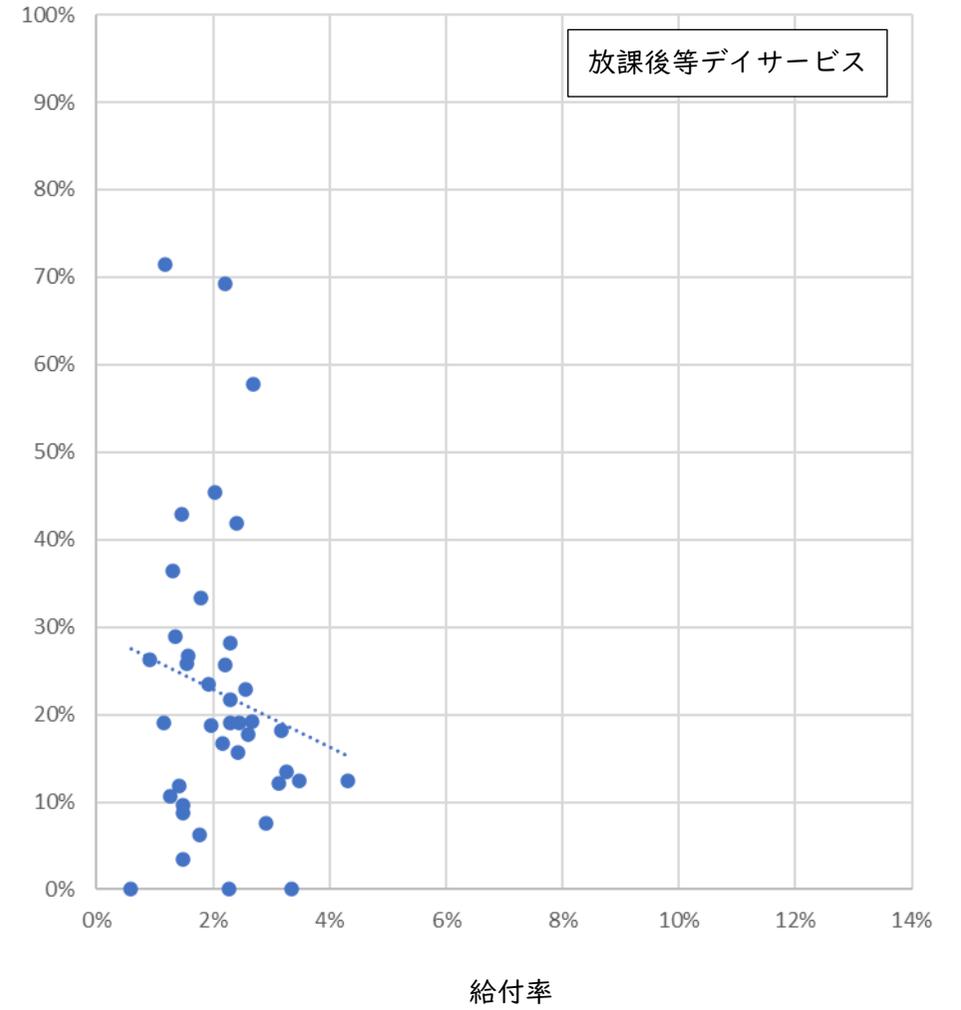
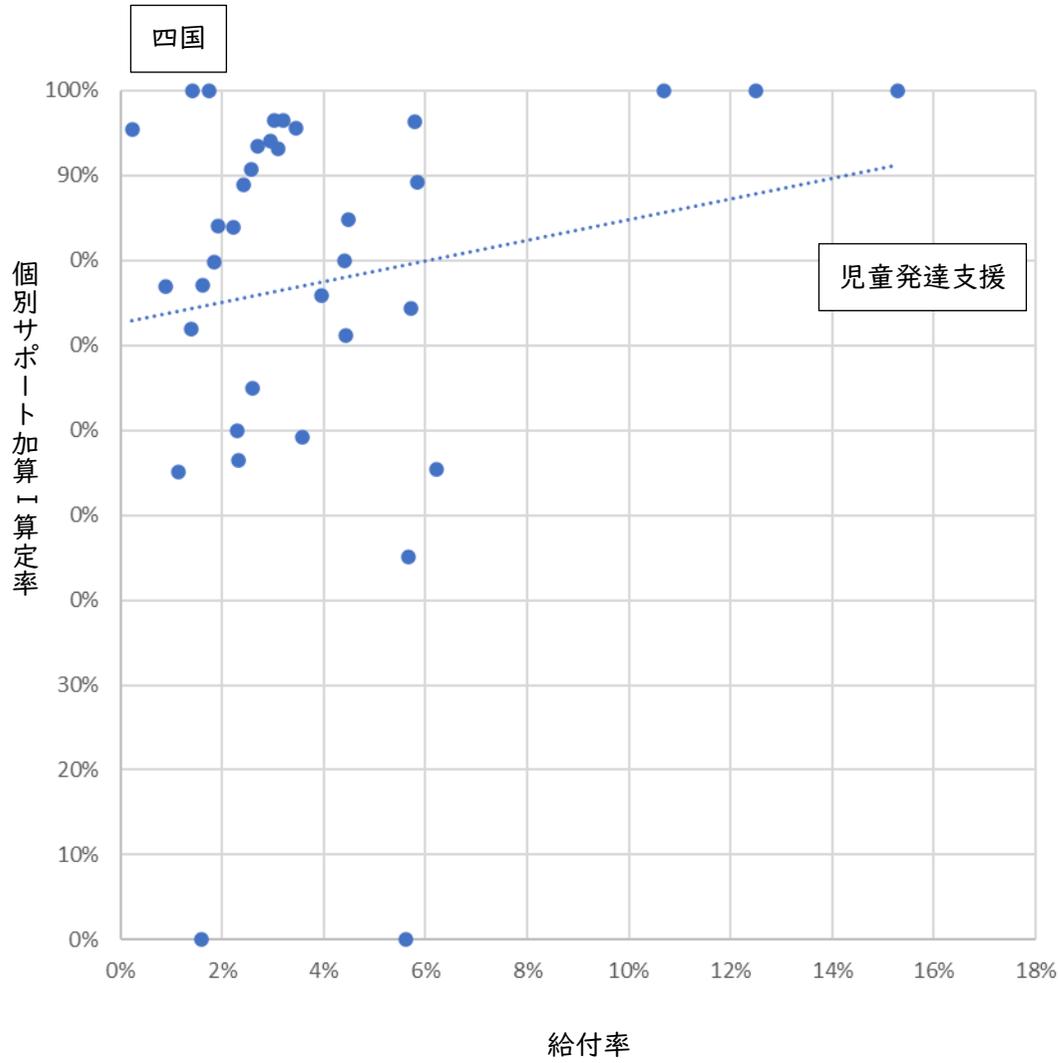


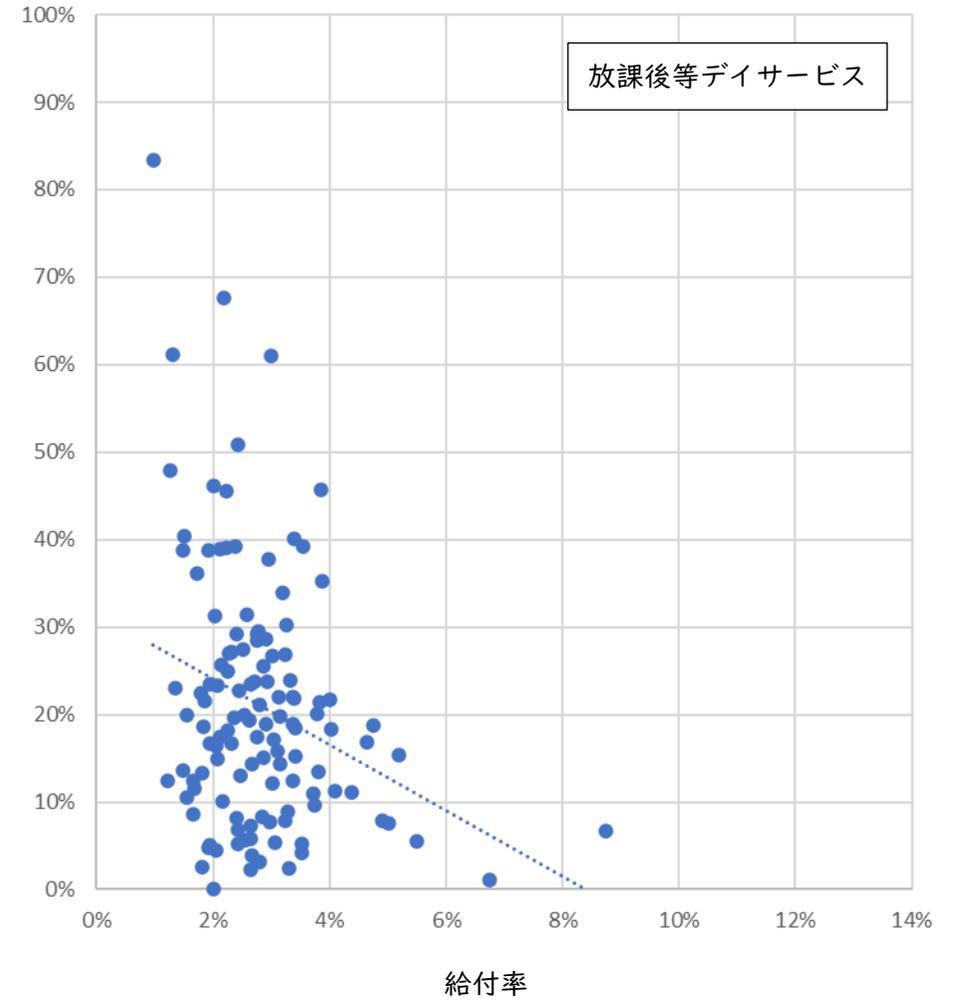
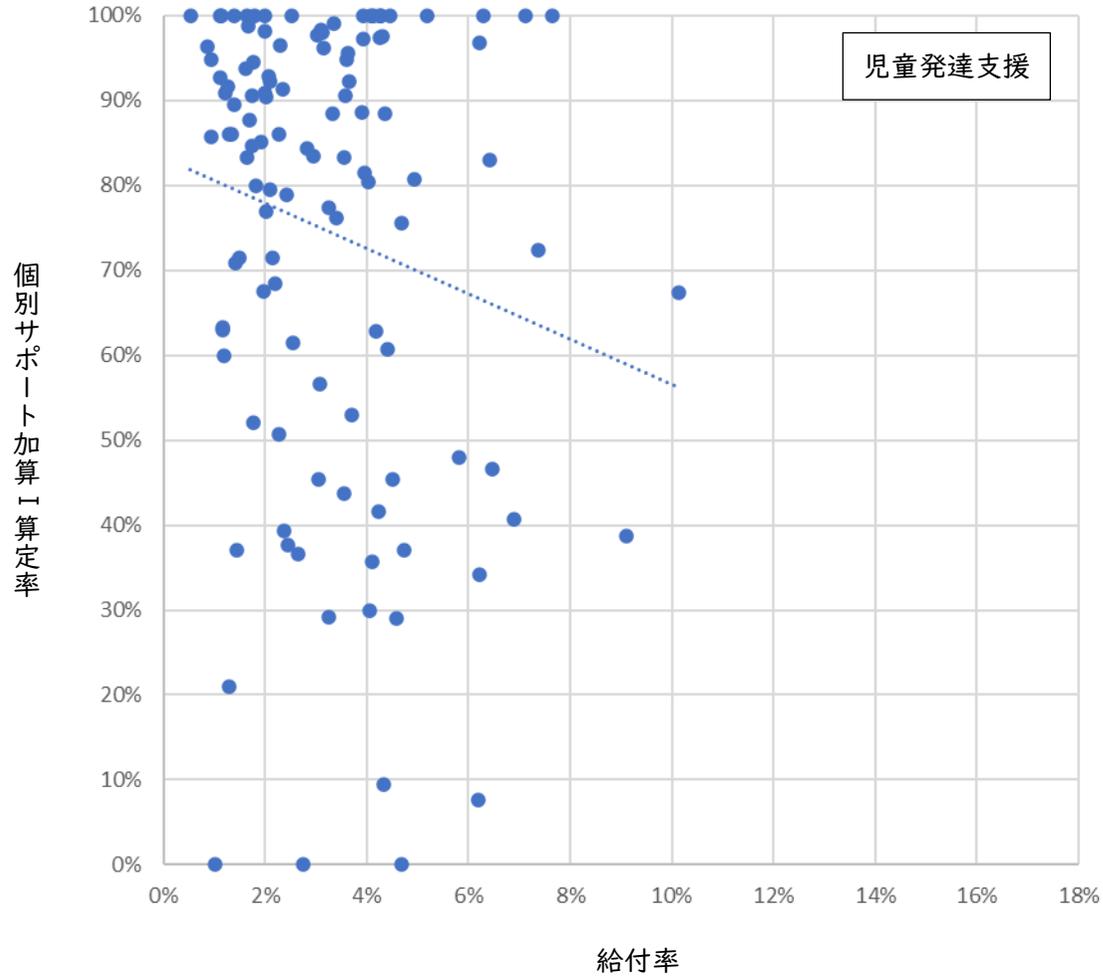




個別サポート加算「算定率」



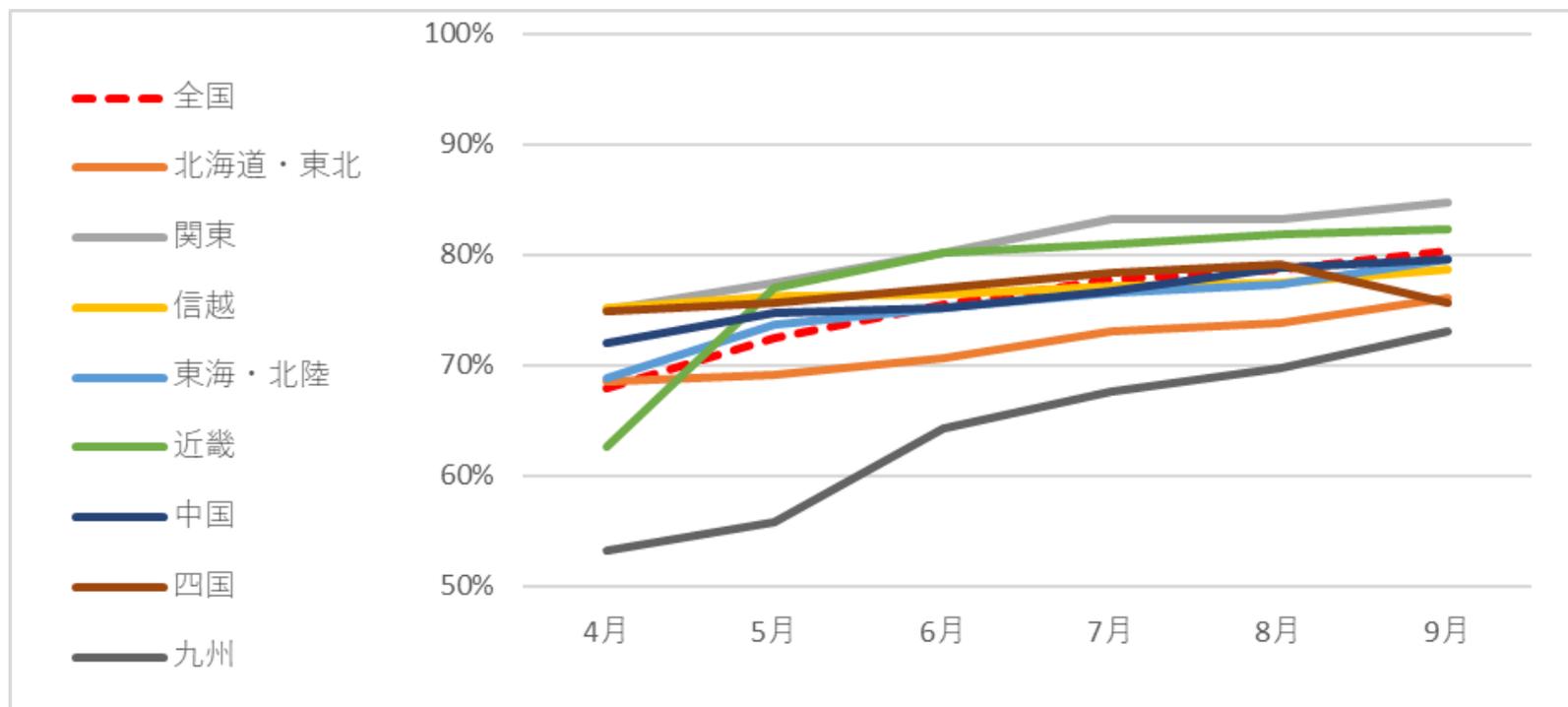




地域別 給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（児童発達支援）

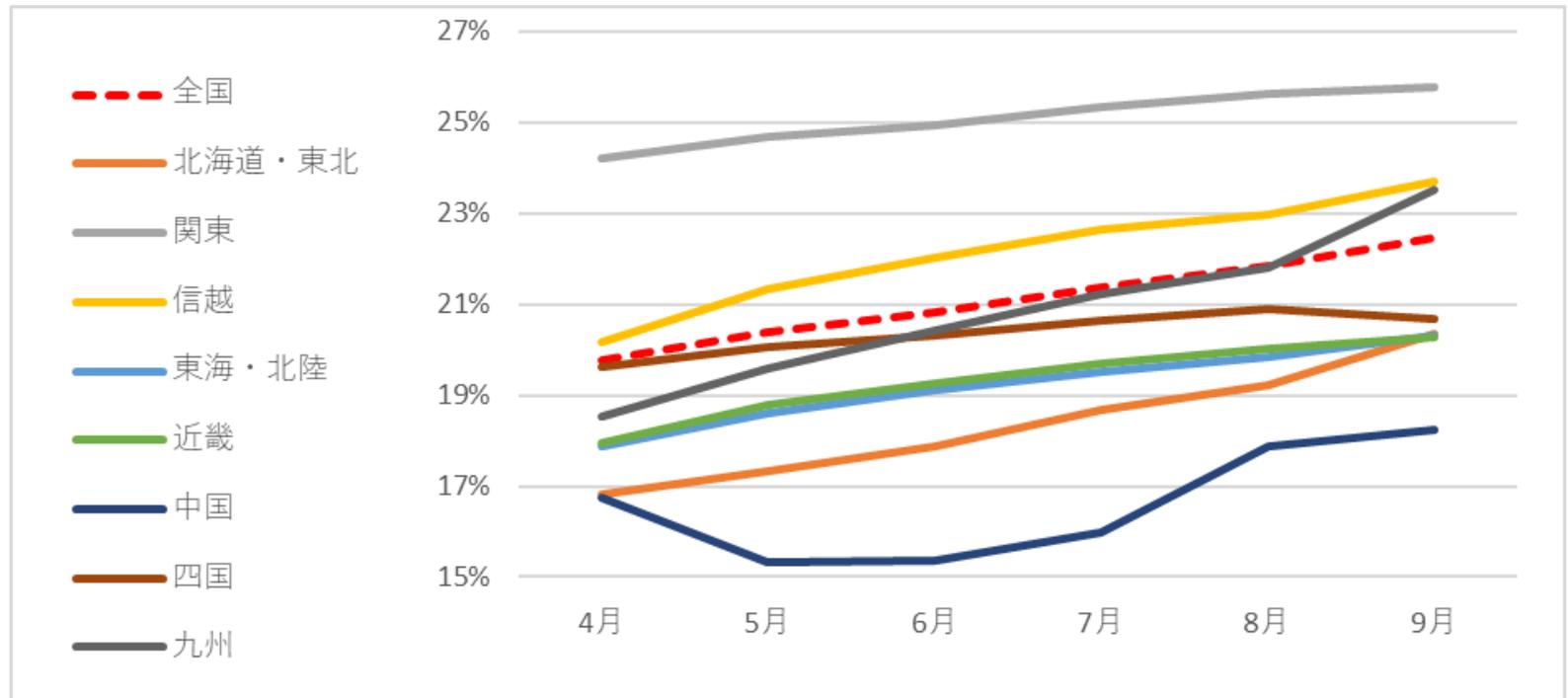
令和3年度障害者総合福祉推進事業児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究  
【自治体調査】\_資料集

児童発達支援 都道府県	給付決定						個別サポート加算Ⅰ						給付率	算定率					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
全国	81,644	84,482	88,280	91,500	95,084	100,241	55,381	61,153	66,676	71,152	74,742	80,457	2.5%	68%	72%	76%	78%	79%	80%
北海道・東北	10,649	11,124	11,593	12,005	12,376	12,925	7,295	7,683	8,186	8,764	9,128	9,837	3.1%	69%	69%	71%	73%	74%	76%
関東	26,947	28,112	29,544	30,642	32,073	34,026	20,198	21,763	23,680	25,476	26,686	28,850	2.1%	75%	77%	80%	83%	83%	85%
信越	1,386	1,461	1,542	1,595	1,648	1,706	1,041	1,113	1,178	1,230	1,277	1,341	1.5%	75%	76%	76%	77%	77%	79%
東海・北陸	8,949	9,152	9,452	9,802	10,112	10,634	6,157	6,744	7,109	7,505	7,812	8,464	2.3%	69%	74%	75%	77%	77%	80%
近畿	14,407	14,875	15,450	15,906	16,390	17,041	9,013	11,461	12,376	12,875	13,403	14,016	2.9%	63%	77%	80%	81%	82%	82%
中国	5,486	5,387	5,603	5,817	6,252	6,451	3,948	4,023	4,215	4,461	4,928	5,135	3.0%	72%	75%	75%	77%	79%	80%
四国	1,753	1,798	1,876	1,947	2,006	2,078	1,312	1,361	1,443	1,524	1,586	1,571	2.3%	75%	76%	77%	78%	79%	76%
九州	12,067	12,573	13,220	13,786	14,227	15,380	6,417	7,005	8,489	9,317	9,922	11,243	2.8%	53%	56%	64%	68%	70%	73%



地域別 給付数・個別サポート加算I数・算定率（放課後等デイサービス）

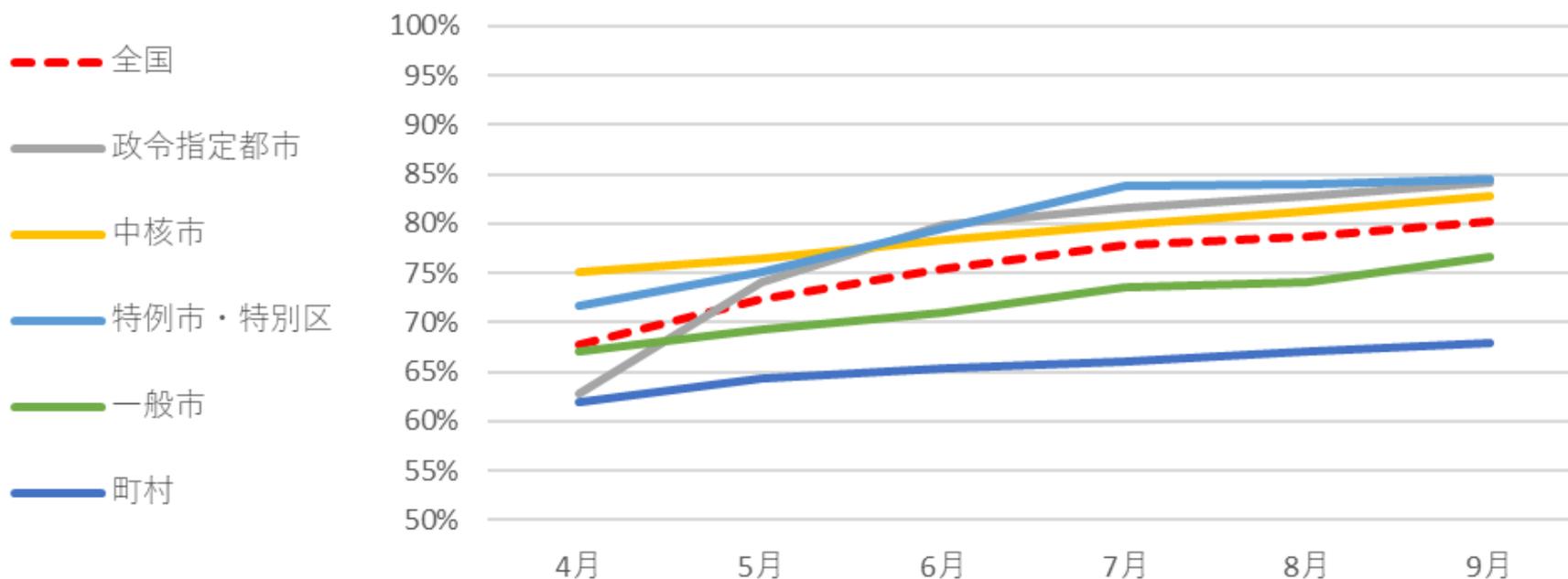
放課後等デイサービス 都道府県	給付決定						個別サポート加算I						給付率	算定率					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		4月	5月	6月	7月	8月	9月
全国	198,419	197,738	199,148	200,949	202,740	208,067	39,244	40,273	41,460	42,936	44,262	46,748	2.2%	20%	20%	21%	21%	22%	22%
北海道・東北	26,803	26,878	26,889	27,067	27,095	27,202	4,505	4,660	4,810	5,053	5,206	5,531	2.5%	17%	17%	18%	19%	19%	20%
関東	59,946	60,191	60,805	61,566	62,050	64,560	14,513	14,852	15,159	15,601	15,890	16,642	1.8%	24%	25%	25%	25%	26%	26%
信越	4,787	4,831	4,855	4,914	4,935	4,885	966	1,031	1,069	1,113	1,134	1,158	1.6%	20%	21%	22%	23%	23%	24%
東海・北陸	22,900	22,527	22,672	22,914	23,007	23,712	4,090	4,192	4,329	4,468	4,561	4,816	2.2%	18%	19%	19%	19%	20%	20%
近畿	35,992	36,201	36,528	36,757	36,971	37,292	6,454	6,799	7,027	7,234	7,401	7,559	2.5%	18%	19%	19%	19%	20%	20%
中国	12,651	11,960	12,045	12,072	12,855	13,029	2,120	1,834	1,851	1,928	2,298	2,376	2.8%	17%	15%	15%	16%	18%	18%
四国	4,308	4,306	4,321	4,344	4,353	4,362	845	864	878	897	910	901	2.2%	20%	20%	20%	21%	21%	21%
九州	31,032	30,844	31,033	31,315	31,474	33,025	5,751	6,041	6,337	6,642	6,862	7,765	2.8%	19%	20%	20%	21%	22%	24%



都市区分別 給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（児童発達支援）

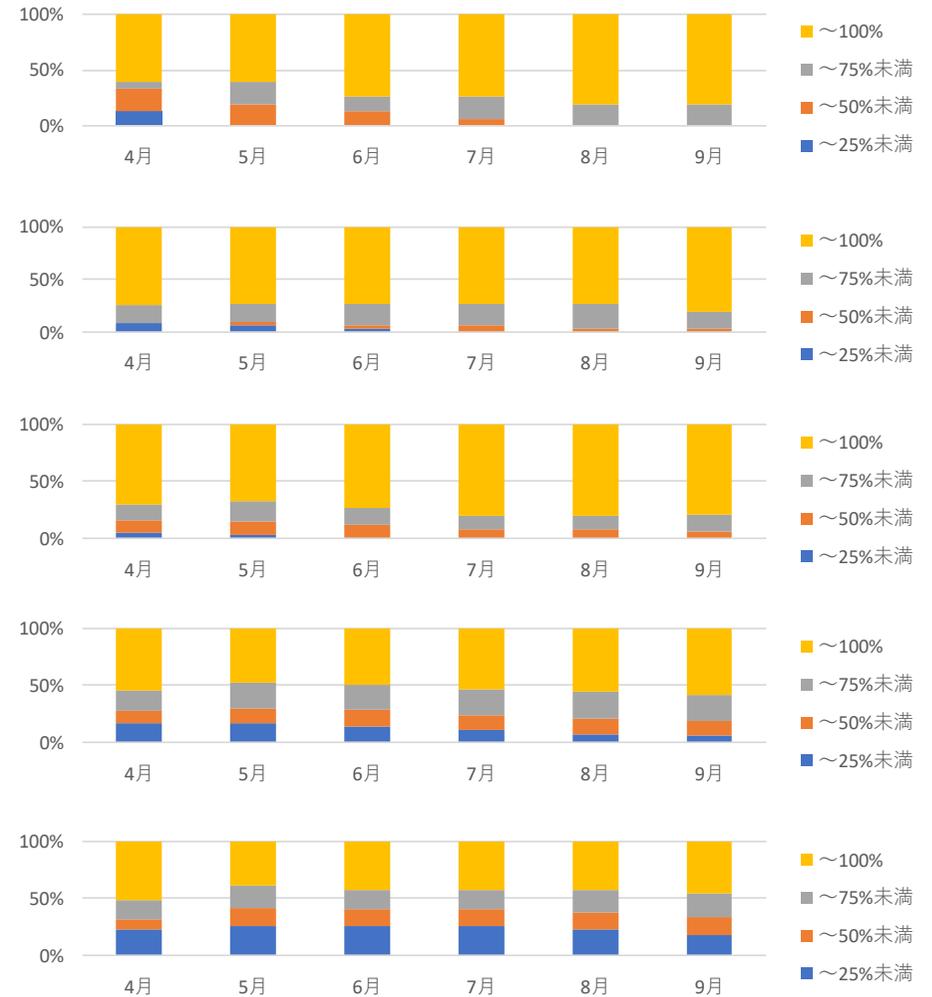
令和3年度障害者総合福祉推進事業児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究  
【自治体調査】\_資料集

児童発達支援 給付決定	給付決定						個別サポート加算Ⅰ						給付率	算定率					
	都道府県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月		9月	4月	5月	6月	7月	8月
全国	81,644	84,482	88,280	91,500	95,084	100,241	55,381	61,153	66,676	71,152	74,742	80,457	2.5%	68%	72%	76%	78%	79%	80%
政令指定都市	21,217	22,123	23,149	24,025	24,788	25,361	13,338	16,390	18,492	19,604	20,517	21,348	2.7%	63%	74%	80%	82%	83%	84%
中核市	15,616	15,841	16,357	16,891	17,606	18,675	11,727	12,122	12,806	13,488	14,298	15,472	2.5%	75%	77%	78%	80%	81%	83%
特例市・特別区	10,718	11,067	11,715	12,190	12,812	13,494	7,683	8,313	9,324	10,213	10,751	11,409	2.4%	72%	75%	80%	84%	84%	85%
一般市	29,635	30,820	32,246	33,379	34,658	37,279	19,871	21,346	22,905	24,535	25,671	28,540	2.4%	67%	69%	71%	74%	74%	77%
町村	4,458	4,631	4,813	5,015	5,220	5,432	2,762	2,982	3,149	3,312	3,505	3,688	2.4%	62%	64%	65%	66%	67%	68%



都市区分別 個別サポート加算I算定率 度数分布（児童発達支援）

児童発達支援 算定率						
政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	0	2	0	0	0	0
～50%未満	0	3	3	2	1	0
～75%未満	0	1	3	2	3	3
～100%	9	9	11	11	12	12
中核市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	0	3	2	1	0	0
～50%未満	0	0	1	1	2	1
～75%未満	0	6	5	6	6	7
～100%	26	22	22	22	22	25
特例市・特別区	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	0	2	1	0	0	0
～50%未満	0	4	4	4	3	3
～75%未満	0	5	6	5	4	4
～100%	26	23	24	28	28	27
一般市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	0	68	53	45	35	25
～50%未満	0	41	42	48	41	45
～75%未満	0	70	71	70	73	78
～100%	213	152	160	172	181	193
町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～25%未満	0	33	29	29	29	26
～50%未満	0	14	17	16	17	16
～75%未満	0	24	21	19	18	22
～100%	75	43	47	48	48	52



都市区分別 個別サポート加算Ⅰ算定率 度数分布：詳細（児童発達支援）

和3年度障害者総合福祉推進事業児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究  
【自治体調査】\_資料集

児童発達支援 算定率						
政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	1	0	0	0	0	0
～20%未満	0	0	0	0	0	0
～30%未満	2	1	0	0	0	0
～40%未満	0	1	0	0	0	0
～50%未満	2	1	2	1	0	0
～60%未満	1	1	1	1	1	1
～70%未満	0	2	0	1	2	2
～80%未満	1	1	2	2	3	2
～90%未満	6	5	7	7	6	6
～100%	2	3	3	3	3	4

児童発達支援 算定率						
一般市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	46	30	22	18	18	14
～20%未満	16	19	11	8	4	4
～30%未満	17	18	23	14	12	8
～40%未満	17	16	18	21	19	16
～50%未満	13	12	19	15	17	22
～60%未満	22	18	16	23	24	18
～70%未満	28	39	34	27	34	35
～80%未満	38	41	47	54	47	47
～90%未満	57	54	54	56	58	64
～100%	138	142	147	154	157	170

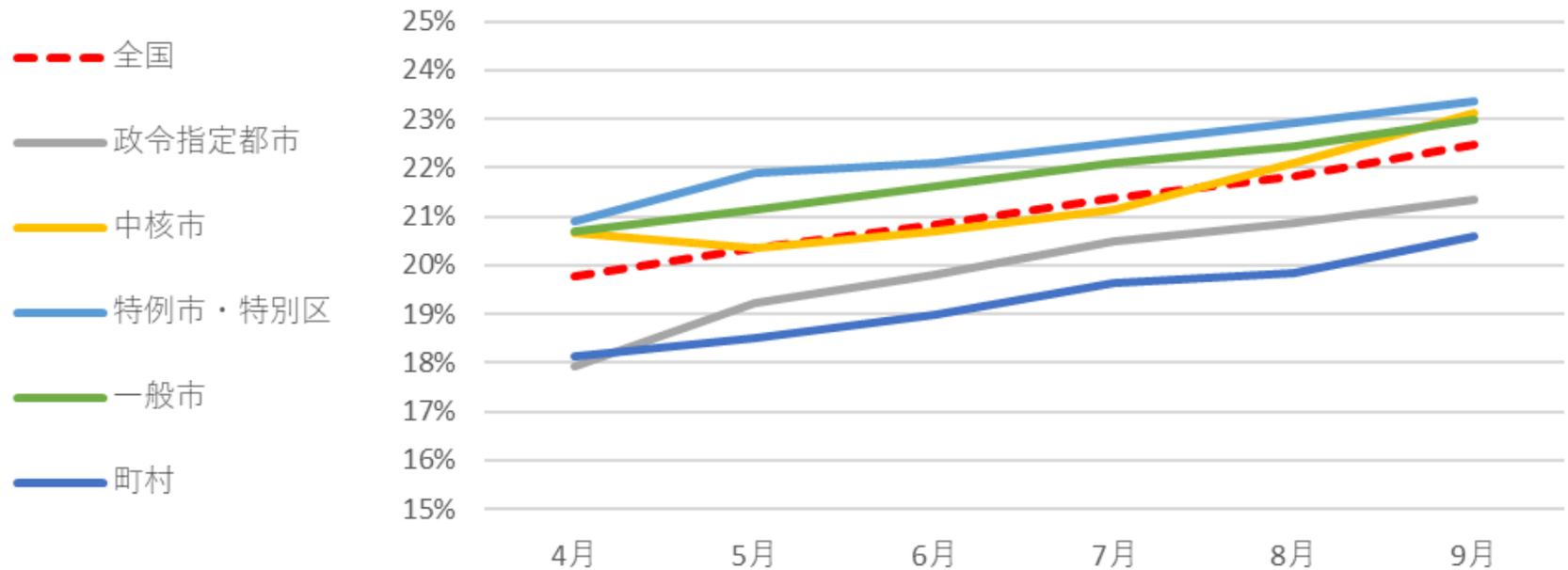
中核市						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
～10%未満	2	0	0	0	0	0
～20%未満	0	1	0	0	0	0
～30%未満	1	1	1	0	0	0
～40%未満	0	1	1	1	0	0
～50%未満	0	0	0	1	1	1
～60%未満	3	3	3	0	1	1
～70%未満	1	1	2	5	4	3
～80%未満	9	4	4	3	5	4
～90%未満	6	11	10	10	9	11
～100%	13	12	13	14	15	17

町村						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
～10%未満	28	24	23	19	20	16
～20%未満	4	4	2	6	3	3
～30%未満	4	5	6	5	7	5
～40%未満	7	9	10	7	8	8
～50%未満	4	4	4	9	4	6
～60%未満	10	7	8	5	6	10
～70%未満	8	10	7	9	12	8
～80%未満	12	10	11	12	15	12
～90%未満	12	14	18	17	13	17
～100%	57	60	57	58	60	63

特例市・特別区						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
～10%未満	1	0	0	0	0	0
～20%未満	0	1	0	0	0	0
～30%未満	3	0	0	0	0	0
～40%未満	1	3	1	1	0	0
～50%未満	1	1	3	2	3	2
～60%未満	1	2	0	1	1	2
～70%未満	4	4	5	3	2	2
～80%未満	4	4	2	1	1	2
～90%未満	6	6	10	11	13	12
～100%	16	16	16	18	17	17

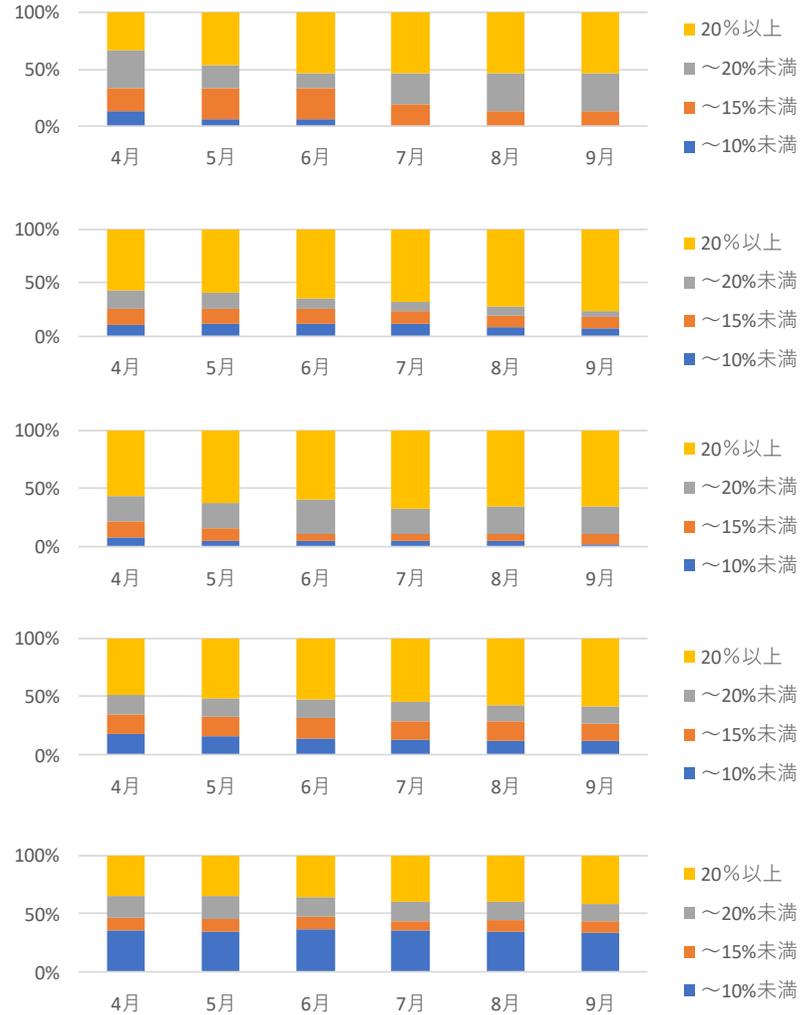
都市区分別 給付数・個別サポート加算Ⅰ数・算定率（放課後等デイサービス）

	放課後等デイサービス 給付決定						個別サポート加算Ⅰ						給付率	算定率					
	都道府県	4月	5月	6月	7月	8月	9月	4月	5月	6月	7月	8月		9月	4月	5月	6月	7月	8月
全国	198,419	197,738	199,148	200,949	202,740	208,067	39,244	40,273	41,460	42,936	44,262	46,748	2.2%	20%	20%	21%	21%	22%	22%
政令指定都市	56,487	56,668	56,976	57,275	57,412	56,844	10,133	10,889	11,278	11,739	11,984	12,130	2.5%	18%	19%	20%	20%	21%	21%
中核市	36,725	36,369	36,465	36,737	37,414	39,294	7,590	7,399	7,542	7,771	8,272	9,082	2.3%	21%	20%	21%	21%	22%	23%
特例市・特別区	20,118	20,038	20,321	20,560	20,846	21,416	4,206	4,389	4,489	4,625	4,776	5,004	1.8%	21%	22%	22%	22%	23%	23%
一般市	73,576	73,116	73,763	74,631	75,131	78,660	15,226	15,459	15,944	16,493	16,863	18,093	2.2%	21%	21%	22%	22%	22%	23%
町村	11,513	11,547	11,623	11,746	11,937	11,853	2,089	2,137	2,207	2,308	2,367	2,439	2.1%	18%	19%	19%	20%	20%	21%



都市区分別 個別サポート加算I算定率 度数分布（放課後等デイサービス）

放課後等デイサービス 算定率						
政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	2	1	1	0	0	0
～15%未満	3	4	4	3	2	2
～20%未満	5	3	2	4	5	5
20%以上	5	7	8	8	8	8
中核市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	4	4	4	4	3	3
～15%未満	5	5	5	4	4	4
～20%未満	6	5	3	3	3	2
20%以上	20	20	22	23	25	28
特例市・特別区	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	3	2	2	2	2	1
～15%未満	5	4	2	2	2	3
～20%未満	8	8	11	8	9	9
20%以上	21	23	22	25	24	24
一般市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	71	62	57	51	48	47
～15%未満	64	64	68	63	63	62
～20%未満	65	63	60	62	56	57
20%以上	191	199	205	214	222	232
町村	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～10%未満	53	51	54	53	52	50
～15%未満	16	16	16	11	14	15
～20%未満	27	29	24	24	23	22
20%以上	51	51	53	59	59	61



都市区分別 個別サポート加算I算定率 度数分布：詳細（放課後等デイサービス）

放課後等デイサービス 算定率						
政令指定都市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～5%未満	1	0	0	0	0	0
～10%未満	1	1	1	0	0	0
～15%未満	3	4	4	3	2	2
～20%未満	5	3	2	4	5	5
～25%未満	2	4	5	5	5	4
～30%未満	2	2	2	2	2	3
～35%未満	0	0	0	0	0	0
～40%未満	1	1	1	1	1	1
～45%未満	0	0	0	0	0	0
～50%未満	0	0	0	0	0	0
50%以上	0	0	0	0	0	0

算定率						
一般市	4月	5月	6月	7月	8月	9月
～5%未満	35	30	28	22	20	16
～10%未満	36	32	29	29	28	31
～15%未満	64	64	68	63	63	62
～20%未満	65	63	60	62	56	57
～25%未満	55	59	59	66	65	66
～30%未満	41	43	45	41	52	53
～35%未満	23	26	28	31	28	32
～40%未満	28	28	23	26	24	26
～45%未満	18	16	20	20	23	21
～50%未満	4	3	4	5	5	6
50%以上	22	24	26	25	25	28

中核市						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
～5%未満	0	0	0	0	0	0
～10%未満	4	4	4	4	3	3
～15%未満	5	5	5	4	4	4
～20%未満	6	5	3	3	3	2
～25%未満	7	7	9	8	8	7
～30%未満	5	6	6	8	9	12
～35%未満	6	5	4	3	2	2
～40%未満	0	1	2	3	4	4
～45%未満	0	0	0	0	0	0
～50%未満	0	0	0	0	0	0
50%以上	2	1	1	1	2	3

町村						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
～5%未満	30	28	28	27	29	24
～10%未満	23	23	26	26	23	26
～15%未満	16	16	16	11	14	15
～20%未満	27	29	24	24	23	22
～25%未満	14	12	16	19	19	19
～30%未満	11	12	10	11	11	11
～35%未満	3	4	3	6	7	5
～40%未満	6	7	8	6	5	8
～45%未満	3	3	4	5	4	4
～50%未満	3	1	0	0	1	1
50%以上	11	12	12	12	12	13

特例市・特別区						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	
～5%未満	2	0	0	0	0	0
～10%未満	1	2	2	2	2	1
～15%未満	5	4	2	2	2	3
～20%未満	8	8	11	8	9	9
～25%未満	10	11	10	12	12	9
～30%未満	3	4	3	3	3	5
～35%未満	4	5	5	6	3	3
～40%未満	3	1	1	2	3	4
～45%未満	1	2	3	1	2	2
～50%未満	0	0	0	1	0	0
50%以上	0	0	0	0	1	1

全国及び都道府県別×年齢別 給付決定数

※0歳児～高校3年生までは入力があった自治体のみ

※未就学児・小学生以上・中学生以上は合算値

児童発達支援+放デイ 給付決定

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
<b>全国</b>	349	2,681	10,434	17,996	23,494	28,041	22,238	21,735	20,794	19,098	17,611	15,422	12,636	10,712	9,391	7,679	6,994	6,614	104,549	131,331	70,609	306,489
北海道	33	316	1,086	1,870	2,282	2,859	2,179	2,073	1,819	1,663	1,631	1,410	1,147	969	849	646	554	492	9,019	11,033	5,022	25,074
青森県	0	2	27	85	140	149	122	134	118	110	86	93	68	58	63	43	49	43	516	719	412	1,647
岩手県	2	10	45	84	154	169	178	170	153	182	164	144	142	100	87	85	60	100	690	1,150	773	2,613
宮城県	3	37	137	223	225	277	382	349	371	326	305	287	248	243	200	179	176	181	969	2,097	1,297	4,363
秋田県	2	8	29	68	87	147	125	148	126	100	97	89	71	85	57	57	52	49	401	702	396	1,499
山形県	3	10	33	61	86	103	64	79	72	74	61	72	44	39	39	25	46	33	381	471	299	1,151
福島県	1	2	66	162	221	224	192	192	167	160	144	151	95	103	87	75	51	56	1,086	1,286	830	3,202
茨城県	6	29	169	369	461	594	453	385	361	306	328	251	195	177	145	134	145	118	1,953	2,258	1,187	5,398
栃木県	1	35	160	292	401	572	319	297	302	291	268	213	198	173	142	129	98	107	1,526	1,713	900	4,139
群馬県	3	40	89	133	154	173	211	187	181	168	160	152	145	102	83	79	100	80	958	1,492	1,056	3,506
埼玉県	33	161	614	1,096	1,398	1,482	1,364	1,238	1,153	1,067	1,040	903	778	667	599	508	461	460	5,454	7,212	4,022	16,688
千葉県	29	178	673	1,073	1,385	1,561	1,294	1,246	1,161	965	893	802	653	547	525	449	371	365	6,001	7,051	3,812	16,864
東京都	49	393	1,277	2,076	2,778	3,362	1,810	1,776	1,692	1,608	1,532	1,356	1,117	982	796	662	620	613	11,893	10,949	6,247	29,089
神奈川県	8	107	553	1,282	1,923	2,497	1,744	1,611	1,677	1,601	1,471	1,357	1,025	938	785	670	613	549	7,103	10,171	5,207	22,481
新潟県	4	10	71	186	238	392	329	316	283	272	231	185	167	128	126	132	95	105	1,147	1,844	939	3,930
富山県	3	3	19	44	62	72	69	53	60	62	66	42	38	36	43	29	18	26	223	371	210	804
石川県	4	8	18	36	61	82	126	186	263	171	137	125	126	129	96	79	80	82	245	1,146	615	2,006
福井県	0	2	11	24	23	19	18	19	28	16	15	13	14	12	9	4	6	4	98	118	58	274
山梨県	0	2	13	28	65	55	55	69	44	43	44	46	32	27	20	26	26	20	203	327	188	718
長野県	3	6	36	87	101	100	113	108	133	117	128	115	114	90	88	67	60	70	355	735	510	1,600
岐阜県	1	45	177	249	389	424	181	170	153	152	110	113	79	63	49	59	55	60	2,555	1,568	993	5,116
静岡県	3	47	444	662	818	934	790	837	924	876	807	774	651	535	544	355	340	332	3,184	5,271	2,842	11,297
愛知県	14	94	602	823	914	981	814	842	846	790	683	621	513	426	373	331	308	266	3,717	4,884	2,482	11,083
三重県	4	23	119	168	208	205	213	262	240	257	186	180	179	114	118	109	88	69	727	1,338	871	2,936
滋賀県	7	25	128	107	129	143	130	164	172	162	135	129	101	98	115	70	76	62	715	1,032	622	2,369
京都府	2	37	135	247	378	382	336	318	284	296	248	214	168	159	132	98	103	84	1,182	1,698	745	3,625
大阪府	52	302	1,046	1,515	1,890	2,161	2,035	1,902	1,900	1,635	1,560	1,339	1,174	965	894	729	653	602	9,696	12,499	7,351	29,546
兵庫県	7	97	382	672	829	686	682	659	634	542	525	411	329	280	213	198	174	171	3,967	4,573	2,457	10,997
奈良県	0	23	135	203	320	400	292	293	236	213	198	152	135	106	85	75	74	87	2,322	1,976	1,605	5,903
和歌山県	7	44	119	127	136	140	149	151	108	112	120	134	167	118	100	84	77	57	573	774	603	1,950
鳥取県	0	10	19	27	40	69	83	74	75	68	71	54	56	54	39	35	31	36	319	548	307	1,174
島根県	2	7	16	39	41	49	150	135	126	120	129	110	89	72	84	50	57	49	190	783	426	1,399
岡山県	10	51	290	680	1,103	1,454	889	879	754	679	572	480	305	238	190	136	118	110	3,835	4,317	1,328	9,480
広島県	1	9	48	106	130	178	102	121	127	118	99	100	80	68	89	75	50	16	1,645	1,542	1,167	4,354
山口県	0	4	37	107	134	186	170	103	124	127	116	126	101	85	72	49	44	45	485	771	408	1,664
徳島県	0	10	41	110	152	147	133	111	107	84	80	67	39	37	36	27	32	27	689	683	292	1,664
香川県	0	3	18	34	34	53	34	43	37	40	40	19	28	35	34	27	20	18	286	319	305	910
愛媛県	1	17	55	95	94	122	91	86	88	95	75	59	54	35	42	38	32	34	624	690	401	1,715
高知県	7	14	49	105	142	147	129	130	127	124	118	83	89	60	54	48	36	45	503	742	369	1,614
福岡県	15	149	407	792	916	1,037	1,232	1,281	1,225	1,143	1,071	894	685	643	474	403	351	309	4,249	7,390	3,687	15,326
佐賀県	0	6	24	81	93	129	109	134	130	136	127	129	91	76	55	44	42	45	559	915	564	2,038
長崎県	0	2	34	84	152	253	398	342	312	322	279	221	165	147	155	63	100	50	1,103	2,092	1,208	4,403
熊本県	8	34	155	406	599	1,034	480	695	652	645	513	420	335	239	206	148	139	185	4,237	4,625	2,595	11,457
大分県	5	26	108	189	267	339	285	297	274	261	238	212	168	134	114	102	110	82	974	1,591	710	3,275
宮崎県	1	6	24	47	68	83	43	52	38	46	27	27	16	18	11	4	6	14	332	301	164	797
鹿児島県	12	208	629	922	1,110	1,151	928	740	655	532	482	366	275	183	171	133	136	132	4,563	3,864	1,258	9,685
沖縄県	3	29	67	120	163	265	213	278	282	221	201	182	147	119	103	111	61	74	1,097	1,700	869	3,666

全国及び都道府県別×年齢別 個別サポート加算Ⅰ算定数

児童発達支援+放デイ 個別サポート加算Ⅰ

※0歳児～高校3年生までは入力があった自治体のみ

【自治体調査】\_資料集

※未就学児・小学生以上・中学生以上は合算値

児童発達支援+放デイ 個別サポート加算Ⅰ

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	322	2,364	9,201	15,016	18,961	21,271	4,878	4,510	4,349	4,085	3,771	3,281	2,936	2,630	2,396	2,143	2,093	2,035	83,876	31,520	17,681	133,077
北海道	32	288	926	1,434	1,679	1,907	219	243	233	230	247	217	184	172	150	136	137	146	6,633	1,505	989	9,127
青森県	0	2	26	77	121	114	52	51	44	45	35	28	33	24	22	21	18	17	429	304	172	905
岩手県	2	7	36	68	123	126	87	56	51	63	55	43	43	42	37	36	26	36	564	444	269	1,277
宮城県	3	37	133	217	215	259	96	61	62	66	53	48	37	45	33	31	50	41	926	435	259	1,620
秋田県	1	6	28	64	78	134	34	53	35	26	22	21	19	26	24	19	17	21	336	202	132	670
山形県	3	8	30	58	74	67	22	11	15	19	20	11	10	12	12	7	16	11	314	149	87	550
福島県	1	2	48	96	100	95	64	49	48	52	42	50	25	27	30	30	16	25	714	510	240	1,464
茨城県	6	27	140	291	344	404	79	79	82	59	63	48	45	58	36	38	43	37	1,474	461	301	2,236
栃木県	1	30	154	232	274	329	73	72	73	82	59	53	50	45	33	47	33	40	1,066	430	255	1,751
群馬県	3	18	38	91	118	119	78	54	52	55	65	55	56	32	33	35	37	28	853	777	398	2,028
埼玉県	33	153	576	985	1,175	1,194	466	307	266	269	237	222	189	189	156	158	153	144	4,665	2,064	1,143	7,872
千葉県	29	167	620	887	1,160	1,219	284	270	243	203	197	185	165	134	163	135	112	102	4,950	1,753	980	7,683
東京都	44	321	1,170	1,823	2,370	2,809	416	379	421	375	396	334	303	277	223	201	221	198	10,009	2,799	1,774	14,582
神奈川県	7	104	548	1,226	1,819	2,302	441	406	374	386	341	305	275	262	209	199	214	179	6,643	2,609	1,574	10,826
新潟県	2	8	55	155	192	244	40	59	47	42	44	46	36	25	22	32	32	27	842	476	272	1,590
富山県	2	3	18	44	59	63	11	8	5	4	14	8	9	11	6	6	4	9	209	56	48	313
石川県	4	8	18	33	58	73	37	50	59	55	42	28	42	36	29	22	19	25	217	316	208	741
福井県	0	2	9	13	17	14	6	3	4	4	3	5	2	3	0	1	2	2	64	33	13	110
山梨県	0	2	9	20	43	41	18	17	14	12	13	17	12	9	7	8	6	8	151	137	63	351
長野県	3	6	36	85	100	99	52	21	19	14	21	14	15	16	15	10	15	10	350	156	89	595
岐阜県	1	38	174	205	296	273	32	18	32	23	22	15	12	13	9	15	13	12	1,621	280	133	2,034
静岡県	3	47	400	517	615	693	150	136	153	152	141	127	139	109	117	89	85	100	2,360	963	688	4,011
愛知県	14	90	591	752	818	867	181	213	200	173	123	127	110	85	105	89	78	87	3,399	1,181	632	5,212
三重県	2	9	68	107	142	147	37	48	34	34	30	19	26	18	22	21	14	13	669	244	134	1,047
滋賀県	6	21	113	92	114	120	34	52	45	39	36	29	21	31	38	21	32	23	566	277	180	1,023
京都府	2	32	113	200	279	269	68	39	51	44	42	28	29	32	27	16	27	17	896	272	150	1,318
大阪府	51	266	901	1,310	1,539	1,693	378	370	413	350	325	299	274	242	223	210	203	181	8,215	2,920	1,777	12,912
兵庫県	7	95	370	532	690	515	112	106	108	110	107	86	68	61	66	55	45	52	3,351	809	495	4,655
奈良県	0	18	110	158	257	298	66	65	53	47	55	33	28	31	23	20	19	26	1,889	645	318	2,852
和歌山県	5	27	74	89	107	116	19	22	8	8	11	19	21	12	12	12	8	6	418	87	71	576
鳥取県	0	8	18	22	23	40	18	14	15	13	13	11	6	10	7	6	8	13	173	142	81	396
島根県	1	7	9	24	21	26	37	41	42	35	44	26	19	16	20	16	14	19	113	235	105	453
岡山県	7	43	266	599	959	1,130	104	110	99	93	63	68	43	40	39	32	34	33	3,235	570	237	4,042
広島県	1	9	48	99	124	161	24	24	29	12	15	14	14	10	27	14	4	3	1,240	344	179	1,763
山口県	0	3	32	91	109	172	58	54	54	58	43	56	42	35	25	22	21	14	419	331	162	912
徳島県	0	11	44	107	127	106	10	10	9	16	22	13	8	6	11	3	10	10	489	113	66	668
香川県	0	3	11	20	13	23	7	9	11	11	5	2	9	8	9	8	2	4	214	95	60	369
愛媛県	1	13	49	83	79	97	25	27	15	28	23	19	15	11	18	8	12	11	488	230	123	841
高知県	7	13	46	82	106	115	22	35	17	15	28	15	23	16	16	10	18	15	408	141	107	656
福岡県	11	127	327	645	735	802	317	342	339	323	257	213	196	178	132	135	103	122	3,447	2,091	1,009	6,547
佐賀県	0	6	24	76	83	101	55	18	18	19	23	25	23	11	12	12	11	15	501	265	100	866
長崎県	0	2	22	55	94	141	161	93	101	108	93	63	51	41	45	29	16	11	841	759	251	1,851
熊本県	8	33	131	325	421	601	87	137	132	124	102	76	71	63	43	42	47	57	2,862	1,175	606	4,643
大分県	5	26	108	183	250	303	74	90	57	54	48	64	38	28	35	20	37	29	875	387	187	1,449
宮崎県	0	1	13	29	33	25	7	6	6	6	5	7	0	5	1	1	0	2	196	118	38	352
鹿児島県	11	191	470	627	684	621	190	154	125	109	97	70	77	57	54	49	50	36	2,832	828	362	4,022
沖縄県	3	26	51	88	124	204	30	28	36	20	29	19	23	16	20	16	11	18	750	402	164	1,316

全国及び都道府県別×年齢別 個別サポート加算I算定率

※未就学児・小学生以上・中学生以上は合算値

児童発達支援+放デイ算定率

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	92%	88%	88%	83%	81%	76%	22%	21%	21%	21%	21%	21%	23%	25%	26%	28%	30%	31%	80%	24%	25%	43%
北海道	97%	91%	85%	77%	74%	67%	10%	12%	13%	14%	15%	15%	16%	18%	18%	21%	25%	30%	74%	14%	20%	36%
青森県	-	100%	96%	91%	86%	77%	43%	38%	37%	41%	41%	30%	49%	41%	35%	49%	37%	40%	83%	42%	42%	55%
岩手県	100%	70%	80%	81%	80%	75%	49%	33%	33%	35%	34%	30%	30%	42%	43%	42%	43%	36%	82%	39%	35%	49%
宮城県	100%	100%	97%	97%	96%	94%	25%	17%	17%	20%	17%	17%	15%	19%	17%	17%	28%	23%	96%	21%	20%	37%
秋田県	50%	75%	97%	94%	90%	91%	27%	36%	28%	26%	23%	24%	27%	31%	42%	33%	33%	43%	84%	29%	33%	45%
山形県	100%	80%	91%	95%	86%	65%	34%	14%	21%	26%	33%	15%	23%	31%	31%	28%	35%	33%	82%	32%	29%	48%
福島県	100%	100%	73%	59%	45%	42%	33%	26%	29%	33%	29%	33%	26%	26%	34%	40%	31%	45%	66%	40%	29%	46%
茨城県	100%	93%	83%	79%	75%	68%	17%	21%	23%	19%	19%	19%	23%	33%	25%	28%	30%	31%	75%	20%	25%	41%
栃木県	100%	86%	96%	79%	68%	58%	23%	24%	24%	28%	22%	25%	25%	26%	23%	36%	34%	37%	70%	25%	28%	42%
群馬県	100%	45%	43%	68%	77%	69%	37%	29%	29%	33%	41%	36%	39%	31%	40%	44%	37%	35%	89%	52%	38%	58%
埼玉県	100%	95%	94%	90%	84%	81%	34%	25%	23%	25%	23%	25%	24%	28%	26%	31%	33%	31%	86%	29%	28%	47%
千葉県	100%	94%	92%	83%	84%	78%	22%	22%	21%	21%	22%	23%	25%	24%	31%	30%	30%	28%	82%	25%	26%	46%
東京都	90%	82%	92%	88%	85%	84%	23%	21%	25%	23%	26%	25%	27%	28%	28%	30%	36%	32%	84%	26%	28%	50%
神奈川県	88%	97%	99%	96%	95%	92%	25%	25%	22%	24%	23%	22%	27%	28%	27%	30%	35%	33%	94%	26%	30%	48%
新潟県	50%	80%	77%	83%	81%	62%	12%	19%	17%	15%	19%	25%	22%	20%	17%	24%	34%	26%	73%	26%	29%	40%
富山県	67%	100%	95%	100%	95%	88%	16%	15%	8%	6%	21%	19%	24%	31%	14%	21%	22%	35%	94%	15%	23%	39%
石川県	100%	100%	100%	92%	95%	89%	29%	27%	22%	32%	31%	22%	33%	28%	30%	28%	24%	30%	89%	28%	34%	37%
福井県	-	100%	82%	54%	74%	74%	33%	16%	14%	25%	20%	38%	14%	25%	0%	25%	33%	50%	65%	28%	22%	40%
山梨県	-	100%	69%	71%	66%	75%	33%	25%	32%	28%	30%	37%	38%	33%	35%	31%	23%	40%	74%	42%	34%	49%
長野県	100%	100%	100%	98%	99%	99%	46%	19%	14%	12%	16%	12%	13%	18%	17%	15%	25%	14%	99%	21%	17%	37%
岐阜県	100%	84%	98%	82%	76%	64%	18%	11%	21%	15%	20%	13%	15%	21%	18%	25%	24%	20%	63%	18%	13%	40%
静岡県	100%	100%	90%	78%	75%	74%	19%	16%	17%	17%	17%	16%	21%	20%	22%	25%	25%	30%	74%	18%	24%	36%
愛知県	100%	96%	98%	91%	89%	88%	22%	25%	24%	22%	18%	20%	21%	20%	28%	27%	25%	33%	91%	24%	25%	47%
三重県	50%	39%	57%	64%	68%	72%	17%	18%	14%	13%	16%	11%	15%	16%	19%	19%	16%	19%	92%	18%	15%	36%
滋賀県	86%	84%	88%	86%	88%	84%	26%	32%	26%	24%	27%	22%	21%	32%	33%	30%	42%	37%	79%	27%	29%	43%
京都府	100%	86%	84%	81%	74%	70%	-	12%	18%	15%	17%	13%	17%	20%	20%	-	26%	20%	76%	16%	20%	36%
大阪府	98%	88%	86%	86%	81%	78%	19%	19%	22%	21%	21%	22%	23%	25%	25%	29%	31%	30%	85%	23%	24%	44%
兵庫県	100%	98%	97%	79%	83%	75%	16%	16%	17%	20%	20%	21%	21%	22%	31%	28%	26%	30%	84%	18%	20%	42%
奈良県	-	78%	81%	78%	80%	75%	23%	22%	22%	22%	28%	22%	21%	29%	27%	27%	26%	30%	81%	33%	20%	48%
和歌山県	71%	61%	62%	70%	79%	83%	13%	15%	7%	7%	9%	14%	13%	10%	12%	14%	10%	11%	73%	11%	12%	30%
鳥取県	-	80%	95%	81%	58%	58%	22%	19%	20%	19%	18%	20%	11%	19%	18%	17%	26%	36%	54%	26%	26%	34%
島根県	50%	100%	56%	62%	51%	53%	25%	30%	33%	29%	34%	24%	21%	22%	24%	32%	25%	39%	59%	30%	25%	32%
岡山県	70%	84%	92%	88%	87%	78%	12%	13%	13%	14%	11%	14%	14%	17%	21%	24%	29%	30%	84%	13%	18%	43%
広島県	100%	100%	100%	93%	95%	90%	24%	20%	23%	10%	15%	14%	18%	15%	30%	19%	8%	19%	75%	22%	15%	40%
山口県	-	75%	86%	85%	81%	92%	34%	52%	44%	46%	37%	44%	42%	41%	35%	45%	48%	31%	86%	43%	40%	55%
徳島県	-	110%	107%	97%	84%	72%	8%	9%	8%	19%	28%	19%	21%	16%	31%	11%	31%	37%	71%	17%	23%	40%
香川県	-	100%	61%	59%	38%	43%	21%	21%	30%	28%	13%	11%	32%	23%	26%	30%	10%	22%	75%	30%	20%	41%
愛媛県	100%	76%	89%	87%	84%	80%	27%	31%	17%	29%	31%	32%	28%	31%	43%	21%	38%	32%	78%	33%	31%	49%
高知県	100%	93%	94%	78%	75%	78%	17%	27%	13%	12%	24%	18%	26%	27%	30%	21%	50%	33%	81%	19%	29%	41%
福岡県	73%	85%	80%	81%	80%	77%	26%	27%	28%	28%	24%	24%	29%	28%	28%	33%	29%	39%	81%	28%	27%	43%
佐賀県	-	100%	100%	94%	89%	78%	50%	13%	14%	14%	18%	19%	25%	14%	22%	27%	26%	33%	90%	29%	18%	42%
長崎県	-	100%	65%	65%	62%	56%	40%	27%	32%	34%	33%	29%	31%	28%	29%	46%	16%	22%	76%	36%	21%	42%
熊本県	100%	97%	85%	80%	70%	58%	18%	20%	20%	19%	20%	18%	21%	26%	21%	28%	34%	31%	68%	25%	23%	41%
大分県	100%	100%	100%	97%	94%	89%	26%	30%	21%	21%	20%	30%	23%	21%	31%	20%	34%	35%	90%	24%	26%	44%
宮崎県	0%	17%	54%	62%	49%	30%	16%	12%	16%	13%	19%	26%	0%	28%	9%	25%	0%	14%	59%	39%	23%	44%
鹿児島県	92%	92%	75%	68%	62%	54%	20%	21%	19%	20%	20%	19%	28%	31%	32%	37%	37%	27%	62%	21%	29%	42%
沖縄県	100%	90%	76%	73%	76%	77%	14%	10%	13%	9%	14%	10%	16%	13%	19%	14%	18%	24%	68%	24%	19%	36%

地域別×年齢別 給付決定数個別サポート加算I決定数・算定率

※0歳児～高校3年生までは入力があった自治体のみ

【自治体調査】\_資料集

※未就学児・小学生以上・中学生以上は合算値

児童発達支援+放デイ 給付決定

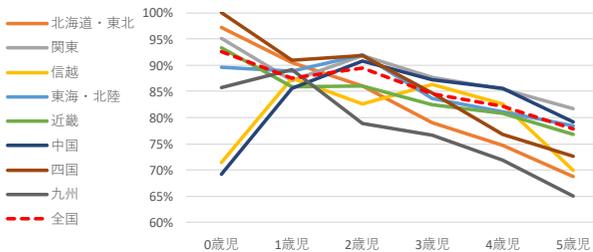
都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	269	2,060	8,644	14,783	19,494	23,058	18,126	17,501	16,822	15,389	14,329	12,709	10,503	8,964	7,912	6,508	5,911	5,598	83,971	118,460	56,691	259,122
北海道・東北	36	366	1,393	2,517	3,172	3,912	3,242	3,145	2,826	2,615	2,488	2,246	1,815	1,597	1,381	1,110	988	954	12,902	18,885	8,727	40,514
関東	124	905	3,468	6,211	8,399	10,111	7,182	6,740	6,525	6,004	5,691	5,034	4,110	3,586	3,074	2,630	2,407	2,291	34,389	44,484	21,789	100,662
信越	7	16	115	293	397	539	496	493	457	431	401	345	312	245	234	225	181	195	1,675	3,248	1,668	6,591
東海・北陸	29	216	1,371	1,972	2,444	2,687	2,170	2,305	2,446	2,251	1,961	1,822	1,547	1,281	1,201	940	872	835	10,528	15,816	8,044	34,388
近畿	60	481	1,897	2,838	3,643	3,886	3,642	3,506	3,362	2,976	2,801	2,392	2,088	1,738	1,548	1,258	1,163	1,067	18,072	26,532	12,860	57,464
中国	13	76	400	952	1,439	1,923	1,394	1,312	1,206	1,112	987	870	631	517	474	345	300	256	6,405	9,495	3,603	19,503
四国	7	44	159	339	419	469	387	370	359	343	313	228	210	167	166	140	120	124	2,086	3,093	1,361	6,540
九州	42	435	1,427	2,629	3,351	4,273	3,687	3,819	3,568	3,306	2,938	2,451	1,882	1,559	1,289	1,008	945	891	16,991	26,884	10,236	54,111

児童発達支援+放デイ 個別サポート加算I

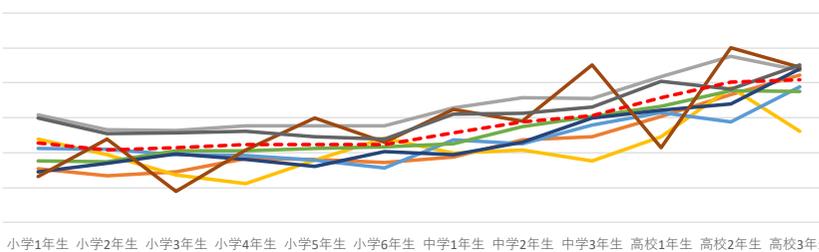
都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	249	1,803	7,732	12,506	16,026	17,943	3,880	3,561	3,480	3,251	3,036	2,694	2,401	2,190	2,000	1,810	1,776	1,704	68,811	24,894	21,145	114,850
北海道・東北	35	331	1,199	1,990	2,369	2,690	574	524	488	501	474	418	351	348	308	280	280	297	9,786	3,548	3,039	16,373
関東	118	788	3,183	5,443	7,175	8,264	1,825	1,567	1,511	1,429	1,358	1,202	1,083	997	853	813	813	727	29,231	10,881	9,288	49,400
信越	5	14	95	253	328	377	109	97	77	67	76	76	62	50	44	50	53	45	1,315	761	574	2,650
東海・北陸	26	192	1,261	1,650	1,981	2,107	448	473	483	441	372	324	338	272	288	242	213	246	8,411	3,040	2,673	14,124
近畿	56	413	1,631	2,340	2,942	2,982	683	657	682	602	578	499	443	412	389	335	336	307	14,934	5,042	4,243	24,219
中国	9	65	363	830	1,231	1,523	241	243	239	211	178	175	124	111	118	90	81	82	5,134	1,622	1,328	8,084
四国	7	40	146	287	322	341	64	81	52	70	78	49	55	41	54	29	42	40	1,583	579	479	2,641
九州	36	388	1,125	2,016	2,407	2,780	920	868	814	763	654	537	479	399	342	304	275	290	12,196	6,021	4,743	22,960

児童発達支援+放デイ 算定率

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	93%	88%	89%	85%	82%	78%	21%	20%	21%	21%	21%	21%	23%	24%	25%	28%	30%	30%	82%	21%	37%	44%
北海道・東北	97%	90%	86%	79%	75%	69%	18%	17%	17%	19%	19%	19%	19%	22%	22%	25%	28%	31%	76%	19%	35%	40%
関東	95%	87%	92%	88%	85%	82%	25%	23%	23%	24%	24%	24%	26%	28%	28%	31%	34%	32%	85%	24%	43%	49%
信越	71%	88%	83%	86%	83%	70%	22%	20%	17%	16%	19%	22%	20%	20%	19%	22%	29%	23%	79%	23%	34%	40%
東海・北陸	90%	89%	92%	84%	81%	78%	21%	21%	20%	20%	19%	18%	22%	21%	24%	26%	24%	29%	80%	19%	33%	41%
近畿	93%	86%	86%	82%	81%	77%	19%	19%	20%	20%	21%	21%	21%	24%	25%	27%	29%	29%	83%	19%	33%	42%
中国	69%	86%	91%	87%	86%	79%	17%	19%	20%	19%	18%	20%	20%	21%	25%	26%	27%	32%	80%	17%	37%	41%
四国	100%	91%	92%	85%	77%	73%	17%	22%	14%	20%	25%	21%	26%	25%	33%	21%	35%	32%	76%	19%	35%	40%
九州	86%	89%	79%	77%	72%	65%	25%	23%	23%	23%	22%	22%	25%	26%	27%	30%	29%	33%	72%	22%	46%	42%



児童発達支援



放課後デイサービス

都市区分別×年齢別 給付決定数個別サポート加算Ⅰ決定数・算定率

※0歳児～高校3年生までは入力があった自治体のみ  
 ※未就学児・小学生以上・中学生以上は合算値

児童発達支援+放デイ 給付決定

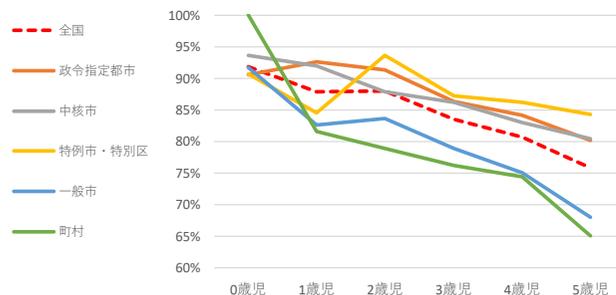
都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	318	2,539	10,230	17,751	23,264	27,800	22,200	21,690	20,749	19,038	17,580	15,388	12,595	10,690	9,367	7,656	6,976	6,613	103,048	148,437	68,288	319,773
政令指定都市	84	769	2,977	5,222	6,824	8,389	7,232	7,033	6,783	6,149	5,664	4,988	4,012	3,402	3,089	2,381	2,141	2,119	26,428	41,277	18,763	86,468
中核市	62	543	2,127	3,103	3,964	4,332	3,763	3,709	3,454	3,142	3,016	2,540	2,204	1,819	1,616	1,253	1,219	1,029	19,321	27,484	13,082	59,887
特例市・特別区	64	408	1,487	2,674	3,351	3,927	2,269	2,312	2,172	2,083	1,932	1,746	1,408	1,220	982	818	809	717	13,877	15,169	7,171	36,217
一般市	96	716	3,250	5,936	8,019	9,743	7,696	7,441	7,220	6,631	6,059	5,287	4,324	3,707	3,228	2,823	2,455	2,418	37,882	55,637	25,532	119,051
町村	12	103	389	816	1,106	1,409	1,240	1,195	1,120	1,033	909	827	647	542	452	381	352	330	5,540	8,870	3,740	18,150

児童発達支援+放デイ 個別サポート加算Ⅰ

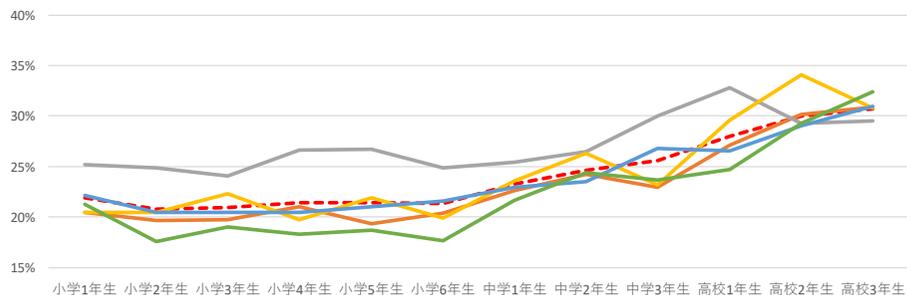
都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	292	2,231	9,003	14,809	18,755	21,064	4,864	4,510	4,346	4,084	3,768	3,280	2,935	2,630	2,396	2,143	2,093	2,034	82,590	31,494	26,367	140,451
政令指定都市	76	712	2,718	4,504	5,740	6,726	1,483	1,382	1,338	1,291	1,097	1,015	908	825	710	646	645	654	21,919	8,209	7,346	37,474
中核市	58	499	1,868	2,672	3,289	3,486	948	923	831	838	806	632	561	481	485	411	357	304	16,020	6,229	5,275	27,524
特例市・特別区	58	345	1,392	2,333	2,887	3,307	465	473	484	411	423	347	332	321	228	242	276	221	11,809	3,283	2,856	17,948
一般市	88	591	2,718	4,678	6,016	6,628	1,704	1,522	1,480	1,355	1,272	1,140	994	871	866	750	712	748	29,041	12,069	9,548	50,658
町村	12	84	307	622	823	917	264	210	213	189	170	146	140	132	107	94	103	107	3,801	1,704	1,342	6,847

児童発達支援+放デイ 算定率

都道府県	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生	高校2年生	高校3年生	未就学児	小学生以上	中学生以上	合計
全国	92%	88%	88%	83%	81%	76%	22%	21%	21%	21%	21%	21%	23%	25%	26%	28%	30%	31%	80%	21%	39%	44%
政令指定都市	90%	93%	91%	86%	84%	80%	21%	20%	20%	21%	19%	20%	23%	24%	23%	27%	30%	31%	83%	20%	39%	43%
中核市	94%	92%	88%	86%	83%	80%	25%	25%	24%	27%	27%	25%	25%	26%	30%	33%	29%	30%	83%	23%	40%	46%
特例市・特別区	91%	85%	94%	87%	86%	84%	20%	20%	22%	20%	22%	20%	24%	26%	23%	30%	34%	31%	85%	22%	40%	50%
一般市	92%	83%	84%	79%	75%	68%	22%	20%	20%	20%	21%	22%	23%	23%	27%	27%	29%	31%	77%	22%	37%	43%
町村	100%	82%	79%	76%	74%	65%	21%	18%	19%	18%	19%	18%	22%	24%	24%	25%	29%	32%	69%	19%	36%	38%



児童発達支援



放課後デイサービス

### Ⅲ 令和3年3月末までに給付決定した児童に行なった調査確認作業

令和3年度障害者総合福祉推進事業児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究  
【自治体調査】\_資料集

#### 対象

##### Ⅲ 令和3年3月末まで給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業についてお伺いいたします。

(1) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Iを令和3年4月から算定するために確認作業を行った対象		①全員を調査・確認をする対象とした	②指標該当者を除いた児童を調査・確認をする対象とした	③調査・確認作業を行わず全員を加算対象とした	④その他（自由記述）
児童発達支援	667			42	172
放課後等デイサービス	481		104	10	299

##### Ⅲ 令和3年3月末まで給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業についてお伺いいたします。

(1) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Iを令和3年4月から算定するために確認作業を行った対象		①全員を調査・確認をする対象とした	②指標該当者を除いた児童を調査・確認をする対象とした	③調査・確認作業を行わず全員を加算対象とした	④その他（自由記述）
北海道・東北	児童発達支援	70%	0%	1%	16%
	放課後等デイサービス	62%	10%	1%	21%
関東	児童発達支援	74%	0%	6%	20%
	放課後等デイサービス	48%	11%	2%	38%
信越	児童発達支援	70%	0%	2%	16%
	放課後等デイサービス	53%	7%	0%	26%
東海・北陸	児童発達支援	75%	0%	7%	19%
	放課後等デイサービス	42%	14%	1%	43%
近畿	児童発達支援	62%	0%	11%	25%
	放課後等デイサービス	36%	18%	1%	45%
中国	児童発達支援	59%	0%	2%	26%
	放課後等デイサービス	44%	7%	0%	41%
四国	児童発達支援	75%	0%	2%	12%
	放課後等デイサービス	56%	4%	2%	19%
九州	児童発達支援	75%	0%	4%	15%
	放課後等デイサービス	56%	12%	1%	27%

(1) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。※個別サポート加算Iを令和3年4月から算定するために確認作業を行った対象		①全員を調査・確認をする対象とした	②指標該当者を除いた児童を調査・確認をする対象とした	③調査・確認作業を行わず全員を加算対象とした	④その他（自由記述）
政令指定都市	児童発達支援	67%	0%	7%	33%
	放課後等デイサービス	7%	0%	7%	87%
中核市	児童発達支援	63%	0%	11%	26%
	放課後等デイサービス	13%	16%	3%	68%
特別市・特別区	児童発達支援	79%	0%	11%	21%
	放課後等デイサービス	39%	11%	0%	53%
一般市	児童発達支援	75%	0%	5%	18%
	放課後等デイサービス	49%	12%	1%	36%
町村	児童発達支援	67%	0%	3%	17%
	放課後等デイサービス	60%	11%	1%	20%

調査・確認作業を行わず全員を加算対象とした理由

(児童発達支援)

政令指定都市	<p>通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粹に介助等の要否を付けるものであり、児童発達支援の対象となる何らかの療育が必要な児童であれば当然に該当になると考えられるため。(年齢を問わず、食事・排泄・入浴・移動の項目でいずれも介助なしとなることは考えにくい。また、3歳以上の場合で文字の読み書きに支援が不要(文字の読み書きや意味の理解の一部を自分で行えないために見守りや声掛け等の支援が必要でない)であることが想定しにくい。)</p>
中核市	<p>個別サポート加算(I)の主旨から、未就学児については全員が該当するものとして差し支えないと考えたため。 "対象者数、時期、期間的に全員を調査することは物理的に不可能なため。 月齢的にすべての児童が該当すると思われるため、児童発達支援(基本)で支給決定されている児童を対象とした。" 調査・確認する時間と人員が確保できないことから、対象児の9割以上が加算対象者に該当すると推測し全員を算定した。 未就学児の場合、個別サポート加算Iの要件である「食事、排泄、入浴及び移動の項目で全介助又は一部介助である項目が1つ以上」に、ほぼ全員が該当すると見込まれるため。</p>
特例市・特別区	<p>(未就学児)各項目の一部介助の判断基準(例:食事…おかずを刻むこと等に一部の介助を要する、入浴…洗身等に一部の介助を要する)に関し、全ての未就学児が2以上該当すると判断したため。 個別サポート加算の要件が、当然すべての利用児に当てはまると区として判断したため。 ただし医療型については、加算の算定を行わない事業所の利用であることがわかっていたため、個別サポート加算の決定を行わなかった。 児童発達支援児童に関しては、個別サポート加算Iの項目から、発達の遅延などを鑑みほぼ対象となると判断したため。 知的:児童発達支援の利用を必要とする児童については、大半のケースにおいて個別サポート加算Iの対象となりうる。そのため、基本的に個別サポート加算Iの対象者であると考え、4月当初時点では全員を対象とした。 精神:調査対象者がかなり多く、更新手続きの繁忙期と重なったこともあり、事務的に困難であった。また、調査項目を確認すると、ほぼ全員が該当となる可能性が高いという検討結果に至ったため。</p>
一般市	<p>該当内容がほぼ全児童に当てはまるため。</p>

対応できる職員の不足"

市として児童発達支援の利用が適当であると判断している対象児が基準を満たすことを確認したため。

児童発達支援は指標該当の対象外のため、更新ごとに確認作業を行っている5領域11項目をもとに判定し、決定を行った。

早急な対応をするため。

個別サポート加算（I）の対象判定において、留意事項に即して全員が対象になりうると判断したため。"

3歳未満、3歳以上の児童で調査項目すべてにおいて、介助なしとなる児童はほぼいないと判断したため、全員を加算対象とし、更新時に随時確認作業を行うこととした。

国の指針では日常生活動作・指標判定（行動関係）について、障害特性によらず実際に支援等を要するかにより勘案する方向性が示されており、全児童が支援を要するものと判断した。

児童発達支援を給付決定している児童の内、サポート調査判定結果で個別サポート加算が該当になるケースがほとんどであるため。

時間的制約から暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限って個別サポート加算Iを決定した。更新時は保護者に調査票を提出してもらう。

就学前におけるほぼ全ての児童は、障害有無にかかわらず加算要件を満たすため。（R3.3.15厚労省個別回答）4月以降も、「通常の発達において必要とされる介助等」の定義が示されていないため、給付決定時調査で該当としない事由が証明できない。

全員の子が入浴場面において保護者と入浴しており、介助が必要な状況にあり、行動上又は身体上の障害により、行動に係る項目に1項目以上該当する子であったため。

体制不十分のため

大半の未就学児は加算対象となると想定したため。

16歳で児童発達支援を受給している方が1人おり、その方は対象としていない。"

通常の発達においても、サポート加算Iの要件に該当しない未就学児はいないと思われるから。

年に1度、サービス更新時に全員と面談をする時に対象を精査するため

未就学児であるため、自力でできることは少ないと考え全員を加算対象とした。

未就学児については、調査項目上何らかの支援が必要であると考えられるため。

未就学児は、日常生活上基本的に何らかの見守りや保護者等介護者の手助けが必要であると判断し、全ての未就学児を対象とした。

町村	<p>まず誰が加算対象となるのかを確認するために全員について調査した。</p> <p>医ケア児に関して、3月末までに確認作業を行った。</p> <p>児童発達支援における個別サポート加算Ⅰの算定要件については、通所決定時の調査項目と重複しており、支給決定している者はすべて個別サポート加算Ⅰの対象とした。</p> <p>児童発達支援に関しては、判断が難しいため、全員を対象とした。</p> <p>児童発達支援の給付決定者が就学前の児童しかいないため、必ず何らかの項目で該当するため。</p> <p>児童発達支援の個別サポート加算Ⅰの対象は未就学児であれば概ね該当になると判断したため。</p> <p>相談支援事業所及び事業所と確認をした結果、全児童が判定内容に該当する旨を確認した。</p> <p>対象児童について、通常保護者が行う介助（純粋に必要な介助）が調査項目のいずれかに該当すると判断したため。</p> <p>日常生活の大半に介助や見守りが必要な場合に該当するため、全て対象児にしたため。</p> <p>未就学児は、日常生活において基本的に何らかの見守りや手助けが必要であると判断し、全員を加算対象とした。</p> <p>未就学児は日常生活において基本的に何らかの見守りや保護者等介護者の手助けが必要であると判断したため、全員を加算対象とした。</p> <p>未就学児は日常生活において基本的に何らかの見守りや保護者等介護者の手助けが必要であると判断したため。</p> <p>令和3年4月から受給者証の終期まで。次回更新時、改めて調査を行い、加算の可否を判定することにしましたが、受給者証の終期が令和3年6月までの児童については、安定的な調査を行うまでの移行期間として調査の結果に関わらず、加算を認定することにしました。（児童は、調査内容からみて、加算対象となる可能性が大きかったため。）</p>
----	--

(放課後デイサービス)

政令指定都市	指標該当児を全員加算対象とした
中核市	"対象者数、時期、期間的に全員を調査することは物理的に不可能なため。 放課後等デイサービス指標該当有で、放課後等デイサービス（基本）で支給決定されている児童を対象とした。"
特例市・特別区	"指標該当ありの児童について、全員を加算対象とした。 指標該当なしの児童について、調査・確認作業を行っていない。"
一般市	R3.3末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。

	<p>指標該当の有無の状況をそのまま個別サポート加算Ⅰ該当・非該当に置き換えたため 指標該当児を対象とした "指標該当者児を全員加算対象とした。 報酬改定における補足給付費等の対応や人事異動等のため、調査・確認作業への迅速な対応が難しかったため。 体制不十分のため</p>
町村	<p>まず誰が加算対象となるのかを確認するために全員について調査した。 更新時に調査・確認を行った。(令和3年7月) 指標該当者について確認をし、全員該当とした。 支給決定をしていた障害児が全て指標該当であったため。 放課後等デイサービス事業所および相談支援事業所からの申出により、指標該当児以外の児童で加算対象児童となりうる児童について聞き取りを行った。</p>

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	<p>5領域11項目の聞き取りを利用して決定を行った。 R3.3 末時点の指標該当者の有無を参考に確認をした。 "支給決定の始期が令和3年4月1日以降の受給者については、5領域11項目調査の読み替えで対応した。 その他の受給者は次回サービス更新時に加算の調査・判定を行うこととし、確認作業を行っていない。" 児童発達支援の指定を受けている事業所宛に調査票等を送付し、対象と思われる者については申請するよう案内した。 本市において児童発達支援の支給決定期間は4月～3月(年度途中申請者を除く)であり、厚生労働省通知発出時点で、全ての児童について更新決定が済んでいたため、各児童発達支援事業所には、基本的に次回更新時(令和4年3月)に調査を実施するとし、それ以外で、個別サポート加算(Ⅰ)の対象となりそうな児童については、都度変更申請を行うように通知した。</p>
中核市	<p>3月末までに支給決定した児童は、4月以降、保護者からの求めに応じ、申請時に調査・確認作業を行った。 "3歳未満は全員を加算対象とした。</p>

	<p>3歳以上は全員を調査・確認をする対象とした。”</p> <p>基本はサービス更新時に調査を実施する取扱いとしたが、更新時期以前でも希望する利用者については、保護者・事業所からの求めに応じ調査・確認を実施</p> <p>個別サポート加算Ⅰの算定を希望する場合は、申請書を提出してもらい、相談支援事業所が保護者への聞き取りを行ったうえで、保護者からの申請があった児童を加算対象者とした。</p> <p>再度調査が必要と判断した者</p> <p>児童発達支援事業所に利用者リストの提出を依頼し、リストに記載された児童を対象とした。</p> <p>障害児通所支援事業所に個別サポート加算Ⅰの判断基準等を送付し、該当する支給決定障がい児に変更申請を提出するよう勧奨させ、実際に申請のあった児童を調査した。</p> <p>障害児通所事業所へ照会を行い、対象と思われる児童を回答してもらい、回答のあった児童について確認を行った。</p> <p>全支給決定児、事業所に対し、個別サポート加算の周知を行い、保護者・事業所の申し出を頂くことで調査対象とした。</p> <p>未就学児は基本的なADL面においてサポートが必要な場面が多い年齢であると考えられるため、児童発達支援の対象者は全員を調査・確認対象とした。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>5領域・11項目から個別サポート加算の有無の確認を行った。(結果的に全員該当) 受給者証の発行も行った</p> <p>インターナショナルスクール等を利用する学齢時の児童は、調査・確認作業を実施した。</p> <p>決定済みの全員に対し5領域11項目の評価点で個別サポート加算Ⅰの該当・非該当の判断を行った。</p> <p>個別サポート加算の対象となるであろう児童を、事業所ごとにまとめて報告していただき、報告された児童について調査を行った。</p> <p>指標該当児を個別サポート加算Ⅰの対象としつつ、指標該当児以外は次回以降の更新・変更申請時に順次見直していくこととした。</p> <p>身体：介護給付の支給により児童調査票を作成している児童については児童調査票をもとに確認。その他の児童については3月末までに児童調査票を用いて調査・確認を行った。</p> <p>通所児が在籍する全事業所宛に通知を出し、保護者への説明と申請書の取りまとめとサポート調査について依頼、5月10日までに申請のあった子どもについて、サポート調査の内容について勘案のうえ4月1日付けで個別サポート加算Ⅰを算定した。</p> <p>当市に請求歴のあるサービス提供事業所に対し、個別サポート加算Ⅰの調査に関する通知文を発行。事業所から加算の趣旨や加算の対象となった場合は1割の負担額が上がることを保護者に説明してもらい、同意を得た児童について加算の対象となるかを確認した。指</p>

	<p>標該当者は個別サポート加算Ⅰの対象とした。</p>
<p>一般市</p>	<p>0歳児～4歳児は、調査・確認作業を行わずに全員を加算対象とした。5歳児は、全員調査・確認をする対象とした。</p> <p>3月時点で調査・確認作業は行わず、4月以降更新を行う際や事業所等から問い合わせがあった場合にその都度調査・確認作業を行った。</p> <p>3月中に対象者の決定が間に合わず、4月以降に決定を行った。</p> <p>3月末までに支給決定をしていない。</p> <p>3月末までに申請を行っており、支給決定前の児童を対象とした。</p> <p>3歳未満は全員加算対象とし、3歳以上は支給決定時の調査票をもとに該当者を対象とした。</p> <p>4月以降に加算について、サービス提供事業所及び相談支援事業所に周知を行い、加算を希望する場合は、調査票を保護者と事業所とで作成の上、変更申請を行うよう依頼した。</p> <p>R3.3月末までに給付決定した児童はいない。4月以降事業所から対象になるであろう児童の情報共有に留まる。</p> <p>"R3.4.1から利用開始する児童については、調査・確認を実施。</p> <p>その他は更新時に調査・確認を実施。"</p> <p>サービス提供事業所からの申し出があった場合対象とした。</p> <p>加算の決定を希望する場合に調査した</p> <p>基本的には次回更新時に申請者から聞き取りを行い判定することとしたが、事業所から依頼があった児童については、事業所職員からの聞き取りにより確認をし加算対象者を判定した。</p> <p>給付決定児童全員の4月末以前の通所給付決定時に実施した5領域11項目の調査を再確認し、乳幼児等サポート調査に照らし合わせたところ、全員が個別サポート加算（Ⅰ）の対象となった。</p> <p>原則受給者証更新時に調査を行うこととしていますが、事業所や保護者から調査依頼があった場合は随時調査を行っています</p> <p>個別サポート加算Ⅰを令和3年4月から算定するための確認作業は行っていない。3月末までの更新者は次の更新時に調査票を元に決定を行う。更新時とは別に事業所から要望があった場合には、調査票の提出を求め、別途決定した。</p> <p>更新の際に調査することとしたが、事業所からの問い合わせが多く、事業所からの加算申請を受けて、その都度調査し支給決定した。</p> <p>更新や新規の受給者を対象とした。</p>

<p>更新時に調査・確認作業をすることとした為対象者なし。 行っていない。 作業していない 市内全事業所に案内と乳幼児等サポート調査票を送り、該当の児童のみ加算対象とした。 指標該当「有」の児童を対象とした 指標該当者は自動的に個別サポート加算Ⅰを算定。その他は更新時か依頼があった際に調査。 指標該当者は読み替えて個別サポート加算Ⅰの対象者とした。 指標該当者を個別サポート加算に引き継ぎ、その他の方も含め、更新時に全員聞き取り調査の対象とした。 支給決定をした際の調査票を見て、加算の対象となるかを確認した。疑義がある場合はサービス事業所に一部聞き取りを行った。 支給決定者全員を対象とし、事業所等から加算の確認の申し出があった場合については、調査確認作業を行った。 事業者には該当の可能性がある児童の一覧を依頼し、一覧に載っていた児童を対象とした。 事業所から、対象になる可能性のある児童について問い合わせがあった場合に調査・確認を行った。 事業所からの求めに応じ、調査、確認を個別に行った。 事業所からの求めに応じて 事業所からの指標該当についての問い合わせがあったケースについて、3月末までに調査を行った。 事業所からの申し出者を調査・確認した 事業所からの相談に基づいて調査を実施した。 "事業所から依頼があった場合のみ、調査・確認を行った。 事業所から加算の可否について問い合わせがあった児については、確認を行った。 事業所から加算の対象となる可能性のある児童について調査の申出を提出いただき、調査・確認をする対象とした。 事業所から加算該当可能性のある児童について確認があった際は、当該児童について加算算定のための調査を行った。 事業所から確認依頼があった対象者のみ確認を行った。 事業所から求めがあった児童を対象に調査を行った。 事業所から申し出があった児童に対して調査・確認を行った。</p>
--

事業所から申し出があった方を、調査・確認をする対象とした。  
事業所から相談のあった対象児のみ調査票を基に見直しを行った。  
事業所から対象と思われる児童を挙げていただき確認を行った。  
事業所が個別サポート加算（I）を希望する児童のみ調査を実施した。  
事業所の求めに応じて、対象児童の調査・確認作業を行った。  
児童発達支援についてはすべての児童で個別サポート加算Iの該当とした。  
児童発達支援事業所から、個別サポート加算Iの判定基準に該当する児童の調査票提出を求め、個別サポート加算Iを適用した。  
児童発達支援事業所から加算の必要がある児童について、指標を提出してもらい算定した。  
児童発達支援対象児童については、更新のタイミングで、調査を行い個別サポート加算の対象児童に該当するかどうかを判断している。  
（更新のタイミングは、児童により異なり、毎月行われる。）  
実施なし  
受給者証の更新を一律4月に設定しているため、結果的にR3年3月の更新時の情報でほぼ全員に調査・確認を行った。  
従来の給付決定更新時調査や指標の調査の結果により、個別サポート加算（I）の対象とした。  
従来の給付決定時調査の結果を踏まえ、加算の対象かどうかを決定した。  
従来より5領域11項目と指標該当調査を組み合わせ調査を実施していたため、その調査をもとに確認した。  
新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。  
新規の支給決定者に対して調査・確認作業を実施。  
新規申請者、及びサービス更新者を対象とし、4月以降に調査・確認をすることとした。  
前回調査内容を基に加算対象者については加算し、4月以降の更新時に随時再調査を行うこととした。  
全員について過去の調査結果を基に確認作業を行った。その後、個別サポート加算I対象者一覧を事業所へ通知し事業所より再調査の依頼があった利用者のみ調査を行った。  
全員の確認作業を行い、対象児童については、事業所や保護者に周知した。  
相談支援事業所、児童発達支援事業所へ該当者の有無を確認した。  
対象となりうる児童についてはそれまでの本人状況調査票(5領域11項目)により確認。その他の児童については更新時期に再確認を行

<p>う。</p> <p>対象者の直近の5項目11領域や基本情報などの資料を参照し確認した結果、全員対象とした。</p> <p>調査・確認作業は行わず、加算対象となる見込みがある場合は、申請していただき判定を行った。</p> <p>調査・確認作業を行っていない。</p> <p>調査は行わず、直近の調査票を用いて確認した。</p> <p>直近で行った児童用調査票をもとに、現在の判定基準に照らして、該当する方を職権で対象とした。</p> <p>直近で調査を行っている内容を基に個別サポート加算（I）の対象か判断した。</p> <p>直近の状況を把握するため、次回の更新時に調査を行うことを基本とし、その他事業所の求めに応じて個別で聞き取り調査を行った。</p> <p>通所事業所より対象児が加算該当有無の確認の連絡があれば調査し、給付決定を行った。</p> <p>当該加算について、3月末に通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に決定をすることも可と関係機関へ案内したが、多くの方が4月以降の更新月に調査・確認作業実施となっている。</p> <p>当市では、児童発達支援については、利用者全員の有効期限を3月31日としているため、年明けから順次給付決定のための調査を行っている。そのため、給付決定のための調査票をもとに個別サポート加算Iの対象となるか否か確認を行った。</p> <p>保護者又は事業所から問い合わせがあった児童を調査・確認作業し、加算対象とした。</p> <p>利用者の手上げ方式で加算のための調査を行った。</p> <p>令和2年度中の決定時に指標該当としていた障害児については、個別サポート加算Iの対象とみなし、それ以外の対象となる児童は、個別にサービス提供事業所より申請してもらった。</p> <p>令和3年3月29日付で厚労省から発出された乳幼児サポート調査留意事項を確認したところ、未就学児で食事や排せつを介助なしにすべてこなすのは障害児であろうがなかろうが困難であると判断し、全員対象の判断をした。その後、受給者用の更新を6月に行う際に、再度調査を行った。</p> <p>令和3年3月31日でサービス有効期限が到来する4月1日以降継続利用予定者及び4月1日以降利用希望する新規対象者 令和3年3月31日更新者、令和3年4月～新規サービス利用者 令和3年3月末までに給付決定する際に行った調査を参考にした。 令和3年3月末までに支給決定を行ったものについては調査・確認は行っていない。</p>
--

	<p>令和3年4月からの受給者を3月以前に決定した人                  令和3年4月以降に調査・確認作業を行った。</p>
町村	<p>(地域名)では、児童発達支援の対象者に対しても指標該当者調査を行っているため、その結果を読み替えて加算対象になるかどうか判断した。令和3年6月末の受給者証更新時に、乳幼児等サポート調査票を用いて保護者から聞き取りを行い、確認を行った。</p> <p>"3歳児未満、3歳児以上の年少児、年中児は全員加算対象とした。                  年長児については、相談支援事業所へ聴取による調査を行った。"</p> <p>4月更新の児童から順次個別サポート加算の調査・確認作業を実施した。</p> <p>R3.4.1以降の決定から調査の対象とし、順次更新のタイミングで調査を行った。</p> <p>サービスを利用開始時点で調査をしている。指標該当者は個別サポート加算をつけた。                  加算を算定していない</p> <p>過去の調査などで不明な者について、保護者や事業所に確認をした                  該当しそうな児童を抽出した。または、児童発達支援事業所より該当しそうな児童を聞き取り、調査及び確認。                  該当にあたる可能性のある児童がいれば、事業所側から村に連絡があり、調査を行っていただいた上で加算。                  各事業所に個別サポート加算Iの対象となりそうな児童がいるか確認し、その児童について調査を行い、決定した。                  希望者のみ調査対象とした。</p> <p>給付決定時調査の結果から加算の対象かどうかを決定した。</p> <p>原則は更新時に見直しの方針とし、随時事業所からの要望する者に対し調査・確認を行った。</p> <p>更新のタイミングで調査・確認を行うこととしたが、更新時期までに当加算の認定を希望する場合については、事業所の申し出により当加算の認定を行う旨を事業所に通知し、事業所から加算対象と思われる児童のリストを送付してもらい、加算の該当の有無を事業所宛てに通知した。</p> <p>更新月に調査確認を行っている                  更新時に確認                  更新時に個別サポート加算Iの調査を行っている                  指標該当(有)に児童を対象とした</p>

<p>指標該当者のみ加算対象とした</p> <p>指標該当者を加算対象とした</p> <p>"施設側からケアニーズの高い児童である旨連絡があり次第確認する。</p> <p>現在のところそういったケースは無い。"</p> <p>事業所・保護者等から問い合わせのあった方のみ調査・確認を行った。</p> <p>事業所から依頼があった場合に対応した。</p> <p>事業所から求められたら、調査対象にした。</p> <p>事業所等に聞き取り、対象となり得る児童がいないことを確認。</p> <p>児童発達支援利用者については、サービス利用申請前に認定こども園及び発達支援センター・児童発達支援事業所（いずれも町直営）等で利用の可否について会議を行っており、その際に当該児童の身体像を確認している。</p> <p>次回更新時に調査・確認する</p> <p>実施していない。</p> <p>受給者証更新時に確認対象とした</p> <p>従来の5領域11項目調査によるスコアにより加算を付けました。対象要件は令和3年2月19日付厚生労働省「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」で確認。新規利用者は、必ず新調査票による調査を行います。既存の受給者であって、かつ、前述の要件を満たしていない者については、事業所もしくは保護者による求めに応じ行うこととしております。</p> <p>全ての児童を対象に、令和3年4月以降、それぞれのサービス更新申請時に調査を行った。</p> <p>全員が対象であると見込まれたため、近隣市町で条件を合わせた。</p> <p>全員について、サービス更新時に調査・確認作業を行うこととした。</p> <p>全員加算対象外とし、該当しそうな者については、事業所に「乳幼児等サポート調査票」の実施を依頼した。</p> <p>相談支援事業所や利用事業所からの申し出があった方</p> <p>"調査・確認作業を行わず全員を加算対象外とした。</p> <p>町、事業所共に制度（個別サポート加算Ⅰ）の把握をしていなかったため。"</p>
---

	<p>調査・確認作業を行わず全員対象外とした。</p> <p>調査は行っていない。</p> <p>調査を行っていない</p> <p>保護者・事業所からの申出が無い限り、サービス更新時に調査・確認作業を行うようにした。</p> <p>保護者および事業所の求めに応じて、対象児童の加算の該当の有無を確認する。</p> <p>令和3年3月末までに給付決定した児童については、調査を一律に行うと保護者の負担が生じるため、受給者証更新時から個別サポート加算Ⅰの調査を実施している。</p> <p>令和3年3月末までに給付決定した児童については調査を行わず、令和3年4月以降の更新時、事業所等の求めがあった際に調査を行うこととした。</p> <p>令和3年3月末時点での給付決定者なし</p> <p>令和3年3月末時点での指標該当者全員を加算対象とし、その他は受給者証の更新時に調査・確認することとした。</p> <p>令和3年4月からの加算算定は行っておらず、調査・確認作業はできていない。対象児童の支給決定の更新に伴い、その都度確認調査を行った。</p> <p>令和3年4月以降受給者証更新時に確認を行う。</p>
--	---

(放課後デイサービス)

<p>政令指定都市</p>	<p>R3.3 末時点の指標該当者の有無を参考に確認をした。</p> <p>旧指標該当児について、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とした。</p> <p>指標該当に該当する児童を対象とし、新たな確認作業は行っていない。受給者証の指標該当を読み替えることで対応した。</p> <p>指標該当の有無をシステム上で個別サポート加算Ⅰの該当の有無に置き換えて対応した。</p> <p>指標該当児はそのまま読み替えて対象としたが、それ以外は非該当とした。</p> <p>指標該当児を個別サポート加算Ⅰと読み替えたため、改めて調査等は行っていない。</p> <p>指標該当児を個別サポート加算Ⅰの対象者とした</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p>
---------------	--

	<p>指標該当者を加算対象、指標非該当者を加算対象外とした。</p> <p>児童発達支援と同様の案内を行った。また指標該当の児童については調査を行わず、当該加算の対象とした。</p> <p>令和3年3月末までに支給決定を受けている児童は指標該当者を個別サポート加算（I）対象とし、指標該当者以外は調査を実施していない。</p> <p>令和3年3月末までに放課後等デイサービスの給付決定を行っており、かつ基本報酬区分を分けるうえで用いてきた指標に係る調査において「区分該当」の対象となる児童であって、当該決定期間が令和3年4月1日時点で有効である場合において、個別サポート加算Iの対象とした。</p> <p>令和3年3月末時点で、指標該当児として支給決定を行っている児童のみ加算対象とした。</p>
中核市	<p>「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」（令和3年2月19日付け事務連絡）のとおり、従来の指標の調査等の結果により指標該当児のみを個別サポート加算（I）の対象児童とした。</p> <p>3月末までに支給決定した児童で指標該当有の場合は、調査・確認を行わず加算対象とした。指標該当者以外の児童は、4月以降、保護者からの求めに応じ、申請時に調査・確認作業を行った。</p> <p>3月末時点で指標有の対象児は、加算の対象とした。指標無で、サービス提供事業所から該当するとの申し出があった対象児については、事業所からの調査票提出により算定した。</p> <p>既に支給決定してある児で指標該当有を個別サポート加算Iの対象とし、再調査をせずに個別サポート加算Iとして読み替えた。</p> <p>現在、指標該当者については、調査等を行わず、個別サポート加算（I）も該当とした。また、指標非該当者については、該当への変更希望者のみ、通所事業所及び保護者に調査票等で確認を行い、担当課で個別サポート加算（I）該当が妥当である場合のみ該当へ変更するものとした。</p> <p>個別サポート加算（I）の創設が決定した後に、4月1日以降からの支給決定を行った児童のうち、計画相談支援を利用している児童については、相談員が調査を行った。セルフプランの児童等それ以外の児童については、新規利用の場合は市職員が調査を行い、利用更新者については、「指標に該当する障害児は、そのまま個別サポート加算（I）の決定がされているものとして取り扱って差し支えない」との厚生労働省からの事務連絡により、調査は行わず、指標該当者に加算を決定している。</p> <p>指標該当の有無を個別サポート加算Iの該当・非該当に読み替えた。</p> <p>指標該当児を個別サポート加算の対象とした。</p>

<p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を対象児とするため、改めて調査は行わなかった。</p> <p>指標該当児以外の支給決定児や事業所に対し、個別サポート加算の周知を行い、保護者・事業所の申し出を頂くことで調査対象とした。</p> <p>"指標該当児童については、全員を加算対象とした。</p> <p>一方、指標該当児童以外の児童については、調査・確認を経ずに、対象外とした。"</p> <p>指標該当者については4月より個別サポート加算Ⅰ該当者として調査は実施せず支給対象者とした。それ以外の利用者については、基本的にサービス更新時に調査を実施する取扱いとしたが、更新時期以前でも希望する利用者については、保護者・事業所からの求めに応じ調査・確認を実施</p> <p>指標該当者のみ加算対象とし、他は次回更新時に調査・確認をすることとした。</p> <p>指標該当者のみ対象とした。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Ⅰ対象とした。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算対象とした。(該当者以外の児童については調査、確認は行っていない。)</p> <p>指標該当者全員を加算対象とし、重症心身障害児については、通所受給者証に「非重心型事業所を利用した場合に限り、個別サポート加算Ⅰ対象」を追記した。</p> <p>指標該当有の児童について、個別サポート加算Ⅰの対象とした</p> <p>指標該当有の児童のみ調査・確認対象とした。</p> <p>障害児通所支援事業所に個別サポート加算Ⅰの判断基準等を送付し、該当しうる支給決定障がい児に変更申請を提出するよう勧奨させ、実際に申請のあった児童を調査した。</p> <p>放課後等デイサービス指標該当者を全員加算対象とした。</p> <p>令和3年2月19日事務連絡「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」の内容からすでに給付決定を行っている放課後等デイサービス利用者に関しては指標に該当する障害児を個別サポート加算Ⅰの対象者とした。</p>
--

	<p>令和3年3月末までに指標該当だった児童を、令和3年4月から個別サポート加算Ⅰの対象者とした。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>個別サポート加算の対象となるであろう児童を、事業所ごとにまとめて報告していただき、報告された児童について調査を行った。              指標該当の有無を加算該当の有無に読み替える対応をしたため、調査は行っていない。              指標該当を読み替えて加算を付けた。              指標該当児を個別サポート加算Ⅰの対象としつつ、指標該当児以外は次回以降の更新・変更申請時に順次見直していくこととした。              指標該当児全員についてサポート加算Ⅰ該当するものとして、システムは一斉入力した。受給者証の交付は行わず、サービス提供事業所に読み替えを依頼した。区内事業所には連絡会で説明、また通所児が在籍する全事業所宛に通知を出し、保護者への説明を依頼した。              指標該当児童を個別サポート加算Ⅰの対象児童とし、それ以外の児童は対象外とした。              指標該当者＝個別サポート加算Ⅰ該当者としたため、既受給者については年度変わりでの調査・確認は行っていない。(新規申請者は全員調査実施)              "指標該当者に対して4/1からの個別サポート加算Ⅰを入力。              受給者証は差し替えず、事業所に対して指標該当の有無を読み替えてもらう対応をしてもらった。"              指標該当者は一律加算の対象とし、非該当者について別途の調査は行っていない              指標該当者をすべて加算の対象とした。              指標該当者を個別サポート加算Ⅰの該当者とみなし、指標非該当者への再調査は行っていない。              指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者として読み替えを行い、改めての調査・確認は行わなかった。              次回の更新時に調査し、該当者を対象とした。事業所等からの要請があれば、随時、調査を行った。              次回更新までの間、指標該当児を全員個別サポート加算(1)と対象とした。              "身体：作成済の指標該当調査票をもとに、該当ありの者は対象に、該当なしの者は対象外として確認を行った。              知的：指標該当者について個別サポート加算の対象とし、指標非該当者については個別サポート加算の対象外とした。              精神：指標に係る調査と内容が同じであったため、指標該当者を個別サポート加算該当者とみなした。"              全員を対象とした調査は行わず、保護者の希望があれば調査を行い、それ以外は、すでに指標該当がっていた児童を全員加算対象者とした。              調査・確認作業を行わず、指標該当者を加算対象とした</p>

	<p>直近の指標該当調査の結果を用いて指標該当児を個別サポート加算Ⅰの対象とした。</p> <p>当市に請求歴のあるサービス提供事業所に対し、個別サポート加算Ⅰの調査に関する通知文を発行。事業所から加算の趣旨や加算の対象となった場合は1割の負担額が上がることを保護者に説明してもらい、同意を得た児童について加算の対象となるかを確認した。指標該当者は個別サポート加算Ⅰの対象とした。</p>
<p>一般市</p>	<p>3月時点では指標該当者のみをシステムより抽出し、4月に新しい受給者証の発行を行った。それ以外の者は4月以降更新を行う際や事業所等から問い合わせがあった場合その都度調査・確認作業を行った。</p> <p>3月中に対象者の決定が間に合わず、4月以降に決定を行った。</p> <p>3月末までに申請を行っており、支給決定前の児童を対象とした。</p> <p>4月時点では、指標該当「有」になっている方は、個別加算サポート「有」と読み替えて対応し、更新時に「個別サポート加算」該当者には受給者証に表記し順次発行している。(県より指示あり)</p> <p>6月に受給者証の更新を行う際に対象者全員に確認を行った。4月から6月までは、指標該当となっていた児童を個別サポート加算Ⅰの対象とした。</p> <p>R3.3月末までに給付決定した児童はいない。4月以降事業所から対象になるであろう児童の情報共有に留まる。</p> <p>"R3.4.1から利用開始する児童については、調査・確認を実施。</p> <p>その他は更新時に調査・確認を実施。"</p> <p>これまでに行った指標該当調査による決定情報を引継ぎ、指標該当有の児童を個別サポート加算Ⅰ該当者に読み替えることとした。</p> <p>サービス提供事業所からの申し出があった場合と放課後等デイサービスの区分1対象児を対象とした。</p> <p>すでに指標該当となった児童については、調査・確認作業を行わず個別サポート加算(Ⅰ)の対象とした。その他の児童については、更新時に調査の上、加算の決定をしている。</p> <p>過去に支給決定時に保護者に聞き取りを行った時の指標該当調査を用いた。</p> <p>給付決定児童全員について再調査・確認は行わず、4月末以前の基本報酬区分決定のための指標に係る調査の結果より、「該当」の児童については、個別サポート加算(Ⅰ)の対象児童とし、「非該当」の児童は加算対象外とした。</p> <p>原則、受給者証の更新時に調査・確認を行う。R3年3月更新者には全員調査・確認を行い、給付決定した。</p> <p>"個別サポート加算Ⅰを令和3年4月から算定するための確認作業は行っていない。</p>

指標該当者は4月から読み替えを行った。3月末までの更新者は次の更新時に調査票を元に決定を行う。更新時とは別に事業所から要望があった場合には、調査票の提出を求め別途決定をしている。"

更新や新規の受給者を対象とした。

作業していない

市内全事業所に案内と就学児等サポート調査票を送り、該当の児童のみ加算対象とした。

指定該当者を加算対称者とみなして認定した。

指標該当「該当」の対象者を個別サポート加算Ⅰの対象者とした。

指標該当「有」の児童を対象とした

指標該当ありの方を、職権で対象とした。

指標該当チェックシートの該当者を加算対象者とした。

指標該当となる児童を対象としたほか、事業所に対して可能性のある子は伝えてもらうよう伝達。その他の子に対しては更新時に調査することとしている。

指標該当により加算対象者を判断した

"指標該当の児童…個別サポート加算Ⅰの対象

指標非該当の児童…同加算の対象外と判定した。"

指標該当の児童に対しては、読み替えし、事業所から個別に求めがあれば、調査確認を行った。

指標該当の児童のみ加算対象とし、それ以外の児童については改めての確認は行っていない。

指標該当の児童は加算対象として取り扱い、それ以外の児童については調査・確認は実施していない。

指標該当の児童は個別サポート加算（Ⅰ）の対象児とし、指標該当非該当の児は次回通所サービス更新時の聞き取り調査に基づき判断することにした。

指標該当の児童は調査・確認作業を行わず、個別サポート加算Ⅰの加算対象者とし、その他の児童についてはHPに調査対象であると掲載した上で、更新時に随時確認していくこととした。

指標該当の有無を加算の算定に反映させた。

指標該当児について、個別サポート加算の対象児と読み替えを行った。

<p>指標該当児については全員個別サポート加算対象とした。</p> <p>指標該当児に個別サポート加算Ⅰを該当とし、指標該当児ではない児童は特別に依頼がなければ非該当とした。</p> <p>指標該当児を加算対象とした。</p> <p>指標該当児を個別サポート加算Ⅰの該当者として取り扱いを行った。</p> <p>指標該当児を個別サポート対象とした</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を対象とした。</p> <p>"指標該当児童については、自動的に加算対象に移行した。</p> <p>指標該当児童以外についての対応は、児童発達支援と同様。"</p> <p>指標該当児童に対しては個別サポート加算Ⅰに読み替えする旨の案内を出し、指標該当児童ではない児童については特に何もしていない。</p> <p>指標該当児童のみ確認</p> <p>指標該当児童は調査を行わず加算対象とした。事業所から加算該当可能性のある児童について確認があった際は、当該児童について加算算定のための調査を行った。</p> <p>指標該当児童を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児童以外の児童について、事業所等からの申し出により再調査を実施するとし、事業所へ案内し、申し出があった児童に関して再調査を行った。</p>
--

<p>指標該当者でない人は調査しなかったが該当かどうか調査を求められたケースは調査を行った。</p> <p>指標該当者となる児童を調査・確認をする対象とした。</p> <p>指標該当者については、加算対象とし、それ以外の者は、更新時に保護者同意の上、申し出があれば、調査することとしている。</p> <p>指標該当者に対して個別サポート加算対象者とした</p> <p>指標該当者のみを加算対象とし、その他の調査は行っていない。</p> <p>指標該当者のみ加算対象。</p> <p>指標該当者のみ加算対象とした。</p> <p>指標該当者のみ加算対象とした。</p> <p>指標該当者のみ個別サポート加算 I を認定</p> <p>指標該当者のみ対象とした</p> <p>指標該当者のみ対象とした。</p> <p>指標該当者の他、事業所からの相談に基づいて調査を実施した。</p> <p>指標該当者はそのまま読み替えて、加算対象とした。その他の者は、保護者または事業者による求めに応じて調査を行った。</p> <p>指標該当者は加算対象とし、それ以外は受給者証の更新時に調査している。</p> <p>指標該当者は加算対象とし、非該当の児童については次回更新時に申請者から聞き取りを行い判定することとした。</p> <p>指標該当者は自動的に個別サポート加算 I を算定。その他は更新時か依頼があった際に調査。</p> <p>指標該当者は対象とした。その他の児童についてはサービス更新の際に随時確認している。</p> <p>指標該当者は対象児童とし、それ以外の児童は更新の際に調査することとしたが、事業所からの問い合わせが多く、事業所からの加算申請を受けて、その都度調査し支給決定した。</p> <p>指標該当者は読み替えて個別サポート加算 I の対象者とした。</p> <p>指標該当者をそのまま個別サポート加算（I）の加算対象者とした。</p> <p>指標該当者をそのまま個別サポート加算 I の対象者とした。</p> <p>指標該当者をを加算対象とした。</p> <p>指標該当者を加算サポート I の対象者とした。</p>
--

<p>指標該当者を加算の対象とし、その他の者は更新手続きの際に調査を行った。</p> <p>指標該当者を加算対象とし、指標非該当者を加算対象外とした。</p> <p>指標該当者を加算対象とした</p> <p>指標該当者を加算対象とした</p> <p>指標該当者を加算対象とした</p> <p>指標該当者を加算対象とした</p> <p>指標該当者を加算対象とした。</p> <p>指標該当者を加算対象として差し支えないとの通知に基づき、指標該当者を個別サポート加算の対象者としたため特に調査していない。</p> <p>指標該当者を加算対象者とした。</p> <p>指標該当者を加算対象者とした。</p> <p>指標該当者を加算対象者とした。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象とした。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者とし、指標該当者を除いた児童については、特に調査・確認を行わず、また、個別サポート加算Ⅰの対象者とはしなかった。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者とした。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算に引き継ぎ、その他の方も含め、更新時に全員聞き取り調査の対象とした。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算の該当者として、認定を行った。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算の対象とし、その他の児童に関しては利用者の手上げ方式で加算のための調査を行った。</p> <p>指標該当者を除く児童の当該加算について、3月末に通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に決定をすることも可と関係機関へ案内したが、4月以降は更新月に調査・確認作業実施している。</p> <p>指標該当者を全員加算対象とし、非該当者の調査は行わなかった。</p> <p>指標該当者を対象とし、その他の児童は更新時に調査、確認することとした。</p> <p>指標該当者を対象者とした。</p> <p>指標該当者を対象者とした。</p>
--

指標該当者を読み替え、非該当者は更新時に確認することとした。

指標該当者全員を加算対象とし、非該当者全員は加算対象外とした。

指標該当者全員を加算対象とした。

指標該当対象児童については、個別サポート加算Ⅰの対象となることを周知した。

指標該当対象者を個別サポート加算（Ⅰ）の対象者とした。

指標該当又は行動援護利用児に関しては抽出し給付決定を行った。また、通所事業所より対象児が加算該当有無の確認の連絡があれば調査し、給付決定を行った。

指標該当有となっている児童を加算対象とした。

指標判定該当児になっている児童に対して加算した。

支給決定時の指標該当者を加算対象者とし、全数調査は更新時等に随時実施することとした。

支給決定者全員を対象とし、事業所等から加算の確認の申し出があった場合については、調査確認作業を行った。

支給決定日数が10日以上の子に対して、確認作業を行った。

事業所から、対象になる可能性のある児童について問い合わせがあった場合に調査・確認を行った。

事業所からの求めに応じて

事業所からの指標該当についての問い合わせがあったケースについて、3月末までに調査を行った。

事業所からの申し出者を調査・確認した

"事業所から依頼があった場合のみ、調査・確認を行った。

事業所から申し出があった方を、調査・確認をする対象とした。

事業所から対象と思われる児童を挙げていただき確認を行った。

事業所が個別サポート加算（Ⅰ）を希望する児童のみ調査を実施した。

事業所の求めに応じて、対象児童の調査・確認作業を行った。

児童発達支援と同じ。

次回更新月までは指標該当児のみを加算対象とした

従前の「指標該当あり」の者を確認対象とした。

従前の指標該当児童を個別サポート加算Ⅰの加算対象とした。

従前より指標判定による調査をサービス更新時（誕生日）に実施しているため、次回更新時までは当該指標該当を引き継ぐこととし、該当児を全員加算対象とした。結果的に全障害児、保護者が調査対象となる（当事者・保護者が調査希望がない場合を除く）

従来の給付決定更新時調査や指標の調査の結果により、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とした。

従来の給付決定時調査の結果、指標該当者となったものを個別サポート加算Ⅰの対象者とした。

従来の指標該当児をそのまま個別サポート加算Ⅰの対象ととらえ、4月1日時点から適用した。

従来の指標該当児を個別サポート加算Ⅰの対象とした。

従来の指標該当児を全員加算対象とした。

新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。

新規の支給決定者に対して調査・確認作業を実施。

前回調査内容を基に指標該当者については加算対象とし、4月以降の更新時に随時再調査を行うこととした。

全員について過去の調査結果を基に確認作業を行った。その後、個別サポート加算Ⅰ対象者の有無を事業所へ通知し事業所より再調査の依頼があった利用者のみ調査を行った。

対象となりうる児童についてはそれまでの本人状況調査票(5領域11項目)により確認。その他の児童については更新時期に再確認を行う。

調査・確認を行わず、指標該当者全員を加算対象とした。

調査・確認を行わず、指標該当者を加算対象とした

調査・確認作業は行わず、これまでの指標該当を個別サポート（Ⅰ）に読み替える対応とした。

調査・確認作業を行わず、指標該当児のみ加算対象とした。

調査・確認作業を行わず、指標該当者のみ加算対象としました。

調査・確認作業を行わず、指標該当者を加算対象とした。

調査票の見直しや再調査は行わず、指標該当児のみ個別サポート加算Ⅰの対象とした。

放デイ指標該当児＝個別サポート加算（Ⅰ）対象者としたため、確認作業等は生じなかった。

放課後等デイサービスについては指標該当の方のみを個別サポート加算Ⅰの該当とした。今後更新となった方について随時個別サポー

ト調査を行い、対象者についてはその時点から加算の該当になることとした。

放課後等デイサービスの指標該当者は、個別サポート加算（Ⅰ）の対象者として認め、指標該当者を除いた児童については、更新のタイミングで、調査を行い個別サポート加算の対象児童に該当するかどうかを判断している。（更新のタイミングは、児童により異なり、毎月行われる。）

放課後等デイサービス指標該当の児童に対しては、加算対象者とし、新たに加算対象となる見込みがある場合は、申請をしていただき判定を行った。

本サービスの指標の該当があった対象者を加算の対象とした。

令和2年度中の決定時に指標該当としていた障害児については、個別サポート加算Ⅰの対象とみなし、それ以外の対象となる児童は、個別にサービス提供事業所より申請してもらった。

令和3年2月19日及び令和3年3月29日に厚労省から発出された事務連絡に従い、指標に該当する児童については、個別サポート加算Ⅰの対象である旨を障害児保護者に通知した。指標に該当していない児童についても、通知に従い、令和3年4月以降の通所給付決定申請の際に調査を実施して個別サポート加算Ⅰの対象であるかを判定し、結果に応じた受給者証を送付した。

令和3年3月31日でサービス有効期限が到来する4月1日以降継続利用予定者、4月1日以降利用希望する新規対象者及び指標該当者

令和3年3月31日更新者、令和3年4月～新規サービス利用者

令和3年3月までに給付決定を行った児童については、給付決定時に面談をし、面談時に聞き取りした内容を基に加算対象者を決定した。

令和3年3月までに指標該当と決定している児とした。

令和3年3月時点で指標該当児童のみを選出し、加算を付与。指標該当児童以外は更新時に調査。

令和3年3月末までは指標該当者のみ決定し、4月以降に指標の点数が12点の対象児童について調査・確認作業を行った。

令和3年3月末時点の指標該当者については個別サポート加算（Ⅰ）の対象とし、それ以外の者については、更新時に随時見直しを行い、保護者や事業所等から申し出があった場合には、調査を実施した。

令和3年3月末時点の指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者とした。

令和3年4月からの受給者を3月以前に決定した人

	<p>"令和3年4月時点の指標該当児を個別サポート加算（I）の対象とし、それ以外の児童については、更新手続きに合わせて確認を行った。 なお、事業所からの要望があれば、個別サポート加算（I）の対象になるかどうかの調査を個別に受け付けていた。"</p>
町村	<p>「指標該当有」の者は加算対象とした。「指標該当無」の場合は、加算対象外とし、該当しそうな者については、事業所に「就学児サポート調査票」の実施を依頼した。 「放課後等デイサービス指標該当 有」と記載されている受給者証を持っている児童については個別サポート加算Iの該当と読み替えた。 4月更新の児童から順次個別サポート加算の調査・確認作業を実施した。 サービスを利用開始時点で調査をしている。指標該当者は個別サポート加算をつけた。 以前の指標該当者をそのままサポート加算I対象とし、更新時に就学児サポート調査票による調査を行い、加算の有無を決定した。 過去の調査などで不明な者について、保護者や事業所に確認をした 該当しそうな児童を抽出した。または、放課後等デイサービス事業所より該当しそうな児童を聞き取り、調査及び確認。 基本報酬区分調査の結果から加算の対象かどうかを決定した。 既に指標該当者となっている方のみ該当とした 給付決定をしている児童が1名だけであり、個別サポート加算Iに該当しない障害程度であることが明確であったため調査を実施していない。 個別加算を算定するために調査はしていない。 更新月が4月以外の障害児については、更新月をもって加算対象とした。 更新月に調査確認を行っている 更新時に確認 更新時に個別サポート加算Iの調査を行っている 指標に該当すると思われる児童のみ調査・確認対象とした。 指標に該当する障害児は、そのまま個別サポート加算（I）の対象として取り扱った。令和3年6月末の受給者証更新時に、就学児サポート調査票を用いて保護者から聞き取りを行い、確認を行った。</p>

<p>指標該当（有）に児童を対象とした</p> <p>指標該当ありの児童のみ個別サポート加算Ⅰの対象とした。</p> <p>指標該当児を個別サポート加算Ⅰの対象として支給した。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当児を全員加算対象者とした。</p> <p>指標該当児以外は受給者証更新時に確認対象とした</p> <p>指標該当児童を加算の対象とし、それ以外の児童の調査は行っていない。</p> <p>指標該当者のみ、加算対象とし、それ以外の対象者については、再確認等はしていない。</p> <p>指標該当者のみ加算対象とした</p> <p>指標該当者のみ加算対象とした。</p> <p>指標該当者のみ確認を行い、加算の対象とした。</p> <p>指標該当者のみ対象とした。</p> <p>指標該当者は、一律、加算を付けました。非該当者への新調査票を用いた調査は行っていません。新規利用者は、必ず新調査票による調査を行いますが、既存の受給者であって、かつ、指標該当でない者については、事業所もしくは保護者による求めに応じ行うこととしております。</p> <p>指標該当者を加算対象とし、その他の者の確認は特に行っていない。</p> <p>指標該当者を加算対象とし、非該当者については更新時に調査を行うこととした。また、事業所より加算対象ではないかとの問い合わせがあった際には、随時調査を行った。</p> <p>指標該当者を加算対象とした</p> <p>指標該当者を加算対象とした。</p> <p>指標該当者を加算対象とした。</p>
---

<p>指標該当者を加算対象者とし、その他の児童は調査対象としていない。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Ⅰ該当者とした。</p> <p>指標該当者を全員加算対象とした。</p> <p>指標該当者を全員加算対象とした。また、全員について、サービス更新時に調査・確認作業を行うこととした。</p> <p>指標該当者を対象とした。</p> <p>指標該当者を対象とした。</p> <p>指標該当者を調査・確認をする対象とした</p> <p>指標該当者以外の児童については、保護者・事業所からの申出が無い限り、サービス更新時に調査・確認作業を行うようにした。</p> <p>指標該当調査による決定情報を引き継ぎ、指標該当欄が「有」となっている場合は、個別サポート加算の対象とした。</p> <p>指標該当有となっていた児童をR3年4月～は個別サポート加算Ⅰの対象に移行した。</p> <p>指標該当欄が「有」となっている場合は、個別サポート加算Ⅰと読み替えて加算対象とした。</p> <p>"施設側からケアニーズの高い児童である旨連絡があり次第確認する。</p> <p>現在のところそういったケースは無い。"</p> <p>事業所等に聞き取り、対象となり得る児童がいないことを確認。</p> <p>事例がなく調査に至っていない</p> <p>次回更新時に調査・確認する</p> <p>実施していない。</p> <p>前回の支給決定時の指標該当調査を引き継ぎ、指標該当「有」となっている児童全員を加算対象とした。</p> <p>全ての児童を対象に、令和3年4月以降、それぞれのサービス更新申請時に調査を行った。</p> <p>相談支援事業所や利用事業所からの申し出があった方</p> <p>調査・確認作業は行わず、以前の支給決定で指標該当者となっている児童に対して、個別サポート加算をつけた。</p> <p>"調査・確認作業を行わず全員を加算対象外とした。</p> <p>町、事業所共に制度（個別サポート加算Ⅰ）の把握をしていなかったため。"</p> <p>調査を行っていない</p>
--

保護者および事業所の求めに応じて、対象児童の加算の該当の有無を確認する。

放課後等デイサービス指標に該当している児童に個別サポート加算をつけ、更新時に調査・確認を実施している。

放課後等デイサービス指標該当者に対して、個別サポート加算をつけ、その他の方は更新時に聞き取りを行っている。

放課後等デイサービス指標該当者のみ個別サポート加算対象者とした。

令和3年3月末までに給付決定した指標該当児は、令和3年4月以降の受給者証の有効期限までの間、加算対象とした。

令和3年3月末までに給付決定した児童については、調査を一律に行うと保護者の負担が生じるため、受給者証更新時から個別サポート加算Ⅰの調査を実施している。

令和3年3月末時点での指標該当者全員を加算対象とし、その他は受給者証の更新時に調査・確認することとした。

令和3年4月からの加算算定は行っておらず、調査・確認作業はできていない。対象児童の支給決定の更新に伴い、その都度確認調査を行った。

令和3年度の暫定的な措置として、令和3年3月31日現在、「指標該当児」として認定されている児童について、当加算対象者として認定している。(受給者証記載は更新時までは特記事項欄に「放課後等デイサービス指標該当有」として表記し、令和3年4月1日以降は、新規・更新申請時の聞き取りの結果対象となる児童は「個別サポート加算(Ⅰ)」の記載に変更している。)

方法

(2) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。(複数回答可)	①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた(指標該当児以外)	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	⑥ その他(自由記述)
	児童発達支援	396		486		85
放課後等デイサービス		288	388	240	208	45

(2) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。(複数回答可)	①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた(指標該当児以外)	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	⑥ その他(自由記述)
	北海道・東北	児童発達支援 43%	0%	44%	0%	5%
関東	児童発達支援 44%	0%	55%	0%	13%	3%
信越	児童発達支援 40%	0%	37%	0%	9%	14%
東海・北陸	児童発達支援 45%	0%	58%	0%	11%	10%
近畿	児童発達支援 46%	0%	49%	0%	12%	6%
中国	児童発達支援 26%	0%	46%	0%	13%	9%
四国	児童発達支援 26%	0%	58%	0%	5%	14%
九州	児童発達支援 47%	0%	61%	0%	7%	4%
北海道・東北	放課後等デイサービス 0%	34%	41%	24%	14%	6%
関東	放課後等デイサービス 0%	32%	36%	28%	32%	4%
信越	放課後等デイサービス 0%	26%	33%	26%	21%	5%
東海・北陸	放課後等デイサービス 0%	30%	42%	24%	25%	6%
近畿	放課後等デイサービス 0%	29%	36%	24%	28%	5%
中国	放課後等デイサービス 0%	17%	39%	22%	30%	4%
四国	放課後等デイサービス 0%	21%	47%	26%	14%	2%
九州	放課後等デイサービス 0%	35%	53%	28%	17%	4%

(2) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はどのような方法を用いましたか。(複数回答可)	①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた(指標該当児以外)	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合	⑥ その他(自由記述)
	政令指定都市	児童発達支援 40%	0%	67%	0%	7%
中核市	児童発達支援 55%	0%	50%	0%	11%	8%
特例市・特別区	児童発達支援 34%	0%	61%	0%	18%	0%
一般市	児童発達支援 45%	0%	57%	0%	8%	6%
町村	児童発達支援 38%	0%	45%	0%	10%	9%
政令指定都市	放課後等デイサービス 0%	13%	27%	0%	67%	20%
中核市	放課後等デイサービス 0%	26%	16%	21%	47%	8%
特例市・特別区	放課後等デイサービス 0%	21%	37%	37%	39%	0%
一般市	放課後等デイサービス 0%	30%	42%	30%	23%	5%
町村	放課後等デイサービス 0%	33%	44%	21%	16%	4%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	個別サポート加算(I)の対象要件にあてはまると見込まれる子どもについて、保護者の了解を得た上で、5領域11項目の調査票及び支給申請書を提出するよう事業所へ依頼。
中核市	3月末までに支給決定した児童は、4月以降、保護者からの求めに応じ、「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査 調査票」により申請時に調査・確認作業を行った。 各相談支援事業所に対象児童の調査を依頼するとともに、令和2年度新規支給決定の児童については、5領域11項目の調査票を準用した。 事業所に対象と思われる利用児童の情報を記載して届出するよう依頼。
特例市・特別区	支給決定時に必要な「5領域11項目の調査票」に基づき、加算該当非該当の判定を行っている。
一般市	「乳幼児等サポート調査票」に基づいた燕市独自の様式を作成し、調査した。 「乳幼児等サポート調査票」をもとに市で作成した調査票で聞き取りをした。 3月中に調査方法等が確定せず、4月以降に決定を行った。 3歳未満は全員を加算対象とした。 3歳未満は全員加算対象とし、3歳以上は給付決定時の調査票の結果で対象とした。 給付決定時の調査票を基に、「乳幼児等サポート調査票」を作成した。 給付決定時調査調査項目。 指定特定相談員がついている児童については、直近のモニタリングを参考にするなどした。 事業所から依頼があった児童について、事業所職員からの聞き取りにより確認をし加算対象者を判定した。 事業所に5領域11項目の調査票で調査を実施。 従来の給付決定更新時調査時に「乳幼児等サポート調査票」を用いた。 初回利用時に取得している概況調査票やサービス等利用計画に添付されている申請者情報を活用し、算定対象者を確認した。 障害児調査項目(5領域11項目)

	<p>新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。</p> <p>申請時に提出される指標該当調査票を用いた調査・確認作業を行っていない。</p> <p>通所事業所へ対象児童を連絡した際、市で対象児童と把握した児童以外にケアニーズが高い児童はいるか確認した。該当する児童がいればそのまま電話にて対象児童の調査を行った。</p> <p>乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票を保護者でも回答しやすいように修正したものをを用いた。</p> <p>乳幼児等サポート調査票の公表が遅かったため、令和3年2月19日付の厚生労働省事務連絡通知を元に調査票を作成し、保護者等に聞き取り調査を行い判定した。</p> <p>乳幼児等サポート調査票を参考とした独自様式を用いた。</p> <p>必要に応じ、相談支援専門員や児童発達支援事業所の職員に確認を行った。</p> <p>利用している事業所にも聞き取りを行った</p> <p>令和3年3月末までに給付決定した児童について、5領域11項目指標を用いて、令和3年4月から個別サポート加算の対象となるか調査した。</p> <p>令和3年3月末までに支給決定を行ったものについては調査・確認は行っていない。</p> <p>令和3年4月以降に調査・確認作業を行った。</p>
町村	<p>5領域11項目の調査票</p> <p>システムにより対象者を抽出し、該当者について、保健師が対象となるか判断。</p> <p>システムにより対象者を抽出し、該当者について、保健師が対象となるか判断。</p> <p>システムにより対象者を抽出し、該当者について、保健師が対象となるか判断。</p> <p>システムにより対象者を抽出し、該当者について、保健師が対象となるか判断。</p> <p>システムにより対象者を抽出し、保健師が対象となるか判断。</p> <p>システム改修により見直し</p> <p>過去に行った、5領域11項目や指標調査をもとに確認を行った。</p> <p>給付決定時の聞き取りや障害児相談支援事業所及び児童発達支援事業所からの情報を勘案して確認した。</p>

	<p>更新月に調査確認を行っている 更新時に確認 行っていない（令和3年4月以降の更新時に調査・確認を実施） 事業所や相談支援事業所に聞き取り等実施 事業所等に聞き取り、対象となり得る児童がいないことを確認。 児童発達支援利用者なし 児童発達支援利用者については、サービス利用申請前に認定こども園及び発達支援センター・児童発達支援事業所（いずれも町直営）等で利用の可否について会議を行っており、その際に当該児童の身体像を確認している。 全員加算対象外とし、該当しそうな者については、事業所に「乳幼児等サポート調査票」の実施を依頼した。 相談支援事業所等に聴き取りを行った。 担当保健師や保育士等に聴き取り調査をした （地域名）では、児童発達支援の対象者に対しても指標該当者調査を行っているため、その結果を読み替えて加算対象になるかどうか判断した。令和3年6月末の受給者証更新時に、乳幼児等サポート調査票を用いて保護者から聞き取りを行い、確認を行った。 通所している事業所に直接聞き取りを実施した。 放課後デイサービスの指数該当調査を児童発達支援の児童にも行っていたため、その資料を利用した。</p>
--	---

（放課後デイサービス）

<p>政令指定都市</p>	<p>指標該当の有無をシステム上で個別サポート加算Ⅰの該当の有無に置き換えて対応した。 受給者証に指標該当の記載のある障害のある子どもは、個別サポート加算(Ⅰ)が決定されているものとして取り扱うこととし、新たに個別サポート加算(Ⅰ)に該当すると見込まれる児童については、調査票を提出するよう事業所へ依頼。 令和3年3月末までに支給決定を受けている児童は指標該当者を個別サポート加算(Ⅰ)対象とし、指標該当者以外は調査を実施していない。</p>
<p>中核市</p>	<p>3月末までに支給決定した児童で指標該当有の場合は、調査・確認を行わず加算対象とした。指標該当者以外の児童は、4月以降、保護者からの求めに応じ、「就学児サポート調査・給付決定時調査 調査票」により申請時に調査・確認作業を行った。</p>

	<p>基本は指標該当者を加算対象としたため、調査を行っていないが、非該当から該当への変更希望者は就学時サポート調査票を用いた。 指標該当有の児童について、個別サポート加算Ⅰの対象とした</p>
特例市・特別区	<p>指標該当の有無を加算該当の有無に読み替える対応をしたため、調査は行っていない。 支給決定時に必要な「放課後等デイサービス指標該当調査票」に基づき、加算該当非該当の判定を行っている。</p>
一般市	<p>3月中に調査方法等が確定せず、4月以降に決定を行った。 R3.3末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。 過去に行った「指標該当調査」で指標該当者となった児童を加算対象とした。 過去に行った「指標該当調査」を用いた（指標該当児のみ） 給付決定時の調査票を基に、「就学時サポート調査票」を作成した。 区分1の支給決定が出ている児童を個別サポート加算（Ⅰ）と読み替えて支給決定を行った。 指定特定相談員がついている児童については、直近のモニタリングを参考にするなどした。 指標該当ありの児童を個別サポート加算の対象とした。 指標該当児判定表を用いた。 指標該当者をそのまま個別サポート加算Ⅰの対象者とした。 指標該当者を加算対象者とした。 就学児サポート調査・給付決定時調査調査票を保護者でも回答しやすいように修正したものを用いた。 従来の給付決定更新時調査時に「就学児サポート調査票」を用いた。 初回利用時に取得している概況調査票やサービス等利用計画に添付されている申請者情報を活用し、算定対象者を確認した。 新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。 新規の方には5領域11項目の調査票、指標で調査。 通所事業所へ対象児童を連絡した際、市で対象児童と把握した児童以外にケアニーズが高い児童はいるか確認した。該当する児童がいればそのまま電話にて対象児童の調査を行った。 必要に応じ、相談支援専門員や放課後等デイサービス事業所の職員に確認を行った。 放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標</p>

	利用している事業所にも聞き取りを行った
町村	<p>「指標該当調査」を用いた。</p> <p>「指標該当有」の者は加算対象とした。「指標該当無」の場合は、加算対象外とし、該当しそうな者については、事業所に「就学児サポート調査票」の実施を依頼した。</p> <p>5領域11項目調査票及び放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標の調査票を引用した。</p> <p>システム改修により見直し</p> <p>更新月に調査確認を行っている</p> <p>更新時に確認</p> <p>行っていない（令和3年4月以降の更新時に調査・確認を実施）</p> <p>事業所や相談支援事業所に聞き取り等実施</p> <p>事業所等に聞き取り、対象となり得る児童がいないことを確認。</p> <p>相談支援事業所等に聴き取りを行った。</p> <p>日常的に関わりがあり普段の様子を知っていたため確認作業は不要と判断した</p>

時期

(3) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はいつ行いましたか。(複数回答可)		①2月より前	②2月	③3月	④4月以降	⑤保護者の求めに応じて	⑥事業所の求めに応じて	⑦行っていない	⑧その他(自由記述)
児童発達支援		13	30	329	489	38	162	66	31
放課後等デイサービス		13	27	318	449	41	166	114	28

(3) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はいつ行いましたか。(複数回答可)		①2月より前	②2月	③3月	④4月以降	⑤保護者の求めに応じて	⑥事業所の求めに応じて	⑦行っていない	⑧その他(自由記述)
北海道・東北	児童発達支援	2%	2%	31%	45%	3%	12%	10%	2%
関東	児童発達支援	2%	5%	42%	53%	7%	23%	9%	5%
信越	児童発達支援	0%	2%	28%	49%	2%	5%	2%	12%
東海・北陸	児童発達支援	2%	3%	43%	51%	5%	13%	5%	5%
近畿	児童発達支援	1%	1%	27%	62%	2%	24%	5%	2%
中国	児童発達支援	0%	4%	33%	43%	2%	17%	11%	6%
四国	児童発達支援	2%	4%	32%	61%	4%	12%	4%	0%
九州	児童発達支援	1%	4%	34%	59%	4%	24%	3%	1%
北海道・東北	放課後等デイサービス	2%	2%	33%	45%	4%	14%	13%	3%
関東	放課後等デイサービス	2%	5%	38%	47%	6%	21%	14%	6%
信越	放課後等デイサービス	0%	0%	28%	49%	2%	5%	7%	2%
東海・北陸	放課後等デイサービス	2%	4%	37%	43%	7%	17%	18%	4%
近畿	放課後等デイサービス	1%	1%	26%	57%	5%	24%	15%	2%
中国	放課後等デイサービス	0%	2%	35%	43%	2%	19%	15%	4%
四国	放課後等デイサービス	2%	4%	33%	49%	4%	11%	5%	0%
九州	放課後等デイサービス	1%	4%	34%	53%	1%	22%	7%	1%

(3) 令和3年3月末までに給付決定した児童に行った個別サポート加算Iの調査・確認作業はいつ行いましたか。(複数回答可)		①2月より前	②2月	③3月	④4月以降	⑤保護者の求めに応じて	⑥事業所の求めに応じて	⑦行っていない	⑧その他(自由記述)
政令指定都市	児童発達支援	0%	7%	47%	60%	13%	13%	7%	7%
中核市	児童発達支援	0%	3%	37%	61%	21%	21%	5%	3%
特例市・特別区	児童発達支援	5%	8%	42%	74%	13%	21%	3%	5%
一般市	児童発達支援	2%	4%	40%	55%	4%	19%	5%	2%
町村	児童発達支援	1%	1%	28%	46%	1%	14%	10%	4%
政令指定都市	放課後等デイサービス	0%	0%	7%	27%	13%	13%	40%	13%
中核市	放課後等デイサービス	0%	0%	21%	45%	21%	29%	24%	8%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	5%	5%	37%	50%	8%	13%	16%	3%
一般市	放課後等デイサービス	2%	4%	38%	51%	5%	20%	10%	2%
町村	放課後等デイサービス	1%	2%	32%	45%	2%	14%	12%	3%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	申請を受け付けた際に聞き取り調査を行う。
中核市	毎月20日までに届出のあったものは、当該月1日より適用となるよう、調査・確認作業を行った。
特例市・特別区	なるべく保護者の要望に応じている。 "精神：4月以降、対象者全員に「個別サポート加算（I）該当」のシールを郵送にて発送し、受給者証の貼付を保護者に依頼した。 知的：行っていない" 通所児が在籍する全事業所宛に通知を出し、保護者への説明と申請書の取りまとめとサポート調査について依頼、5月10日までに申請のあった子どもについて、サポート調査の内容について勘案のうえ4月1日付けで個別サポート加算Iを算定した。
一般市	2月以前の申請時に本人についての聞き取りを実施。個別サポート加算の調査項目において不足分があった場合は、保護者、事業所、支援者より聞き取りを実施。 3月中に決定が間に合わず、4月以降に決定・確認を行った。 "4月に事業所からの聞き取りを実施 6月の受給者証一斉更新時に保護者からの聞き取りを実施" 4月以降の更新時に確認 移行措置として、3月末までに決定済みの場合は給付決定を行う際の区分聞き取りの結果で代用可能であったので、令和3年3月末までに決定した児童発達支援対象者については給付決定に必要な聞き取りのみを、3月末までの間に行った。 更新時に調査を行った。 事業所が調査し書面で保護者の同意を得て、その調査票と同意書が提出された該当児童のみを加算の対象とした。 従来の支給決定更新時 (地域名)が実施している児童発達支援事業以外の事業所を対象としている。
町村	4月以降の更新に合わせて聞き取りを行い確認をした 支給決定時と同時期 児童発達支援利用者なし

	受給者証の更新時
(放課後デイサービス)	
政令指定都市	指標該当の調査については、(2)のとおりでシステムへの反映等は4/26に対応した。 申請を受け付けた際に聞き取り調査を行う。
中核市	指標該当児は4月までに全員サポート加算対象とした。 指標該当児を全員加算対象とした。
特例市・特別区	なるべく保護者の要望に応じている。
一般市	3月中に決定が間に合わず、4月以降に決定・確認を行った。 "4月に事業所からの聞き取りを実施 6月の受給者証一斉更新時に保護者からの聞き取りを実施" R3.3末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。 原則受給者証更新時に調査を行うこととしていますが、事業所や保護者から調査依頼があった場合は随時調査を行っています。 更新時に調査を行った。 指標該当のある方は事業所で読み替えを行っていただく。 指標該当児と行動援護利用児に関しては、抽出し給付決定を行った。 指標該当者は個別サポート加算(I)として扱い、更新時に再調査し決定している。 指標該当者を加算対象者としたため、R3.4月以降の更新時に就学児サポート調査票にて確認を行った。 事業所が調査し書面で保護者の同意を得て、その調査票と同意書が提出された該当児童のみを加算の対象としたが、指標該当、強度行動障害児支援加算該当となっている児童については調査を省略し、事業所による保護者への同意書のみで加算を算定した。 受給者証の更新申請に合わせて調査を実施 従来の支給決定更新時 放課後等デイサービスについては指標の有無を個別サポート加算Iに置き換えてよいと通知があったので、こちらは指標の有無に係る聞き取りを、3月末までの間に行った。
町村	4月以降の更新に合わせて聞き取りを行い確認をした

	支給決定時と同時期 受給者証の更新時 対象者の受給者証更新時。
--	---------------------------------------

今後の調査・確認の時期

(4) 令和3年3月末までに給付決定した児童で全員を個別サポート加算Iの調査・確認作業の対象としていない場合、今後いつ個別サポート加算Iの調査・確認作業を行いますか。(複数回答可)	①受給者証の更新時		②(①までの間に おいて)保護者の 求めに応じて	③(①までの間に おいて)事業所の 求めに応じて	④その他(自由記述)
	児童発達支援	放課後等 デイサービス			
	271	377	106	152	34
			138	183	30

(4) 令和3年3月末までに給付決定した児童で全員を個別サポート加算Iの調査・確認作業の対象としていない場合、今後いつ個別サポート加算Iの調査・確認作業を行いますか。(複数回答可)		①受給者証の更新時	②(①までの間に おいて)保護者の 求めに応じて	③(①までの間に おいて)事業所の 求めに応じて	④その他(自由記述)
北海道・東北	児童発達支援	25%	8%	15%	3%
	児童発達支援	36%	16%	19%	3%
	児童発達支援	23%	2%	7%	5%
関東	児童発達支援	28%	12%	16%	6%
	児童発達支援	35%	11%	18%	5%
信越	児童発達支援	28%	11%	15%	2%
	児童発達支援	26%	12%	14%	2%
東海・北陸	児童発達支援	25%	13%	19%	4%
	児童発達支援	25%	13%	19%	4%
近畿	児童発達支援	34%	11%	17%	1%
	児童発達支援	46%	19%	23%	4%
中国	放課後等デイサービス	35%	7%	14%	2%
	放課後等デイサービス	45%	17%	19%	4%
四国	放課後等デイサービス	56%	18%	24%	7%
	放課後等デイサービス	43%	13%	17%	4%
九州	放課後等デイサービス	28%	12%	11%	2%
	放課後等デイサービス	33%	16%	23%	3%

(4) 令和3年3月末までに給付決定した児童で全員を個別サポート加算Iの調査・確認作業の対象としていない場合、今後いつ個別サポート加算Iの調査・確認作業を行いますか。(複数回答可)		①受給者証の更新時	②(①までの間に おいて)保護者の 求めに応じて	③(①までの間に おいて)事業所の 求めに応じて	④その他(自由記述)
政令指定都市	児童発達支援	33%	33%	33%	0%
	児童発達支援	42%	18%	16%	3%
中核市	児童発達支援	37%	26%	18%	3%
	児童発達支援	31%	11%	17%	4%
特例市・特別区	児童発達支援	24%	8%	14%	4%
	児童発達支援	24%	8%	14%	4%
一般市	児童発達支援	60%	47%	40%	7%
	児童発達支援	74%	32%	32%	5%
町村	放課後等デイサービス	55%	26%	24%	3%
	放課後等デイサービス	43%	15%	20%	3%
政令指定都市	放課後等デイサービス	32%	11%	17%	3%
	放課後等デイサービス	32%	11%	17%	3%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	4/23 までに申請を受け付けたもので、該当する者については4/1 に遡り当該加算を適用した。
中核市	全児童に調査を行った。
特例市・特別区	事業所からの要望で、もう一度見直しをすることはある。 精神：サービスの変更追加等、申請手続きが必要となった場合に随時調査する。
一般市	3月中に決定が間に合わず、4月以降に決定・確認を行った。 一旦全員を個別サポート加算の対象として、サービス更新時に精査することとしている。 原則は更新時だが、調査時の内容に間違いがあり実際の内容と大きく異なる等の事情がある場合は個別に判断し、随時調査し直すことは考えている。ただし、給付決定時には保護者、事業所双方の調査票を確認して加算の有無は判断しているため、基本的には期間中に見直すことはないものと考えている。 現在検討中。 市直営の施設であるため、調査しない。 児童発達支援の対象者については、全員調査・確認作業を終えている。 全ての児童を対象とした。 全員を個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業の対象としているため 全員を対象としていたので該当しない 全員を調査対象としている 全員対象とした。これ以降は受給者証の更新時に行う。 当市においては、令和3年3月末までに給付決定した児童全員を個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業の対象としたため、(4)の設問には該当しない。 保護者もしくは事業所の求めてきた時。 放課後等デイサービスへの切り替え時

	<p>未定</p> <p>令和3年3月末時点で、全員を個別サポート加算Ⅰの確認作業の対象としていた。今後、受給者証の更新時に対象の有無を再度検討するため調査を行う。</p> <p>令和3年4月以降に行った。</p>
町村	<p>給付決定している児童全員を調査の対象としている。</p> <p>受給者証の更新時に調査・確認作業を行うこととしていた。現在では全員の確認作業を完了している。</p> <p>全員を調査・確認対象としている</p> <p>全員を調査対象としている。</p>

(放課後デイサービス)

政令指定都市	<p>"放課後等デイサービスについて、調査自体はしておらず、個別サポート加算Ⅰに改正後の「見直し」は次回の更新時に実施している。"</p>
中核市	<p>セルフプランの児童については、指標該当のチェックについても毎年は行っておらず、個別サポート加算（Ⅰ）の調査についても、現在のところ行う予定はない。</p> <p>指標該当を用いて判断し、(指標該当該当者なら個別サポート加算対象) その後、受給者証更新時に再度調査を行った。</p>
特例市・特別区	<p>事業所と保護者の調査票にかなりのずれがある場合。</p> <p>精神：サービスの変更追加等、申請手続きが必要となった場合に随時調査する。</p>
一般市	<p>3月中に決定が間に合わず、4月以降に決定・確認を行った。</p> <p>R3年4月時点で個別サポート加算Ⅰの対象ではない児について、事業所から調査の申し出があった児については、R3年5月に相談支援事業所へ調査を行った。</p> <p>サービス事業所(市内1か所)から、加算対象の見込みとなる児童がいるとの連絡があった場合、調査を実施。</p> <p>現在検討中。</p> <p>個別サポート加算Ⅰ対象者のみ、今年9月に保護者宛に就学児サポート調査票を送付して調査した。</p> <p>児童発達支援に同じく、(4)の設問には該当しない。</p>

	<p>小学校進学時(6歳時)と中学1年時(13歳時)の受給者証書更新時に調査を実施。                  全員を対象としていたので該当しない                  全員を調査対象としている                  全員対象とした。これ以降は受給者証の更新時に行う。                  中学、高校への進学時                  保護者もしくは事業所の求めてきた時。                  未定                  令和3年3月末時点で、全員を個別サポート加算Ⅰの確認作業の対象としていた。今後、受給者証の更新時に対象の有無を再度検討するため調査を行う。</p>
町村	<p>急決定している児童全員を調査の対象としている。                  指標該当者は加算対象とし、それ以外は全員を調査・確認対象としている                  所持している手帳の等級及びこれまでのモニタリング等の情報により、個別サポート加算Ⅰの対象外であることが明確のため、確認を行う予定はない。                  所得区分の更新時                  全員の有効期限が令和3年6月30日だったことから、その際に調査を行い更新した                  全員を調査対象としている。                  対象となり得る児童がいない。</p>

IV 令和3年4月以降に給付決定した児童に行なった調査確認作業

【自治体調査】\_資料集

対 象

IV 令和3年4月以降に給付決定した・する児童に行なった・行う個別サポート加算Iの調査・確認作業についてお伺いいたします。

(1) 令和3年4月以降に給付決定した・する児童に行なった個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。		①全員を調査・確認をする対象とした・している	②指標該当者を除いた児童を調査・確認をする対象とした・している	③その他（自由記述） ※何かしらの基準を設けた場合などはこちらにチェックを入れてください
		児童発達支援	858	
放課後等デイサービス	849		22	30

(1) 令和3年4月以降に給付決定した・する児童に行なった個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。		①全員を調査・確認をする対象とした・している	②指標該当者を除いた児童を調査・確認をする対象とした・している	③その他（自由記述） ※何かしらの基準を設けた場合などはこちらにチェックを入れてください
		北海道・東北	児童発達支援	86%
関東	児童発達支援	94%	0%	5%
信越	児童発達支援	86%	0%	5%
東海・北陸	児童発達支援	96%	0%	4%
近畿	児童発達支援	96%	0%	2%
中国	児童発達支援	89%	0%	2%
四国	児童発達支援	89%	0%	0%
九州	児童発達支援	93%	0%	1%
北海道・東北	放課後等デイサービス	87%	2%	4%
関東	放課後等デイサービス	93%	3%	5%
信越	放課後等デイサービス	86%	0%	2%
東海・北陸	放課後等デイサービス	96%	4%	2%
近畿	放課後等デイサービス	93%	2%	4%
中国	放課後等デイサービス	91%	4%	2%
四国	放課後等デイサービス	82%	2%	0%
九州	放課後等デイサービス	91%	3%	2%

(1) 令和3年4月以降に給付決定した・する児童に行なった個別サポート加算Iのための調査・確認作業の対象は誰ですか。		①全員を調査・確認をする対象とした・している	②指標該当者を除いた児童を調査・確認をする対象とした・している	③その他（自由記述） ※何かしらの基準を設けた場合などはこちらにチェックを入れてください
		政令指定都市	児童発達支援	100%
中核市	児童発達支援	100%	0%	0%
特例市・特別区	児童発達支援	95%	0%	8%
一般市	児童発達支援	96%	0%	2%
町村	児童発達支援	84%	0%	4%
政令指定都市	放課後等デイサービス	100%	0%	0%
中核市	放課後等デイサービス	95%	3%	3%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	92%	5%	5%
一般市	放課後等デイサービス	95%	2%	2%
町村	放課後等デイサービス	85%	3%	4%

その他の記述

(児童発達支援)

特例市・特別区	<p>"インターナショナルスクール等を利用する学齢時の児童(放課後等デイサービスが利用できない学齢時の児童)</p> <p>"決められているため</p> <p>児童発達支援については、「読み書きが困難」について未就学児は全員チェックが入る事を4所で確認。"</p> <p>新規支給決定者については全員、調査・確認を行っている。更新の支給決定者については児の状態が変化した等で再調査を保護者が希望した場合に随時対応している。3歳未満と3歳以上で判断基準が異なるため、令和4年度から加算の対象者は4歳時の受給者証更新時に再調査を行う予定。</p>
---------	---

<p>一般市</p>	<p>(地域名)が実施している児童発達支援事業以外の事業所を対象としている。</p> <p>3歳未満は全員を加算対象とした。</p> <p>"各事業所から、該当になりそうな児童を聞き取り、自治体の担当職員が事業所に出向き、該当児の様子を見学し職員からの聞き取り調査を行い、再度保護者からの聞き取り調査を行った。</p> <p>更新時に「乳幼児等サポート調査票」を利用して聞き取りを行っている。新規利用者についても同じ調査票を活用して聞き取りを行っている。</p> <p>市直営の施設であるため、調査しない。</p> <p>事業所からの求めがあった対象者</p> <p>事業所からの相談に応じて随時確認・調査を行うこととしている。</p> <p>新規申請時は全員を調査・確認をする対象とし、更新時は調査・確認は行わずそれまでのものを継続しています。</p> <p>当市の児童が利用している児童発達支援事業所に対し、加算対象となる児童がいる場合に事業所に5領域11項目による調査を行っていただいた上で、加算の決定が必要な旨届出するよう依頼した。</p> <p>認定調査時に障がい福祉課が個別サポート加算(I)の調査を実施し、事業所の求めに応じて調査票を提供している。事業所は保護者との契約時に調査結果に基づき、保護者から書面で同意をとり市へ提出し、市は同意書の提出をもって加算を算定している。また、事業所が加算が必要と判断した場合は、随時事業所が調査を実施している。</p>
<p>町村</p>	<p>6月以降から、更新時に調査を行い決定をしている。</p> <p>システムでチェック</p> <p>指標該当者について、前回の口頭での調査票を確認し調査・確認をし給付決定を行っている。</p> <p>指標該当者のみ加算対象とした</p> <p>事業所等に聞き取り、対象となり得る児童がないことを確認。</p> <p>"新規サービス利用者については、全員を調査・確認対象としている。</p> <p>更新の場合には事業所からの要望に応じて、調査・確認対象としている。"</p> <p>調査・確認作業を行わず全員を加算対象外としている。</p>

その他(放課後デイサービス)

<p>中核市</p>	<p>"(新規利用者)計画相談支援を利用している児童については、相談員が調査を行い、セルフプランの児童については、市職員が調査を行った。</p> <p>(利用更新者)計画相談支援を利用している児童については、相談員が調査を行い、セルフプランの児童については、指標に該当する障害児は、そのまま個別サポート加算(I)の決定がされているものとして取り扱って差し支えないとの厚生労働省からの事務連絡により、調査は行わず、指標該当者に加算を決定している。"</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>決められているため</p> <p>新規支給決定者(児童発達支援から放課後等デイサービスへの切り替え児童を含む)に</p>

	<p>については全員調査・確認を行っている。更新の支給決定者については児の状態が変化した等で再調査を保護者が希望した場合に随時対応している。</p> <p>令和3年3月末までに給付決定した児童と同様、指標該当者であれば一律に加算の対象としている</p>
<p>一般市</p>	<p>"各事業所から、該当になりそうな児童を聞き取り、自治体の担当職員が事業所に出向き、該当児の様子を見学し職員からの聞き取り調査を行い、再度保護者からの聞き取り調査を行った。</p> <p>更新時に「就学児サポート調査票」を利用して聞き取りを行っている。新規利用者についても同じ調査票を活用して聞き取りを行っている。</p> <p>指標において、12点の児童について再調査を行った。</p> <p>"指標該当児を全員加算対象とする。</p> <p>新規申請者は全員を調査・確認する。"</p> <p>指標該当児童を個別サポート加算の該当とした。</p> <p>指標該当者は個別サポート加算（I）として扱い、更新時に再調査し決定している。</p> <p>事業所からの求めがあった対象者</p> <p>事業所からの相談に応じて随時確認・調査を行うこととしている。</p> <p>新規申請時は全員を調査・確認をする対象とし、更新時は調査・確認は行わずそれまでのものを継続しています。</p> <p>新規申請者については、全員を対象としている。</p> <p>当市の児童が利用している放課後等デイサービス事業所に対し、加算対象となる児童がいる場合に事業所に5領域11項目による調査を行っていただいた上で、加算の決定が必要な旨届出するよう依頼した。</p> <p>認定調査時に障がい福祉課が個別サポート加算（I）の調査を実施し、事業所の求めに応じて調査票を提供している。事業所は保護者との契約時に調査結果に基づき、保護者から書面で同意をとり市へ提出し、市は同意書の提出をもって加算を算定している。また、事業所が加算が必要と判断した場合は、随時事業所が調査を実施している。</p>
<p>町村</p>	<p>6月以降から、更新時に調査を行い決定をしている。</p> <p>システムでチェック</p> <p>指標該当者のみ。</p> <p>指標該当者のみ加算対象とした</p> <p>事業所において就学児サポート調査票を作成してもらい届出してもらった。</p> <p>事業所等に聞き取り、対象となり得る児童がないことを確認。</p> <p>"新規サービス利用者については、全員を調査・確認対象としている。</p> <p>更新の場合には事業所からの要望に応じて、調査・確認対象としている。"</p> <p>調査・確認作業を行わず全員を加算対象外としている。</p>

方 法

	(2) 令和3年4月以降に給付決定した・する児童の個別サポート加算Iは何を用いて調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)				
	①「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票」を用いている	②「就学児サポート調査・給付決定時調査調査票」を用いている	③「乳幼児等サポート調査票」と給付決定の調査票などを別に用いている	④「就学児サポート調査票」と給付決定の調査票などを別に用いている	⑤その他(自由記述)
児童発達支援	739		134		55
放課後等デイサービス		742		144	56

		(2) 令和3年4月以降に給付決定した・する児童の個別サポート加算Iは何を用いて調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)				
		①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた(指標該当児以外)	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合
政令指定都市	児童発達支援	73%	0%	27%	0%	7%
中核市	児童発達支援	79%	0%	24%	0%	0%
特例市・特別区	児童発達支援	79%	0%	16%	0%	13%
一般市	児童発達支援	83%	0%	16%	0%	5%
町村	児童発達支援	74%	0%	11%	0%	6%
政令指定都市	放課後等デイサービス	0%	73%	0%	27%	7%
中核市	放課後等デイサービス	0%	76%	0%	26%	0%
特例市・特別区	放課後等デイサービス	0%	76%	0%	18%	13%
一般市	放課後等デイサービス	0%	83%	0%	17%	5%
町村	放課後等デイサービス	0%	76%	0%	12%	6%

(2) 令和3年4月以降に給付決定した・する児童の個別サポート加算Iは何を用いて調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)		①「乳幼児等サポート調査票」を用いた	②「就学児サポート調査票」を用いた	③ 給付決定を行ったときの調査票などを用いた	④ 過去に行った「指標該当調査」を用いた(指標該当児以外)	⑤ 行っていない ※乳幼児は全員加算対象とした・指標該当児を全員加算対象としたなどの場合
北海道・東北	児童発達支援	74%	0%	11%	0%	6%
関東	児童発達支援	83%	0%	15%	0%	6%
信越	児童発達支援	77%	0%	12%	0%	5%
東海・北陸	児童発達支援	82%	0%	15%	0%	9%
近畿	児童発達支援	76%	0%	19%	0%	7%
中国	児童発達支援	76%	0%	15%	0%	4%
四国	児童発達支援	79%	0%	16%	0%	2%
九州	児童発達支援	82%	0%	14%	0%	4%
北海道・東北	放課後等デイサービス	0%	77%	0%	13%	7%
関東	放課後等デイサービス	0%	83%	0%	16%	6%
信越	放課後等デイサービス	0%	74%	0%	12%	5%
東海・北陸	放課後等デイサービス	0%	83%	0%	16%	8%
近畿	放課後等デイサービス	0%	74%	0%	22%	7%
中国	放課後等デイサービス	0%	78%	0%	15%	6%
四国	放課後等デイサービス	0%	70%	0%	19%	2%
九州	放課後等デイサービス	0%	83%	0%	14%	4%

その他の記述

(児童発達支援)

特例市・特別区	<p>給付決定時の調査票を用いている。</p> <p>障害児通所給付決定に係る調査項目(5領域11項目)と放デイ指標判定調査を用いて聴き取り調査を行っている。</p> <p>調査確認は、児童の年齢により実施。</p> <p>"当面の間①③併用することになる。</p> <p>セルフプランの場合は、保護者に5領域11項目の内容を組み入れたチェック表を記入してもらい、区担当者が内容を確認している。"</p> <p>毎年の聞き取りは大変だと思う。保護者と連絡がつかない、聞き取りを嫌がる保護者もいる。かなりの負担になっている。</p> <p>令和3年3月以前に給付決定している児童と同様に、「5領域11項目の調査票」に基づき、加算該当非該当の判定を行っている。</p>
一般市	<p>「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票」の内容を変えず、具体例等を載せた表を作成して用いている。</p> <p>「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票」をベースに、市独自で作成した給付決定の調査票を兼ねた聞き取り票を用いて確認している。</p>

<p>「乳幼児等サポート調査票」と「給付決定時調査票」を調査しやすい形に作成しなおし、判定に用いている。</p> <p>「乳幼児等サポート調査票」に基づいた燕市独自の様式を作成し、調査した。</p> <p>「乳幼児等サポート調査票」をもとに市で作成した調査票を使用している。</p> <p>4月に給付決定した児童については、5領域11項目の調査結果を乳幼児等サポート調査に照らし合わせて判定を行い、5月以降に給付決定した・する児童については、「乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票」により加算対象かどうかの判定を行っている。</p> <p>5領域11項目と指標該当調査をもとに決定している。</p> <p>サポート調査・給付決定時調査票、留意事項を基に作成した独自の調査票を用いている。</p> <p>更新時に「乳幼児等サポート調査票」を利用して聞き取りを行っている。新規利用者についても同じ調査票を活用して聞き取りを行っている。</p> <p>市独自で作成した「児童のアセスメントシート」を用いている。</p> <p>市独自の調査票に手書きで要件該当・非該当を記している。</p> <p>従来から使用している給付決定時の調査票を用いて決定している。今後、「乳幼児等サポート調査票」に切り替えていく予定である。</p> <p>従来の調査票</p> <p>障害児調査項目（5領域11項目）</p> <p>障害児通所給付決定の調査項目（5領域11項目）を参考に、市で独自に作成した調査シートを活用している。</p> <p>調査を外部に委託しており、委託先が給付決定の調査票などを作成している。「乳幼児等サポート調査票（該当・非該当を判断するもの）」は市職員が給付決定の調査票などを見て作成している。</p> <p>乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票を参考とした独自様式を用いている。</p> <p>乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票を保護者でも回答しやすいように修正したものをを用いている。</p> <p>乳幼児等サポート調査・給付決定調査を参考にして作成した調査票を用いている</p> <p>乳幼児等サポート調査・支給決定時調査票の内容に準じた市独自の調査票様式を用いている。</p> <p>乳幼児等サポート調査票・給付決定時調査調査票を基にした、調査票を用いて調査・確認作業を行っている。</p> <p>乳幼児等サポート調査票を基に市で作成した調査表を用いて調査・確認作業を行っている。</p> <p>保護者の負担を考慮し、乳幼児等サポート調査の項目を網羅した5領域11項目の聞き取り調査票を用いている。</p>
---

	<p>令和3年3月31日までに調査が完了していた児童については、従前の調査票を利用。 令和3年4月以前から給付決定に使用している調査票を用いている</p>
町村	<p>「5領域11項目」の調査項目によるスコア 5領域11項目の調査を利用 5領域11項目の調査票を用いている。 5領域11項目調査票 ケアニーズの高い障害児としての対象児がおらず実績がない。 サービスの支給決定をした児童がいないため、行っていない。 給付決定の調査票を用いた。 給付決定の調査票を用いている。 給付決定時の調査票 給付決定時調査調査票を用いている 国保連合会の審査資料で確認。 事業所や相談支援事業所に聞き取り等実施 事業所等に聞き取り、対象となり得る児童がいないことを確認。 申請書類と事業所との連絡により確認する。</p>

(放課後デイサービス)

・なし

V 給付決定した児童に行なった全ての調査確認作業

調査者

V 現在の給付決定の確認作業と令和3年3月末まで及び4月以降に給付決定した児童の個別サポート加算Iの調査・確認作業について合わせてお伺いいたします。

(1) 給付決定及び、個別サポート加算Iの調査・確認作業に当たり、それぞれの調査票などの記入は誰が行いましたか、または行っていますか。(複数回答可)		①自治体主管課職員	②基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	③児童発達支援センター	④サービス提供事業所(児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所)	⑤保護者が調査票などに記入して提出	⑥その他(自由記述)
児童発達支援	給付決定	792	90	15	44	114	33
	個別サポート加算I	643	126	35	96	125	55
	R3.4以降	707	180	42	113	172	51
放課後等デイサービス	給付決定	803	93	9	44	112	27
	個別サポート加算I	644	123	19	91	125	58
	R3.4以降	714	183	30	126	179	44

(1) 給付決定及び、個別サポート加算Iの調査・確認作業に当たり、それぞれの調査票などの記入は誰が行いましたか、または行っていますか。(複数回答可)		①自治体主管課職員	②基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	③児童発達支援センター	④サービス提供事業所(児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所)	⑤保護者が調査票などに記入して提出	⑥その他(自由記述)
北海道・東北	給付決定	79%	13%	1%	8%	13%	3%
関東	給付決定	91%	7%	4%	5%	14%	5%
信越	給付決定	84%	5%	0%	2%	7%	5%
東海・北陸	給付決定	86%	11%	3%	4%	12%	6%
近畿	給付決定	81%	8%	2%	1%	19%	1%
中国	給付決定	87%	17%	0%	2%	6%	0%
四国	給付決定	84%	2%	0%	12%	14%	2%
九州	給付決定	84%	11%	0%	1%	8%	4%
北海道・東北	個別サポート加算I	60%	18%	4%	15%	12%	6%
関東	個別サポート加算I	78%	11%	3%	13%	17%	8%
信越	個別サポート加算I	65%	9%	2%	7%	12%	7%
東海・北陸	個別サポート加算I	74%	12%	4%	6%	17%	7%
近畿	個別サポート加算I	66%	11%	8%	7%	18%	3%
中国	個別サポート加算I	65%	17%	2%	7%	9%	0%
四国	個別サポート加算I	72%	7%	0%	9%	4%	4%
九州	個別サポート加算I	67%	14%	4%	7%	12%	7%
北海道・東北	個別サポート加算I	63%	23%	5%	18%	15%	5%
関東	個別サポート加算I	85%	16%	5%	14%	22%	8%
信越	個別サポート加算I	77%	12%	2%	7%	16%	5%
東海・北陸	個別サポート加算I	81%	18%	4%	6%	19%	6%
近畿	個別サポート加算I	77%	18%	8%	5%	29%	3%
中国	個別サポート加算I	74%	35%	6%	13%	22%	2%
四国	個別サポート加算I	77%	5%	0%	7%	7%	4%
九州	個別サポート加算I	78%	21%	3%	11%	14%	7%
北海道・東北	給付決定	83%	13%	1%	9%	13%	2%
関東	給付決定	91%	7%	3%	7%	14%	4%
信越	給付決定	81%	5%	0%	2%	7%	5%
東海・北陸	給付決定	88%	12%	1%	3%	12%	5%
近畿	給付決定	82%	8%	1%	1%	21%	1%
中国	給付決定	91%	19%	0%	2%	4%	0%
四国	給付決定	79%	2%	0%	7%	9%	2%
九州	給付決定	86%	11%	0%	0%	8%	4%
北海道・東北	個別サポート加算I	64%	18%	2%	14%	12%	5%
関東	個別サポート加算I	76%	10%	3%	13%	16%	10%
信越	個別サポート加算I	67%	9%	0%	7%	12%	7%
東海・北陸	個別サポート加算I	73%	12%	3%	4%	17%	8%
近畿	個別サポート加算I	66%	9%	3%	6%	20%	4%
中国	個別サポート加算I	63%	19%	2%	6%	7%	2%
四国	個別サポート加算I	67%	7%	0%	9%	4%	4%
九州	個別サポート加算I	67%	16%	1%	7%	12%	7%
北海道・東北	個別サポート加算I	67%	23%	3%	22%	16%	3%
関東	個別サポート加算I	85%	15%	5%	15%	22%	7%
信越	個別サポート加算I	79%	12%	0%	14%	16%	2%
東海・北陸	個別サポート加算I	81%	20%	4%	6%	19%	6%
近畿	個別サポート加算I	76%	18%	5%	5%	34%	3%
中国	個別サポート加算I	76%	37%	6%	13%	20%	2%
四国	個別サポート加算I	72%	5%	0%	7%	7%	4%
九州	個別サポート加算I	77%	21%	1%	11%	15%	6%

(1) 給付決定及び、個別サポート加算Iの調査・確認作業に当たり、それぞれの調査票などの記入は誰が行いましたか、または行っていますか。(複数回答可)			①自治体主管課職員	②基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	③児童発達支援センター	④サービス提供事業所(児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所)	⑤保護者が調査票などに記入して提出	⑥その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定		93%	0%	7%	0%	7%	0%
中核市	給付決定		87%	18%	3%	3%	11%	5%
特例市・特別区	給付決定		95%	5%	11%	0%	21%	5%
一般市	給付決定		87%	12%	2%	4%	16%	2%
町村	給付決定		80%	7%	0%	6%	7%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3未まで	60%	13%	20%	27%	27%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.3未まで	66%	18%	3%	13%	16%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3未まで	76%	18%	13%	16%	21%	5%
一般市	個別サポート加算I	R3.3未まで	73%	16%	4%	12%	18%	4%
町村	個別サポート加算I	R3.3未まで	63%	10%	2%	7%	7%	8%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	73%	13%	7%	7%	33%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	76%	34%	8%	16%	18%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	89%	13%	8%	5%	24%	8%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	80%	24%	6%	13%	23%	3%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	69%	14%	2%	11%	12%	7%
政令指定都市	給付決定		93%	0%	0%	0%	7%	0%
中核市	給付決定		89%	18%	3%	3%	11%	5%
特例市・特別区	給付決定		95%	5%	5%	0%	21%	3%
一般市	給付決定		87%	12%	1%	5%	16%	2%
町村	給付決定		83%	7%	0%	5%	7%	4%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3未まで	60%	13%	0%	20%	27%	13%
中核市	個別サポート加算I	R3.3未まで	68%	21%	3%	13%	16%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3未まで	79%	11%	3%	3%	18%	16%
一般市	個別サポート加算I	R3.3未まで	70%	15%	2%	11%	18%	5%
町村	個別サポート加算I	R3.3未まで	66%	10%	1%	8%	7%	6%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	73%	13%	0%	7%	40%	0%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	79%	34%	8%	16%	18%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	87%	11%	5%	5%	24%	11%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	79%	24%	4%	14%	24%	3%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	71%	14%	2%	13%	13%	6%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	申請受付業務を委託している市立の児童発達支援センターが調査を実施。 令和3年3月末までの個別サポート加算Iに関する調査は実施していない。
中核市	基本的には担当ケースワーカー、保護者記入になるが、事業所から再調査を求められた際には事業所に記入をしてもらうことがある。 基本的には保護者が調査票に記入したものに、自治体主管課職員が聞き取りを行い補足する。 新規申請の場合は、自治体主管課職員が調査票を記入し、それ以外の継続申請の場合は、担当する相談支援事業所が調査票を記入している。 新規調査は①、更新調査は⑤。加算の確認は①。 調査票の記入は認定調査事務所へ委託、確認作業は自治体職員が行っている 未就学児については全員加算対象としたため、調査していない。
特例市・特別区	R3.3未までに決定済みの全員に対し5領域11項目の評価点で個別サポート加算Iの該当・非該当の判断を行った。R3.4以降の決定にあたっては乳幼児等サポート調査票を用いて判断している。 委託した相談支援事業者 再調査・再認定を希望する場合は、保護者が調査票を記入し事業所が内容を確認している。 身体：児童発達支援センターが障害児相談支援を担当している場合については、児童発達支援センターから保護者に調査票を手交し、保護者が内容を記入して提出してもらっている。そのほかの児童については、自治体主幹課職員が調査・確認を行っている。

	<p>調査・確認作業は、基本的には保護者が調査票を記載するが、調査票の記載がない、または不明瞭な記載内容である場合、市職員が相談支援事業所などに確認して行っている。</p>
<p>一般市</p>	<p>R3.3月末までは、調査・確認作業は実施なし。</p> <p>R3.3 末までの給付決定者に対して、個別サポート加算 I の調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R3.3 末までの個別サポート加算 I の調査・確認については決定時の資料を用いた。</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>いずれの期間でも調査していない。</p> <p>コロナ禍により面談ができなかった場合は、保護者に記入してもらい郵送してもらっている。</p> <p>会計年度職員として配属している社会福祉士等の資格を持った職員が調査・確認作業を行っている。</p> <p>原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。</p> <p>暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限り個別サポート加算 I を決定した。従来の給付決定更新時期（4月以降）に行く、行った。</p> <p>新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。</p> <p>"新規給付の児童については、R3.3 末及びR3.4 以降も市の委託先（※）の調査員が調査しております。</p> <p>なお、調査票を市で保管しているため、R3.4.1～の個別サポート加算 I の確認作業については市の職員が対応。また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算 I の可否を決定しています。（地域名）では障がい者の相談業務や窓口業務の一部を民間事業者に委託しております。"</p> <p>申請時に、調査票に沿って自治体主管課職員が保護者へ聞き取りを行い、自治体主管課職員が調査票に記入。</p> <p>相談支援専門員が調査票を記入するにあたり、必要に応じて保護者やサービス提供事業所に聴き取り。</p> <p>窓口で対応した自治体職員が調査、又は保護者が持参した調査票の確認作業を行っている。</p> <p>担当課の事務職員、専門職員（社会福祉士等）または子ども担当部署の専門職員（保健師等）で調査を行っている。</p> <p>調査を外部に委託しており、委託先が給付決定の調査票などを作成している。「乳幼児等サポート調査票（該当・非該当を判断するもの）」は市職員が給付決定の調査票などを見て作成している。</p> <p>"調査票の記入は、まず、自治体主管課職員が保護者からヒアリングしながら行う。その後、相談支援事業所へ調査票を渡し、確認・訂正作業を行う流れとしている。"</p> <p>保護者および事業所より見直しの求めがあった場合、判定の参考とする。</p> <p>保護者が記入し提出してもらう。提出時に市職員が改めて確認のうえ、必要があれば追記・修正</p>

	<p>をしている。</p>
町村	<p>"(個別サポート加算Ⅰについて)                  申請書を提出していただく際に、保護者に調査票を渡し分かる範囲で記入してもらう                  記入してもらった後、自治体主管課職員が聞き取りし、判定基準とずれがないか確認や修正を行                  う"</p> <p>④サービス提供事業所から乳幼児サポート調査票及び就学児サポート調査票を提出してもらっ                  ているが保護者と事業所が思っている支援の内容が異なるため、支給決定時の参考としている。                  R3.3 未までに支給決定していた児童については、サービス更新時に自治体主管課職員が調査・                  確認作業を行うこととした。                  R3.3 未までは調査・確認作業を行っていない。                  サービスの支給決定をした児童がいない。                  セルフプランの児童発達支援利用者の場合は、相談支援事業所の関わりがないので、町の認定調                  査員が「調査時の情報」や「保護者への聞き取り等」により、確認している。                  "基本的には保護者に記入していただき、それに基づいて支給決定をする。                  保護者が記入したものよりも支援が行われていると明らかな場合は、自治体担当職員からサービ                  ス提供事業所へ確認の聞き取りを行い、保護者の同意を得て調査票の訂正を行っている。また、                  サービス提供事業所から個別サポート加算の対象と思われると連絡が来ることもあり、その場合                  も同様の対応をしている。"</p> <p>近隣自治体で構成する一部事務組合                  現在のところ支給決定児童はいないが、①③⑤のいずれかで対応することになると思われる。                  自治体職員が、保護者、事業所や相談支援専門員へ問い合わせ状況確認し記入した。                  主管課以外の自治体職員（保健師）                  職員がサービス提供事業所や保護者、療育手帳判定結果より聞き取りを行い、確認、調査を行っ                  ている                  担当課在籍の保健師と基幹相談支援員に、状況に応じて調査・記入をお願いしていた。                  担任保育士又は担当保健師が記入                  調査員                  併用利用している保育所等の職員                  保健師                  保健師、子ども家庭支援員                  保護者・保健師・事業所などに聞き取りの上自治体主管課職員が記入                  "未就学児・・・保育園等の担任保育士                  就学児・・・学校等の担任教員"                  令和3年3月末時点での給付決定者なし</p>

(放課後デイサービス)

政令指	旧指標該当児について、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とした。
-----	-------------------------------

定都市	令和3年3月末までの個別サポート加算Iに関する調査は実施していない。
中核市	<p>基本的には担当ケースワーカー、保護者記入になるが、事業所から再調査を求められた際には事業所に記入をしてもらうことがある。</p> <p>基本的には保護者が調査票に記入したものに、自治体主管課職員が聞き取りを行い補足する。</p> <p>指標該当者について、加算対象としたため、調査は行っていない。現在の決定に異議がある場合は保護者及びサービス提供事業所に調査票の提出求めた。</p> <p>新規申請の場合は、自治体主管課職員が調査票を記入し、それ以外の継続申請の場合は、担当する相談支援事業所が調査票を記入している。</p> <p>新規調査は①、更新調査は⑤。加算の確認は①。</p> <p>調査票の記入は認定調査事務所へ委託、確認作業は自治体職員が行っている</p>
特例市・特別区	<p>R3.3 末までに決定済みの全員に対し、指標該当者を個別サポート加算Iの該当者とみなし、指標非該当者への再調査は行っていない。R3.4 以降の決定にあたっては就学児サポート調査票を用いて判断している。</p> <p>R3.3 末までは指標該当者を個別サポート加算対象者として読み替えたため、調査票などの記入は行っていない。なお、確認作業は自治体主管職員で行っている。</p> <p>委託した相談支援事業者</p> <p>再調査・再認定を希望する場合は、保護者が調査票を記入し事業所が内容を確認している。</p> <p>指標該当調査の結果を代用。指標該当調査は自治体主管課職員が実施。</p> <p>身体：児童発達支援センターが障害児相談支援を担当している場合については、児童発達支援センターから保護者に調査票を手交し、保護者が内容を記入して提出してもらっている。そのほかの児童については、自治体主幹課職員が調査・確認を行っている。</p> <p>調査・確認作業は、基本的には保護者が調査票を記載するが、調査票の記載がない、または不明瞭な記載内容である場合、市職員が相談支援事業所などに確認して行っている。</p> <p>調査・確認作業を行わず、指標該当者を加算対象とした</p> <p>保護者が記入・作成した指標該当調査の結果をもとに区が加算の判断をする</p>
一般市	<p>R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし。</p> <p>R3.3 末まで：指標該当児を個別サポート対象としたため、調査票の記入無し</p> <p>R3.3 末までは指標該当の児童を加算個別サポートの該当とし、調査はしていない。</p> <p>R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>R3 年3 月末決定分までは、従来の指標該当児を全員加算対象としたため、調査票等の記入は行っていない。</p> <p>コロナ禍により面談ができなかった場合は、保護者に記入してもらい郵送してもらっている。</p> <p>会計年度職員として配属している社会福祉士等の資格を持った職員が調査・確認作業を行っている。</p> <p>原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、</p>

	<p>サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。</p> <p>個別サポート加算 I の判定し直しを行っていない。(指標該当児を個別サポート加算 I 対象者とした)</p> <p>指標該当者を個別サポート加算 I の対象者とした。</p> <p>従来の給付決定更新時期(4月以降)に行く、行った。</p> <p>従来の指標該当児をそのまま個別サポート加算 I の対象にとらえたため、調査・作業はしていない。</p> <p>上記児童発達支援と同様。</p> <p>新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。</p> <p>"新規給付の児童については、R3.3 未及び R3.4 以降も市の委託先(※)の調査員が調査をしております。</p> <p>なお、調査票を市で保管しているため、R3.4.1~の個別サポート加算 I の確認作業については市の職員が対応。また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算 I の可否を決定しています。(地域名)では障がい者の相談業務や窓口業務の一部を民間事業者に委託しております。"</p> <p>"新規申請者については、確認作業を行っている。</p> <p>令和3年3月以前に支給決定している児童については、サービス事業所から該当の見込みのある児童の連絡があった場合のみ調査対象としている。(事業所職員からの聞き取り及び児童の様子を知るための現地調査を実施。)"</p> <p>申請時に、調査票に沿って自治体主管課職員が保護者へ聞き取りを行い、自治体主管課職員が調査票に記入。</p> <p>相談支援専門員が調査票を記入するにあたり、必要に応じて保護者やサービス提供事業所に聴き取り。</p> <p>窓口で対応した自治体職員が調査、又は保護者が持参した調査票の確認作業を行っている。</p> <p>担当課の事務職員、専門職員(社会福祉士等)、同部署または子ども担当部署の専門職員(保健師等)で調査を行っている。</p> <p>調査を外部に委託しており、委託先が給付決定の調査票などを作成している。「就学児サポート調査票(該当・非該当を判断するもの)」は市職員が給付決定の調査票などを見て作成している。</p> <p>"調査票の記入は、まず、自治体主管課職員が保護者からヒアリングしながら行う。</p> <p>その後、相談支援事業所へ調査票を渡し、確認・訂正作業を行う流れとしている。"</p> <p>保護者および事業所より見直しの求めがあった場合、判定の参考とする。</p> <p>放課後等デイサービス事業所より、サポート加算について調査の見直しの依頼があった場合は、事業所への訪問や事業所からの調査書類等で加算の見直しを行っている。</p>
町村	<p>"(個別サポート加算 I について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を提出していただく際に、保護者に調査票を渡し分かる範囲で記入してもらう</li> <li>・記入してもらった後、自治体主管課職員が聞き取りし、判定基準とずれがないか確認や修正を</li> </ul>

	<p>行う"</p> <p>④サービス提供事業所から乳幼児サポート調査票及び就学児サポート調査票を提出してもらっているが保護者と事業所が思っている支援の内容が異なるため、支給決定時の参考としている。</p> <p>R3.3 未までに支給決定していた児童については、サービス更新時に自治体主管課職員が調査・確認作業を行うこととした。</p> <p>R3.3 未までは調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R 3. 3 未までは放課後等デイサービスの対象者がいなかった。</p> <p>サービスの支給決定をした児童がいない。</p> <p>セルフプランの放課後等デイサービス利用者の場合は、相談支援事業所の関わりがないので、町の認定調査員が「調査時の情報」や「保護者への聞き取り等」により、確認している。</p> <p>"基本的には保護者に記入していただき、それに基づいて支給決定をする。</p> <p>保護者が記入したものよりも支援が行われていると明らかな場合は、自治体担当職員からサービス提供事業所へ確認の聞き取りを行い、保護者の同意を得て調査票の訂正を行っている。また、サービス提供事業所から個別サポート加算の対象と思われると連絡が来ることもあり、その場合も同様の対応をしている。"</p> <p>近隣自治体で構成する一部事務組合</p> <p>現在のところ支給決定児童はいないが、①③⑤のいずれかで対応することになると思われる。</p> <p>自治体職員が、保護者、事業所や相談支援専門員へ問い合わせ状況確認し記入した。</p> <p>主管課以外の自治体職員（保健師）</p> <p>職員がサービス提供事業所や保護者、療育手帳判定結果より聞き取りを行い、確認、調査を行っている</p> <p>新規の方の場合は、福祉課職員が窓口で聞き取り記入しており、更新の方は、更新案内時に調査票を同封して送付している。</p> <p>担当課在籍の保健師と基幹相談支援員に、状況に応じて調査・記入をお願いしていた。</p> <p>担任教諭又は担当保健師が記入</p> <p>調査員</p> <p>保健師</p> <p>保健師、子ども家庭支援員</p> <p>保護者・保健師・事業所などに聞き取りの上自治体主管課職員が記入</p> <p>"未就学児・・・保育園等の担任保育士</p> <p>就学児・・・学校等の担任教員"</p>
--	---

事業所が調査を行なう場合（複数の事業所を利用する児童）の事業所の調整

(2) サービス提供事業所が個別サポート加算Iの調査・確認作業を行う場合、複数の事業所を利用している児童については、どのように調整されましたか。（複数回答可）		①自治体で調査を事業所を1カ所に決めた	②事業所間で連絡を取り合わせ、調査事業所を1カ所に決めるように依頼した	③それぞれの事業所から提出させた	④基幹相談支援センターまたは相談支援事業所に調整するように依頼した	⑤保護者が決めるように依頼した	⑥その他
児童発達支援	個別サポート加算I	R3.3未まで 84	47	33	47	19	179
	個別サポート加算II	R3.4以降 96	44	36	58	27	183
放課後等デイサービス	個別サポート加算I	R3.3未まで 80	42	35	44	19	180
	個別サポート加算II	R3.4以降 98	46	43	60	28	182

(2) サービス提供事業所が個別サポート加算Iの調査・確認作業を行う場合、複数の事業所を利用している児童については、どのように調整されましたか。（複数回答可）		①自治体で調査を事業所を1カ所に決めた	②事業所間で連絡を取り合わせ、調査事業所を1カ所に決めるように依頼した	③それぞれの事業所から提出させた	④基幹相談支援センターまたは相談支援事業所に調整するように依頼した	⑤保護者が決めるように依頼した	⑥その他
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3未まで 11%	7%	5%	5%	2%	18%
北海道・東北	個別サポート加算II	R3.3未まで 12%	7%	4%	5%	4%	19%
信越	個別サポート加算I	R3.3未まで 16%	5%	9%	2%	0%	7%
東海	個別サポート加算I	R3.3未まで 9%	1%	4%	4%	3%	16%
近畿	個別サポート加算I	R3.3未まで 7%	5%	3%	2%	0%	26%
中国	個別サポート加算I	R3.3未まで 4%	4%	0%	7%	0%	17%
四国	個別サポート加算I	R3.3未まで 9%	2%	0%	4%	2%	18%
九州	個別サポート加算I	R3.3未まで 3%	5%	2%	9%	2%	24%
北海道・東北	個別サポート加算II	R3.4以降 13%	7%	6%	7%	3%	19%
北海道・東北	個別サポート加算II	R3.4以降 12%	5%	5%	5%	5%	18%
信越	個別サポート加算II	R3.4以降 16%	5%	5%	2%	0%	7%
東海	個別サポート加算II	R3.4以降 11%	2%	2%	5%	3%	16%
近畿	個別サポート加算II	R3.4以降 8%	5%	2%	5%	3%	29%
中国	個別サポート加算II	R3.4以降 7%	4%	2%	7%	2%	17%
四国	個別サポート加算II	R3.4以降 7%	2%	0%	4%	2%	19%
九州	個別サポート加算II	R3.4以降 5%	4%	4%	10%	3%	23%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3未まで 10%	7%	5%	5%	2%	20%
北海道・東北	個別サポート加算II	R3.3未まで 11%	5%	4%	4%	4%	20%
信越	個別サポート加算I	R3.3未まで 14%	5%	9%	2%	0%	7%
東海	個別サポート加算I	R3.3未まで 7%	1%	3%	4%	3%	16%
近畿	個別サポート加算I	R3.3未まで 7%	4%	4%	2%	0%	25%
中国	個別サポート加算I	R3.3未まで 4%	4%	0%	7%	0%	19%
四国	個別サポート加算I	R3.3未まで 9%	2%	0%	4%	2%	11%
九州	個別サポート加算I	R3.3未まで 4%	4%	2%	9%	2%	24%
北海道・東北	個別サポート加算II	R3.4以降 13%	7%	7%	7%	3%	20%
北海道・東北	個別サポート加算II	R3.4以降 12%	6%	5%	5%	5%	18%
信越	個別サポート加算II	R3.4以降 14%	7%	9%	2%	0%	7%
東海	個別サポート加算II	R3.4以降 9%	3%	3%	6%	3%	16%
近畿	個別サポート加算II	R3.4以降 7%	3%	3%	6%	3%	28%
中国	個別サポート加算II	R3.4以降 9%	4%	2%	7%	2%	19%
四国	個別サポート加算II	R3.4以降 7%	2%	2%	4%	2%	12%
九州	個別サポート加算II	R3.4以降 4%	4%	4%	10%	3%	24%

(2) サービス提供事業所が個別サポート加算Iの調査・確認作業を行う場合、複数の事業所を利用している児童については、どのように調整されましたか。（複数回答可）		①自治体で調査を事業所を1カ所に決めた	②事業所間で連絡を取り合わせ、調査事業所を1カ所に決めるように依頼した	③それぞれの事業所から提出させた	④基幹相談支援センターまたは相談支援事業所に調整するように依頼した	⑤保護者が決めるように依頼した	⑥その他
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3未まで 7%	20%	7%	0%	13%	13%
中核市	個別サポート加算I	R3.3未まで 0%	11%	3%	8%	3%	29%
特別市・特別区	個別サポート加算I	R3.3未まで 13%	8%	16%	5%	5%	24%
一般市	個別サポート加算I	R3.3未まで 8%	5%	4%	7%	2%	17%
町村	個別サポート加算I	R3.3未まで 11%	4%	2%	3%	1%	20%
政令指定都市	個別サポート加算II	R3.4以降 13%	7%	0%	0%	13%	7%
中核市	個別サポート加算II	R3.4以降 0%	13%	5%	8%	5%	26%
特別市・特別区	個別サポート加算II	R3.4以降 11%	3%	8%	3%	8%	18%
一般市	個別サポート加算II	R3.4以降 9%	4%	5%	9%	2%	17%
町村	個別サポート加算II	R3.4以降 13%	4%	3%	4%	2%	22%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3未まで 7%	7%	7%	7%	13%	13%
中核市	個別サポート加算I	R3.3未まで 3%	8%	5%	8%	3%	24%
特別市・特別区	個別サポート加算I	R3.3未まで 8%	3%	8%	3%	5%	29%
一般市	個別サポート加算I	R3.3未まで 7%	5%	4%	6%	2%	17%
町村	個別サポート加算I	R3.3未まで 11%	4%	2%	3%	1%	20%
政令指定都市	個別サポート加算II	R3.4以降 7%	7%	0%	0%	13%	7%
中核市	個別サポート加算II	R3.4以降 3%	8%	5%	8%	5%	24%
特別市・特別区	個別サポート加算II	R3.4以降 11%	3%	5%	3%	1%	24%
一般市	個別サポート加算II	R3.4以降 8%	5%	5%	9%	2%	17%
町村	個別サポート加算II	R3.4以降 13%	5%	4%	4%	2%	21%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	サービス提供事業所が個別サポート加算Iの調査を行うことを想定していない。 自治体より正式に依頼をしている実態はないが、保護者の裁量で対応いただいている。
中核市	サービス提供事業所が個別サポート加算Iの調査・確認作業を行った事例なし。 サービス提供事業所には調査・確認を依頼せず、各相談支援事業所に依頼した。

	<p>サービス提供事業所は個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行わない。</p> <p>基本的には保護者が調査回答をしている。個別案件としてそれぞれの事業所に求める場合もあるし、利用日数により決める場合もある。いずれにしても、事業所記入だけで決定することはなく、家庭での様子も確認し、担当ケースワーカーが事業所利用中や家庭に訪問する等、児の様子を確認している。</p> <p>現時点で、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはない。</p> <p>"事業所には調査せず、すべて保護者の聞き取り調査をもとに決定している。</p> <p>市立のセンターに通所される児童については、センターからの情報により市職員が判断している。"</p> <p>全員を対象しているため、調査等を行う必要がない。もし、必要がある場合は②で対応を依頼している。</p> <p>全員を対象としたため、事業所に対し、調査・確認作業を依頼していない。</p> <p>特に調整はしていない。</p> <p>複数の事業所を利用している場合は、それぞれの事業所が該当性を確認し、該当しうる場合は保護者に変更申請の勧奨をする。</p> <p>利用できる事業所が1か所のためのため、調査は1か所の事業所となる。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>R3.3 末までについては給付決定を行った際の調査票を確認し、個別サポート加算Ⅰの対象となるか確認を行ったため、調整は生じなかった。</p> <p>サービス事業所等に提出を求めているが、相談支援事業所に確認したり、事業所に意見を求めたりするケースはある。</p> <p>サービス提供事業所には、原則として調査させていない。</p> <p>市職員が認定調査時に実施</p> <p>事業所から個別サポート加算Ⅰの求めがあった場合は、自治体主管課職員が保護者から直接調査をしている。</p> <p>事業所が調査することはない。</p> <p>知的：基本的に、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業は、区職員が保護者に聴き取って行っている。事業所の求めがなければ、事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行うことはない。</p> <p>知的障害者については、個別サポート加算Ⅰ R3.3 末までは調整なし</p> <p>調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。</p> <p>当課職員が全て確認しているため、サービス提供事業所による確認はない。</p>
<p>一般市</p>	<p>相談支援事業所や市立の児童発達支援事所の保健師等に聞き取り調査を依頼した。</p> <p>保護者や事業所等、対象児童の状況により異なり、調整等は行っていない。</p> <p>3月末において根室市内では1事業所のみの利用となっている。</p> <p>R3.3 以前については直近の調査票や指標該当票等を利用し、市の方で判定を行った。また、R3.4以降については事業所に対して調査確認作業を行っているわけではなく、保護者や相談支援事業所に対して調査確認作業を行っている。</p> <p>R3.3月末までは、調査・確認作業は実施なし</p>

<p>R3.3 未までに給付決定を行った児童で、過去の聞き取りにより加算の対象になった方については各事業所へ電話連絡と文書による通知を行った。複数の事業所を利用している児童についてもそれぞれ連絡を行った。R3.4以降は受給者証によりそれぞれの事業所が確認を行っている。</p> <p>"R3.3 未までは、サービス提供事業所は調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R3.4 以降は取り決めなし。</p> <p>"</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>R3.4 月以降は相談支援事業所に依頼している</p> <p>サービス提供事業者が調査を行うことはない。</p> <p>サービス提供事業者は調査・確認作業を行っていない。</p> <p>サービス提供事業所からの調査は実施していない。</p> <p>サービス提供事業所が個別サポート加算 I の調査・確認を行うことはない。</p> <p>サービス提供事業所が個別サポート加算 I の調査・確認作業を行うことはない。</p> <p>サービス提供事業所が個別サポート加算 I の調査・確認作業を行うことは想定していない。調査項目に確認事項、大きな状態の変化を伴う場合のみサービス提供事業所に日頃の様子について確認を行う。</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認作業をしていない</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認を行わない。</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことがない</p> <p>"サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはなく、保護者からの依頼があって市町村で調査を行っている。</p> <p>その中で、事業所への聴き取りが必要と思われる場合には、市町より事業所へ聴き取りを行うことはある。"</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認作業を実施しない。</p> <p>サービス提供事業所が調査を行う仕組みにできなかった。</p> <p>サービス提供事業所では調査をしていない</p> <p>サービス提供事業所には個別サポート加算 I の調査等は依頼していない。</p> <p>サービス提供事業所には調査・確認作業を依頼していない</p> <p>サービス提供事業所による調査・確認作業を実施していない。</p> <p>サービス提供事業所による調査は行っていない。</p> <p>サービス提供事業所に個別サポート加算の調査、確認作業を行っていない。</p> <p>サービス提供事業所に調査・確認作業を依頼していない。</p> <p>サービス提供事業所は、調査・確認は行わない。</p> <p>サービス提供事業所は調査を行っていない。</p> <p>サービス提供事業所へは、調査・確認作業を依頼していない。</p> <p>その場合がないため。</p> <p>該当する事例がなく、調整していない。</p> <p>該当なし</p>
--

<p>"該当事例なし 今後該当があった場合、上限管理事業所若しくは利用の多い事業所へ依頼するようになると思われる"</p> <p>確認作業を依頼していない。</p> <p>基本的にはサービス提供事業所に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を依頼することはない。受給者証を確認した事業所から「この児童は対象になるのではないか」と個別に連絡をいただき、再度調査を行うことはある。</p> <p>基本的に自治体において調査・確認作業を行っているため、調整等はしていない。</p> <p>基本的に調査については自治体職員が行っている。</p> <p>既に自治体で調査・確認を行った R3.3 末までの給付決定児童について、再調査を希望した事業所に調査票を提出してもらい、自治体で再検討した。(希望した事業所が1か所のため、複数事業所を利用している児童でも調整が不要だった)</p> <p>稀に相談支援事業所に調査を依頼することはあるが、基本的に個別サポート加算(Ⅰ)の調査・確認作業は市役所職員が行っており、サービス提供事業所に依頼、調整することはない。</p> <p>圏域内に児童発達支援センターが1つしかないため、当該事業所が行っている。</p> <p>原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。</p> <p>原則として、サービス提供事業所は調査・確認を行わない。</p> <p>個々の利用先事業所にも聞き取りを行った</p> <p>個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業は自治体職員が行っている。ただし、事業所よりその内容に異議があった場合は利用している事業所へ聞き取りを行っている。その際に、複数の事業所を利用している場合にはそれぞれの事業所へと聞き取りを行う。</p> <p>個別サポート加算の見直しを求める連絡があった事業所に対して調査を依頼した。</p> <p>今のところサービス提供事業所では個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行っていない。</p> <p>暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限って個別サポート加算Ⅰを決定した。市で対応している。</p> <p>"市内の相談支援事業所には、全員分の調査票を提出するよう依頼。 市外の事業所の場合、サポート加算追加の求めがあれば、保護者の同意のもと、調査票の提出を依頼する。"</p> <p>事業所には確認作業を依頼していない。(市職員のサービス更新面談時に判断している)</p> <p>事業所に依頼していない</p> <p>事業所は調査・確認は実施しない。</p> <p>事業所は直接的には行っていない。</p> <p>事業所へは、依頼していない。</p> <p>自治体が調査するため事業所には依頼しない。</p> <p>自治体で一括して調査・確認作業を行ったため、サービス提供事業所への依頼を求めなかった。</p>
--

<p>自治体主管課職員が調査・確認を行っているため、調整はしていない</p> <p>自治体主管課職員が調査を行うため、サービス提供事業所は調査・確認作業は行っていない。</p> <p>自治体主管課職員より調整。</p> <p>自治体職員が調査・確認作業を行っている。</p> <p>主として利用している事業所から聞き取り、必要があれば他の事業所や保護者から聞き取りを行っている。</p> <p>主に保護者からの確認のみとし、事業所からの確認作業はしていない。</p> <p>全て市で実施した</p> <p>全件、保護者から聞き取り調査を行っている。決定後、異議があった場合、利用事業者や相談支援専門員からの聞き取り調査を再度行い加算対象となった場合、保護者同意のもと加算の変更を行う。</p> <p>相談員及び保護者から聞き取りを行うようにした。</p> <p>担当職員が保護者へ直接聞き取りを行っているため、事業所の調整は不要。</p> <p>調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。</p> <p>調査は原則自治体および相談支援事業所が実施。</p> <p>当市においては、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業は、自治体主管課職員が行っているため、(2)の設問には該当しない。</p> <p>特に調整は行っていない</p> <p>複数の事業所の利用がない。</p> <p>"複数の事業所を利用している場合は、まず主で利用している事業所で確認、調査を行い、その内容で修正がないかを副で利用している事業所に確認を行っている。</p> <p>"</p> <p>複数の事業所を利用している対象者がいない</p> <p>複数事業所に調査・確認を行っている</p> <p>複数事業所利用ではなかった</p> <p>複数事業所利用にあたって特別な依頼は行っていないが、最終的に1枚の調査票の提出となっていることから、保護者、事業所、相談支援事業所で連携しながらまとめていると考えられる。</p> <p>複数事業所利用者はいなかった</p> <p>聞き取りは保護者に対して行っている。</p> <p>併用している児童なし</p> <p>平成30年の報酬改定時に放課後等デイサービス指標該当が導入され事業所への調査依頼をおこなったが、どこの事業所においてもできるだけ加算がつくように調整されたものになっていたため、今回は保護者が作成したサービス調査票やサービス等利用計画を参考に個別サポート加算Ⅰの調査を行った。</p> <p>保護者から調査を行うことの同意を得た事業所からの調査票を用いた。</p> <p>保護者やサービス提供事業所の求めに応じて個別サポート加算の見直しを行うこととしているが、今までに同一児童に対して複数の事業所から同時に見直しを行ってほしい旨の申し出があったことはない。</p>
---

	<p>本市では、保護者に聞き取りを行っており、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことは無い。</p> <p>毎年度の更新時に自治体職員が保護者と障害児に30～40分程度の面談を実施しており、その調査結果を基に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行った。必要に応じて利用事業所にも電話等で障害児の様子を問い合わせ、情報を収集している。</p> <p>令和3年3月末までに給付決定者について、サービス提供事業所は、個別サポート加算の調査・確認作業を行っていない。</p> <p>令和3年4月以降の更新対象者は、相談支援事業所もしくは保護者に記入してもらっている。</p>
町村	<p>"事業所に調査を依頼していない。          現在は行政職員のみで調査を行っている。"</p> <p>事例がなく調査に至っていない</p> <p>事例なし</p> <p>事例なし</p> <p>事例なし。</p> <p>事例無し</p> <p>児童発達支援については複数の事業所を利用している対象児がいない</p> <p>児童発達支援の利用者で複数の事業所を利用している人はいない。</p> <p>自治体から特別調整は行っていない。</p> <p>自治体で調査・確認作業を行うようにしているため、サービス提供事業所に依頼することはない。</p> <p>自治体で調査・確認作業を実施した</p> <p>自治体主管課職員が実施</p> <p>自治体職員が保護者から聞き取りをして、必要に応じて相談支援事業所等に聞き取りをしている</p> <p>自治体職員のみで調査、確認作業を行っている。</p> <p>質問のような事例無</p> <p>実績なし</p> <p>前例なし</p> <p>全ての児童について町職員が調査を行っており、サービス提供事業所は調査を行っていない。</p> <p>全て自治体職員が行っている。</p> <p>想定していない。</p> <p>対象者なし。</p> <p>対象者なし。</p> <p>対象者なし。</p> <p>対象者なし。</p> <p>対象者なし。</p> <p>町直営の相談支援事業所において一括して調査を実施しており、サービス提供事業所には調査を依頼していない。</p> <p>調査・確認は自治体職員で行っている。</p>

	<p>調査・確認作業は自治体主管課職員のみが行っており、サービス提供事業所が作業を行うことはなかった。</p> <p>調査及び確認作業は担当職員による保護者への聞き取りを実施</p> <p>調整していない</p> <p>調整していない。</p> <p>調整は行っていません。</p> <p>複数の事業所の利用者はいなかった。</p> <p>複数の事業所を利用するものがない。</p> <p>複数の事業所を利用していることはない</p> <p>複数の事業所を利用している児童がない</p> <p>複数の事業所を利用している児童がない。対象となる児童がいた場合その都度検討する。</p> <p>複数の事業所を利用している児童がいなかったため。</p> <p>複数の事業所を利用している児童について、サービス提供事業所から今まで、調査・確認作業の申し出はないため、調整を行ったことがない。</p> <p>複数の事業所を利用している児童に関しての調査票の提出はなかった。</p> <p>複数の事業所を利用している児童はいない</p> <p>複数の事業所を利用している児童はいない。</p> <p>"複数の事業所を利用する児童がない。"</p> <p>又、調査は窓口で担当者が保護者に聞き取りする形で行っている。"</p> <p>複数の事例なし</p> <p>複数の児童発達支援事業所を利用している児童はいないため、調整は不要であった。</p> <p>複数箇所利用している利用者はいない</p> <p>複数利用の児童はいない</p> <p>複数利用の児童はいないが、各事業所に聞き取りを行う予定</p> <p>保健師による調査・確認</p> <p>保護者が調査票を記入することを前提に、事業所から事前に保護者へ児童の状況の認識を共有していただいている。決定した加算に対し、異議がある場合は事業所から保護者へ説明した上で、保護者に変更申請を提出していただくよう事業所と取り決めを行った。</p> <p>令和3年4月より前はサポート加算の調査はしていなかった</p>
--	--

(放課後デイサービス)

政令指定都市	<p>サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査を行うことを想定していない。</p> <p>自治体より正式に依頼をしている実態はないが、保護者の裁量で対応いただいている。</p>
中核市	<p>サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行った事例なし。</p> <p>サービス提供事業所には調査・確認を依頼せず、各相談支援事業所に依頼した。</p> <p>サービス提供事業所は個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行わない。</p> <p>基本的には保護者が調査回答をしている。個別案件としてそれぞれの事業所に求める場合もある</p>

	<p>し、利用日数により決める場合もある。いずれにしても、事業所記入だけで決定することではなく、家庭での様子も確認し、担当ケースワーカーが事業所利用中や家庭に訪問する等、児の様子を確認している。</p> <p>現時点で、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはない。</p> <p>事業所には調査せず、すべて保護者の聞き取り調査をもとに決定している。</p> <p>特に調整はしていない。</p> <p>複数の事業所を利用している場合は、それぞれの事業所が該当性を確認し、該当しう場合は保護者に変更申請の勧奨をする。</p> <p>利用できる事業所が1か所のためのため、調査は1か所の事業所となる。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>R3.3 末までについては指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者として読み替えたため、調整は生じなかった。</p> <p>サービス事業所等に提出を求めているが、相談支援事業所に確認したり、事業所に意見を求めたりするケースはある。</p> <p>サービス提供事業所には、原則として調査させていない。</p> <p>市職員が認定調査時に実施</p> <p>指標該当調査の結果によるため、特に調整は行っていない</p> <p>事業所から個別サポート加算Ⅰの求めがあった場合は、自治体主管課職員が保護者から直接調査をしている。</p> <p>事業所が調査することはない。</p> <p>自治体職員が保護者や障害児相談支援事業所に聞き取りを行った。</p> <p>知的：同上</p> <p>知的障害者については、個別サポート加算Ⅰ R3.3 末までは調整なし</p> <p>調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。</p> <p>当課職員が全て確認しているため、サービス提供事業所による確認はない。</p>
<p>一般市</p>	<p>R3.3 以前については直近の調査票や指標該当票等を利用し、市の方で判定を行った。また、R3.4 以降については事業所に対して調査確認作業を行っているわけではなく、保護者や相談支援事業所に対して調査確認作業を行っている。</p> <p>R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし</p> <p>R 3.3 月末までは、保護者への調査、不足のある部分は、事業所から聴き取りを行った。</p> <p>R3.3 末までに給付決定を行った児童で、過去の聞き取りにより加算の対象になった方については各事業所へ電話連絡と文書による通知を行った。複数の事業所を利用している児童についてもそれぞれ連絡を行った。R3.4 以降は受給者証によりそれぞれの事業所が確認を行っている。</p> <p>"R3.3 末までは、サービス提供事業所は調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R3.4 以降は取り決めなし。</p> <p>"</p> <p>R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p>

<p>R3.4月以降は相談支援事業所に依頼している</p> <p>サービス提供事業者が調査を行うことはない。</p> <p>サービス提供事業者は調査・確認作業を行っていない。</p> <p>サービス提供事業所からの調査は実施していない。</p> <p>サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行うことはない。</p> <p>サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行うことはない。</p> <p>サービス提供事業所が個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行うことは想定していない。調査項目に確認事項、大きな状態の変化を伴う場合のみサービス提供事業所に日頃の様子について確認を行う。</p> <p>サービス提供事業所が調査、確認作業をしていない</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認を行わない。</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことがない</p> <p>"サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことはなく、保護者からの依頼があって市町村で調査を行っている。</p> <p>その中で、事業所への聴き取りが必要と思われる場合には、市町より事業所へ聴き取りを行うことはある。"</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認作業を実施しない。</p> <p>サービス提供事業所が調査を行う仕組みにできなかった。</p> <p>サービス提供事業所では調査をしていない</p> <p>サービス提供事業所には個別サポート加算Ⅰの調査等は依頼していない。</p> <p>サービス提供事業所には調査・確認作業を依頼していない</p> <p>サービス提供事業所による調査・確認作業を実施していない。</p> <p>サービス提供事業所による調査は行っていない。</p> <p>サービス提供事業所に個別サポート加算の調査、確認作業を行っていない。</p> <p>サービス提供事業所に調査・確認作業を依頼していない。</p> <p>サービス提供事業所は、調査・確認は行わない。</p> <p>サービス提供事業所は調査を行っていない。</p> <p>サービス提供事業所へは、調査・確認作業を依頼していない。</p> <p>その場合がないため。</p> <p>該当する事例がなく、調整していない。</p> <p>該当なし</p> <p>"該当事例なし</p> <p>今後該当があった場合、上限管理事業所若しくは利用の多い事業所へ依頼するようになると思われる"</p> <p>確認作業を依頼していない。</p> <p>基本的にはサービス提供事業所に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を依頼することはない。受給者証を確認した事業所から「この児童は対象になるのではないか」と個別に連絡をいただき、再度調査を行うことはある。</p>
---

<p>基本的に自治体において調査・確認作業を行っているため、調整等はしていない。</p> <p>基本的に調査については自治体職員が行っている。</p> <p>既に自治体で調査・確認を行った R3.3 末までの給付決定児童について、再調査を希望した事業所に調査票を提出してもらい、自治体で再検討した。(希望した事業所が1か所のため、複数事業所を利用している児童でも調整が不要だった)</p> <p>稀に相談支援事業所に調査を依頼することはあるが、基本的に個別サポート加算(I)の調査・確認作業は市役所職員が行っており、サービス提供事業所に依頼、調整することはない。</p> <p>原則として、サービス提供事業所は調査・確認を行わない。</p> <p>個々の利用先事業所にも聞き取りを行った</p> <p>個別サポート加算Iの調査・確認作業は自治体職員が行っている。ただし、事業所よりその内容に異議があった場合は利用している事業所へ聞き取りを行っている。その際に、複数の事業所を利用している場合にはそれぞれの事業所へと聞き取りを行う。</p> <p>個別サポート加算の見直しを求める連絡があった事業所に対して調査を依頼した。</p> <p>今のところサービス提供事業所では個別サポート加算Iの調査・確認作業を行っていない。</p> <p>市で対応している。</p> <p>市町村と圏域内のサービス提供事業所で話し合い、その児童の上限額管理事業所が調査を行うよう定めた。</p> <p>"市内の相談支援事業所には、全員分の調査票を提出するよう依頼。</p> <p>市外の事業所の場合、サポート加算追加の求めがあれば、保護者の同意のもと、調査票の提出を依頼する。"</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Iの対象者とした。</p> <p>事業所には確認作業を依頼していない。(市職員のサービス更新面談時に判断している)</p> <p>事業所による調査・確認作業は行っていない。</p> <p>事業所に依頼していない</p> <p>事業所は調査・確認は実施しない。</p> <p>事業所は直接的には行っていない。</p> <p>事業所へは、依頼していない。</p> <p>児童発達支援と同じく、(2)の設問には該当しない。</p> <p>自治体が調査するため事業所には依頼しない。</p> <p>自治体主管課職員が調査・確認を行っているため、調整はしていない</p> <p>自治体主管課職員が調査を行うため、サービス提供事業所は調査・確認作業を行っていない。</p> <p>自治体主管課職員より調整。</p> <p>自治体職員が調査・確認作業を行っている。</p> <p>従来の指標該当児をそのまま個別サポート加算Iの対象にとらえたため、事業所への調査・作業依頼はしていない。</p> <p>上記児童発達支援と同様。</p> <p>全て市で実施した</p> <p>全員自治体で調査しており、サービス提供事業所が調査・確認作業を行っていない。</p>
---

	<p>全件、保護者から聞き取り調査を行っている。決定後、異議があった場合、利用事業者や相談支援専門員からの聞き取り調査を再度行い加算対象となった場合、保護者同意のもと加算の変更を行う。</p> <p>相談員及び保護者から聞き取りを行うようにした。</p> <p>担当職員が保護者へ直接聞き取りを行っているため、事業所の調整は不要。</p> <p>調査・確認作業は自治体主管課職員が行っている。</p> <p>調査は原則自治体および相談支援事業所が実施。</p> <p>原則、保護者、相談支援事業所が調査票を記入し自治体職員が内容確認をしており、サービス提供事業所が調査することはしない。保護者へ更新書類を送付する際、調査票を同封しているため、サービス提供事業所が調査票を記入することがあった場合は、自治体職員が保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所へ内容確認することとしている。</p> <p>自治体で一括して調査・確認作業を行ったため、サービス提供事業所への依頼を求めなかった。主として利用している事業所から聞き取り、必要があれば他の事業所や保護者から聞き取りを行っている。</p> <p>令和3年4月以降の更新対象者は、相談支援事業所もしくは保護者に記入してもらっている。</p> <p>特に調整は行っていない</p> <p>"複数の事業所を利用している場合は、まず主で利用している事業所で確認、調査を行い、その内容で修正がないかを副で利用している事業所に確認を行っている。"</p> <p>"</p> <p>複数事業所に調査・確認を行っている</p> <p>複数事業所利用にあたって特別な依頼は行っていないが、最終的に1枚の調査票の提出となっていることから、保護者、事業所、相談支援事業所で連携しながらまとめていると考えられる。</p> <p>複数事業所利用者はいなかった</p> <p>聞き取りは保護者に対して行っている。</p> <p>保護者から調査を行うことの同意を得た事業所からの調査票を用いた。</p> <p>保護者やサービス提供事業所の求めに応じて個別サポート加算の見直しを行っており、見直しを行ってほしい旨の申し出をした事業所が調査を実施することとしている。</p> <p>保護者や事業所等、対象児童の状況により異なり、調整等は行っていない。</p> <p>本市では、保護者に聞き取りを行っており、サービス提供事業所が調査・確認作業を行うことは無い。</p> <p>毎年度の更新時に自治体職員が保護者と障害児に30～40分程度の面談を実施しており、その調査結果を基に個別サポート加算Ⅰの調査・確認を行った。必要に応じて利用事業所にも電話等で障害児の様子を問い合わせ、情報を収集している。</p> <p>令和3年3月末までに給付決定者について、サービス提供事業所は、個別サポート加算の調査・確認作業を行っていない。</p>
町村	<p>2箇所の事業所から聞き取りを行い、その結果を両事業所に伝え加算の有無の協議を行った。</p> <p>R3.3 月末までは、保護者から聞き取った指標を基に職員が確認したため、事業所への確認はし</p>

<p>ていません。</p> <p>R3. 3末までは放課後等デイサービスの対象者がいなかった。</p> <p>サービスを利用している児童がいないため、調整作業等はしていない。</p> <p>サービス提供事業所がそれぞれ自治体に確認してきた。</p> <p>サービス提供事業所が個別サポート加算Iの調査を行う事は今のところ想定していない。</p> <p>サービス提供事業所が行うことはなかった。</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認することはない。</p> <p>サービス提供事業所が調査・確認作業を行うケースがない（保護者に調査票を記入・提出してもらい、町で給付決定しているため）。</p> <p>サービス提供事業所が調査した事例なし</p> <p>サービス提供事業所が調査確認作業は行っていない。</p> <p>サービス提供事業所には個別サポート加算Iの調査、確認は行わせていない。複数事業所を利用している対象者については、対象者の利用頻度が高い事業所に対して自治体が調査に入った。</p> <p>サービス提供事業所による確認の事例がない</p> <p>サービス提供事業所に調査・確認作業を依頼していない。</p> <p>サービス提供事業所の調査・確認例なし</p> <p>モニタリングなどで子どもの状況を確認した。</p> <p>該当ケースなし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当児童がいない。</p> <p>該当児童なしのため調整せず。</p> <p>該当者がいない。</p> <p>該当者なし</p> <p>該当者なしのため</p> <p>該当者なしのため調査未実施</p> <p>該当無し</p> <p>各事業所へ聞取りを行った</p> <p>基本的に確認対象は、障害児の親です。それに加えて、メインに通っている事業所に状況を確認することがあります。</p> <p>"現在複数の事業所を利用している児童がいないため、調整は行っていない。</p> <p>今後調整を要する場合は事業所を1カ所に決めて対応したい。"</p> <p>事業所がサポート加算Iの調査にかかることはない</p> <p>"事業所に調査を依頼していない。</p> <p>現在は行政職員のみで調査を行っている。"</p> <p>事業所は調査等は行っていない。</p> <p>事例がなく調査に至っていない</p> <p>事例なし</p>
--

<p>事例なし</p> <p>事例なし。</p> <p>自治体から特別調整は行っていない。</p> <p>自治体で調査・確認作業を行うようにしているため、サービス提供事業所に依頼することはない。</p> <p>自治体で調査・確認作業を実施した</p> <p>自治体主管課職員が実施</p> <p>自治体職員が保護者から聞き取りをして、必要に応じて相談支援事業所等に聞き取りをしている</p> <p>自治体職員のみで調査、確認作業を行っている。</p> <p>質問のような事例無</p> <p>実績なし</p> <p>前例なし</p> <p>全ての児童について町職員が調査を行っており、サービス提供事業所は調査を行っていない。</p> <p>全て自治体職員が行っている。</p> <p>想定していない。</p> <p>町直営の相談支援事業所において一括して調査を実施しており、サービス提供事業所には調査を依頼していない。</p> <p>調査・確認は自治体職員で行っている。</p> <p>調査・確認作業は自治体主管課職員のみが行っており、サービス提供事業所が作業を行うことはなかった。</p> <p>調査及び確認作業は担当職員による保護者への聞き取りを実施</p> <p>調整していない</p> <p>調整は行っていません。</p> <p>同上</p> <p>令和3年4月以降の更新対象者は、相談支援事業所もしくは保護者に記入してもらっている。</p> <p>同上</p> <p>複数の事業所の利用者はいなかった。</p> <p>複数の事業所を利用するものがない。</p> <p>複数の事業所を利用しているものはないが、特に調整はしていない。</p> <p>複数の事業所を利用している事例無し。</p> <p>複数の事業所を利用している児童がない</p> <p>複数の事業所を利用している児童がない。対象となる児童がいた場合その都度検討する。</p> <p>複数の事業所を利用している児童がいなかったため。</p> <p>複数の事業所を利用している児童について、サービス提供事業所から今まで、調査・確認作業の申し出はないため、調整を行ったことがない。</p> <p>複数の事業所を利用している児童についての調査票の提出はなかった。</p> <p>複数の事業所を利用している児童はいない</p> <p>複数の事業所を利用している児童はいない。</p> <p>複数の事業所を利用している児童はいない為、それぞれ1カ所の事業所の調査で済んでいる。</p>
---

<p>"複数の事業所を利用する児童がいない。 又、調査は窓口で担当者が保護者に聞き取りする形で行っている。"</p> <p>複数の事例なし</p> <p>複数個所利用している利用者はいない</p> <p>複数事業所を利用している児童がいない。</p> <p>複数利用の児童はいない</p> <p>複数利用者はいない</p> <p>保健師による調査・確認</p> <p>保護者から聞き取りをおこなっている。</p> <p>保護者が調査票を記入することを前提に、事業所から事前に保護者へ児童の状況の認識を共有していただいている。決定した加算に対し、異議がある場合は事業所から保護者へ説明した上で、保護者に変更申請を提出していただくよう事業所と取り決めを行った。</p> <p>保護者に「就学児サポート調査票」と送付しているため、調査票に協力するよう事業所に連絡している。また、更新時期に個別サポート加算の非該当の方で該当になりそうな場合は役場に相談するよう伝えている。</p> <p>保護者への調査のみ実施した。</p> <p>令和3年4月より前はサポート加算の調査はしていなかった</p>
---

調査の方法

(3) 給付決定と個別サポート加算Iはどのように調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・ 行っている	②口頭にて行った・ 行っている	③その他(自由記述)
児童発達支援	給付決定		613	423	44
	個別サポート加算I	R3.3未まで	535	387	74
		R3.4以降	556	491	55
放課後等デイサービス	給付決定		613	429	40
	個別サポート加算I	R3.3未まで	537	383	69
		R3.4以降	557	500	49

(3) 給付決定と個別サポート加算Iはどのように調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・行っている	②口頭にて行った・行っている	③その他(自由記述)
北海道・東北	給付決定		66%	39%	4%
関東	給付決定		66%	52%	7%
信越	給付決定		63%	40%	2%
東海・北陸	給付決定		71%	43%	6%
近畿	給付決定		64%	52%	4%
中国	給付決定		67%	43%	6%
四国	給付決定		67%	46%	0%
九州	給付決定		59%	45%	4%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3未まで	54%	42%	6%
関東	個別サポート加算I	R3.3未まで	55%	46%	13%
信越	個別サポート加算I	R3.3未まで	53%	35%	9%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.3未まで	68%	41%	7%
近畿	個別サポート加算I	R3.3未まで	60%	42%	6%
中国	個別サポート加算I	R3.3未まで	56%	41%	4%
四国	個別サポート加算I	R3.3未まで	54%	37%	9%
九州	個別サポート加算I	R3.3未まで	57%	37%	7%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.4以降	56%	48%	5%
関東	個別サポート加算I	R3.4以降	57%	60%	10%
信越	個別サポート加算I	R3.4以降	56%	44%	5%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.4以降	70%	50%	6%
近畿	個別サポート加算I	R3.4以降	60%	58%	5%
中国	個別サポート加算I	R3.4以降	59%	54%	6%
四国	個別サポート加算I	R3.4以降	61%	51%	0%
九州	個別サポート加算I	R3.4以降	59%	49%	4%
北海道・東北	給付決定		67%	41%	3%
関東	給付決定		67%	52%	7%
信越	給付決定		63%	40%	2%
東海・北陸	給付決定		72%	44%	5%
近畿	給付決定		63%	52%	4%
中国	給付決定		69%	44%	6%
四国	給付決定		56%	46%	0%
九州	給付決定		61%	44%	4%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3未まで	54%	45%	6%
関東	個別サポート加算I	R3.3未まで	54%	45%	14%
信越	個別サポート加算I	R3.3未まで	58%	33%	2%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.3未まで	69%	39%	8%
近畿	個別サポート加算I	R3.3未まで	59%	40%	7%
中国	個別サポート加算I	R3.3未まで	57%	37%	4%
四国	個別サポート加算I	R3.3未まで	54%	37%	0%
九州	個別サポート加算I	R3.3未まで	57%	36%	7%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.4以降	58%	51%	4%
関東	個別サポート加算I	R3.4以降	57%	61%	9%
信越	個別サポート加算I	R3.4以降	58%	44%	2%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.4以降	71%	50%	6%
近畿	個別サポート加算I	R3.4以降	60%	58%	5%
中国	個別サポート加算I	R3.4以降	61%	56%	6%
四国	個別サポート加算I	R3.4以降	51%	51%	0%
九州	個別サポート加算I	R3.4以降	59%	49%	4%

(3) 給付決定と個別サポート加算Iはどのように調査・確認作業を行っていますか。(複数回答可)			①書面にて行った・ 行っている	②口頭にて行った・ 行っている	③その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定		67%	67%	7%
中核市	給付決定		71%	50%	11%
特例市・特別区	給付決定		63%	61%	13%
一般市	給付決定		68%	47%	3%
町村	給付決定		62%	40%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで	80%	53%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.3末まで	66%	37%	13%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3末まで	63%	53%	18%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで	63%	42%	7%
町村	個別サポート加算I	R3.3末まで	48%	39%	8%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	73%	67%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	63%	58%	11%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	58%	68%	13%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	63%	54%	4%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	54%	48%	6%
政令指定都市	給付決定		73%	60%	7%
中核市	給付決定		68%	50%	11%
特例市・特別区	給付決定		66%	58%	13%
一般市	給付決定		67%	47%	3%
町村	給付決定		62%	43%	4%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで	73%	40%	20%
中核市	個別サポート加算I	R3.3末まで	66%	37%	11%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3末まで	53%	53%	24%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで	62%	39%	7%
町村	個別サポート加算I	R3.3末まで	51%	42%	5%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	80%	60%	7%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	61%	58%	11%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	58%	68%	13%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	64%	54%	4%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	54%	50%	5%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	<p>R3.4月以降は給付決定(新規・更新)を行うタイミングで、面談(又は訪問)又は電話等による聞き取りで、個別サポート加算Iと給付決定の調査を一緒に行っている。</p> <p>令和3年3月末までの個別サポート加算Iに関する調査は実施していない。</p>
中核市	<p>市立のセンターに通所される児童については、センターからの情報により市職員が判断している。</p> <p>書面調査を基本とするが、新規決定時は保護者より直接聴取し、市職員が書面作成している。</p> <p>新規調査は②、更新調査は①。加算の確認は①。</p> <p>全員を対象としたため、事業所に対し、調査・確認作業を依頼していない。</p> <p>保護者と面談を実施し、必要事項を聞き取り、調査票を作成している(自治体職員)。</p> <p>本市では、5領域11項目・乳幼児サポート調査に加え、障害支援区分認定調査を独自にカスタマイズした調査を各利用者に行っており、その内容に基づき、給付決定を行っている。</p>
特例市・特別区	<p>R3.3末までについては給付決定を行った際の調査票を用いて、個別サポート加算Iの対象となるか確認を行った。改めて書面や口頭での調査は実施していない。</p> <p>新規は児童・保護者と面接、更新時には家族から電話での聞き取りを行っている。</p> <p>新規決定時は口頭にて、更新時は書面にて行っている。</p>

	<p>身体：殆どが対面や電話にて口頭で調査・確認を行っているが、保護者に調査票を手交する場合は保護者が記入のうえ提出してもらっている。</p> <p>全申請について、市の地区担当 CW と保護者の面談により聞き取った児童の能力・特性を書面に記し個別サポート加算 I の対象か否かを判断している（記入書式：R3.3 月までの面談⇒5 領域 11 項目／R3.4 月以降の面談⇒乳幼児等サポート調査票）。</p> <p>窓口等にて障害児通所給付決定に係る調査項目（5 領域 11 項目）と放デイ指標判定調査を用いて聴き取り調査を行っている。</p> <p>知的障害者については、個別サポート加算 I R3.3 末までの調査・確認作業はなし</p>
一般市	<p>4 月以降は、保護者に調査票を送付し、電話にて内容の確認を行っている。</p> <p>R3.3 月末までの分については給付決定の際に聞き取りを行った乳幼児等サポート調査票にて確認作業を行った。</p> <p>R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし</p> <p>R3.3 末までの給付決定者に対して、個別サポート加算 I の調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R3.3 末までは電話で聞き取りをし、R3.4 以降は受給者証更新時に対面もしくは電話で聞き取り。</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>これまでに控えていた利用者情報を基に乳幼児等サポート調査票にて判定した。</p> <p>改めて聞き取り調査はせず、直近の調査内容を基に確認作業を行った</p> <p>給付決定は、相談員による計画相談資料を基に給付決定。個別サポート加算の調査はしていない。</p> <p>給付決定児童の一覧から各給付決定児童の担当者が個別サポート加算 I 有無を給付決定時の調査票や指標該当調査から確認し、結果をまとめてシステムに入力し、個別サポート加算 I 対象児童の保護者宛てに通所受給者証の該当ページを送付した。</p> <p>"給付決定時の決定資料を用い、個別サポート加算 I の調査・確認作業を行った。(R3.3 末まで)聞き取り調査票を用い、担当職員及び相談員が調査・確認を行っている。(R3.4 以降)"</p> <p>暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限って個別サポート加算 I を決定した。児童、保護者との面接調査による。</p> <p>自治体職員が事業所又は保護者と面会して聞き取りをするとともに様子を見に行っている。</p> <p>従来の給付決定更新時期（4 月以降）に行う、行った。</p> <p>書面で記入してもらった後に、口頭で追加で確認している。</p> <p>新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。</p> <p>"新規給付の児童については、全員口頭（原則対面）で調査を行っています。</p> <p>また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算 I の可否を決定しています。</p> <p>"</p> <p>申請の際に実施した聞き取り調査に基づき判定を行った。</p> <p>申請時に保護者より口頭にて聞き取りし、調査票にまとめた内容から個別サポート加算（I）に該当するか判断している。</p> <p>前年度調査を参考にした。</p> <p>全児童対象とした。</p>

	<p>窓口や電話で保護者に聞き取りを行い、給付決定の際に調査票にまとめた。</p> <p>対象保護者との面談</p> <p>調査・確認作業を行わず、全員を加算対象とした。</p> <p>調査票を用いて保護者等から聞き取りを行う</p> <p>電話による調査</p> <p>乳幼児サポート調査票の項目に沿って、職員が聞き取り・確認している。</p> <p>保護者・児童と面接にて聞き取り調査を実施。</p> <p>保護者からの聞き取りにより行っている。</p> <p>保護者との面談、事業所等への訪問調査</p> <p>保護者との面談ないし電話等により調査確認を行っている。</p> <p>保護者と児同席の元、聞き取り調査を行っている。加えて相談支援専門員や事業所職員の同席もある。</p> <p>面談</p> <p>利用児全員を対象とした。</p> <p>令和3年3月までに給付決定している児童に対する個別サポート加算Ⅰについては、令和3年3月までに給付決定を行った際に口頭にて聞き取って作成した「障害児の調査項目」を元に確認を行った。</p>
町村	<p>R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。</p> <p>医師意見書などを参考に調査。確認を行っている。</p> <p>該当者なしのため調査・確認作業未実施</p> <p>更新申請時に、保護者から口頭で確認している。</p> <p>事業所及び相談支援事業と協議し、全児童が個別サポート加算Ⅰの対象となることを確認した。</p> <p>対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。</p> <p>対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。</p> <p>対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。</p> <p>対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。</p> <p>対象者をシステムで抽出し、該当者について、保健師が個別に判断。</p> <p>調査票を基に保護者から聞き取り調査を行い、後日、書面にまとめ調査員と事務担当で確認作業を行っている。</p> <p>調査票を用いて保護者と面談</p> <p>特になし。</p> <p>保護者との面談</p> <p>面談にて実施</p> <p>利用者に原則窓口来庁での手続きを求めており、申請時に聞き取り調査を行っている。</p> <p>令和3年3月末時点での給付決定者なし</p>

(放課後デイサービス)

政令指定都市	<p>R3.4月以降は給付決定（新規・更新）を行うタイミングで、面談（又は訪問）又は電話等による聞き取りで、個別サポート加算Ⅰと給付決定の調査を一緒に行っている。</p> <p>旧指標該当児について、個別サポート加算（Ⅰ）の対象とした。</p>
中核市	<p>書面調査を基本とするが、新規決定時は保護者より直接聴取し、市職員が書面作成している。</p> <p>新規調査は②、更新調査は①。加算の確認は①。</p> <p>保護者と面談を実施し、必要事項を聞き取り、調査票を作成している（自治体職員）。</p> <p>本市では、5領域11項目・就学児サポート調査に加え、障害支援区分認定調査を独自にカスタマイズした調査を各利用者に行っており、その内容に基づき、給付決定を行っている。</p>
特例市・特別区	<p>R3.3 末までについては指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象者として読み替えたため、改めての調査・確認は行わなかった。</p> <p>指標該当調査結果を代用。指標該当調査は口頭にて行った。</p> <p>新規は児童・保護者と面接、更新時には家族から電話での聞き取りを行っている。</p> <p>新規決定時は口頭にて、更新時は書面にて行っている。</p> <p>身体：殆どが対面や電話にて口頭で調査・確認を行っているが、保護者に調査票を手交する場合は保護者が記入のうえ提出してもらっている。</p> <p>全申請について、市の地区担当 CW と保護者の面談により聞き取った児童の能力・特性を書面に記し個別サポート加算Ⅰの対象か否かを判断している（記入書式：R3.3月までの面談⇒5領域11項目／R3.4月以降の面談⇒就学児サポート調査票）。</p> <p>知的障害者については、個別サポート加算Ⅰ R3.3 末までの調査・確認作業はなし</p>
一般市	<p>4月以降は、保護者に調査票を送付し、電話にて内容の確認を行っている。</p> <p>R3.3 月末までの分については給付決定の際に聞き取りを行った就学児サポート調査票にて確認作業を行った。</p> <p>R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし</p> <p>R3.3 末まで：指標該当児を個別サポート対象としたため、調査無し</p> <p>R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。</p> <p>R3.3 末までは指標該当児を加算対象者とした。R3.4 以降は児童、保護者との面接調査による。</p> <p>R3.3 末までは指標該当児を個別サポート加算の対象者とし、R3.4 以降は受給者証更新時に対面もしくは電話で聞き取り。</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>R3 年3月末決定分までは、従来の指標該当児を全員加算対象としたため、調査・確認作業は行っていない。</p> <p>改めて聞き取り調査はせず、直近の調査内容を基に確認作業を行った</p> <p>給付決定児童の一覧から各給付決定児童の担当者が個別サポート加算Ⅰ有無を給付決定時の調査票や指標該当調査から確認し、結果をまとめてシステムに入力し、個別サポート加算Ⅰ対象児童の保護者宛てに通所受給者証の該当ページを送付した。</p> <p>個別サポート加算Ⅰの判定し直しを行っていない。（指標該当児を個別サポート加算Ⅰ対象者とした）</p>

	<p>指標該当児を加算対象とした（R3年3月まで）</p> <p>指標該当者のみ、個別サポート加算I対象者相当として判断した。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Iの対象者とした。</p> <p>指標該当有全員を対象とした。</p> <p>児童発達支援と同じ対応をしている。</p> <p>就学児サポート調査・給付決定時調査票の項目に沿って、職員が聞き取り・確認している。</p> <p>従来の給付決定更新時期（4月以降）に行う、行った。</p> <p>書面で記入してもらった後に、口頭で追加で確認している。</p> <p>新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。</p> <p>"新規給付の児童については、全員口頭（原則対面）で調査を行っています。</p> <p>また、更新時は保護者が記入した調査票をもとに個別サポート加算Iの可否を決定しています。</p> <p>"</p> <p>申請の際に実施した指標該当調査に基づき判定を行った。</p> <p>申請時に保護者より口頭にて聞き取りし、調査票にまとめた内容から個別サポート加算（I）に該当するか判断している。</p> <p>前年度調査を参考にした。</p> <p>窓口や電話で保護者に聞き取りを行い、給付決定の際に調査票にまとめた。</p> <p>対象保護者との面談</p> <p>調査・確認作業を行わず、指標該当者全員を加算対象とした。</p> <p>調査票を用いて保護者等から聞き取りを行う</p> <p>聞き取り調査票を用い、担当職員及び相談員が調査・確認を行っている。</p> <p>保護者・児童と面接にて聞き取り調査を実施。</p> <p>保護者からの聞き取りにより行っている。</p> <p>保護者との面談、事業所等への訪問調査</p> <p>保護者との面談ないし電話等により調査確認を行っている。</p> <p>保護者と児同席の元、聞き取り調査を行っている。加えて相談支援専門員や事業所職員の同席もある。</p> <p>面談</p>
町村	<p>R3.3末までは調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R3.3末までは放課後等デイサービスの対象者がいなかった。</p> <p>医師意見書などを参考に調査。確認を行っている。</p> <p>更新申請時に、保護者から口頭で確認している。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Iの対象としたため、調査・確認作業は行っていない。</p> <p>指標該当者を対象とした。</p> <p>調査票を基に保護者から聞き取り調査を行い、後日、書面にまとめ調査員と事務担当者で確認作業を行っている。</p> <p>調査票を用いて保護者と面談</p>

	<p>保護者との面談 放課後等デイサービス利用の新規申請児童がいなかったため。 面談にて実施 利用者に原則窓口来庁での手続きを求めており、申請時に聞き取り調査を行っている。</p>
--	--

聞き取りの対象

(4) 給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聞き取りも行うことができる。誰に必ず聞き取りを行うことになっていますか。(複数回答可)		①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所(児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所)	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めはない	⑦その他(自由記述)
児童発達支援	個別サポート加算	給付決定 148	18	87	561	3	246	37
		R3.3未まで 124	17	109	468	2	243	45
		R3.4以降 138	24	111	548	2	251	39
放課後等デイサービス	個別サポート加算	給付決定 147	13	89	569	4	250	35
		R3.3未まで 122	13	112	475	3	244	39
		R3.4以降 138	15	119	557	3	256	35

(4) 給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聞き取りも行うことができる。誰に必ず聞き取りを行うことになっていますか。(複数回答可)		①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所(児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所)	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めはない	⑦その他(自由記述)
北海道・東北	給付決定	20%	3%	14%	45%	0%	33%	3%
関東	給付決定	10%	2%	7%	70%	1%	24%	6%
信越	給付決定	12%	2%	19%	56%	0%	30%	0%
東海・北陸	給付決定	18%	0%	7%	66%	1%	22%	5%
近畿	給付決定	14%	4%	5%	63%	0%	27%	5%
中国	給付決定	20%	2%	7%	57%	2%	24%	4%
四国	給付決定	23%	4%	11%	60%	0%	21%	2%
九州	給付決定	14%	1%	7%	65%	0%	23%	3%
北海道・東北	個別サポート加算	R3.3未まで 15%	3%	16%	40%	0%	50%	4%
関東	個別サポート加算	R3.3未まで 10%	2%	9%	61%	1%	23%	8%
信越	個別サポート加算	R3.3未まで 7%	0%	19%	40%	0%	50%	7%
東海・北陸	個別サポート加算	R3.3未まで 16%	0%	7%	56%	1%	24%	5%
近畿	個別サポート加算	R3.3未まで 13%	4%	7%	51%	0%	25%	4%
中国	個別サポート加算	R3.3未まで 15%	2%	11%	37%	0%	26%	4%
四国	個別サポート加算	R3.3未まで 19%	4%	14%	49%	0%	25%	2%
九州	個別サポート加算	R3.3未まで 12%	0%	11%	54%	0%	25%	4%
北海道・東北	個別サポート加算	R3.4以降 16%	3%	18%	44%	0%	31%	3%
関東	個別サポート加算	R3.4以降 10%	3%	10%	70%	1%	24%	6%
信越	個別サポート加算	R3.4以降 9%	0%	26%	58%	0%	30%	2%
東海・北陸	個別サポート加算	R3.4以降 19%	1%	7%	68%	1%	23%	4%
近畿	個別サポート加算	R3.4以降 14%	4%	6%	59%	0%	27%	5%
中国	個別サポート加算	R3.4以降 19%	2%	9%	52%	0%	26%	6%
四国	個別サポート加算	R3.4以降 18%	4%	12%	53%	0%	25%	2%
九州	個別サポート加算	R3.4以降 15%	2%	9%	63%	0%	26%	4%
北海道・東北	給付決定	21%	2%	13%	46%	0%	34%	3%
関東	給付決定	10%	2%	7%	70%	1%	24%	6%
信越	給付決定	12%	0%	19%	56%	0%	28%	0%
東海・北陸	給付決定	17%	0%	8%	67%	2%	22%	4%
近畿	給付決定	13%	2%	5%	64%	0%	27%	6%
中国	給付決定	20%	2%	9%	59%	2%	24%	4%
四国	給付決定	21%	2%	14%	60%	0%	23%	2%
九州	給付決定	14%	1%	7%	66%	0%	23%	3%
北海道・東北	個別サポート加算	R3.3未まで 15%	2%	16%	42%	0%	50%	3%
関東	個別サポート加算	R3.3未まで 9%	2%	9%	60%	1%	24%	7%
信越	個別サポート加算	R3.3未まで 7%	0%	26%	47%	0%	28%	2%
東海・北陸	個別サポート加算	R3.3未まで 15%	0%	7%	57%	2%	22%	4%
近畿	個別サポート加算	R3.3未まで 12%	2%	7%	49%	0%	25%	5%
中国	個別サポート加算	R3.3未まで 15%	2%	11%	37%	0%	26%	4%
四国	個別サポート加算	R3.3未まで 18%	2%	18%	49%	0%	26%	2%
九州	個別サポート加算	R3.3未まで 13%	1%	10%	55%	0%	25%	3%
北海道・東北	個別サポート加算	R3.4以降 16%	2%	19%	47%	0%	32%	3%
関東	個別サポート加算	R3.4以降 10%	2%	10%	70%	1%	25%	5%
信越	個別サポート加算	R3.4以降 9%	0%	26%	60%	0%	28%	2%
東海・北陸	個別サポート加算	R3.4以降 19%	1%	8%	67%	2%	24%	4%
近畿	個別サポート加算	R3.4以降 14%	2%	6%	60%	0%	27%	5%
中国	個別サポート加算	R3.4以降 19%	2%	11%	54%	0%	26%	6%
四国	個別サポート加算	R3.4以降 16%	2%	16%	53%	0%	26%	2%
九州	個別サポート加算	R3.4以降 15%	1%	10%	64%	0%	26%	4%

(4) 給付決定等では、必要に応じて保護者や事業所等からの聴き取りも行うことができること、誰に必ず聞き取りを行うことになっていますか。(複数回答可)		①基幹相談支援センターまたは相談支援事業所	②児童発達支援センター	③サービス提供事業所(児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所)	④保護者	⑤かかりつけ医	⑥取り決めはない	⑦その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定	0%	7%	7%	67%	0%	33%	7%
中核市	給付決定	16%	8%	8%	74%	0%	21%	0%
特別市・特別区	給付決定	8%	3%	8%	79%	3%	11%	8%
一般市	給付決定	15%	1%	6%	65%	0%	27%	3%
町村	給付決定	18%	2%	13%	51%	0%	27%	5%
政令指定都市	個別サポート加算	R3.3未まで	0%	7%	33%	0%	47%	20%
中核市	個別サポート加算	R3.3未まで	16%	8%	11%	68%	0%	21%
特別市・特別区	個別サポート加算	R3.3未まで	8%	3%	13%	68%	3%	13%
一般市	個別サポート加算	R3.3未まで	14%	1%	10%	54%	0%	26%
町村	個別サポート加算	R3.3未まで	13%	2%	13%	42%	0%	27%
政令指定都市	個別サポート加算	R3.4以降	0%	7%	7%	47%	0%	47%
中核市	個別サポート加算	R3.4以降	18%	8%	8%	76%	0%	21%
特別市・特別区	個別サポート加算	R3.4以降	8%	5%	13%	79%	3%	11%
一般市	個別サポート加算	R3.4以降	15%	2%	9%	63%	0%	28%
町村	個別サポート加算	R3.4以降	15%	2%	15%	50%	0%	27%
政令指定都市	給付決定	0%	0%	7%	67%	0%	33%	7%
中核市	給付決定	16%	5%	8%	74%	0%	21%	0%
特別市・特別区	給付決定	8%	3%	8%	79%	3%	11%	11%
一般市	給付決定	15%	1%	7%	65%	0%	27%	3%
町村	給付決定	18%	2%	13%	53%	0%	28%	4%
政令指定都市	個別サポート加算	R3.3未まで	0%	7%	33%	0%	47%	20%
中核市	個別サポート加算	R3.3未まで	16%	5%	8%	68%	0%	21%
特別市・特別区	個別サポート加算	R3.3未まで	8%	3%	11%	68%	3%	13%
一般市	個別サポート加算	R3.3未まで	13%	1%	10%	54%	0%	26%
町村	個別サポート加算	R3.3未まで	13%	1%	14%	44%	0%	27%
政令指定都市	個別サポート加算	R3.4以降	0%	0%	7%	47%	0%	47%
中核市	個別サポート加算	R3.4以降	18%	5%	8%	76%	0%	21%
特別市・特別区	個別サポート加算	R3.4以降	8%	3%	13%	79%	3%	11%
一般市	個別サポート加算	R3.4以降	15%	1%	10%	63%	0%	28%
町村	個別サポート加算	R3.4以降	15%	2%	16%	52%	0%	28%

その他の記述

(児童発達支援)

政令指定都市	<p>"取り決めはないが、原則、保護者から聞き取り調査を実施している。ただ、日中、時間の確保が難しい家庭に関しては、計画相談支援事業所に聞き取りを行うこともある。"</p> <p>給付決定を行ったときの調査票などを用いたため、基本的に聞き取りは行っていない。</p> <p>令和3年3月末までの個別サポート加算Ⅰに関する調査は実施していない。</p>
中核市	<p>市立のセンターに通所される児童については、センターからの情報により市職員が判断している。</p>
特別市・特別区	<p>基本は児童の保護者であるが、必要に応じて関係機関への聴き取りも行っている。</p> <p>新規の場合は、必ず聞き取り(保護者)を行っている。更新時は、聞き取りを必須としていない。</p> <p>精神：個別サポート加算(Ⅰ)としての調査聴き取りは実施していない。</p> <p>相談支援事業所の利用が始まっている申請者については、原則として申請者、相談支援事業所、市所管課地区担当CWの3者で面談し、聞き取りを行っている。</p> <p>令和3年度末までの個別サポート加算の支給決定については(1)のとおり</p>
一般市	<p>R3.3月末まで、個別サポート加算Ⅰの対応は、事業所との情報交換(対象の有無)等の実施</p> <p>R3.3未まで：過去の調査資料から判断したため聞き取りはしていない</p> <p>R3.3未までの給付決定者に対して、個別サポート加算Ⅰの調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R3.3未までの分は、直近更新時の聴き取りを用いて判定した。</p> <p>R3.3未まで個別サポート加算Ⅰについての聞き取り等は行っていなかった。</p> <p>R3.3未時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>R3.4以降は保護者の聞き取りを行い、不明確な部分がある場合は、サービス提供事業所に聞き取りを行うことにしている</p> <p>一番対象者を把握している人。以前の対象者の状況と大きく違う場合は、複数の人(保護者と事</p>

	<p>業所等)に確認している。</p> <p>給付決定は相談支援事業からの計画案で判断している。</p> <p>原則として保護者から聞き取りを行うこととしているが、保護者が判断できない場合や、障害を持っている場合等の特例がある際は、通所事業所や相談員からの聞き取りも行っている。</p> <p>個別サポート加算の確認については、過去に保護者から聞き取った指標該当調査等の資料を基に行っていた。</p> <p>個別サポート加算の調査はしていない。</p> <p>更新手続きの際に、保護者に基本聞き取りを行うが、保護者の方に連絡がつかない場合や個別サポート加算Iの有無に変更が生じた場合は、相談支援事業所や児童発達支援事業所へ調査・確認作業を行っている。</p> <p>児童の在籍園</p> <p>取り決めはないが、必要に応じて関係者から聞き取りをしている。</p> <p>書面に不足する場合、必要に応じて保護者及び相談員への聞き取りを行っている。</p> <p>障害児相談支援の受給者は、相談支援専門員に聴き取りを行い、セルフプランでの障害児通所受給者は保護者から聴き取りを行っている。</p> <p>新たに調査は行わず、給付決定時の調査の結果により、加算対象か判断した。</p> <p>相談支援専門員からモニタリング報告書等により勘案事項の内容が確認できる場合は、そのみで給付決定している。</p> <p>調査・確認作業を行わず、全員を加算対象とした。</p> <p>特に聞き取りを行う対象を取り決めていないが、基本的に保護者より聞き取りを行うようにしている。</p> <p>必ずとの規定はないが、実態的には保護者に聞き取り調査を行っている。</p> <p>必要に応じて、保護者、相談支援事業所へ聞き取りを行う。</p> <p>必要に応じて適切な機関(者)から情報収集を行う。</p> <p>保護者からの聞き取りに合わせて、必要に応じてサービス事業所や相談支援事業所から聞き取りを行っている。</p> <p>保護者からの聞き取りの状況に応じて、必要時にサービス提供事業所や相談支援事業所にも聞き取りを実施している。</p> <p>保護者以外からの聴取が必要と判断したケースに限り、関係機関へ聴取している。</p> <p>保護者及び相談支援専門員から提出された書類(申請書、計画案、加算資料等)を点検し、必要に応じて聴き取りを実施。</p>
町村	<p>4月以降は更新申請時に保護者に調査・確認作業を行っているが、サービス利用時の児童の状況を保護者が把握していない場合があり、サービス事業所から問合せがあった場合は、事業所と調査・確認作業を行っている。ただし、更新時に合わせて、見直しを行うため、再調査は原則行っていないが、諸事情により明らかに児童の状態が悪化し、ケアニーズが高くなってしまった場合は、給付決定期間中であっても再調査を実施する。</p> <p>R3.3 未までは調査・確認作業を行っていない。</p>

	<p>基本的には窓口で保護者へ聴き取りを行うが、疑義が生じた場合は、相談支援専門員やサービス提供事業所への聴き取りも行うこととしている。(例：調査項目に沿った回答が保護者から得られない場合、主たる介護者である以外の保護者が来庁された場合等)</p> <p>個別サポート加算Ⅰの結果に基づき、自治体職員で記入している。</p> <p>自治体職員もしくは相談支援事業所が調査票を用いて保護者に聞き取りを行っているが、できるだけ対象児に関わる機関（子ども園など）にも聞き取りを行うようにしている。</p> <p>"取り決めはないが、概ね保護者から聞き取りを行っている。</p> <p>必要に応じ相談員等にも聞き取りを行っている。"</p> <p>取り決めはないが保護者と保健師には必ず聞き取りをしている</p> <p>取り決めはないが保護者からの聞き取りがほとんどであるが、必要がある場合にはサービス提供事業所から追加で聞き取ることもある。</p> <p>場合によっては児童発達センター</p> <p>状況に応じて保護者又はサービス提供事業所等に聞き取りを行っており、必ず聞き取りを行う対象は居ない。</p> <p>"新規の方は、保護者と相談支援事業所と自治体主管課職員・調査員の3者で聞き取り調査を行っている。</p> <p>更新は保護者と自治体主管課職員・調査員の2者で聞き取り調査を行っている。"</p> <p>対象児がおらず実績がない。必要に応じて保護者や各種機関と連携して取り組む手筈でいる。</p> <p>対象児童がいないため、聴き取りは行っていないが、今後、対象者がでてきた場合は、④保護者からの聴き取りを検討する。</p> <p>聴き取りのかわりに支給決定に際し、必ずサービス計画案の提出を求めている。</p> <p>適宜必要があれば、その他関係機関からの聞き取り調査も行っている。</p> <p>保健師 保健師</p>
--	---

(放課後デイサービス)

政令指定都市	<p>"取り決めはないが、原則、保護者から聞き取り調査を実施している。ただ、日中、時間の確保が難しい家庭に関しては、計画相談支援事業所に聞き取りを行うこともある。"</p> <p>指標該当児を全員加算対象としたため、基本的に聞き取りは行っていない。</p> <p>令和3年3月末までの個別サポート加算Ⅰに関する調査は実施していない。</p>
特例市・特別区	<p>学校</p> <p>基本は児童の保護者であるが、必要に応じて関係機関への聴き取りも行っている。</p> <p>指標該当調査結果を代用。指標該当調査は保護者に行った。</p> <p>新規の場合は、必ず聞き取り（保護者）を行っている。更新時は、確認点がある場合や点数が大きく変わった場合等に保護者聞き取りを行っている。</p> <p>精神：個別サポート加算（Ⅰ）としての調査聴き取りは実施していない。</p> <p>相談支援事業所の利用が始まっている申請者については、原則として申請者、相談支援事業所、</p>

	<p>市所管課地区担当 CW の3者で面談し、聞き取りを行っている。                  令和3年度末までの個別サポート加算の支給決定については(1)のとおり</p>
<p>一般市</p>	<p>特に聞き取りを行う対象を取り決めていないが、基本的に保護者より聞き取りを行うようにしている。</p> <p>R3.3 末までは指標該当の有無を引き継ぐ方式で対応した。</p> <p>R3.3 月末まで、個別サポート加算 I の対応は、事業所との情報交換(対象の有無)等の実施</p> <p>R3.3 末まで: 指標該当児を個別サポート対象としたため、聞き取りはしていない</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>R3.4 以降は保護者の聞き取りを行い、不明確な部分がある場合は、サービス提供事業所に聞き取りを行うことにしている</p> <p>R3 年3月末決定分までは、従来の指標該当児を全員加算対象としたため、聞き取りは行っていない。</p> <p>一番対象者を把握している人。以前の対象者の状況と大きく違う場合は、複数の人(保護者と事業所等)に確認している。</p> <p>給付決定は相談支援事業からの計画案で判断している。</p> <p>原則として保護者から聞き取りを行うこととしているが、保護者が判断できない場合や、障害を持っている場合等の特例がある際は、通所事業所や相談員からの聞き取りも行っている。</p> <p>個別サポート加算 I の判定し直しを行っていない。(指標該当児を個別サポート加算 I 対象者とした)</p> <p>個別サポート加算の確認については、過去に保護者から聞き取った指標該当調査等の資料を基に行っていた。</p> <p>更新手続きの際に、保護者に基本聞き取りを行うが、保護者の方に連絡がつかない場合や個別サポート加算 I の有無に変更が生じた場合は、相談支援事業所や放課後等デイサービス事業所へ調査・確認作業を行っている。</p> <p>支給決定の際に、教師を交えてのケア会議を開いているため、その際に教師からも普段の様子を聴取。</p> <p>児童の在籍校</p> <p>取り決めはないが、必要に応じて関係者から聞き取りをしている。</p> <p>書面にて不足する場合、必要に応じて保護者及び相談員への聞き取りを行っている。</p> <p>障害児相談支援の受給者は、相談支援専門員に聴き取りを行い、セルフプランでの障害児通所受給者は保護者から聴き取りを行っている。</p> <p>新たに調査は行わず、給付決定時の指標の調査の結果により、加算対象か判断した。</p> <p>相談支援専門員からモニタリング報告書等により勘案事項の内容が確認できる場合は、そのみで給付決定している。</p> <p>調査・確認作業を行わず、指標該当者全員を加算対象とした。</p> <p>必要に応じて、保護者、相談支援事業所へ聞き取りを行う。</p> <p>必要に応じて適切な機関(者)から情報収集を行う。</p>

	<p>必ずとの規定はないが、実態的には保護者に聞き取り調査を行っている。</p> <p>保護者からの聞き取りに合わせて、必要に応じてサービス事業所や相談支援事業所から聞き取りを行っている。</p> <p>保護者からの聞き取りの状況に応じて、必要時にサービス提供事業所や相談支援事業所にも聞き取りを実施している。</p> <p>保護者以外からの聴取が必要と判断したケースに限り、関係機関へ聴取している。</p> <p>保護者及び相談支援専門員から提出された書類（申請書、計画案、加算資料等）を点検し、必要に応じて聴き取りを実施。</p>
町村	<p>R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。</p> <p>個別サポート加算Ⅰの結果に基づき、自治体職員で記入している。</p> <p>指標該当者を個別サポート加算Ⅰの対象としたため、聞き取りは行っていない。</p> <p>取り決めはないが保護者からの聞き取りがほとんどであるが、必要がある場合にはサービス提供事業所から追加で聞き取ることもある。</p> <p>自治体職員もしくは相談支援事業所が調査票を用いて保護者に聞き取りを行っているが、できるだけ対象児に関わる機関（学校、事業所）にも聞き取りを行うようにしている。</p> <p>"取り決めはないが、概ね保護者から聞き取りを行っている。</p> <p>必要に応じ相談員等にも聞き取りを行っている。"</p> <p>取り決めはないが保護者には必ず聞き取りをしている</p> <p>基本的には窓口で保護者へ聴き取りを行うが、疑義が生じた場合は、相談支援専門員やサービス提供事業所への聴き取りも行うこととしている。（例：調査項目に沿った回答が保護者から得られない場合、主たる介護者である以外の保護者が来庁された場合等）</p> <p>場合によっては児童発達センター</p> <p>状況に応じて保護者又はサービス提供事業所等に聞き取りを行っており、必ず聞き取りを行う対象は居ない。</p> <p>"新規の方は、保護者と相談支援事業所と自治体主管課職員・調査員の3者で聞き取り調査を行っている。</p> <p>更新は保護者と自治体主管課職員・調査員の2者で聞き取り調査を行っている。"</p> <p>対象児がおらず実績がない。必要に応じて保護者や各種機関と連携して取り組む手筈でいる。</p> <p>聴き取りのかわりに支給決定に際し、必ずサービス計画案の提出を求めている。</p> <p>適宜必要があれば、その他関係機関からの聞き取り調査も行っている。</p> <p>4月以降は更新申請時に保護者に調査・確認作業を行っているが、サービス利用時の児童の状況を保護者が把握していない場合があり、サービス事業所から問合せがあった場合は、事業所と調査・確認作業を行っている。ただし、更新時に合わせて、見直しを行うため、再調査は原則行っていないが、諸事情により明らかに児童の状態が悪化し、ケアニーズが高くなってしまった場合は、給付決定期間中であっても再調査を実施する。</p> <p>保健師</p> <p>保護者に同意書にて確認</p>

給付決定の事業所への連絡方法の事例

(5) 給付決定した場合、及び個別サポート加算Ⅰの算定が決まった場合、保護者には自治体主管課職員から、サービス提供事業所には保護者から知らせているところ、それ以外の方法で知らせている事例がある場合は以下にご記入ください。

政令指定都市	<p>4月の事業所への説明会の時に児童発達支援は該当者のみ受給者証の再発行をすることと、放デイは指標該当者のみ加算対象とすることを伝え、受給者証を再交付した保護者宛に、利用事業所に証を提示してもらうようお知らせを同封した。</p> <p>"サービス提供事業所より、保護者からなかなか通知を提示してもらえないと伝えられた時は、自治体からサービス提供事業所に該当の有無を伝えることがあった。"</p>
中核市	<p>3月以前からサービスを利用していた障害児に係る個別サポート加算Ⅰの算定については、保護者あて通知のほか、事業所あてに算定対象者リストを送付した。</p> <p>相談支援事業所から保護者への説明を行っていただいた。</p> <p>保護者の同意がある場合は、担当の相談支援事業所に受給者証を送付し、相談支援専門員から保護者に知らせている。</p>
特例市・特別区	<p>3月までの分は事業所に結果をまとめて通知した。4月以降は受給者証に印字しているため、受給者証で確認していただいております、特に通知はしていません。</p> <p>R3.3 月末までに支給決定を行っていた方については、サービス提供事業所から保護者に個別サポート加算の説明をしていただき、調査票を市役所へ提出していただいております。そして、個別サポート加算に該当する場合は、保護者には障害福祉サービス受給者証、事業所には対象者一覧表を送付して通知をしている。</p> <p>区から調査票の提出があった事業所に対して、結果の通知を行っている</p> <p>自治体に事業所から問い合わせがあった場合は、職員が回答する。</p> <p>精神：サービス提供事業所から問い合わせがあった場合には随時知らせている。</p> <p>"相談支援事業所に自治体主管課職員から受給者証の写しを送付。個別サポート加算Ⅰについては、毎月サービス提供事業所に自治体主管課職員から一覧を送付"</p>
一般市	<p>(保護者からの情報が得る時間的猶予がなく、かつ事業所が情報提供を希望した場合に。受給者番号を提示の上書面で依頼をいただき、該当非該当のみを回答するケースあり)</p> <p>R3.3 までの決定分については市から事業所に加算対象者一覧リストを送付した。保護者には加算対象に対しての通知を出していない。</p> <p>サービス事業所には相談支援事業所より周知をしてもらうよう依頼している。</p> <p>サービス提供事業者から自治体主管課あて電話問合せがあった際は随時回答している。</p> <p>サービス提供事業所に対しても自治体主管課から連絡し、該当者リストを提示した。</p> <p>各事業所に受給者証の写しを送付している。</p> <p>機関相談支援センターまたは相談支援事業所から知らせている。自治体からは決定通知書を持って通知している</p> <p>支給決定通知、受給者証に記載している。</p> <p>支給決定通知書の原本は保護者に送り、相談事業所には写しを送っている。</p>

事業所からの問い合わせがあれば、自治体からサービス提供事業所に知らせている。  
自治体から保護者または相談支援事業所へ知らせている。  
自治体主管課職員から、サービス提供事業所に直接知らせたことがあった。  
自治体主管課職員から相談支援員へ決定通知書と受給者証の送付を行う。相談支援員より保護者への説明を行う。サービス提供事業所は相談支援員または受給者証により確認を行っている。  
自治体主管課担当から、サービス提供事業所及び相談支援事業所に通知や受給者証を送付している。  
主管課職員から相談支援事業所を通じて知らせている。  
受給者証の交付が遅れているときには、自治体主管課職員からサービス提供事業所へ知らせる場合もあります。  
受給者証及び支給決定通知書に個別サポート加算（I）対象児童と分かるように記載している。場合によっては相談支援事業所を通して、保護者や事業所に決定内容が知らされていることもある。  
新規や更新の支給決定時は上記のとおりだが、サービス提供事業所から申請があった場合は、自治体より知らせている。  
相談支援事業所に自治体から  
相談支援事業所より個別サポート加算I該当の可否を問われた際は、相談支援事業所へ回答し、相談支援事業所より保護者やサービス提供事業所へ知らせている。  
相談支援専門員からサービス提供事業所  
通常は上記のように知らせているが、サービス提供事業所から直接自治体に問い合わせがあった場合は伝えている。  
本市においては、放課後等デイサービスについて、令和3年3月までに給付決定を受けている者に対して確認作業を行ったところ、加算対象者が2名と小人数であったため、自治体主管課職員から、（個別サポート加算I対象者2名が通所中の）サービス提要事業所に直接連絡を行った。必要に応じて、相談支援事業所から保護者及び事業所へ連絡する場合もある。  
保護者から情報提供の同意を得たうえで、自治体からサービス提供事業所に対して直接伝えている。  
保護者が個別サポート加算Iの趣旨を理解できず、サービス提供事業所に知らせないことが多々あるため、受給者証の備考欄に「個別サポート加算Iは令和〇年〇月1日から適用 or 令和〇年〇月31日で終了」と印字している。  
保護者の同意を得て事業所へ直接知らせる。  
保護者の聞き取りより個別サポート加算の判定変更の可能性がある場合は、判定前にサービス提供事業所すべてより聞き取りすると共に、判定変更の可能性があることを伝えている。  
報酬改定直後（R3.4）のみ、サービス提供事業所へ自治体主管課職員から個別サポート加算Iの対象者一覧を書面で送付した。  
本市では全利用者に相談員がついているため、保護者及びサービス提供事業所への案内全てを相談員経由にて実施しました。  
令和3年3月～4月ころ、サービス提供事業所から問い合わせがあった場合、保護者の同意を得

	<p>て、自治体から事業所に知らせる方法をとったことがある。</p> <p>令和3年4月から個別サポート加算Iが対象となる児童については、市から直接、サービス提供事業所へ対象となる児童である旨の文書を通じた。</p> <p>令和3年4月提供分についての請求事務にあたり、事業所から加算についての確認連絡があった場合に限り、書面にて対象者の加算の有無を回答した。</p>
町村	<p>(給付決定) 本町→サービス提供事業所→保護者</p> <p>R3.3 末まで給付決定となっていた者については、報酬への加算漏れを防ぐためサービス提供事業所へ担当課から書面でお知らせした。</p> <p>サービス提供事業にも、町より改めて通知をしている。</p> <p>サービス提供事業所からの問い合わせがあった場合等には、自治体主管課職員からサービス提供事業所へ決定内容を伝えた。</p> <p>サービス提供事業所にも自治体主管課職員から知らせています。</p> <p>サービス提供事業所へも自治体主管課職員から知らせている。</p> <p>サービス提供事業所においても市町村からも知らせている。</p> <p>給付決定後、サービス受給者証の写しを相談支援事業所に送付している。</p> <p>計画相談支援事業所には自治体主管課職員から書面で知らせている。</p> <p>支給決定通知書と受給者証を保護者に送付しているだけで、個別サポート加算Iの算定が決まった旨について特段お知らせはしていない。ただ、算定が決まった時点で、町(自治体主管課職員)からサービス提供事業所にはお知らせしている。</p> <p>事例がなく調査に至っていない</p> <p>自治体主管課職員から、サービス提供事業所に知らせている。</p> <p>自治体主管課職員から計画相談事業所を通じ保護者へ通知書等を送付。サービス提供事業所には保護者から知らせている。</p> <p>自治体主管課職員は保護者だけでなく、相談支援員にも決定内容を送付している。</p> <p>"自治体職員から保護者への説明に加えて、保護者が理解しやすいよう「周知用リーフレット」を作成し、事業所から保護者への説明も依頼した。</p> <p>"</p> <p>念のため、自治体からサービス提供事業所へ支給決定通知書及び受給者証の写しを送付している。</p> <p>保護者・サービス提供事業所双方に自治体から通知書類を送付している。</p> <p>保護者からの申し出により、給付決定及び個別サポート加算Iの算定の決定を、保護者へではなくサービス提供事業所へ知らせる場合もある。</p> <p>本町で給付決定しているのは全て町直営のサービス提供事業所を利用するため、同事業所を介して知らせている。</p>

給付決定の通知

令和3年度障害者総合福祉推進事業児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究  
 【自治体調査】\_資料集

(6) 給付決定した場合、及び個別サポート加算の算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。(複数回答可)		①書面にて行った・行っている(受給者証以外)	②対面で口頭にて行った・行っている	③電話にて行った・行っている	④受給者証の発行のみ行った・行っている	⑤行っていない	⑥その他(自由記述)
保護者への知らせ	給付決定	417	20	34	555	13	33
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	368	12	43	434	60	56
	R3.4以降	381	26	38	562	14	40
サービス提供事業所への知らせ	給付決定	303	21	47	551	76	42
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	311	15	76	418	90	56
	R3.4以降	283	26	59	559	75	54

(6) 給付決定した場合、及び個別サポート加算の算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。(複数回答可)		①書面にて行った・行っている(受給者証以外)	②対面で口頭にて行った・行っている	③電話にて行った・行っている	④受給者証の発行のみ行った・行っている	⑤行っていない	⑥その他(自由記述)
北海道・東北	給付決定	40%	3%	3%	57%	1%	5%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	46%	1%	6%	69%	3%	3%
関東	給付決定	38%	0%	2%	58%	2%	7%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	49%	4%	2%	56%	1%	3%
信越	給付決定	39%	4%	4%	68%	0%	2%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	54%	0%	4%	46%	0%	0%
東海・北陸	給付決定	58%	4%	7%	42%	0%	0%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	45%	1%	1%	58%	1%	6%
近畿	給付決定	32%	2%	4%	48%	4%	7%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	47%	1%	6%	53%	7%	6%
中国	給付決定	28%	0%	5%	49%	5%	7%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	42%	3%	3%	46%	9%	5%
四国	給付決定	34%	1%	2%	43%	12%	9%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	35%	0%	6%	37%	6%	2%
九州	給付決定	49%	2%	11%	39%	2%	2%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	42%	1%	4%	41%	8%	5%
北海道・東北	給付決定	34%	4%	3%	56%	2%	6%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	43%	2%	6%	69%	2%	5%
関東	給付決定	38%	2%	5%	58%	2%	7%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	46%	4%	2%	58%	1%	3%
信越	給付決定	37%	3%	4%	65%	1%	2%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	48%	4%	6%	52%	0%	0%
東海・北陸	給付決定	53%	4%	7%	44%	0%	0%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	41%	1%	3%	61%	1%	7%
近畿	給付決定	35%	3%	4%	55%	7%	4%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	32%	3%	8%	68%	9%	5%
中国	給付決定	21%	0%	7%	58%	7%	7%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	38%	4%	3%	55%	9%	4%
四国	給付決定	28%	2%	5%	64%	9%	2%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	39%	0%	4%	56%	4%	2%
九州	給付決定	35%	2%	7%	40%	14%	0%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	34%	1%	4%	60%	7%	8%
北海道・東北	給付決定	30%	2%	6%	46%	8%	6%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	36%	2%	10%	50%	11%	8%
関東	給付決定	26%	0%	12%	47%	5%	7%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	27%	3%	8%	45%	9%	4%
信越	給付決定	27%	1%	5%	40%	16%	8%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	35%	0%	7%	39%	7%	0%
東海・北陸	給付決定	35%	0%	12%	35%	12%	0%
	個別サポート加算						
	R3.3未まで	37%	2%	8%	43%	9%	7%
中国	給付決定	30%	3%	5%	54%	8%	5%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	30%	3%	9%	69%	8%	7%
四国	給付決定	23%	2%	9%	63%	5%	9%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	29%	4%	4%	58%	10%	5%
九州	給付決定	29%	3%	7%	62%	8%	4%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	35%	2%	6%	61%	4%	2%
北海道・東北	給付決定	32%	2%	9%	40%	14%	0%
	個別サポート加算						
	R3.4以降	35%	2%	5%	62%	7%	9%

(6) 給付決定した場合、及び個別サポート加算の算定が決まった際、どのように保護者やサービス提供事業所に知らせたか、または知らせていますか。(複数回答可)		①書面にて行った・行っている(受給者証以外)	②対面で口頭にて行った・行っている	③電話にて行った・行っている	④受給者証の発行のみ行った・行っている	⑤行っていない	⑥その他(自由記述)
政令指定都市	給付決定	40%	0%	0%	60%	0%	13%
中核市	給付決定	47%	3%	3%	68%	0%	0%
特例市・特別区	給付決定	37%	3%	11%	74%	5%	8%
一般市	給付決定	45%	2%	3%	67%	0%	3%
町村	給付決定	45%	3%	4%	49%	2%	4%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.3未まで	40%	0%	0%	60%	0%	13%
中核市	個別サポート加算 R3.3未まで	47%	0%	0%	47%	11%	3%
特例市・特別区	個別サポート加算 R3.3未まで	45%	3%	5%	61%	11%	16%
一般市	個別サポート加算 R3.3未まで	43%	0%	4%	52%	6%	6%
町村	個別サポート加算 R3.3未まで	34%	2%	5%	38%	7%	5%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.4以降	27%	7%	7%	80%	0%	13%
中核市	個別サポート加算 R3.4以降	50%	3%	0%	61%	3%	0%
特例市・特別区	個別サポート加算 R3.4以降	37%	3%	8%	79%	3%	11%
一般市	個別サポート加算 R3.4以降	41%	2%	4%	68%	0%	3%
町村	個別サポート加算 R3.4以降	40%	4%	4%	49%	3%	5%
政令指定都市	給付決定	20%	0%	0%	67%	7%	13%
中核市	給付決定	37%	0%	3%	58%	11%	5%
特例市・特別区	給付決定	24%	3%	5%	61%	16%	8%
一般市	給付決定	31%	2%	5%	66%	8%	5%
町村	給付決定	34%	3%	6%	50%	8%	4%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.3未まで	20%	0%	0%	47%	13%	20%
中核市	個別サポート加算 R3.3未まで	42%	3%	5%	42%	16%	3%
特例市・特別区	個別サポート加算 R3.3未まで	39%	3%	8%	45%	13%	13%
一般市	個別サポート加算 R3.3未まで	36%	1%	8%	50%	8%	6%
町村	個別サポート加算 R3.3未まで	29%	2%	8%	39%	10%	5%
政令指定都市	個別サポート加算 R3.4以降	13%	7%	7%	80%	7%	13%
中核市	個別サポート加算 R3.4以降	34%	3%	0%	58%	11%	8%
特例市・特別区	個別サポート加算 R3.4以降	29%	3%	8%	66%	11%	11%
一般市	個別サポート加算 R3.4以降	30%	2%	7%	67%	7%	6%
町村	個別サポート加算 R3.4以降	31%	3%	5%	50%	9%	5%

その他の記述

政令指定都市	<p>"【給付決定】児童発達支援、放課後等デイサービスともに書面と受給者証にて実施。</p> <p>【個別サポート加算 I】児童発達支援に関し、3月末までの方は利用児が当加算に該当するかどうかを書面で通知し、4月以降の方は、受給者証と書面にて通知している。</p> <p>・放課後等デイサービスに関し、3月末までの方は保護者向けに「指標該当が個別サポート加算 I になる」旨の案内書を作成し、市から保護者宛でなく、それを事業所へ送付し、事業所から保護者へ周知してもらった。また、4月以降の方は、受給者証と書面にて通知している。"</p> <p>R3.3 未までに従前の「区分該当」の給付決定を受けている児童は、個別サポート加算 I に該当と読み替えるよう依頼し、受給者証の再交付は行わない旨を周知した。</p> <p>"保護者への知らせ：受給者証の発行及び決定通知書や案内文書等の書面にて知らせている。</p> <p>サービス提供事業所への知らせ：保護者に発行した受給者証を確認してもらっている。"</p>
中核市	<p>R3.3 未までに支給決定を受けていた児童の保護者には、サービス提供事業所から周知してもらうよう依頼した。</p> <p>R3.4 月以降給付決定者は受給者証の発行のみ行った。</p> <p>R3 年度当初に個別サポート加算対象になった未就学児の児童については、書面と受給者証を保護者へ送付した。また事業所へ個別サポート加算の対象児一覧を送付した。放課後等デイサービスについては、指標該当児が個別サポート加算の対象児になり、受給者証を読み替えるように通知を事業所へ行った。これ以降の給付決定・個別サポート加算の算定は、相談支援事業所を通して給付決定の通知・受給者証を保護者へ渡していただいている。</p> <p>サービス提供事業者は、障がい福祉課から利用者へ送付した受給者証で、給付決定の内容及び個</p>

	<p>別サポート加算の有無を確認している。</p> <p>サービス提供事業者へは5月までは書面にて行った。</p> <p>事業所には通知せずに、保護者から提示される受給者証で確認してもらっている。</p> <p>事業所に令和3年3月末までに決定している児童のうち、児童発達支援については利用者全員、放課後等デイサービスは指標該当有の児童のみ加算対象になることを周知した</p> <p>保護者から事業所へ通所受給者証を提示してもらっている。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>"児童発達支援について、令和3年の4月～8月中に個別サポート加算Iを決定した場合に限り、区担当者からサービス提供事業所宛に、対象児と適用開始日を電話にて伝え、保護者宛には、受給者証送付時に説明文を添付した。放課後等デイサービスについては、4月1日付での受給者証は出さずに、指標該当児全員についてサポート加算I該当するものとして、サービス提供事業所に受給者証の読み替えを依頼した。区内事業所には連絡会で説明、通所児が在籍する全事業所宛に通知を出した。</p> <p>受給者証と合わせて決定通知の送付により行っている。</p> <p>書面と合わせて受給者証に貼る個別サポート加算Iのシールを送付。</p> <p>"身体：該当者については、受給者証と決定通知書の両方に「個別サポート加算（I）」と記載し、発行している。</p> <p>精神：(R3.3末まで)4月以降、対象者全員に「個別サポート加算（I）該当」のシールを郵送にて発送し、受給者証の貼付を保護者に依頼した。"</p> <p>"発行済みの受給者証の修正や再発行は行わなかった。更新や紛失再交付等により受給者証に個別サポート加算Iの印字がなされるまでの間は、以下のとおり対応した。</p> <p>保護者：R3.4月に報酬改定があった旨を市HPで告知し、個別には連絡はしていない。</p> <p>サービス提供事業所：就学時については指標該当有を個別サポート加算I対象と読み替えるよう周知し、未就学児については、請求対象者の受給者番号一覧を報告してもらい、うちだれが個別サポート加算Iの対象となるか返答している。"</p> <p>放課後デイサービスについては、既存の受給者証の指標該当の有無を個別サポート加算に読み替えて対応したため、3月中に保護者やサービス提供事業所にその旨の周知を行った。また、児童発達支援・放課後デイサービス両方とも、事業所から電話で問い合わせがあった場合は、個別に回答した。</p>
<p>一般市</p>	<p>4月決定者は事業所に電。一部は書面で対象者を通知しています。</p> <p>④事業所へは受給者証の写しを交付</p> <p>(5)に記載のとおり、令和3年3月末までに給付決定を受けている者で、放課後等デイサービスの給付決定者（保護者）への連絡は行わず、（個別サポート加算I対象者2名が通所中の）サービス提供事業所にのみ電話連絡を行った。児童発達支援の給付決定者については、新しい受給者証を発行し、受給者証以外の別書面と共に保護者へ送付を行った。サービス提供事業所への通知はしていないが、問い合わせがあれば、加算対象者がどうかについては回答をしていた。</p> <p>R3.3月末までの個別サポート加算有無の周知については、市→サービス提供事業所→保護者という流れでお知らせした。</p>

<p>R 3.3 月末までは実施なし。</p> <p>R3.3 末までの給付決定者に対して、個別サポート加算 I の調査・確認作業を行っていない。</p> <p>R3.3 末までは受給者証と書面にて行い、給付決定と R3.4 以降については支給決定通知書と受給者証の発行を行っている。</p> <p>R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。</p> <p>R3 年 3 月末までに支給決定をした対象児には通所事業所へ書面で知らせ、保護者への説明は、通所事業所から保護者へ行ってもらうように依頼した。</p> <p>サービス事業所には相談支援事業所より周知をしてもらうよう依頼している。</p> <p>サービス事業所を通じて通知した。</p> <p>システム改修の都合上、改修前は受給者証の備考欄に「児童発達支援指標該当」と記載し、支給決定を行った。改修後は支給決定通知にて保護者に知らせている。</p> <p>ホームページ上で掲載し、問い合わせがあった際にはその都度説明。</p> <p>メールにて行った</p> <p>メールにて行った。</p> <p>給付決定した場合は書面での通知と受給者証と一緒に送付している。</p> <p>給付決定と個別サポート加算 I の決定については、自治体主管課職員から相談支援員へ決定通知書と受給者証の送付を行っている。その後相談支援員から保護者へ説明を行い、サービス提供事業所は受給者証により確認を行っている。ただし、R3.3 末までに給付決定を行った児童で個別サポート加算 I の対象となった方については、4 月分の請求に関係してくるため至急サービス提供事業所へ電話連絡を行った。電話連絡後に加算対象者の一覧と受給者証をサービス提供事業所へ送付し、保護者へお渡ししていただいている。</p> <p>決定通知書と受給者証の発行を行っている。</p> <p>"個別サポート加算 I について</p> <p>R3.3 末まではサービス提供事業所から必要に応じて電話及びメールで確認してもらい、保護者にも知らせてもらった。R3.4 月以降は基本的には受給者証の発行で知らせているが、変更の可能性については事前に保護者に口頭で行い、変更となった時はサービス提供事業所に伝えていただく旨も伝えている。"</p> <p>個別サポート加算 I の記載があるかどうかに関わらず、受給者全員に受給者証の写しを発行した。保護者には受給者証の写しを事業所に見せるように依頼し、事業所には保護者に送付している受給者証の写しを確認するように知らせた。</p> <p>"個別サポート加算 I の対象児童の保護者宛てに個別サポート加算 I の説明文書とともに通所受給者証の該当ページを送付した。</p> <p>サービス提供事業所には令和 3 年 1 月末の利用実績を基に対象児童のリストを送付した。"</p> <p>市から相談支援事業所へ支給決定の写しを送付。相談支援事業所からサービス事業所へ写しを渡している。</p> <p>"指定された送付先に障害児通所給付費支給決定通知書と通所受給者証を合わせて発行、送付しています。</p> <p>R3.4 以降に給付決定した場合、サービス提供事業所には市からは知らせません。利用者から事</p>
---

<p>業所に受給者証を提示していただいています。"</p> <p>指標該当児を加算対象とする旨、市内通所事業所及び相談支援事業所にメールで通知した。支給決定通知書等の書面及び受給者証の発行によりお知らせしている。</p> <p>事業所からの申出により調査を行った児童については、サービス提供事業所から保護者への説明を依頼した。</p> <p>事業所から加算有無の問合せがあった際に、電話で対応している。</p> <p>事業所に向け、保護者に決定内容を通知した旨を報告し、その通知書で加算の有無について確認してほしいと依頼した。</p> <p>事業所へは受給者証を保護者に提示してもらうことで対応している。別途電話が必要な場合は個別で対応を行っている。</p> <p>児童発達支援：R3.4月時点で個別サポート加算該当者の保護者と事業所にその旨の通知をR3.5月に送付した。</p> <p>受給者証に記載の上、対象者については受給者証に記載がある旨文書にて通知した。</p> <p>受給者証の発行に合わせて、支給決定通知書の発行も行っている。</p> <p>受給者証や通知書への印字を行い、送付して対応している。</p> <p>受給者証及び決定通知書にて通知している。</p> <p>受給者証及び決定通知書により給付決定等の通知を行っている。R3.4に個別サポート加算の制度ができた際は、保護者に対し受給者証と決定通知書を送付するとともに、事業所に対しては別途該当者に関して書面にて知らせた。</p> <p>受給者証有効期間内に新たに個別サポート加算（I）の対象となる児童がいる事業所には、通知を行った。</p> <p>新たに加算となった場合や、加算が外れた場合は事業所へ電話で説明し、保護者へのフォローを依頼している。</p> <p>申し出があった場合、窓口や電話等で説明を行った。</p> <p>相談支援事業所へは、担当児の受給証の写しを渡している。</p> <p>相談支援事業所へ受給者証の写しを送付している。</p> <p>"通知文ではなく手紙形式での文書を受給者証送付時に同封した。</p> <p>特段の求めがある以外は、給付決定や個別サポート加算については保護者から事業所へ伝えることとした。"</p> <p>保護者から利用事業所に受給者証を提示するようお願いしている。市から直接事業所に知らせはしない。</p> <p>"保護者へは、受給者証と支給決定通知書を送付、相談支援事業所には受給者証コピーを送付している。</p> <p>サービス提供事業所へは、保護者が受給者証の提示を行っている。"</p> <p>保護者へ決定通知書と受給者証を送付する際に、事業所へ受給者証を提示していただくよう記載したお手紙を同封している。</p> <p>保護者へ通知を出して、事業所にはメールで知らせた。</p> <p>令和3年3月末決定分までの加算については、新たに加算がついた児童発達支援の対象者につい</p>
---

	<p>て、事業所から保護者に口頭にて連絡を行った。</p> <p>"令和3年4月の制度開始時のみ、サービス提供事業所からの依頼により書面での回答を行った。それ以降については受給者証の発行を行うほか、(5)解答欄のとおりサービス提供事業者サービス提供事業者から電話問合せがあった際は随時対応している。"</p> <p>令和3年4月時点での個別サポート加算対象者については、利用事業所及び保護者に対し、対象者である旨の連絡を行った。</p>
町村	<p>R3.3月末までに給付決定したもので個別サポート加算Ⅰの対象となった児童について、保護者には通知文書及び新しい受給者証の発行を、サービス提供事業所へは通知文書及び新しい受給者証の写しを送付した。</p> <p>サービス事業所に対しては書面で知らせ、保護者に対しては特に行っていない。</p> <p>サービス提供事業所へは、保護者から知らせていただいている。</p> <p>加算創設時、該当する保護者には通知及び受給者証を発送、利用実績のある事業所には、利用者の受給者証を確認するよう通知依頼した。4月以降の支給決定時の保護者宛ての送付書には、個別サポート加算（Ⅰ）び創設についての説明を記載し、受給者証の確認をしていただき、加算対象の場合は、事業所に必ず提示するようお願いしている。</p> <p>過去の給付決定は①および④での対応となっているため、加算についても同様か、加えて③で調整し対応すると思われる。</p> <p>基本、保護者からサービス提供事業所へ受給者証の提示により確認いただいているが、R3.3 未まで給付決定となっていた者については、報酬への加算漏れを防ぐためR3.4 中にサービス提供事業所へ担当課から書面でお知らせした。</p> <p>個別サポート加算の対象者が現段階でいないが、今後でてきた場合は、書面で行う事を検討する。更新時の時に「就学児サポート調査票」を窓口で確認しているためその際に個別サポート対象だと伝えている。</p> <p>支給決定通知と受給者証の両方を保護者に送付しており、サポート加算該当者は通知と受給者証にそれぞれ記載。</p> <p>支給決定通知と受給者証を発行して行っている。</p> <p>事例がないが、発生した場合は対面で口頭で行う予定でいる。</p> <p>児童発達支援において、支給決定通知書と受給者証を保護者に送付しているだけで、個別サポート加算Ⅰの算定が決まった旨について特段お知らせはしていない。ただ、算定が決まった時点で、町(自治体主管課職員)からサービス提供事業所(児童発達支援管理責任者)にはお知らせしている。</p> <p>受給者証の写しを送付</p> <p>受給者証の発行と合わせて、通知文を保護者へ送付している。サービス提供事業所へは、保護者が事業所へ受給者証を提示する際に、加算の内容を確認してもらっている。</p> <p>書面及び受給者証</p> <p>申請受付時に調査票の聞き取りを行う際に、加算該当の場合は受給者証に記載される旨を説明している。</p>

	<p>保護者がサービス提供事業所へ受給査証を提示 "保護者へは、書面と受給者証で通知。 サービス提供事業所へは、要望があれば書面などで通知。"</p>
--	---

調査の通知（留意事項）

(7) 給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業に当たり、調査票などを記入するものに実施したことは何ですか。（複数回答可）		①書面にて依頼した・依頼している	③調査に関わる厚生労働省からの留意事項の通知を行った・行っている	④調査に関する自治体独自の留意事項の通知を行った・行っている	⑤相談を受け付ける体制を取り、相談を受けた・受け付けている	⑥その他（自由記述）
給付決定		357	245	40	198	112
個別サポート加算I	R3.3末まで	298	248	40	181	121
個別サポート加算I	R3.4以降	349	273	55	201	121

(7) 給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業に当たり、調査票などを記入するものに実施したことは何ですか。（複数回答可）		①書面にて依頼した・依頼している	③調査に関わる厚生労働省からの留意事項の通知を行った・行っている	④調査に関する自治体独自の留意事項の通知を行った・行っている	⑤相談を受け付ける体制を取り、相談を受けた・受け付けている	⑥その他（自由記述）	
北海道・東北	給付決定	36%	28%	3%	24%	9%	
関東	給付決定	38%	24%	5%	25%	14%	
信越	給付決定	33%	23%	5%	16%	16%	
東海・北陸	給付決定	35%	25%	4%	20%	13%	
近畿	給付決定	46%	34%	5%	12%	11%	
中国	給付決定	43%	37%	9%	24%	9%	
四国	給付決定	53%	16%	5%	19%	7%	
九州	給付決定	33%	23%	4%	19%	17%	
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.3末まで	31%	27%	2%	22%	10%
関東	個別サポート加算I	R3.3末まで	32%	25%	5%	24%	16%
信越	個別サポート加算I	R3.3末まで	35%	25%	5%	19%	12%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.3末まで	34%	25%	3%	17%	13%
近畿	個別サポート加算I	R3.3末まで	38%	39%	6%	9%	13%
中国	個別サポート加算I	R3.3末まで	28%	33%	6%	17%	11%
四国	個別サポート加算I	R3.3末まで	35%	18%	5%	21%	14%
九州	個別サポート加算I	R3.3末まで	26%	22%	7%	17%	15%
北海道・東北	個別サポート加算I	R3.4以降	35%	29%	3%	23%	10%
関東	個別サポート加算I	R3.4以降	39%	28%	8%	26%	15%
信越	個別サポート加算I	R3.4以降	35%	23%	5%	16%	14%
東海・北陸	個別サポート加算I	R3.4以降	36%	27%	4%	20%	13%
近畿	個別サポート加算I	R3.4以降	43%	43%	12%	13%	12%
中国	個別サポート加算I	R3.4以降	39%	39%	9%	24%	9%
四国	個別サポート加算I	R3.4以降	42%	18%	4%	19%	16%
九州	個別サポート加算I	R3.4以降	33%	25%	7%	21%	16%

(7) 給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業に当たり、調査票などを記入するものに実施したことは何ですか。（複数回答可）		①書面にて依頼した・依頼している	③調査に関わる厚生労働省からの留意事項の通知を行った・行っている	④調査に関する自治体独自の留意事項の通知を行った・行っている	⑤相談を受け付ける体制を取り、相談を受けた・受け付けている	⑥その他（自由記述）	
政令指定都市	給付決定	67%	67%	20%	27%	0%	
中核市	給付決定	53%	47%	16%	13%	5%	
特例市・特別区	給付決定	39%	24%	5%	18%	26%	
一般市	給付決定	37%	31%	5%	19%	12%	
町村	給付決定	36%	17%	2%	24%	12%	
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.3末まで	73%	67%	20%	27%	0%
中核市	個別サポート加算I	R3.3末まで	53%	58%	11%	11%	5%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.3末まで	45%	26%	8%	21%	24%
一般市	個別サポート加算I	R3.3末まで	32%	32%	5%	18%	13%
町村	個別サポート加算I	R3.3末まで	27%	16%	2%	21%	13%
政令指定都市	個別サポート加算I	R3.4以降	67%	53%	20%	27%	0%
中核市	個別サポート加算I	R3.4以降	53%	66%	21%	13%	3%
特例市・特別区	個別サポート加算I	R3.4以降	45%	29%	11%	24%	24%
一般市	個別サポート加算I	R3.4以降	37%	34%	6%	20%	13%
町村	個別サポート加算I	R3.4以降	34%	19%	3%	23%	14%

④を選んだ場合、差し支えなければ独自の留意事項の内容をご記入ください。

中核市	個別サポート加算Iの申請方法と適用開始日について本市の取扱いについて通知した。 相談支援事業所との何度かの折衝を経た後に、独自の取扱いを作成し、各事業所へ周知を行った。 調査票に保護者の確認欄を追加したため、記載方法について周知した。
特例市・特別区	"厚生労働省からの通知を受け、今後の個別サポート加算Iの取り扱いに関して事業所あてに通知した。 (令和3年3月末までに児童発達支援を支給した児童については、支給決定に使用してきた調査票をもとに個別サポート加算Iの有無を判断し、加算該当の児童には受給者証の差し替えを行う。放課後等デイサービスについては受給者証の差し替えは行わず、指標該当の有無を加算の有無と読み替える対応をする。)

	<p>厚労省からの留意事項等を基に、区職員から直接保護者や事業所に聞き取り調査を行っている。厚労省が提示している留意事項を、内容は変わらないが調査実施上の留意点の一部を省いたり、各項目を具体例を中心にしたものに修正したりなど、情報を整理した草加市独自のものに変えた。</p>
<p>一般市</p>	<p>③について、自治体で加筆修正して留意事項を作成して通知を行った。</p> <p>R3年3月末までに支給決定をした対象児についての個別サポート加算Ⅰの取り扱い（このアンケート調査のⅢの（1）の④の内容）について記載した案内文について、R3年4月に各サービス提供事業所へ通知した。R3年5月には、このアンケート調査のⅢの（4）の④の内容についての案内文を各放課後等デイサービス事業所へ通知した。</p> <p>基本的に調査については自治体職員が行っている。</p> <p>厚生労働省の留意事項に記載されていない細かな内容</p> <p>更新時、窓口で厚生労働省からの留意事項を保護者と確認しながら調査を行っている。</p> <p>更新時以外に、児童の状況に変化があった時など改めて調査を行う際は、通所事業所のみで判断せず、必ず保護者にも確認をとること。</p> <p>市の保健師が保護者からの聞き取りを元に療育が必要かの意見書を書く場合があり、その際調査票の作成に辺り聞き取りのポイント等の周知を行っている。</p> <p>事業所が判定をして個別サポートをつける場合、保護者へ十分な説明を行う事と調査日の翌月からの適応とする事。</p> <p>事業所への依頼通知の他、保護者の回答する調査票に個別サポート加算に係る調査であることを明記。個別サポート加算詳細については、利用料金に係わる改定であるため、事業所が説明を行う重要事項の内容に含まれ、事業所に保護者への説明を依頼している。</p> <p>児童発達支援を受給している児童は R3.4 月以降全員加算の対象とするが、更新時に随時確認していくため、加算対象外となる児童もいるということを予め HP に掲載、各事業所にも FAX 等で通知を個別に行った。</p> <p>自治体で調査票を作成し、自治体で調査を実施</p> <p>従来の給付決定更新時期（4月以降）に行く、行った。</p> <p>調査票に特記事項欄を追加し、児童の具体的な行動等を記載していただいている。</p> <p>調査票を見やすく一部修正したため、記入例を作成し、市内相談支援事業所及び通所事業所へメールで通知した。</p> <p>令和3年3月末までの個別サポート加算Ⅰの判定については、前回の給付決定時の資料を元に算定する旨を伝え、令和3年4月以降の判定については、厚生労働省より提示された調査票へ記入し提出するよう依頼した。</p>
<p>町村</p>	<p>R3.3 末までは調査・確認作業を行っていない。</p> <p>圏域内の支給量基準について説明を行う。</p> <p>個別サポート加算がどのようなものかの説明文書</p> <p>利用者負担額が生じること、調査方法について、加算対象児への受給者証への記載について。</p> <p>"令和3年度報酬改定により、基準の一部が改正となったこと。</p>

	「個別サポート加算Ⅰ」の説明。 当該加算が記載された受給者証をサービス事業所へ提示すること。"
--	--

その他の記載

中核市	個別サポート加算（Ⅰ）の調査とは別に給付決定時に記入する調査票があるため、その聞き取りの際に保護者に口頭で説明しながら記入している。 自治体職員が電話にて依頼、聞き取り、記入を行っている。
特例市・特別区	回答を選択する際の参考として、厚生労働省からの留意事項に記載の「解釈」や「具体例」を一部抜粋して各項目の右欄に記載している。 給付決定について自治体主管課職員で行っているため、依頼や通知は行っていない 事業所に依頼をする場合を含め、自治体主管職員が口頭で確認を行い、調査票を記入している。 "身体：R3.3 末までについては、これまでの給付決定時調査や指標の調査等により個別サポート加算の決定を行い、該当者については各家庭へお知らせの書面を送付した。 R3.4 以降については、電話や対面にて保護者へ直接調査票について説明をし、項目の聞き取りを行った。 精神：書面のみならず、それを基に面談（聴き取り）を行った。ただし、R3.3 末までの個別サポート加算（Ⅰ）のための調査・確認作業については実施していない。" 先述のとおり、障害児通所給付決定に係る調査項目（5 領域 11 項目）と放デイ指標判定調査を用いて確認している。 調査・確認作業を行う職員間で留意事項の確認を行った。 直接市職員が調査・確認を行っているため、他機関への依頼や周知等は行っていない。
一般市	R3.3 月末までの個別サポート加算Ⅰについては、直近の調査票をもとに加算に該当するかどうかの確認を行った。 R3.3 月末までは、調査・確認作業は実施なし。 "R3.3 末までの個別サポート加算Ⅰは以前の決定時の調査票を確認したのみなので、調査を依頼はしていない。 R3.4 以降は更新の案内文書に福祉課で聞き取り調査を行う事を明記して、窓口で聞き取りをするか、電話で聞き取りをするかどうか必ず職員が調査を実施している。厚生労働省からの留意事項を使い聞き取りのしかたの勉強会をして職員間で確認した。" R3.3 末までは、過去に行った指標該当調査等の資料を基に確認した。 R3.3 末時点で個別サポート加算の調査をしていない。 R3 年 3 月までの決定において、個別サポート加算Ⅰのため調査・確認作業で通知などを実施していない。 コロナ禍のため、以前から書面による調査を行っており、書式の聞き取り項目に修正はあれど大きな変更はないため サポート調査票様式を元に支給決定対等職員がサービス提供事業者児発管及び相談支援事業者

<p>(令和3年4月以降の支給決定は保護者)に聞き取りを行い、聞き取った内容により調査票を作成した。</p> <p>過去に行った障害児の調査項目(5領域11項目)を基に調査を行った。</p> <p>基本的に調査については自治体職員が行っている。</p> <p>給付決定、及び個別サポート加算Iの調査は担当課職員自ら行っている。</p> <p>給付決定及び、個別サポート加算Iのための調査・確認作業は全て、自治体職員が行っている。</p> <p>調査者に対して特に実施したことはなし。</p> <p>給付決定時調査の一部は相談支援事業所が行っており、通知文形式ではない文書にて変更点などを伝えた。上記以外の調査は、基幹相談支援センター職員を兼ねた自治体主管課職員が行っている。</p> <p>厚生労働省からの留意事項等の調査に関する説明会を実施した。</p> <p>口頭で加算創設されたことを伝えている。</p> <p>口頭で説明を行った・行っている</p> <p>更新時、窓口で厚生労働省からの留意事項を保護者と確認しながら調査を行っている。</p> <p>暫定的な措置として利用者全員に今回の支給決定期間に限って個別サポート加算Iを決定した。</p> <p>市職員が厚生労働省から通知された留意事項に基づき、給付決定及び個別サポート加算Iのための調査を実施している。</p> <p>市職員及び児童発達支援センター職員が聞き取り・記入しているため。設問については該当なし。</p> <p>市町村と圏域内のサービス提供事業所で話し合いを設け、調査・確認作業についての確認を行った。調査票は事業所職員が記入したうえで保護者にその内容を説明し、保護者から調査票に署名をもらうことで内容に同意を得たものとして決定処理を行っている。</p> <p>市内相談支援事業所へ調査票の記入についての説明を行った。</p> <p>支給決定に係る調査内容から、個別サポート加算の調査に該当する項目で確認している。</p> <p>自治体で調査・確認しているのだ、選択肢から選ぶ項目はありません。</p> <p>自治体で調査票を作成し、自治体で調査を実施</p> <p>自治体主幹課職員であるため、職員間で厚生労働省からの留意事項の周知を行った。</p> <p>自治体主管課職員が実施している。</p> <p>自治体職員が厚生労働省からの留意事項の通知を確認して行っている。</p> <p>自治体職員が障害児保護者、事業所等への聞き取りを全面的に実施している。</p> <p>自治体職員が調査を行うため、調査を行う職員に、厚生労働省の留意事項の通知を配布した。</p> <p>自治体職員で実施のため通知等はしていない。</p> <p>質問の意図が不明のため回答不可と判断</p> <p>受給者証更新時に、保護者へ口頭で説明、ききとりをした。</p> <p>従来の給付決定更新時期(4月以降)に行く、行った。</p> <p>職員が留意事項に沿って実施。</p> <p>新規、更新の申請時に保護者に年1回以上の聞き取り調査を行っており、その際の聞き取り内容から調査票を作成した。</p> <p>"新規申請の場合は職員が窓口にて説明し、必要に応じて聴き取りをしながら調査票に記入いた</p>
---

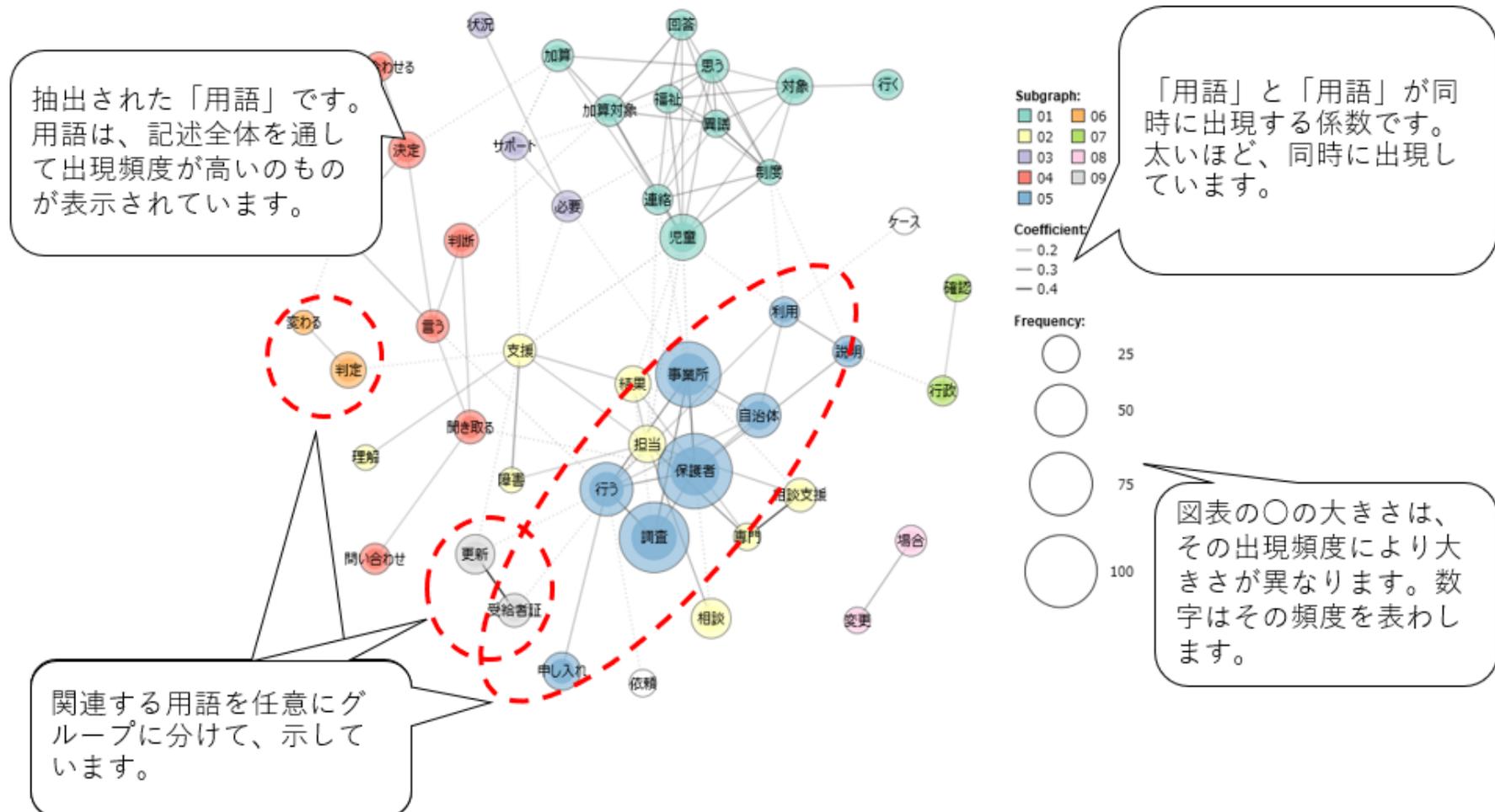
	<p>だいている。</p> <p>更新手続きの場合は、事前に調査票を送付し保護者に記入いただいているが、必要に応じて窓口で説明や聞き取りを行っている。"</p> <p>新規申請時、更新時は直接保護者と面談して対象児の様子を聞き取っている。</p> <p>申請時に窓口にて児童の状況を聞き取る。</p> <p>設問がうまく読み込めませんでした。当該調査・確認作業は自治体の職員が行っておりますので、関係機関の通知等は共有しております。</p> <p>相談支援事業所が障害児支援利用計画作成時に保護者から聞き取りをして作成したチェックシートをもとに個別サポート加算Iの調査・確認を行っています。</p> <p>相談支援事業所に対して、口頭にて依頼した。</p> <p>窓口での聞き取りの際に用いる調査票を加算に併せて改訂した。</p> <p>窓口にて口頭で個別サポート加算Iのための調査やそれにかかる説明を行っている</p> <p>調査・確認作業は自治体職員のみであり、厚生労働省からの留意事項等について周知し、内容について理解を深めた。</p> <p>調査・確認作業は全て職員が行っているため依頼や通知、相談受付等は実施していない。</p> <p>調査する者が自治体職員であるため、担当する職員に対しては書面及び口頭で説明を行った。</p> <p>"調査の概要や主旨について主管課職員から保護者へ口頭で説明し、聞き取りを行っている。</p> <p>調査票自体は所管課職員が記入している。"</p> <p>調査を行うことについての案内は行っていないが、令和3年4月の制度開始時点で当該加算の決定について印字した受給者証を作成した際は、送付状に当該加算が新設され利用者負担額に影響が出る可能性がある旨記載し案内した。</p> <p>調査票の確認は厚生労働省からの通知を参考に全て自治体主管課職員が行っている。</p> <p>調査票の作成は、全て自治体主管課職員が行っている。</p> <p>調査票は保護者に記入してもらわず、訪問での聞き取りを行うほか、電話や、申請書提出時、窓口で説明して聞き取りを行っている。</p> <p>直近の面談記録をもとに、調査票を記入（令和3年3月末まで）。4月以降は面談にあわせて調査を実施している。</p> <p>当市においては、給付決定及び個別サポート加算Iのための調査・確認作業は、自治体主管課職員が行っているため、サポート提供事業所等に依頼はしていない。自治体主管課職員については、厚生労働省からの留意事項の通知を確認したうえで、調査・確認作業に取り組んでいる。</p> <p>本市においては、調査票の作成は自治体職員のみが行っているため、各職員において個別サポート加算の取扱いについて厚生労働省からの通知を読み調査・確認にあたった。</p> <p>令和3年3月末までは、直近の調査票から個別サポート加算に該当するかを判断している。</p>
町村	<p>"R3.3 末まで) 対象者を抽出し、保健師が該当者を判断。</p> <p>R3.4 以降) 保健師より、調査票を提出してもらっている。"</p> <p>過去の聞き取り資料やサービス提供事業所への聴取から調査票の作成を行った。</p> <p>記入を自治体職員が行っているため、特に保護者、事業所に通知はしていない。</p>

<p>個別サポート加算に関する周知チラシを作成し、調査票の記入を依頼する事業所に対し、保護者への説明等に活用してもらうよう依頼した。</p> <p>口頭での説明</p> <p>口頭にておこなった。</p> <p>口頭にて調査の説明をし、聞き取りを行っている。</p> <p>支給決定の際の調査の他に、事業者からの情報収集や障害等の診断書がある場合は、その内容を加味して実施した。</p> <p>事業所からの求めに応じて、確認作業を行ったため実施したものはない。</p> <p>自治体主管課職員が自身で記入</p> <p>自治体主管課職員のため特になし</p> <p>自治体職員が実施</p> <p>自治体職員が調査・確認作業を行うため、口頭やメールで各担当を決めている。</p> <p>主管課職員が調査・確認作業を行っている。</p> <p>障害児通所給付費の相談体制は整ってないが、支給決定業務担当者が、聞き取り調査を行っている。</p> <p>設問の意味がよく分からないが、調査に関する通知はしていない。更新や新規申請時にサポート加算のための調査であることを説明、了承得てから聞き取りをしている。</p> <p>全ての児童について町職員が調査を行っており、厚生労働省からの通知に留意しながら調査を実施している。</p> <p>窓口で保護者が申請書記入に来所した際、聞き取りを行い、各項目の特記事項を記入している。窓口で保護者が来庁した場合は、その場で聴き取りし、その他一斉更新の際は事業所へ一括して記入をお願いしている。</p> <p>対象者が少ないので、電話にて相談支援事業所に依頼している。</p> <p>対面にて、通知に関する書類を提供すると同時に、今後は変更内容に基づいた調査を行うよう依頼した。</p> <p>担当者が直接聞き取り調査を行っている。</p> <p>調査に関する厚生労働省からの通知の周知</p> <p>調査実施に当たり、保護者に対し電話もしくは来所時に調査実施の依頼をしている。</p> <p>調査票の記入は自治体主管課職員のみが行っており、その際には厚生労働省からの留意事項を踏まえて作業している。</p> <p>電話での聞き取りもしくは窓口での聞き取り</p> <p>電話連絡</p> <p>認定調査で保護者等との面談を実施。</p> <p>認定調査票を用いて「個別サポート加算」を決定している為、書面や通知を別途行っていない。</p> <p>保護者から直接口頭で聞き取りを行っている。場合によっては、事業所からも聞き取りを行う。</p> <p>保護者については電話にて日程を調整し面談において調査・確認、事業所については電話にて調査・確認を行った。</p> <p>面接して聞き取り調査をするため、通知等はしていない</p>
---

	面談の際口頭で伝えている
--	--------------

## テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

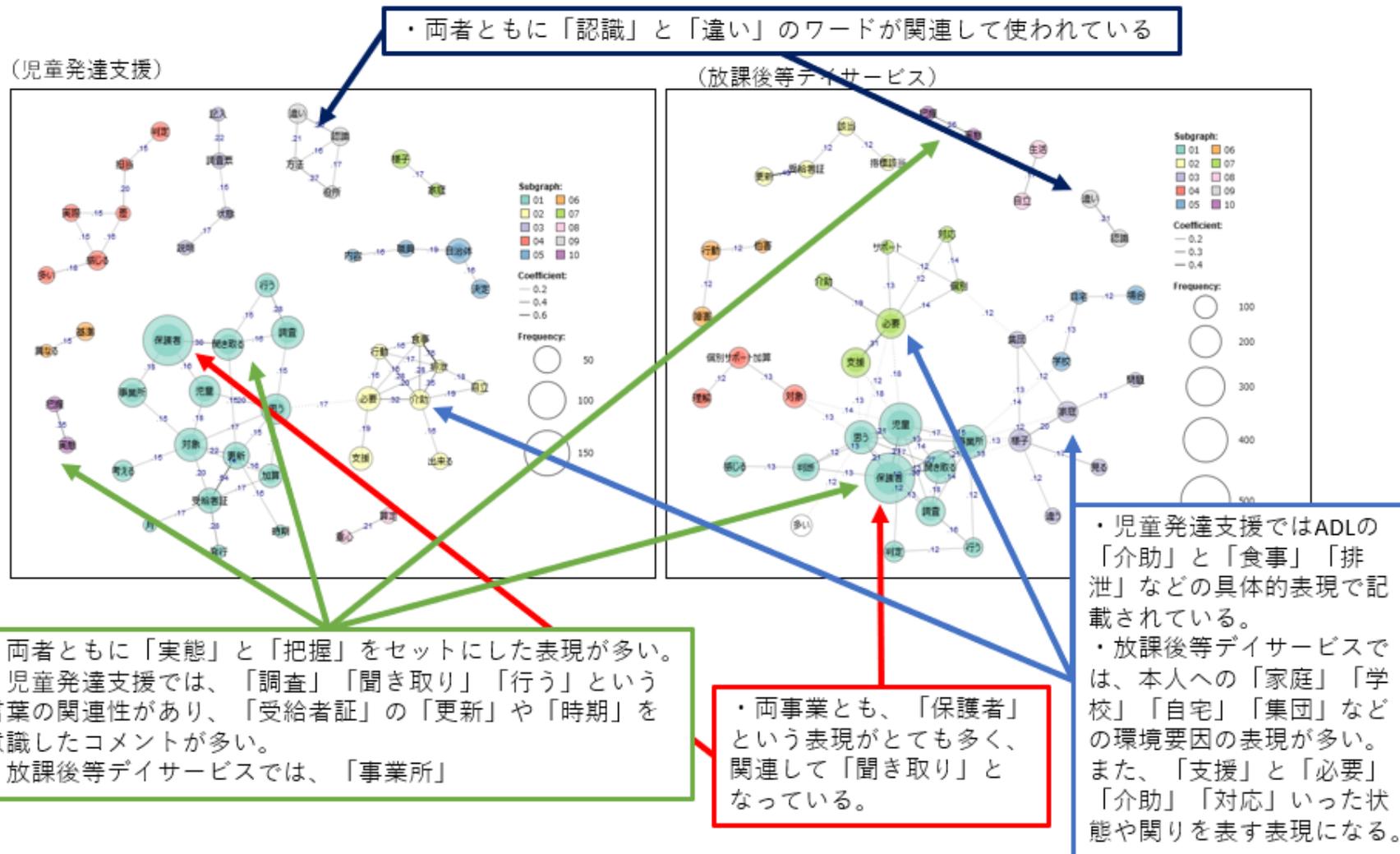


## 読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。





政令指定都市	<p>R3.3 までの調査・確認作業時においては、保護者・支援者の主観によるところが大きく、複数事業所を利用している場合は事業所ごとで結果が異なっていた。乳幼児個別サポート加算調査と5領域11項目の判断基準の違い。”</p> <p>●食事について</p> <p>○一部介助と全介助の具体例部分と一緒にあって、具体例の内容によってはどのレベルが一部介助でどのレベルが全介助なのか分からないです。</p> <p>○食べこぼしの片付け支援や、食事中、落ち着きなく立って歩くという多動がある児童の見守りも該当すると思われます。もっと多くの例示が欲しいです。</p> <p>●排泄について</p> <p>○一部介助の具体例に頻度の明記がなく、全介助の具体例に週1回以上との頻度の例示があるが、「週1回より少ない頻度の場合が一部介助となるのか」についてR3.7月に貴課へ質問したところ、「この頻度に固執するのではなく、日常的か、非日常的か、習慣的か、で考え、週1回以下であっても“日常的”であると言えるのならば、『全介助』と判断してよい」旨の答えをいただきました。であれば、その内容が明記された判断基準が欲しいです。</p> <p>○「全介助」の所の具体例に『頻尿で何回もトイレに行きたがる』とありますが、R3.7月に貴課へ質問したところ、「頻尿というだけで、必ずしも全介助に当たるわけではない。」と答えをいただきました。障害児通所支援事業所にも同様の留意事項が周知されていると思います。調査時に混乱するので、その箇所の明記は削除するか、『頻尿によりその都度介護者が付き添い排泄介助を行っている場合』というような追記がほしいです。</p> <p>●入浴について</p> <p>○具体例に頻度の明記がないのですが、例えば、普段は一人で入りある程度洗身も洗髪も自立しているが、不十分な部分があるため、週1回は親が全面的に洗い直しをしている場合はどのように判断しますか。この頻度が週1回ではなく月1回であった場合はどうしますか。本人の能力を勘案すると、ある程度は自身で洗身等を行えていることから本来必要な支援は部分的な洗い直しであるため、「一部介助」とするのか、週1回であるが、全面的に洗い直しをしているので「全介助」とするのか。</p> <p>●移動について</p> <p>○「全介助」の所の具体例部分に、『装具などを装着しているため、移動する際に配慮が必要』とありますが、配慮という明記だけで、具体的にどのレベルの配慮が全介助に当たるのか例示が欲しいです。この明記だけでは、装具を装着している場合は、「部分的な手引き</p>
--------	---

移動」も、「配慮」に該当し、全介助なのかと誤解されます。(障害支援区分調査では「部分的な手引きが必要な場合」は、「部分的な支援が必要」に該当します。また、障害支援区分調査では、装具を装着しているだけでは「支援が必要」に該当せず、装着した状態を前提として支援の必要性を量ります。)

●行動障害及び、精神障害について

○未就学児の『行動障害及び、精神障害について』というカテゴリについて、「睡眠障害」「説明の理解」「コミュニケーション」「読み書き」等の項目も含まれています。身体障害児であっても、身体障害のために睡眠リズムが整わない児童もいますし、手話や口話、点字を使用する聴覚障害児もいます。5領域11項目のこの項目の書き方では、『行動障害及び、精神障害について』に分類されているがゆえに、身体障害児は該当しないのか、と誤解されます。(障害支援区分認定調査においては、『行動障害』には身体障害により生じている支障は含まないとされており、また、「説明の理解」「コミュニケーション」「読み書き」については、行動障害のカテゴリには含まれていません。)

○⑨「反復的行動～」の項目の具体例には、『こだわり』と重複し、『行動の停止』と重複し、『パニック』と重複し、『突発的な行動』と重複するものがあります。サポート調査では両方にチェックを入れています。「具体例」が多数の他の項目のチェックに影響していますが、反復的行動に特化した状況だけにとどめる方が良かったのではないかと思います。

児童であっても、中学生ごろから、強迫神経症状が現れる児童もいます。純粋に反復的行動に限定した項目の方が聴き取りしやすいです。

○⑩「対人面の不安緊張～」の項目のコミュニケーションの具体例について、週1回以上→『特定の人しか理解できないサインで意思を表現する。』とあり、ほぼ毎日→『行動のみで自分の意思を伝えられる(他者の手を引いておもちゃを取らせる(いわゆるクレーン現象))』とあるが、障害支援区分調査においては、いずれも『独自の方法～』に該当します。障害支援区分調査で同じ『独自の表現～』として判断できるものが、サポート調査の判断では、「常に支援が必要(ほぼ毎日)」と「支援が必要な場合がある(週1回以上)」とに分断されています。別物の判断基準であると頭で分かっているにもかかわらず、現場では混乱してしまいます。

●就学児サポート調査について

就学児サポート調査について、従前の「放課後等デイサービス基本報酬区分における指標」の時には、障害支援区分の判断基準に準じるとされていましたが今回のサポート調査に係る留意事項では、障害支援区分の項目や判断基準とは一致しないものも多く見受けられます。この場合は、「サポート調査に係る留意事項」を優先して判断するということでしょうか。就学児・乳幼児とも、殆どの項目において、判断基準が「頻度」「必要な支援内容(質)」両方の視点で示されている。

例えば、「読み書き」については、【項目（選択肢）】が「週1回以上（支援が必要な場合があるに該当）」、「ほぼ毎日（常に支援が必要に該当）」とありますが、【解釈】や【具体例】には支援の質的なことが示されています。

具体例として、支援学級に在籍し、ある程度読み書きはできる児で、能力的には部分的に支援が必要な場合であって、毎日声かけ程度の支援がなされている場合ほどのように判断すればよいか。本人の能力を勘案すると、ある程度読み書きはでき、支援としても「見守りや口頭で補足説明が必要」な程度であるため、支援内容を重視し「週1回以上（支援が必要な場合がある）」とするのか、あるいは、支援内容としては軽度であるが、ほぼ毎日支援が必要であることから、頻度を重視して「ほぼ毎日」とするのか。

なお、障害支援区分認定調査基準においては、「頻度」と「必要な支援内容」の視点が混在することはありません。（ADLについては「必要な支援内容」で判断し、行動障害については「頻度」で判断することとなっています。その上で特記事項には、両方の観点から、詳細情報を記載します。）

判断基準の軸を「頻度」「必要な支援内容」どちらかに定めていただくか、判断の仕方をお示しいただきたい。

○この留意事項は、『放課後等デイサービス基本報酬区分における指標』のものだと思います。これまでも放デイ指標のチェックはしてきましたが、障害支援区分調査の判断基準に準じて行っていました。しかし、今回提示された留意事項は、障害支援区分調査の判断基準とは合致しない点が多く、これは障害支援区分調査の判断とは頭を切り離して、判断するべきなのかと思われます。

しかし、そうなると、短期入所希望の単価区分3の児童につける事が出来る『重度障害者支援加算』の「重度障害者等包括支援の対象者」か判断する認定調査項目と判断が異なることとなります。このチェック票も、これまでと同様に障害支援区分調査の判断基準でチェックしてきました。

同じ児童の調査でありながら、利用するサービスの調査票それぞれで、判断基準が異なるという事態に、調査現場は混乱しています。混乱の第一は『コミュニケーション』の「独自の方法～」です。サポート加算でも指摘しましたが、同じ「独自の方法～」でありながら、判断が『支援が必要な場合がある（週1回以上）』と『常に支援が必要（ほぼ毎日）』に変わるからです。

国が決定したものと、のみこんで調査をしていますが、『これ（サポート調査）とこれ（短期入所加算）は分断されたもので、チェックが変わる。調査票についても、障害支援区分認定調査と異なる判断基準で判断するように！』という明示されたものがほしいです。加算がかかわるだけに、事業所等から質問された場合に、提示できるものがが必要です。

同じような質問内容で、それぞれが少しずつ異なる判断基準となっており、調査を受ける側（利用者及び事業所）も調査する側（市職員）も困惑しています。それぞれの調査の所管課が異なる、根拠法令が異なる（障害者総合支援法と児童福祉法）など貴課の事情はあるかと思いますが、障害児の支援に係るものとして、厚労省内で横断的に調整いただきたいと強く思います。

	<p>"項目：項目全体 理由：留意事項が示されたが、調査対象児の年齢によって、解釈や具体例を参考にすることが難しい項目もあり、判断に悩むことがあるため。" 事業所と本市職員の判断が分かれ、決定しないケースがあった。 従前の指標該当確認票では、基本的に「週1回以上の支援が必要」な場合は1点であったが、就学児サポート調査の留意事項によると、「週1回程度以上の支援が必要」な場合は2点となっているため、これまでの調査票との比較検討が難しい。 調査項目の具体的な行動が想像しにくく、内容に対して留意事項で含まれている行動が多いので拾いきれない。 "調査票や留意事項に使用されている文言・表現が全体的に難しく、実際に聴き取りを行う際、特に保護者等にとって、児童の様子と結びつけることが難しいように思われる。記入するにあたって判断が難しいというよりは、実際の児童の状態・様子を適切に聞き出すのが難しい印象。 【文言・表現が難しい、不適切、保護者に聴き取りづらいと具体的に感じた表記】 ・乳幼児等サポート調査 留意事項 より②排せつ「便こねの行為」⑥睡眠障害又は…「際限なく水を飲み続ける」「夜驚」「入眠障害」「早朝覚醒」⑦自分や他人の…「自慰行為がある」「放便・放尿」⑧気分がふさぎこんだ…「気分の高揚」「過度な興奮状態」⑩対人面の不安緊張…「緘黙」「ファンタジーの世界に入ってしまった」「理解が促進する」 ・就学児サポート調査 留意事項 より⑬そううつ状態「気分安定剤などの薬物」" "乳幼児サポート調査の「読み書き」の項目について判断が難しい。 3歳以上で「有意語がない」「言葉の遅れ」のみの子は対象にならないが、本当にサポートなしで良いのか疑問。 乳幼児等の調査において、言葉の発達に遅れがある場合、⑩の「コミュニケーション」に該当するものとして判断するが、意味合いが違うような印象もあり、難しさを覚える。 多動躁鬱状態について、どの程度から多動とみるか、どの程度から躁鬱とみるか、判断が難しい。 「移動」について、年齢の小さい乳幼児については、一部介助が該当するケースが多く、加算に該当するケースが多い" 乳幼児等サポート調査票、就学児サポート調査票いずれにおいても、介助度や行動障害及び精神障害の判断が、保護者の認識と実際に児童に発現している事象に乖離がある場合の判断が難しいという意見があった。</p>
中核市	「通常の発達において必要とされる介助等を除くといずれの判定になるか」という視点で判定することが難しい。

5 領域 11 項目調査との整合性を取ること

"⑭過食・反すう等、過食について例には異常な量を食べるなど記載があるが、児童の体格や日ごろの食事量の違いなどいろいろ要素をふまえての判断になるため判断基準の統一が難しい"

サポート調査については、行動面の判断の具体例が、1点と2点で共通となっているため分かりにくかった。支給決定時調査においては、通常の発達において必要な介助を除くとあるが、年齢毎の介助基準の判断が難しかった。

"そううつ状態…小学生位までの児童でそううつ状態の判断をすることが難しい。

過食・反すう…過食等の診断が下りていない児童の判断をすることが難しい。"

気分がふさぎこんだ状態…低年齢層(1~3歳)では、判断が難しい

視覚、聴覚障害児に対応した調査票になっていないため、調査票を記入する相談支援事業所の判断がわかれた。

児童の年齢に応じた通常の発達がわかる様な資料がなかったので判定に困ることがあった。

調査票を使用していますが、特にありません。

通常の発達の範囲がどの程度なのか判断するのが難しい。

適切な支援や環境が整っていない状況を想定してチェックするということであるため、調査を行う者によってどうしても点数が高めに  
出る、低めに出るといった差が感じられた。

独語や物に当たる行為を不安定な行動と判断するか、不適切な行動と判断するか。

乳幼児サポートにおける「通常の発達において必要とされる介助等」の基準が曖昧。

"乳幼児サポート調査の読み書きについて、どの程度の文字の読み書き及び意味の理解ができれば支援不要になるのか判断が難しい。年齢相応の読み書きができれば支援不要になるものと理解しているが、年齢相応のレベルの判断も難しい。"

乳幼児の読み書きの理解について、支援が必要・不要の判断が難しい。

"乳幼児等サポート「気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態」

乳幼児等サポート「読み書きが困難な状態」

年齢的に、該当するかどうかの判断が難しい。"

乳幼児等サポート調査について、⑤~⑩の判定結果欄が「なし」「週一回以上」「ほぼ毎日」の三択に分かれているが、該当内容が例えば週一回以上はないが月に数回支援が必要な場合に、どこへチェックを行えばよいのか判断に困る。選択肢を増やしてほしい。

乳幼児等サポート調査の読み書きについて、年齢別による判断基準があるとわかりやすいと感じた。

	<p>"乳幼児等サポート調査項目のうち、「対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり」については、幼稚園や保育園に通園しておらず、集団生活に参加経験のないお子さんの場合に判断に迷う。</p> <p>「通常の発達において必要とされる介助」を想定することが難しく、主観的な判断になってしまう。"</p> <p>判断が難しい項目があるわけではないが、聞き取りをする職員によって、支援の要否の判断にばらつきがあるように考える。</p> <p>"頻度の判断が難しい。</p> <p>障害特性と年齢による行動の違いの判断が難しい。(特に乳幼児に関して判断困難)"</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>"(乳幼児) ⑤不安定な行動と危険の認識を欠く行動という異なる要素が1項目になっており、一部分のみ当てはまれば該当としていいのか判断に困る(⑩も同様)</p> <p>(就学児) ⑰そううつ状態の中に多動・多弁という状態も含まれており、⑨多動・行動停止と重なる部分があるが、片方のみの該当でいいのか、⑨・⑰どちらも該当とするのか判断が難しい"</p> <p>"●⑩不安定な行動⑬不適切な行為⑱反復的行動などの項目はADHDなどの場合該当することも多いが支援区分テキストの例をみるとそぐわないこともありチェックに迷う。</p> <p>●頻度のチェックが判断しにくい。保護者の回答の仕方かわってしまう可能性がある。</p> <p>●⑫他人を傷つける行為の質問で、兄弟げんかで叩くと回答があったとき判断に迷い全体的な様子を見てチェックした。</p> <p>●保護者からの情報とサービス提供事業所からの情報や実際の子供の様子に違いがあった場合、チェックに迷う。"</p> <p>"⑤行動障害および精神症状</p> <p>(1)低年齢の児童(2～3歳)ではパニックとイヤイヤ期の癈癪の違いに判断を迷うことがあった。</p> <p>(7)低年齢の児童(2～3歳)では、文字理解が困難なため絵本への興味を確認し判断していたが、保護者の捉え方で返答に違いがあり、判断に迷うことがあった。低年齢の児童にこの質問項目は適正とは言い難い。"</p> <p>区職員は調査票を記入していない。ただし、指標該当調査(保護者が記入する)については、提出されたものが未記入・記入漏れの場合や保護者から問い合わせがあった場合には、電話の聞き取りで職員が記入することがある。</p> <p>厚労省の調査票を使用しているが、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと」の文言がわかりづらく、保護者に正確に伝わっているかがわからない。</p> <p>"項目に関係なく、</p>

・行動の頻度による判断  
・場面によってその行動が見られる場合の判断"

項目名のみでは想起しきれない内容（「過食・反すう等」に極度の偏食やアレルギー対応が含まれること、「そううつ状態」に睡眠に関する問題が含まれること等）について、例示として補記しているが、書面調査ではどこまで読んでもらえているか分からないため、厳密な判断は難しいと感じる。

従来の調査票では一部介助だったが、乳幼児等サポート調査や就学児サポート調査票では全介助になるなど、区分が違うものになる項目があること。（例：②排せつオムツ使用の場合）

"食事：スプーンやフォークを使って食べることはできるが、箸が使えない児童について、支援の要否の判断が難しい。

食事・排泄・入浴・移動：児童一人で行っているが、完璧ではなく本来であれば支援が必要な場合の判断が難しい。

睡眠：年齢によるものか睡眠障害かの判断が難しい。

移動・読み書き：未就学児は年齢的に一人で外出・移動をできるとは考えずらい。また読み書きも就学前のため何の支援もなしにできる児童はいないと思われる。

給付決定時調査：通常の発達とはどの程度なのか分からず、判定が難しい。

食事で評価をする項目と過食・反すう等で評価をする項目とで重複をする部分があり、重複をして評価をするべきか否か、判断に迷うことがあった。

精神：「年齢相応にできる」という判断で介助なしにチェックをしてしまう場合があるため、聴き取り調査時に確認を行っている。（特に読み書きの質問が多く見受けられる。）

全体を通して、調査票の例示等に必ずしも合致しないパターンがあった際に、判断に迷うことがある。

特に乳幼児サポート調査票については、通常の発達の範囲内かどうかを問わず、純粋に介助等の要否をつけるものであり、判断するまでもなくほぼ全ての児童が「全介助」または「一部介助」となっている。

"読み書きについての項目

学習障害に限定せず、読み書きに困難がある場合（学習障害を含む）としているが、特に未就学児は全員対象となってしまう。"

乳幼児サポートの⑪は乳幼児のため、読み書きが困難な状態の評価はやや難しい。また、コミュニケーションが取れないなどが⑩に入るのもややわかりずらい。

"乳幼児サポート調査（3歳以上）：そううつ状態、反復的行動、人見知りについて、支援の状態を示す部分は、日々の中でかなり差が

出てくる内容であった。また保護者自身が、上記の項目を問題行動としてあまり認識していなかったり、認識しにくい内容であったために、聞き方等に苦慮した。"

乳幼児サポート調査で、加算の対象とならない場合があるのかどうか判断に迷った。

"乳幼児の場合、年齢に応じた発達も考慮。

そううつ状態、反復的行動、不安定な行動などが、どの程度が該当するのか判断が難しい。

保護者から見た時の児童と、事業所から見た時の児童の様子の開きがある。

結果について、事業所から再調査の依頼があり困る。

乳幼児の聞き取りの正常発達については聞き取りの意味がない。全員加算が付いている。

児童だからなのか、障害ゆえなのか判断が難しい。基準が曖昧でばらつきがある。未就学児にそもそも聞き取りが必要なのか疑問。以下に続く。

全項目通常の発達や、保護者の認識の読み取りが難しい。"

"乳幼児の読み書き

5領域11項目では、てんかんの項目がないが、乳幼児サポート調査票にはてんかんの項目が含まれるため、確認作業に注意を要した。"

"不適切な行為：具体例の幅が広く確認しにくい。ため。

不安定な行動：支援の必要性や具体例が曖昧で聞き取り方によって差が生じやすい。

過食・反すう等：極度な偏食の基準が分かりづらい。

そううつ状態：「そう」「うつ」状態と判断することが難しい。

反復的行動：支援が必要か判断が難しい。（くり返しの行動があっても家族が支援しているか）

個別サポート加算Ⅰの留意事項に「調査対象の児童の状態は適切な支援や環境が整っていない状況を想定して判断する。」とあるが、聞き取りを行う対象が保護者やサービス提供事業所等適切な支援ができると想定される人であるため、支援環境が整っていない状況での様子の聞き取りが難しい。

未就学児について、主に移動や読み書き等において、介助なしでひとりでできる児童が見込まれず、単純に支援の必要性から判断するとほとんど全員加算対象となるのが想定できたため、どの程度の読み書きや移動を想定しているのか（文字の認識があるか、ひらがなを読めるのか等）判断に迷った。

一般市	<p>"「⑮対人面の不安緊張・集団への不適応」の中に感覚過敏に関する事項が含まれているが、感覚過敏だけがある場合でも「対人面の不安・緊張」に点がついてしまうことに対して、保護者の納得が得られがたいケースがある。</p> <p>「⑯読み書き」について、療育手帳所有児など、知的障がいがあって読み書きが困難な場合の加点基準をお示しいただきたい。(療育手帳軽度～中度なら1点、重度なら2点など)"</p> <p>"「コミュニケーション」：慣れやスキルの問題ではなく、意図の読み取りの難しさや興味が偏っているため難しいケース、コミュニケーションを拒否する児のケースなども対象として良いか迷うことがある。</p> <p>乳幼児等サポート調査の「読み書き」：読み書きをする経験がほぼない状況の中で聞き取りも判定も難しく、絵本に興味があるなしも判定の意味を感じられない。</p> <p>該当項目は少ないが支援度がとても高い方（強度行動障害の児など）や、項目にチェックするほどではないが全般的な援助が必要な方（視聴覚支援児やダウン症の方）の実態が反映しにくい。"</p> <p>「そううつ状態」と「不安定な行動」「多動」との関係。例えば気分が高揚した時に多動になり大声を出したりすると、すべてに✓が入ることになるが、それでいいのだろうか。別物としてとらえるべきなのか。</p> <p>「異食行動」は、頻度によって支援の程度を決めてよいのかどうか判断が難しい。</p> <p>"「移動」移動が安定せず途中で止まったり座り込んだりする項目。飛び出しがあるので常にてをつなぐ対応が必要なとき、障害支援区分認定調査のような解釈をしてよいのか、難しい。</p> <p>「読み書き」という文言で、絵本の興味を尋ねるには無理がある。</p> <p>特に乳幼児の調査項目の文言と、解釈と乖離があるため、「例えば…」と解釈例を保護者に示しながら確認する必要がある。</p> <p>「支援が必要な場合がある」と「常に支援が必要」と頻度に関して選択するような記載になっているが、就学時サポート調査留意事項の解釈には、頻度ではなく、どのような支援が必要かで判断するよう書かれているため、判断に迷うことがある。</p> <p>「通常の発達に～判定結果になるのか。」という視点で判断する事について、基準が留意事項内に具体例としてあるが解釈によって違いがあり判断が難しい。通常の発達範囲が項目であると判断しやすい。乳幼児等サポート調査留意事項にて行動障害及び精神障害⑤強いこだわり、多動、パニック等～行動の具体例内に、強いこだわりの具体例がない為、判断に苦慮する。</p> <p>「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果にかかるか」という視点で判定する際の、「通常の発達において必要とされる介助」がどの程度のものなのか、明確な基準がないため、判断が難しいと感じる。</p> <p>"「読み書き」</p>
-----	--

乳幼児において、発達年齢的に文字を読み書きすることが困難な人が多いが、通常の実達範囲内か問わずに介助等の要否をつけるものと示されているため、該当としてよいか判断が難しい。"

"「読み書き」「危険の認識」の項目について、低年齢の場合、知的障害の場合の判断に困ることがある。児童の項目で「⑧気分がふさぎこんだ状態または思考力が低下した状態」「⑨反復的行動」「⑩読み書き」については基本的に判断が難しい。"

"「読み書き」について、能力の度合いやパターンが色々ある中で職員間でも基準が曖昧なことがある。障害支援区分認定に倣って判断しているが、調査票によっても設問の文言が微妙に異なっていることもあり、判断の例示等があると助かります。" "「読み書き」は障がいがあるなしにかかわらず、できない年齢があるため、迷われる方が多い。"

"「乳幼児等サポート調査」  
調査項目⑧及び⑩について、乳児の場合、どの程度のしぐさ動作でサポートが必要と判断するのか。  
調査項目⑧について、(思考力が低下した状態の判断を親もできないと思われる)叱られた後はふさぎ込むけど他はしないという場合、「なし」と「一部」の判断に迷う。"

"「不安定な行動」「不適切な行為」  
他の項目に比べて対象となる問題行動などが様々なため聞き取りが難しいと感じます。" "「不安定な行動」と「不適切な行動」の違いを保護者に説明するのが難しい。" "「不安定な行動」と「不適切な行動」の具体例を説明することが難しかった。"

"「不適切な行為」「そううつ状態」  
項目内容が聞きにくい。事例をあげないと分かりにくいですが、事例の数が多い。あてはまる事例の数に関わらず頻度で判定するため、難しい。" "「部分的な支援が必要」と「常に支援が必要」をどちらに認定すべきか。また、児童における食事、排泄、入浴及び移動の介助の必要度合いは、どの程度を想定しているものかが判断しづらい。"

"【コミュニケーション】支給決定に係る調査は頻度ではなく程度を聞いているので判断が難しい。年齢によって要支援レベルと判断するのか、不要と判断するのか異なるが、個別サポート加算はどの視点で判断すれば良いかを迷う。" "【読み書き】未就学児は、まだ読み書きが可能と判断できる年齢ではない為、「全介助」と判断して良いものか迷う。"

"【就学児サポート調査】

睡眠障害がある場合、給付決定時調査では⑥に記載するが、サポート調査の具体例では、⑰「そううつ状態」に該当する。しかし、(サポート調査)⑰「そううつ状態」に対応する(給付決定時調査)項目⑧「気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する」となっているので、どちらに記載したらよいか判断に迷う。”

#### ○乳幼児等サポート

調査給付決定時調査項目について、通常の発達において必要とされるとあるが、月齢に応じた通常の発達の程度をどのように判断したらよいか迷う。

#### ○就学時サポート

調査給付決定時調査項目について、サポート調査の複数の項目を合わせて判定する必要があるが、項目ごとの判定結果に差がある場合にどのように判定するか迷うことがある。

1) 「排せつ」、「入浴」の項目における「部分的」／「全面的」、「一部介助」／「全介助」の判断。2) 具体的に何日までを「週1回以上」／「ほぼ毎日」とするか判断。3) 「かんしゃく」をそう状態の一部として含めるのかどうかの判断。※いずれも個々の調査員で判断が分かれる項目であったため、県に調査員間で判断が統一されるような明確な基準をご教示いただきたいとお願いしたところ、市町村に任せるという回答であった。判断基準が市町村に委ねられた場合、市町村間で不平等が生じることもあり得ることから、国や県から明確な基準を示していただきたいとともに、当該加算を含め、判断に迷うような制度に関して統一した情報が集約された相談窓口の設置を望む。

#### ①コミュニケーション項目と対人面での不安緊張項目

それぞれ留意事項の具体例に記載されているコミュニケーション項目の「慣れない場所や人前では表情が硬く話すことが難しい状態」と対人面での不安緊張項目の「新しい場所など慣れない場所に行くと動けなくなり、会話ができなくなる」は、ほぼ同じような具体例のため、どちらに該当するのか判断が難しい。

#### ②不適切な行為項目

年齢にもよるが、不注意で忘れ物が多いなど物の管理ができず、支援が必要な場合に他の項目に該当しないため、当項目で支援対象としている。また、他の項目に該当しないような内容を当項目で支援対象としており、かなり広範囲な内容となっている。

#### ③多動・行動停止項目

体幹が弱く、姿勢が保てず常に動いている場合、解釈とは異なるため当項目に該当しない。他の項目にも見当たらず、環境の工夫や機能強化の支援が必要にも関わらず、点数に反映されない。

④異食行動項目

爪噛みや指しゃぶりについて、対人面で緊張して行う場合は対人面での不安緊張項目に該当し、支援対象としている。癖で行う場合は支援対象外としているが、異食行動とすべきか悩んでいる。"

"1つの事項に対して複数の項目が該当することがあるため、判断に迷います。(食事と過食・反すう等、多動・行動停止と対人面の不安緊張・集団生活への不適應、多動・行動停止とそううつ状態、昼夜逆転とそううつ状態)また、不注意により忘れ物が多い等のため支援が必要な場合に、該当する項目がないと思われ、点数に反映できないことも気にかかります。"

"①食事の留意事項において、「一部介助」と「全介助」の具体例が分かれておらず、判断が難しい。

乳幼児等サポート調査の「⑧そううつ状態」については、未就学児ということもあり、この状態に当てはまるのか判断がしづらい。就学児サポート調査の「⑰そううつ状態」についても、「⑦大声奇声を出す」「⑨多動行動停止」「⑩不安定な行動」等に該当する場合は⑰も該当することになると考えられるが、その認識で合っているのか疑問。

就学児サポート調査の「⑥説明の理解」の「簡単な口頭での説明」がどの程度の説明なのか具体例がなく判断に迷う。"

1年のうちでも年度始めは、週に数回、行動障害が生じるが、1か月くらい経つと落ち着いて過ごせる児童に対して、週1回程度以上、月1回程度以上の頻度の考え方をどう判断すべきか、対人面の不安緊張・集団への不適應の項目において、特別支援学級や特別支援学校に在籍している児童は、常に支援が必要としているが、その判断でよいのか、就学前の児童の読み書きについて、読み書きできる児童はほとんどいないため、常に支援が必要という判断でよいのか、移動の判断について、どこまでの範囲の移動ができれば、介助なしとみなしてよいのか、判断に迷っている。

3歳未満の場合、通常発達なのか障がいからくるものなのか判断に迷う時がある。ほとんどの子が一部介助に当てはまるのではと思い、最後の判定が難しく、結果的には判定対象としている。(乳幼児)

⑦大声・奇声を出す、⑩不安定な行動、⑬不適切な行為の項目では、問題行為の程度に差がある場合や、人や環境により特定の場所でのみ問題行為が生じている場合に、どのように判断が難しかった。

⑧⑨⑩子ども(特に低年齢児)を想定した表現ではないと思われる。

⑨多動・行動停止、⑩不安定な行動、⑬不適切な行動、⑭突発的な行動

⑪読み書きが困難な状態(学習障害によるものを含む。)が難しい。年齢相応の能力なのか、障害によるものなのか判断が難しい。

サポート調査と給付決定時調査の違いが分かりにくい(特に乳幼児)

"サポート調査票の留意事項には、給付決定時調査の「強いこだわり」の内容が「反復的行動」の具体例に記載されているが、反復的行

動を伴わないこだわりがある場合、評価をする項目がない。

"そううつ状態：乳幼児、就学児（特に低年齢）において、「うつ」や「そう」により、思考力が低下し考えがまとまらないという状態の判断が難しい。また、障害を起因とするか思春期の不安定さを起因とするか判断が難しい。

爪かみ、指しゃぶり：行動の理由はそれぞれであり、対人面の不安緊張・集団への不適応だけでなく、自らを傷つける行為、異食行動にもなり得るので判断が難しい。

行動障害及び精神症状の選択肢は、なし、週1回以上、ほぼ毎日であるが、回答基準が必ずしも頻度ではなく支援が必要な場合があるに該当する場合は週1回以上と回答する、てんかんは経過観察していると週1回以上回答するなど選択肢がわかりづらい。"

まだ読み書きができない年齢の乳幼児の給付決定時調査判定結果欄で、通常の発達において必要とされる介助等を除くとどの項目にあたるのか判断が難しかったです。

"以下の基準は、障害支援区分認定調査の判断基準と異なるため、判断が難しく感じた。

「そううつ状態」に睡眠障害が含まれること。

「対人面での不安緊張・集団への不適応」に感覚過敏が含まれること。

給付決定時調査とサポート調査とでは判断基準が異なる（通常の発達において必要とされる介助かどうか）ため、判断が難しく感じた。

異食行動（理由：爪かみが項目に該当するのか、また、血が出るほど嘔む場合、自傷行為に該当するのか）

"該当行為があっても、支援を必要としない場合は支援不要で良いのか。

各項目の障害像を考慮せずに、厚生労働省からの通知にある文面をそのまま捉えるとほとんどの児童に当てはまることもあり、行動障害との区別をつけることが難しい。頻度についても従来のものと異なるため点数が高くなりやすい。

学習障害等について：未就学児は、就学前で文字の読み書きを習っていないから支援が必要と捉えるか、そもそも文字の読み書きが必須の事態自体がないため支援が不要と捉えるか、判断がつかないため

"基本的に通常の発達を除くとあるがそこが難しい。

コミュニケーション 説明への理解はどこまでの範囲なのか難しい。"

給付決定時調査と個別サポート加算の調査で聞き取る項目は同じなのに解釈がかなり違うところ。

厚生労働省が作成した乳幼児等・就学児サポート調査票では、調査項目が漠然としていたため、保護者による記入が難しく、保護者の主観に判定結果が左右されるおそれがあった。そのため、保護者が実際の児童の様子に当てはめて記入することができるよう、「留意事項」の「具体例」を元に市独自の調査票を作成した。

行動障害について、睡眠障害は診断や治療をしていることが具体例の中に掲載されているが、その他の項目については、治療や服薬状況を加味した方がいいのか。

行動障害の度合いについて、事業所と保護者の見解に差異があり、判断に困る場面がある。

支援度が低いと思われる児童も留意事項通りに判定すると加算対象者となるケースがある。乳幼児等サポートの入浴・食事・排泄等の項目。

児童への認識や、調査票自体への認識が、保護者や事業所で相違があったり、また、それが大きい場合。

自治体職員が児童の発達段階に応じてどれだけの介助を要するか等専門知識を必ずしも有している訳では無いことから、通常の発達において必要とされる介助等を除いた場合を判定することに苦慮している。

主に利用事業所が記入しているため、不明。

就学児サポート加算⑦⑨⑩の項目内で具体的な行動が似通っているため、どの項目として分類すべきか判断に迷う場合がある。

"就学児サポート調査についての留意事項で、「異食行動」の具体例に食べられないものを口に入れるとあるが、「対人面の不安緊張集団への不適応」の具体例で爪かみ、指しゃぶりがある。爪や指も食べられないものを口に入れていることとなり、どちらにも該当するとして判定していいのか悩んだ。

「他人を傷つける行為」と「不適切な行為」で、物を投げる行為を具体例として挙げているが、投げたものが人にあたらなければ「他人を傷つける行為」とは言わないのか、それとも物を投げる行為があるなら、どちらにも該当すると判定するのか判断が難しく感じる。

"

"就学児サポート調査票：類似する項目が多く、保護者が記入する時にとまどったり、職員が聞き取る際に違いを説明するのが難しい。  
(例：不安定な行動・不適切な行為・突発的な行為)

乳幼児等サポート調査票：対象となる児の年齢から、「思考力が低下した状態」という表現は保護者が記載する際にどのような状態のことをいうのかイメージがつきにくいと思う。

就学児サポート調査票記入の際、入浴、移動の項目で、年齢ごとに介助、見守りが必要か変わるので、どこを基準に判断すればよいか分からない。

障害者の判断項目は5段階あるが児はなし、週1回、毎日の3段階なので稀になるが気になる行動もあるので判断が難しい。

食事・入浴・排泄・移動の介助の不要・一部介助・全介助の判定について、年齢相応での判定付けが難しい。また、読み書きの支援内容でも同様である。

食事の項目にて偏食がある場合、どの程度までが支援が必要とみなすのか判断をつけにくい。(乳幼児であれば、大なり小なり好き嫌いが多いため)

"新規申請時、特に児童発達支援を申請する保護者からの聴取においては、対象児の全体像がみえないこともあった。その際は、医師からの診断書等・保健師からの聴取も併せておこなった。"

申請は保護者になるため、調査票を記入する際に保護者や慣れている支援者がいない状態を想定して記入することが難しい。保護者と相談支援員、事業所との見解の違いが頻繁に見られる。

全項目において、保護者と事業所等からの聞き取り結果が大きくずれていることが多いため、判断が難しいことがある。

"全般的に通常の発達の範囲を判断するのが難しかった。  
環境が整っていない状況の想定が難しい。"

"他人を傷つける行為で、兄弟喧嘩をすると手が出てしまうし、やりたいことを止められると怒って親に手が出てしまうのを支援が必要とするのがいいのか、年齢が低いとどうしても起こりうることなので支援が必要としないのか判断が迷う。また、喧嘩は毎日する時もあるれば全くしない週もある時は、多いと感じる方にチェックしている。

不安定な行為、不適切な行為で、突然泣きたしたり、欲しい物を取ることは、年齢が低いとあることなので、支援が必要とするのかしないのか迷う。"

多動。聞き取り時、否定する保護者が多いので判断がむずかしい。

通常の発達において必要とされる介助か否かの判断と、感染症対策や保護者の負担等を踏まえた適切な調査方法の確立に苦慮している。

通常の発達において必要とされる介助等の判断が難しい。

"爪噛みを異食行動、自傷行為と考えてよいのか。

適正発達における介助の必要性の判断が困難である。(例：2歳児の入浴介助や排せつ介助等)

読み書き：乳幼児や月齢の低い就学時については、通常の発達の範囲内の支援なのか障害による支援なのかの判断が難しい。就学時サポート調査：「⑨多動・行動停止」・「⑰そううつ状態」ともに多動について具体例があり、多動がある児童についてはどちらも加算しているが、⑰はそうによる多動のことを指しているとすれば判断が難しい。

読み書き：未就学児はほとんどの児童が「週1回以上」「ほぼ毎日」に該当すると思われるが、加算の対象項目に含まれるべきなのか。保護者によっては難色を示される方もいた。

読み書き・・・まだ学校で習っていない漢字が読めない場合は「支援が必要な場合がある」としてよいのか迷う。

読み書きについて、どの程度のレベルを想定しての項目なのかが、示されておらず、判断に迷う。

"読み書きの項目について  
乳幼児の場合まだ文字の読み書きが出来る年齢で無かったり、家庭によって読み書きの勉強の進み具合が違い、読み書きが出来ない程度の判断が難しい。また保護者も、勉強面の事を気にかけておりデリケートな問題なため、詳細な聞き取りが出来ない。  
中高生（養護学校に通学中）年齢があがると、学校で子どもが今何を勉強しているのか、把握していない保護者が多い。  
読み書きの判断は難しかった。未就学児であればほとんどの子が年齢の範囲に問わないとなると読み書きできないが、その項目のみ該当するだけでも個別サポート加算Ⅰがつくこともある。個別サポート加算Ⅰの本来の目的と合っているのか疑問に思う。  
乳幼児サポートの「通常の発達において」の判断  
"乳幼児サポート調査の「①読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む。）」の項目について、乳幼児が読み書きで支援が必要なのは当然であるが、この項目が全員「ほぼ毎日」に当たるとすると、①から④も当然当てはまるため、乳幼児全員が加算対象となる。大阪府に確認した上で、①については、「例）絵本に興味を示さない、視力障害等によりコミュニケーションツールを用いている、翻訳が必要等」と追記し対応している。"  
"乳幼児サポート調査の用紙の「サポート調査判定結果欄」と「給付決定時調査判定結果欄」について、両方とも記入するのか、「給付決定時調査判定結果欄」は市が記載するのかという問い合わせが多かった。  
「通常の発達において必要とされる介助等を除くといずれの判定になるか。」という部分について、未就学児は同じ年齢でもできることの個人差が大きいため、通常の発達というのがどの程度なのか判断に困った。"  
乳幼児サポート調査票の①読み書きが困難な状態について、未就学児は文字の読み書きが難しいケースが多いため、支援の頻度の判断が難しい。  
乳幼児サポート調査票は、支援の必要性が、「障害特性によるもの」か「定型発達でも想定されるもの」の基準がないため、後者と思われるものでもチェックを入れざるを得ない。結果、児童発達支援の利用児童ほとんどが個別サポートの対象となっており、個別サポート加算の意味をなしていない。  
"乳幼児について、基本的生活動作の自立の程度（介助なし、一部介助、全部介助）の判断基準が難しい。  
（年齢（とりわけ0歳児では月齢）ごとに、どのような程度であれば年相応の発達といえるか、判断の難しさがある。）"  
乳幼児に関しては、特に「移動」や「読み書き」についての判断が難しい。留意事項に即すと乳幼児であれば、全員が対象になり得ると判断できるため。

乳幼児の気分がふさぎこんだ状態・思考力が低下した状態という項目について、保護者から見ても年齢によるものなのか判断しづらいという意見があった。

乳幼児の場合、通常の発達において必要とされる介助をどこまでとするか判断しづらい。特に低年齢の場合は全て介助が必要であり、乳幼児の場合は見守りは必要ではないか。読み書きはどこまでを「できる」とするか。

乳幼児は入浴・移動等を基本的に一人で行うことが難しいため、介助なしとするか、介助ありとするか判断が難しかった

乳幼児期に「そううつ状態」の項目が必要か疑問だった。診断ない場合が多く、乳幼児期では判断難しい。「読み書き」も乳幼児期に必要なか、個人差が大きい時期のため判断しかねます。

"乳幼児等サポートに関しては、未就学児年齢では、排せつや入浴の項目が自立していると考えにくいいため、全員個別サポートをつけることになってしまう。

個別サポートをつけるにあたり、解説が送られているが、これはどの年齢に対しての解説となっているのかを知りたい。"

"乳幼児等サポート調査：⑧気分がふさぎこんだ状態又は思考が停止した状態、⑩対人面の不安緊張、感覚過敏、集団への不適応又は引きこもり

就学時サポート調査：⑩不安定な行動、⑬不適切な行為、⑰そううつ状態、⑲対人面の不安緊張・集団への不適応"

乳幼児等サポート調査・給付決定時調査

⑪読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む） 理由：年齢が低い児童の場合、学習障害によるものか判断が難しいため。

乳幼児等サポート調査・給付決定時調査において、「通常の発達の範囲内」の判断が難しい（発達は人によって違い、低年齢だと特に判断が難しい）。

"乳幼児等サポート調査・給付決定時調査においては、⑤～⑪の項目について、  
就学時児等サポート調査・給付決定時調査においては、⑤～⑳の項目について、  
給付決定時調査の判断が難しい。

サポート調査との違いを判断する基準が分かりづらいため。"

乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票にある『⑪読み書きが困難な状態（学習障害によるものを含む。）』について、学習前及び学習中の児童に対して、どのような基準で困難な状態と判断するべきか迷うことがある。

乳幼児等サポート調査について、説明の理解、コミュニケーション、読み書きは、支援が必要な場合または、常に支援が必要に判断される児がほとんどになるがこの判断でよいのか。

乳幼児等サポート調査の「⑧気分がふさぎ込んだ状態」と、就学時サポート調査の「⑰そううつ状態」理由：低年齢での⑧⑰の状態が想像し難い。言葉が表現（説明）し難いため、調査を行う際に聞き出すことが難しい。

乳幼児等サポート調査の④移動について、支援がなくても移動はでき、具体例にあるような介助も必要としない未就学児を介助なしとしているが、日常生活における必要な場所への移動とは、どの範囲の移動を指しているのか判断が難しい。

乳幼児等サポート調査の⑪読み書きが困難な状態の判断について、就学前は支援の必要があまりないため判断に迷う

乳幼児等サポート調査票において、サポート調査判定結果欄には一部介助、全介助にチェックがあるのに給付決定時調査判定結果欄にはチェックがない場合の理由を判断することが難しかった。

乳幼児等サポート調査票において、通常の発達におけるものを除いたもので決定するのか、現に支援が必要な部分で決定するのか理解できない部分があった。あの調査票を保護者などに書いてくださいと言っても、一つ一つ職員による口頭での説明がなければ簡単には理解できないものであった。

乳幼児等サポート調査票について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点で判定すると、ほぼ全員が加算対象となってしまう。

乳幼児等サポート調査票については、「支援が必要な場合がある」の項目について具体的にどれぐらいの頻度や状況を指しているのかわかりにくく感じた。また、就学時サポート調査票については、「なし」「週一回以上」「ほぼ毎日」の3段階になっているが、この頻度ほどではないがその状態が見受けられる場合はどこに当てはめればいいのかわかりにくく感じた。

"乳幼児等サポート調査票の「③入浴」や「⑪読み書きが困難な状態」については、ほぼ全ての児童が当てはまってしまう。  
「⑪読み書きが困難な状態」の判断が難しい。"

乳幼児等サポート調査票の「支給決定時調査判定結果欄」の記入するにあたり、「通常の発達において必要とされる介助等」の基準が不明である。

乳幼児等サポート調査票の「読み書き」の項目の判断が難しかった。

"乳幼児等サポート調査票の①～④、⑪の一部介助、全介助の判定基準に迷う（どの程度で一部介助とするか等）。特に、⑪読み書きが困難な状態の項目は健常児でもできないことが多いので判断に迷った。によるものを含む。）1～99パーセントできない場合は一部介助として判断するのでもう少し細分化されているといいと思った。"

乳幼児等サポート調査票の調査項目全体的に、年齢によりその行為が困難である項目を「支援が必要」としてよいか判断に迷った。

乳幼児等サポート調査票及び就学児サポート調査票のチェックについて、身体的動作については適切な判断ができると思いますが、未

就学・小学くらいの年齢において行動障害や精神障害に関しては適切な判断が難しいと思います。複数の事業所を利用している子ども多くいるため、誰が接しても加算対象と判断できる内容の方が支給決定者(行政)や保護者、事業所等がわかりやすいと思います。

乳幼児等のサポート調査票について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くといずれの判定になるか」との判断が専門職ではない事務方では判断が難しい。

年齢が3歳未満の場合、自分の身の回りのことを支援なしでは行うことができないため、食事や排せつ入浴などについての項目の判断が難しい。

年齢ごとに異なる「通常の発達において必要とされる介助等」がどの程度なのか、判断に悩む。

年齢で「できない」ことと、発達などで「できない」ことを区別すべきかどうか迷うことが多い。

年齢等を勘案した評価に苦慮する

判断に迷うケースは多々あるが、国通知を参考に判断している。

頻度の評価で「一部」の幅が大きく、判断が難しい時がある。

"不安定な行動及び不適切な行為に関して、保護者への聞き取り時、自傷他害行為などと重複する項目があり説明に苦慮した。

保護者により困りごとや大変だと感じることの基準が異なるため、自身の子どもということで受け止め処理しているケースも多々あり、一律にて評価できているかが疑問が残った。"

保護者が「一部介助」「全介助」と記載してきた場合に、聞き取りを行っても「通常の発達において必要とされる介助」かどうか判断がつかない場合がある。

保護者と相談員との見解が異なる場合判断が難しい。

"保護者に対して、調査票の項目の内容のまま聞くことは、両親の理解や意味の取り方が違う場合があるため、難しい。

項目の「不安定な行動」や「対人面の不安緊張・集団への不適応」が特に様々な考え方ができる。

両親と支援者の項目に対する支援の必要性などにも違いがあった。"

保護者の見立てとサービス事業所の見立てが異なる。

保護者への聞き取りの際の配慮が難しかった。

"放課後等デイサービスの基本報酬区分調査とさほど変化もなかったため特に難しい場面はなかった。

未就学児の場合、読み書きについて年齢に応じた発達段階があり、3-5歳児においては丸、人物画等の発達過程を辿る。発達段階、あるいは現状の読み書きの段階の応じて判断するべきか、3-5歳児において迷うことがあった。

	<p>不安定な行為、突発的行動は、詳細は違うが言葉のニュアンスが似ており保護者が時折、戸惑う様子が見られた。具体的に内容を例示して理解を求めた。"</p> <p>未就学という年齢において、年齢による動作介助によるものかどうかを判断することが困難。低年齢では気分がふさぎこんだ状態、学習障がいについては、非常に判定しにくい。</p> <p>"未就学児（児童発達支援・保育所等訪問支援）の乳幼児等サポート調査票について、調査を行うと必然的にほとんどの項目が「全介助」「ほぼ毎日」にチェックすることになり、個別サポート加算が該当になってしまう。"</p> <p>未就学児の食事・排泄・入浴・移動の項目の調査で、通常の発達においても必要とされる介助等かどうかの判断が難しい。問題行動面等で保護者の意見とサービス事業所職員の意見が違う場合がある。</p> <p>"幼児の個別サポート加算については該当の有無が不明瞭である。</p> <p>乳幼児の方に①読み書きは必要か？</p> <p>乳幼児サポート調査表において、①～④の項目の判断が難しい。多くの人は「介助なし」にはならない。</p> <p>特に乳幼児は個別の発達段階が違うので、しょうがいと関連したことなのか判断が難しい。"</p> <p>幼児の場合、通常の発達における支援を省いて最終的に支援の状態を判断するとありますが、その判断がとても難しい。</p> <p>令和3年3月までに支給決定をしている児童については、サービス提供事業者にて児発管への聞き取りを行った。利用日数が極端に少ない児童は情報が少なく、他の児童に比べ聞き取りが困難であった。</p> <p>"例えば日常的にはなくても、たまたま友達を傷つける行為があった等の場合、頻度として定期的に生じているわけではないが、部分介助や支援が必要な場合としてとらえるのかについて迷う。</p> <p>就学児サポート調査票では、「常に支援が必要」の場合は、行動障害が生じている頻度が「ほぼ毎日」ではなく「週に1回程度以上」というのが間違えやすい。</p> <p>乳幼児等サポート調査票の内容は、留意事項を確認すると、項目名からは想像しにくい内容も含まれており、チェックが漏れやすい。</p> <p>"</p>
町村	<p>"（就学児サポート調査票）</p> <p>⑤～⑳内容が分かりにくいため、具体的な例を使用する等細かい説明が必要で時間がかかる時がある。"</p> <p>（説明の仕方によっては気分を害し易い内容のため）「不適切な行為」をどう説明するかに苦慮し、聞き取り相手に適切に趣旨が伝わっ</p>

ているか分からない。その為、返ってきた答えが本当に実態に即したものになっているか判断が難しい。

"「コミュニケーション」の判断について  
気持ちを言葉にするのが苦手と言われることが多々あるが、その場合の程度の判断が難しい。留意事項にもう少し具体例があるとわかりやすい。"

"「他人を傷つける行為」  
例) 友人を傷つけることはないが、兄弟に手が出てしまうことがある。  
兄弟喧嘩なのか、喧嘩の度を越えているのかわかりませんと言われた際に判断に迷うことがあります。

"「多動・行動停止」「不安定な行動」「突発的な行動」「そううつ状態」などは、特定の状況下では必ず支援が必要な状態となるが、その特定の状況が毎日あるわけではないため、支援の頻度を判断するのが難しい。(その特定の状況にならないように支援している場合は除く。)

特に就学児の場合、調査日前1ヶ月間の様子のみで支援頻度を決定することが適当なのか、事業所等から意見を頂いたことがある。(例えば、調査日より数か月前に、精神状態の低下があり、より支援が必要な状態が一定期間あった場合。)"

"「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」という視点での判定が難しい。例えば、乳児(0歳児)の場合は、サポート加算なしでいいということなのか。また、放デイの給付決定時調査の項目の活用の仕方が分からない(点数に影響するのか)。"

"「通常の発達において必要とされる介助等を除くといずれの判定結果になるか」の判断  
就学児サポート調査にある、読み書きの部分  
給付決定時調査の項目には、『学習障害のため』という文言が入っているため、障害ではないが、読み書きが困難である児童の判断。"

「通常の発達において必要とされる解除等を除くといずれの判定結果になるか」という視点での判定は難しい。

「読み書き」「入浴」は、幼児は見守り等、何かしらの支援(?)が必要となるため、すべての児童が個別サポート(I)の対象となるが良いか?

"○乳幼児の読み書きの支援…ほぼ全量サポートは必要でよいのか?自分の名前の読み書きができればサポート不要でよいのか?支援に「週一」「毎日」という表現は疑問。要か不要でよいのでは?  
○対人面の不安緊張の具体例…爪かみ、指しゃぶりは不要では?"

○他人を傷つける…単なる兄弟げんかの範囲内の「髪を引っ張る」「馬鹿という」はあてはめなくてよいのか？  
○大声・奇声を出す…嬉しいときやテンションが上がるとキャーと大声を出す。は支援の必要なしでよいのか？  
○行動停止…本人の意思を葉関係なくという記述で判断が難しい。集団で行動している時に他のことに興味があり止まる。は該当となるのか？  
1点と2点の判断に迷う部分がある。  
2枚目の項目が、1枚目と重複するので、1枚目に集約した方がいいと思います。  
⑧気分がふさぎこんだ状態または思考力が低下した状態→そううつ状態を確認している項目であるが、乳幼児期において「そううつ」を判断することは難しい。注釈を読むと睡眠障害も該当になることがわかるが、質問の項目とのイメージ化が難しく、記載するにも注釈をよく読まないで見落としやすい。  
サポート調査では発達段階を考えないで現状を確認していますが、成長には個人差があるため、該当の判断が難しいときがある。  
サポート調査判定と給付決定判定の考え方が違うため、加算が付くか付かないかの3歳以上の対象者の判定が難しかった。  
家庭・事業所・学校などで本人の様子が異なる場合があり、聞き取る相手によっては支援の程度が低くなることもあり、モニタリング等でまんべんなく状況の確認を行ったが、判断が難しいことがあった。  
家庭環境に問題（親の障害、貧困等）がある場合、その影響によるものなのか、本人の障害特性によるものなのか、判断が難しい場合がある。（全項目）  
各項目ごとに目的や解釈、具体的な例示がされていたため、判断に困ることはなかった。  
慣れていない場所を想定した状態の聞き取りであるが、ご家庭やすでの利用中の事業所の様子では慣れている状態であるためほとんどの項目で判断が難しい方もいた。  
給付決定時調査の「通常の発達において必要とされる介助等は除く」の基準が曖昧で判断に迷う。  
給付決定時調査の「通常の発達において必要とされる介助等を除く」という考え方が、特に未就学児の調査時に判断が難しかった。  
厚労省からの通知で、乳幼児等サポート調査において、「通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粹に介助等の要否を付ける」とあるが、「通常の発達の範囲内」の定義が曖昧。乳幼児の発達はそれぞれ違い、何を通常としているのか。  
行動障害及び精神障害は、障害によるものなのか、年齢相応によるものなのかの判断が難しい。  
"項目：乳幼児等サポート調査⑧気分がふさぎ込んだ状態又は思考力が低下した状態、就学児サポート調査⑰躁うつ状態  
理由：子供の場合、気分がすぐには変わることあるので、それを躁うつ状態と判断するのが難しいと感じるため。"

"項目不安定な行動

理由突発的な行動という項目と重なる部分があり、判断に迷う部分があった。"

支援者がいない状況で想定してほしいことを伝えると保護者はそのような場面がない場合想定しにくいとの声があった。不安定な行動の項目について保護者から質問をうけることが多かった。

児の実際のレベルを保護者が理解できてない場合に保護者に聞き取りをした際、「できる」と回答されてしまった場合に加算がつかなくなってしまうことがある。

主として保護者からの聞き取りを行って、補足的に事業所や相談支援事業所に確認しているため、すべての項目についてサポート調査判定結果欄と給付決定時調査判定結果欄との統合性がとれているか、年齢相応不相応かで迷うことがある。

"種類：就学児サポート

項目：⑮対人面の不安緊張・集団への不適応

理由：国が示す基準（令和3年3月29日付け厚生労働省通知）においては、具体例が示されており、「チックなど身体症状によってあらわれている場合」との記載があるが、重度知的障害児の場合においては、本人との意思疎通が困難であり、症状出現の要因が緊張状態の強さからくるものなのかどうかの判断が難しいケースがあった。"

就学児サポート加算の13「そううつ状態」は、年齢の低い就学児では判断しにくい。「そう状態」と「多動」の区別など、保護者に聞き取りをしてもあやふやな感じを受けることが多い。

"就学児サポート調査票について、「爪噛み行為」は項目「⑧異食行動」「⑪自らを傷つける行為」のどちらに該当するか。

薬を服用している場合、服用している状態で判断すべきか、服用していない場合で判断すべきか。"

就学児サポート調査票については関連する項目の表記があるため重複しての聞き取りはあまりないが、乳幼児等では似たような項目について、何が違うのか、介助が必要なのか可判断に迷う時がある。

"就学児サポート調査票の給付決定時調査の⑩

理由：サポート調査項目の⑤コミュニケーションと⑥説明の理解が、給付決定時調査項目の⑩に入るのが少し納得できない。

就学前児童の読み書きに関する判断が難しい。

食事やお風呂について、年齢的に保護者のお手伝いが必要な子どもを「一部見守り」とするのか「年齢によって当然必要とみなして支援不要」とするのか悩む。

身辺自立の程度を判断する際に発達段階を考慮して判断すること。

前から判断が難しいところではあるが、「通常の発達において必要とされる介助」が個人差もあるため判断が難しく児童発達支援においてはほとんどが加算の対象となっている。

"全ての項目において、本人を直接確認することなく、全て保護者からの聞き取りとなるため、事業所の思いと異なることがある。" "他人を傷つける行為"について、ほとんどの保護者が兄弟げんかを例に挙げるが、通常よくある兄弟げんかとの線引きが付けられず、判断に迷う。"

全項目において「一部介助」・「支援が必要な場合がある」の範囲が広すぎることによって判断に迷うことがあった。全体的に保護者の「思い・理想」に影響されることが多く、困難さがあります。

相談支援事業所へ依頼しているため不明

"他人を傷つける行為で、兄弟げんか時の判断が難しい。" "移動で、外出先でのトイレには大人がついていくことへの判断。" "人見知りする児童は多く、コミュニケーションでの判断が難しい。" "そううつ状態の判断が難しい。"

調査員により結果に差が出る場合がある。保護者聞き取りの場合、学校やこども園など社会活動内での様子が聞き取りづらく、保護者によって甘くなりすぎたり厳しくなりすぎたりと差が生じやすい。

調査票にある「通常の発達において必要とされる介助等」の範囲が不明確だった点。

調査留意事項を参照しながら判断をしているが、大きく判断に迷う項目はなかった。

読み書き→未就学児の場合、支援の必要性の判断が難しい

読み書きについて、書き順などを無視した独特の書き方の場合でも「書ける」と判断して良いか。

"乳幼児：⑪学習の部分どこまでの年齢でできていないと判断するか（未就学児で学習障害と判断しにくい）  
共通：⑥不安定な行動の部分どこまでの行動を不安定とするかの判断が迷う。"

"乳幼児サポートについて

読み書きの聴き取り項目について、発達遅滞等なくても読み書きができない年齢の児童（特に3歳未満）においては、全員に個別サポート加算がつくことになるが、その扱いで良いのか迷っている。"

乳幼児サポートの判断基準が給付決定時調査の判断基準と一緒に考えてしまうことがあり、聞き取り時に混乱してしまうことがある。

"乳幼児サポート調査

④移動：健常児でも見守りが必要な年齢であり、全介助に該当になりやすく、区分分けが困難。

⑧気分がふさぎこんだ状態又は思考力が低下した状態：保護者でも見極めが難しく回答に困る場合が多い。

⑪読み書きが困難な状態：未習得であるのが通常の年齢であり、この項目が判定基準に入っていること自体が疑問。

乳幼児サポート調査；例えば、「行動障害及び精神障害」の中に「大声・奇声を出す」「多動・行動停止」「不安定な行動」など他項目が含まれているが、ややこしく感じる。就学児サポート調査のように項目を分けてほしい。

乳幼児サポート調査について、食事・排泄・移動等の日常動作に関しては、一般的に乳幼児であれば介助が必要だと考えられるので、調査項目としての必要性に疑問を感じています。

乳幼児の通常の発達によるものかそうでないものかの判断が難しかった。

"乳幼児等サポートで低年齢の幼児の場合、読み書きがほぼ全介助となるため、項目として何を判断するのか分からないことがある。全体的に頻度の判断も本人の興味や聞き取りの時期に左右されることがあるため、聞き取りの困難さを感じることもある。"

"乳幼児等サポート調査⑪読み書きが困難な状態の文字を介したコミュニケーションについて支援が必要か、の項目は、年長時のほぼ一部を除いて全員がほぼ毎日必要であるが、その解釈でよいか？

項目③入浴についても、就学前の児童を一人で入浴させることはほぼないため、全員一部介助以上でよいか？

項目④移動も、道路横断時などの手つなぎはほぼ必要であるため、一部介助以上でよいか？"

"乳幼児等サポート調査では、⑤～⑪の調査項目に複数の項目が含まれているため、部分的に該当していた場合に判断に迷うことがある。

「急な予定変更でパニックになる」という場合、予定変更があると必ずそのような状況となるが、保護者が予定変更がないように取り組んでいることも多く、実際にパニックになることは月1回以下である場合も多い。できごとや見たものに起因して行動が起こる場合の頻度の判断に悩むことがある。"

乳幼児等サポート調査において最初の4つの項目が、年齢的に出来ないものなのか、障害的に出来ないものなのかの判断が難しい。

乳幼児等サポート調査の⑤について、強いこだわり等が月ごとに違う場合に選択肢がなくて困った。また、同調査の⑧について、気分が塞ぐというのはどれくらいのレベルか？どれくらい落ち込んだ状態か？判断が難しいことがあった。

乳幼児等サポート調査票の「読み書き」の項目において2歳～4歳のお子さんの場合、判断が難しかった。

乳幼児等サポート調査票は誰でも該当になりやすい傾向がある。

"乳幼児等において介助が必要な頻度を記入する際、通常の発達において必要とされる介助と障がいにより必要とされる介助との区別が

	<p>難しい。</p> <p>"年齢からも⑧思考力低下や⑩読み書きの判断は難しい。(通常の発達から考えても読み書きは介助が必要)発達にも個々の差がある年齢の中で「通常の発達」の基準もわからないのではないか。"</p> <p>"年齢が低い場合、入浴、排泄、食事などの項目については、年齢的なものなのか、障害のためなのかの判断が難しい。頻度を問われた場合、判断に困る時がある。"</p> <p>年齢の低い児童の場合、障害または年齢どちらによつて支援を要するのかの判断で迷う時がある。判断に迷った場合は、状況を詳しく聞きとった。</p> <p>判断基準がわからない。(年相応なのか、親への甘えかどうかの判断等)</p> <p>反復的行動の知的障害のこだわりを起因とした固執や反復行為かどうかの判断が難しく感じる。</p> <p>煩雑</p> <p>不安定な行動について、衝動的な行動がある場合とあるが、突発的な行動との違いの判断が難しい。</p> <p>未就学児はほとんど対象になってしまっているのか？</p> <p>未就学児への乳幼児等サポート調査の中で、文字の習得をしていない児童に対する「読み書きが困難な状態」の判断が難しいと感じる。文字を習得していない児童は全員が「ほぼ毎日」支援が必要という判断でいいのかどうかを教えてください。</p>
--	--

## (2) 保護者への聞き取りに関する注意点

(2) 保護者への聞き取りについて、注意された点はありますか。(複数回答可) ※調査票の記入者が自治体主管課職員以外の場合は分かる範囲でご記入ください。	①個別サポート加算の制度について説明	②加算対象になった際には、どういった支援が必要かを説明	③加算の有無ではなく、子どもに必要な支援について説明	④保護者がわからない項目には、直接または間接的に確認	⑤できる・できないだけでなく、できそうなことに注目	⑥できない項目に関する支援方法について、保護者からの問い合わせに対応	⑦できないことに対する保護者の気持ちに共感	⑧その他(自由記述)
	選択肢	304	51	195	455	164	116	339

(2) 保護者への聞き取りについて、注意された点はありますか。(複数回答可) ※調査票の記入者が自治体主管課職員以外の場合は分かる範囲でご記入ください。	①個別サポート加算の制度について説明							
	①個別サポート加算の制度について説明	②加算対象になった際には、どういった支援が必要かを説明	③加算の有無ではなく、子どもに必要な支援について説明	④保護者がわからない項目には、直接または間接的に確認	⑤できる・できないだけではなく、できそうなことに注目	⑥できない項目に関する支援方法について、保護者からの問い合わせに対応	⑦できないことに対する保護者の気持ちに共感	⑧その他(自由記述)
北海道・東北	24%	5%	18%	46%	15%	10%	27%	5%
関東	43%	9%	26%	52%	20%	14%	44%	7%
信越	33%	7%	28%	42%	28%	16%	35%	2%
東海・北陸	41%	6%	19%	45%	17%	15%	42%	8%
近畿	38%	1%	15%	54%	20%	12%	39%	13%
中国	41%	7%	19%	52%	15%	19%	31%	7%
四国	18%	4%	14%	46%	21%	7%	37%	5%
九州	23%	4%	26%	49%	13%	11%	36%	7%

(2) 保護者への聞き取りについて、注意された点はありますか。(複数回答可) ※調査票の記入者が自治体主管課職員以外の場合は分かる範囲でご記入ください。	①個別サポート加算の制度について説明							
	①個別サポート加算の制度について説明	②加算対象になった際には、どういった支援が必要かを説明	③加算の有無ではなく、子どもに必要な支援について説明	④保護者がわからない項目には、直接または間接的に確認	⑤できる・できないだけではなく、できそうなことに注目	⑥できない項目に関する支援方法について、保護者からの問い合わせに対応	⑦できないことに対する保護者の気持ちに共感	⑧その他(自由記述)
政令指定都市	80%	7%	27%	67%	33%	27%	67%	13%
中核市	53%	11%	16%	55%	11%	13%	34%	8%
特例市・特別区	39%	13%	24%	50%	29%	13%	47%	18%
一般市	36%	6%	20%	53%	17%	14%	39%	6%
町村	25%	4%	21%	42%	17%	10%	31%	6%

その他(自由記述)

政令指定都市	サポート加算調査は、これまでの児童調査(5領域11項目)の調査項目だけでなく、障害支援区分調査に匹敵するぐらいの調査量があります。これまで意識していなかった、『多弁』や『独語』『作話』『自慰行為』『宗教食対応』『盗食』『感覚過敏』等々の確認も必要になりました。保護者にとっては、これまで聞かれてこなかったことまで聞かれる事態に、驚かれた人もいますし、どうしてそんなことを聞くの?と訝る方もいました。その際の説明に苦慮しました。 加算を算定に伴う利用者負担額への影響、加算算定の対象になったとしても個別に児童指導員等が対応するとは限らないこと。
中核市	できるだけ具体例を提示して調査する。 障がいの受容がすすんでいない保護者に対して、表現を工夫するなどしている。 相談支援専門員に保護者への聞き取り調査を依頼している。
特例市・特別区	「個別サポート加算」という名称から、加算対象になるとマンツーマンの支援が受けられると解釈している保護者もいたため、聞き取りの結果によって、受けられる支援内容が変わることはないことを説明した。

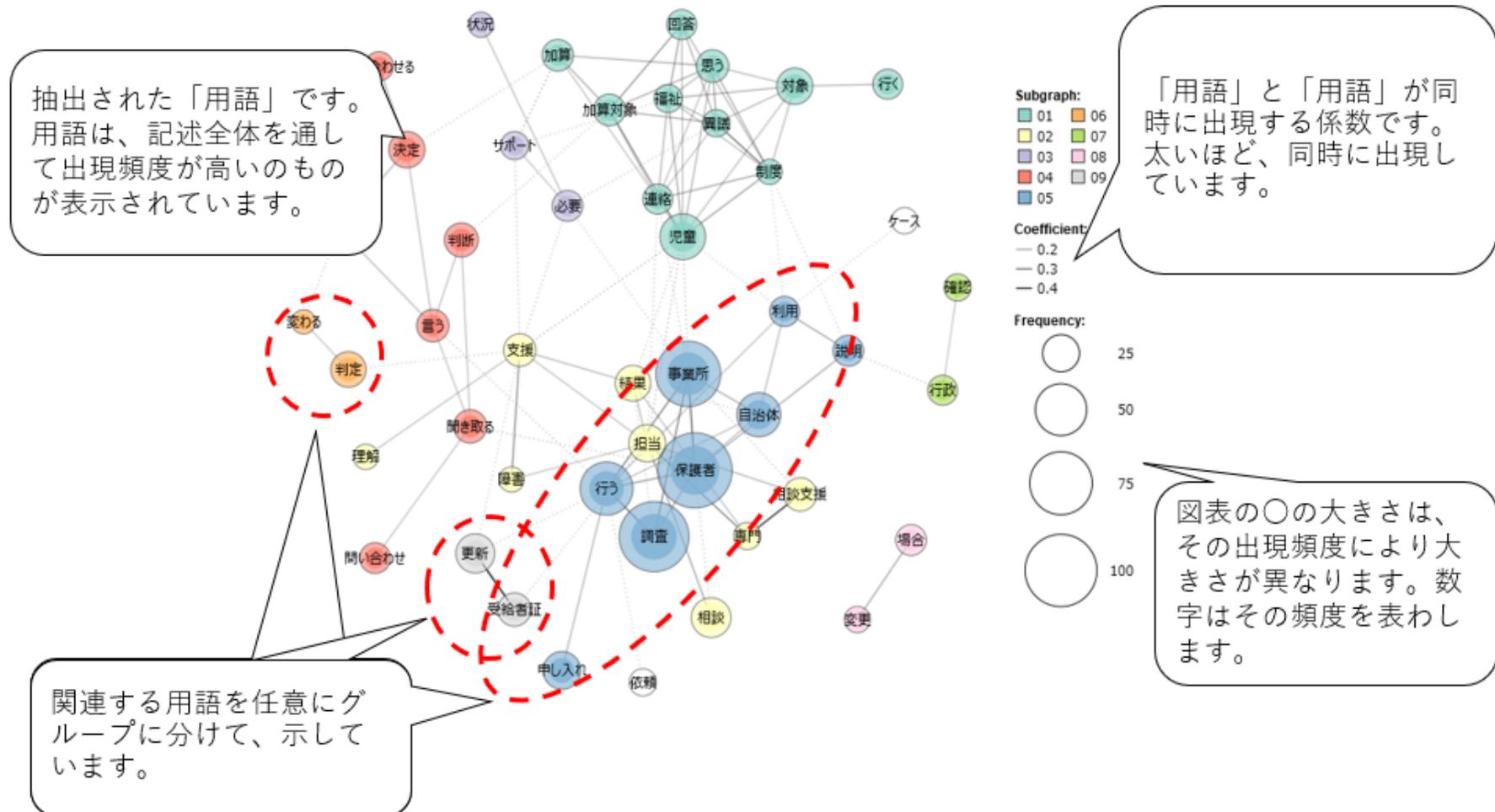
	<p>できないことを聞き取るので、聞き方や質問の仕方に配慮が必要。</p> <p>基本的にIVの(7)に記載の形で確認しており、保護者への聴き取りは行っていない。令和3年4月1日以降の新規申請についても、特段保護者からの聴き取りに際して個別サポート加算Iはサービス提供事業者に関わる内容のため、特段説明は行っていない。</p> <p>自治体職員が行った</p> <p>保護者からの聞き取りと実際に支援している事業所の見立ての違い。保護者が児の実態を把握できていないケースも多い。しかし、事業所の聞き取りを鵜呑みにして良いのかも迷うところ。</p> <p>保護者としては支援が不要と感じている、年齢相応の支援を行っており特に答える必要がないと感じていることが多く、その場合に、具体例を提示して聞き出すように工夫している。</p> <p>本人も一緒に聞き取りを行うので、本人の障害受容にも配慮している</p>
<p>一般市</p>	<p>加算に該当するからといって、障害の程度が思いというわけではないことの説明。</p> <p>家庭での状況や事業所での状況を確認しながら、必要な支援を伝えるようにしている。</p> <p>記入は、相談支援事業所や児童発達支援センターに依頼をしているため、詳細は不明。</p> <p>給付決定と合わせて個別サポート加算Iの聞き取りを行っているため、通常の発達によるものかそうでないものかの線引き現状を具体的に聞き取るため、具体案を提示して調査を行っている。</p> <p>厚生労働省からの留意事項が難しい文言を使用しているため、分かりやすい言葉に言い換えて説明を行った。</p> <p>昨年と変わっていないのに調査をする必要があるか、と保護者から文句を言われる</p> <p>事前の情報収集やサービス利用にあたっての希望や目的を聞き取りしている。</p> <p>自宅での様子に加え、事業所や学校での様子も聞き取るようにした。</p> <p>質問数が多く聞き取りに時間がかかるため、聞くべきポイントは押さえながらも、なるべく短時間で終わるように工夫している。</p> <p>少なからず保護者負担が増える事への説明</p> <p>場合によっては、保護者と本人に分けて聞き取りをする。</p> <p>相談支援事業所職員が対応している。個別サポート加算の調査・実施に当たっては自立支援協議会内の部会において趣旨や作業方法を説明している。</p> <p>対象児童には明らかに当てはまらない質問等について、保護者にとって「子どもが重度の障がい児だと捉えられているのでは」との、</p>

	<p>不安もしくは不快な感情に寄り添いながら質問していく必要があると感じます。</p> <p>沢山お話しして下さる方と寡黙な方で聞取りの差がでないよう、話の聞き方を工夫して保護者が話しやすいように工夫している。できないことだけでなく、できること・できるようになったことも聞くようにしている。</p> <p>調査項目を直接聞いても保護者は答えられないことが多いため、誘導とならないように注意しつつ、子どもの状態や必要と思われる支援がわかるよう具体的な行動等を例に挙げるなど聞き取り方を工夫している。</p> <p>調査時には加算は不明のため、説明できない。</p> <p>聞取り時間への配慮</p> <p>保護者からの聞き取りの目的は療育が必要な困り感や児童の様子を聞くことなので個別サポート加算（I）制度の説明は行政側からはしておらず、加算時に事業所からしてもらっている。</p> <p>保護者に障害受容がなく、非協力的である場合や、調査への不快感を感じている場合の聞き取りには、特別注意を払っている。</p> <p>保護者に留意事項を見せてあてはまるかどうかの確認をした</p> <p>保護者の様子を見ながら「支援」という言葉ではなく「~について配慮が必要ですか?」と言い換えるなど、言葉に気をつけて調査している。</p> <p>保護者への聞き取りは相談支援事業所が行っているため、特にありません。</p>
町村	<p>R3.3月末まで使用していた指標に、国からの資料を基に具体例を加え、質問項目がどんな事を聞いているのかわかりやすくし、一緒に確認するようにした。</p> <p>サービスの利用申請がないため加算決定をしたことがない。</p> <p>サービス提供事業所が聞き取りを実施したため、把握できていない。</p> <p>サービス提供事業所において聞き取り</p> <p>その場に合わせた対応を心掛けた</p> <p>できる事、できない事、困っている事を含め共感しながら聞き取っている</p> <p>該当者なしのため聞き取り調査未実施</p> <p>子どもだとしたら、という例えに質問をかえて聞き取りをしている。</p> <p>事例がないが、発生した場合は上記内容に留意して説明を行う</p>

	<p>相談支援事業所に必要なアセスメントは任せている。 相談支援事業所へ依頼しているため不明 保護者からの聞き取りだけで不安な場合は、保健師等の関係機関への聞き取りを行っている。 保護者の心情に配慮し、直接的に質問し聞き取っていくのではなく、全体的なアセスメントの中から状況を汲み取るようにしている。</p>
--	--

## テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

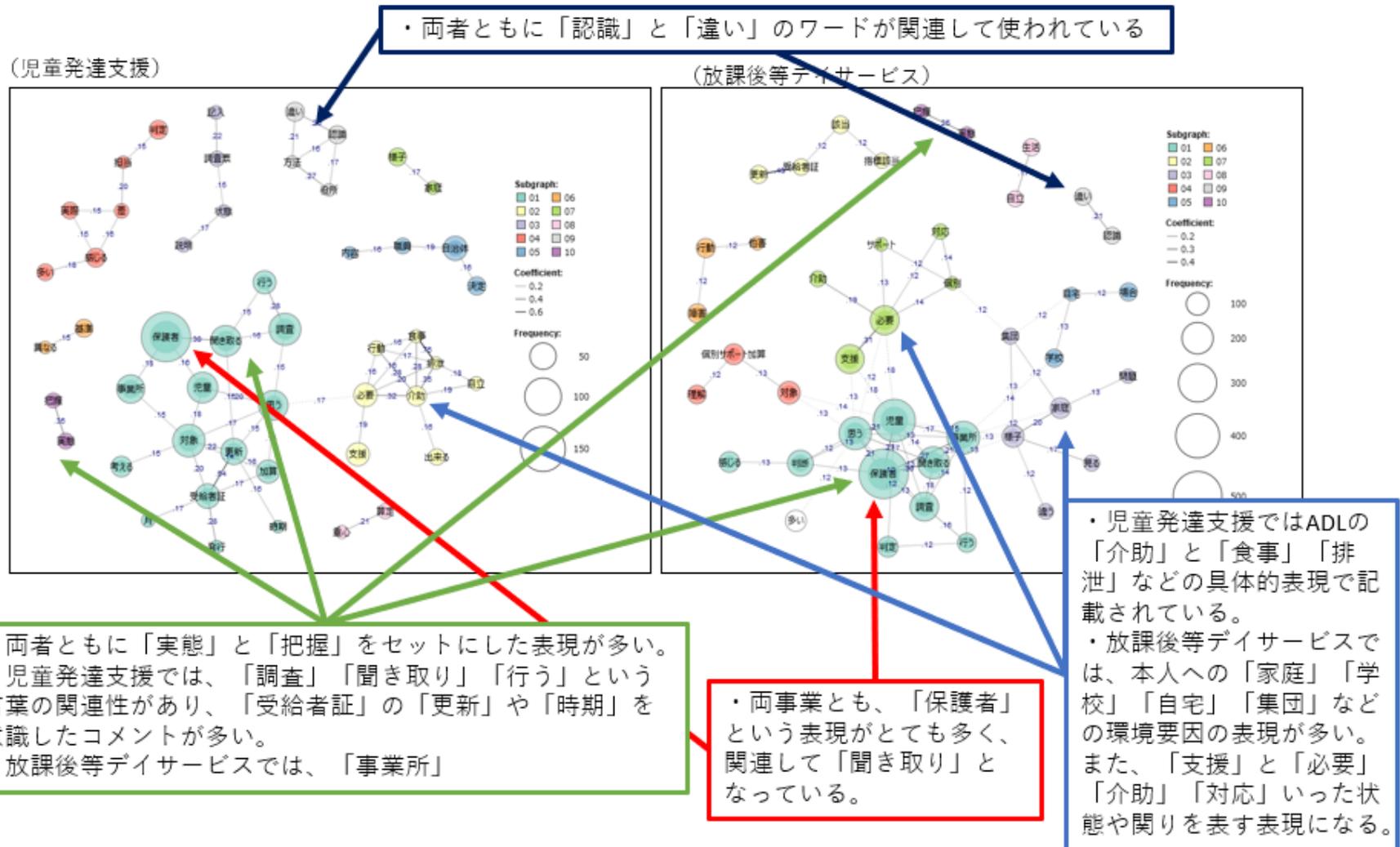


## 読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

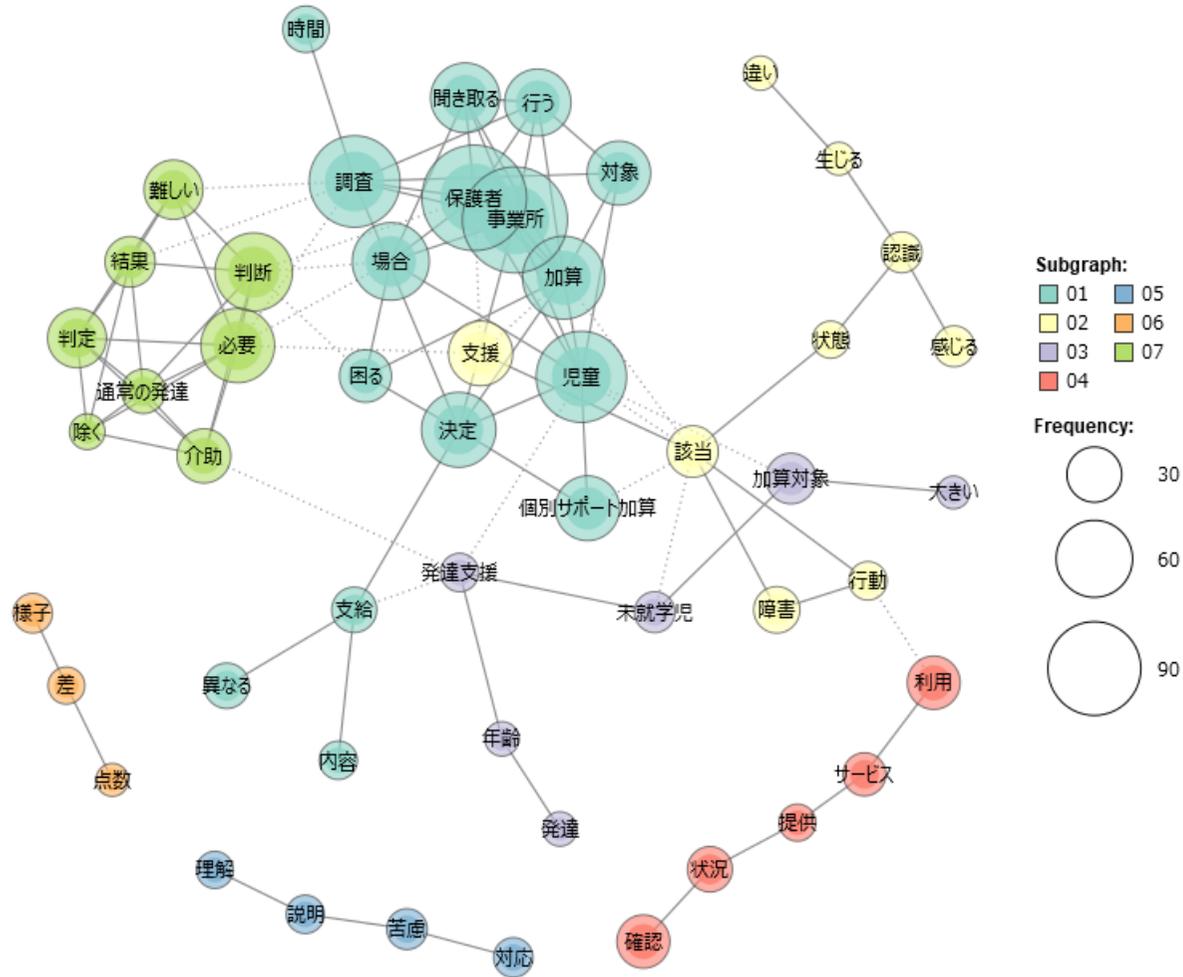
加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。



(3) 個別サポート加算 I の加算決定に困ることはありましたか。あった場合、その内容をご記入ください。

テキストマイニングによる共起ネットワーク図



政令指定都市	<p>○事業所によって判断が異なる場合。</p> <p>○複数利用中の事業所や相談支援事業所間で共有されていない。"</p> <p>"&lt;未就学児について&gt;</p> <p>本市において児童発達支援の支給決定期間は4月～3月（年度途中申請者を除く）であり、厚生労働省通知発出時点で、全ての児童について更新決定が済んでいたため、再度、全ての児童に対して再調査を実施する時間はなく、また通常の給付決定と個別サポート加算の調査の考え方が異なることから、給付決定時調査の結果をもとに支給決定を行うことも難しかったため、基本的に次回更新時（令和4年3月）に調査を実施するとし、それ以外で、個別サポート加算（I）の対象となりそうな児童については、都度変更申請を行うことで対応した。"</p> <p>「支給決定時調査」と「乳幼児等(就学時)サポート調査」はほぼ同じ項目で構成されているものを、それぞれ聞き取ることは非効率で申請者に対して時間的負担にもなるため、統一を希望したい。</p> <p>調査する/される立場によって、支援の大変さに関する感覚が異なる点。"</p> <p>"加算の決定根拠となる聴き取りは、保護者の主観的回答・事業者の支援をとおしての主観的意見・聴き取りの質等によってかなり幅があり、実際の児童の状態像とずれが生じてしまう可能性。</p> <p>聴き取り内容が日常生活上のあらゆる場面での「できる・できない」に基づき判断するものとなっており、児童の障がいや発育に対する保護者の印象や認識にネガティブな印象を与えてしまうこと。</p> <p>厚労省 QAVol1 問 60 において、調査を行った日における年齢により判断するとあるが、3歳未満か3歳以上で判断基準が大きく異なる点について疑問を感じる。</p> <p>利用者負担額に関わってくるため、保護者が加算の決定は不要と訴えてくるケースがあった。</p> <p>3歳以上放デイ利用までの児童について、乳幼児等サポート調査の⑤～⑪の1以上に該当せず加算対象外、就学児サポート調査であれば該当となるのになぜ、という疑問。</p> <p>児童発達支援の支給決定を受けている、放デイ対象ではない18歳前の児童が、乳幼児等サポート調査の3歳以上の要件となることに違和感。"</p> <p>事業所が加算をつけたいために、保護者を促し、再度聞き取りを実施するよう依頼した場合。</p> <p>"乳幼児等サポート調査票で、3歳以上の場合のサポート調査判定結果で⑪（読み書きが困難な状態）の項目が該当となる対象者が殆どとなるので、加算対象者に殆どなっている。未就学児においてこの項目の必要性が疑問。</p>
--------	--

	<p>障害の有無に関係なく、その児の成長の速度や家庭環境（保護者の認識）に左右されるため、判定が難しい。</p> <p>保護者は加算の対象ではないと認識していたが、対象となるはずなので加算を付けてもらうようにと事業所から指摘を受け、窓口へ相談に来る場合がある。保護者の認識や意思が反映されていないようで複雑に思う。</p> <p>通常の範囲内の発達かどうか、調査時の判断に苦慮している。"</p> <p>"加算が算定された場合に、実際にこれまでの支援と変わる部分がどれだけあるのかが不透明であり、保護者に対して明確に説明できない。</p> <p>調査結果により個別サポート加算該当児童について、保護者の希望によってあえて非該当とすることが可能か疑義がある。</p> <p>障害児調査項目、個別サポート加算に関する調査項目、障害者としての区分認定調査項目等、判断基準の異なる調査項目が増大・複雑化してきており、支給決定部署の負担が増えている。"</p> <p>事業所が加算の対象にならなかった保護者へ加算の再判定について案内し、できるかぎり加算の対象になるように働きかけを行っている。</p> <p>"児童発達支援における未就学児においては、利用者のほとんどが個別サポート加算（Ⅰ）の対象となっており、「著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズが高い児童」に該当している。</p> <p>加算対象児童の調査に使用している「乳幼児等サポート調査票」による調査では、「著しく重度及び行動上の課題のありケアニーズが高い」とまで言えない層が一定数含まれている可能性がある。"</p> <p>児童発達支援について、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を付けるとされた点が、給付決定の5領域11項目の調査の視点と異なるため、事務が煩雑になってしまう。</p> <p>保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に、個別サポート加算（Ⅰ）にかかる調査を行うことができるとされているが、調査を行った場合、当該加算の適用開始日をどのように設定すべきかについては示されておらず、対応に苦慮した。</p>
<p>中核市</p>	<p>特に未就学児において「通常の発達において必要とされる介助等を除く」の判断が分かりにくい。未就学児のため、障害の有無問わず介助が必要である。</p> <p>各項目について、保護者の認識している児童の状態像と事業所が認識している児童の状態像に乖離がある場合があり、判断が難しかった。また、発達の</p> <p>事業所側からの利用児童の情報と、相談支援事業所からの情報に相違があったこと。</p>

	<p>自治体職員が調査をする場合は、保護者からの聞き取りのみであるので、回答に保護者の主観が大きく入っていると思われるので、客観的な判断ができない。</p> <p>受給者証に印字をすることで、保護者からどのような意味合いがあるのか、説明を求められることが多かった。</p> <p>調査すべき人（例えば、サービス利用事業所職員と相談支援専門員）によって、調査結果が異なることもあった。</p> <p>"調査をサービス提供事業所に依頼し提出された調査票のチェック項目の具体的な状況を確認したいが、コロナウイルス感染症の対策により郵送での申請が増加し、保護者から状況の確認を行うことが難しい。そのため過剰にチェックがついているかどうかの判断が難しい。"</p> <p>調査対象者が多く、事務処理に時間を要した。</p> <p>複数のサービス提供事業所を利用している児童で、状況を各事業所へ確認した際に、相反する回答があった。</p> <p>保護者と事業所で本人の状態の捉え方にギャップがあり、保護者はそんなに困り感を感じていない場合でも、事業所は本人の対応に苦慮している場合がある。</p> <p>保護者と事業所間での本人の状態像に対する認識に相違があり、加算非該当者について再度調査を行う必要が生じた。</p> <p>保護者や事業所の主観によるチェックとなっており、支援の度合いに統一性が無い。</p> <p>"本市では未就学児について、全員を加算対象としたが、保護者様から以下のような誤解を与えてしまい、説明に関して苦慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの障害が重いとりたいのか。</li> <li>・制度が理解できない。加算が付くとどうなるのか？</li> <li>・加算が付くことで、手がかかる子どもとして認定され、事業所から入所を拒否されるのではないか。"</li> </ul> <p>未就学児と就学児で決定の要件が違い、未就学児は多くの児童が個別サポート加算Ⅰの決定をもっている。(未就学児の方が加算対象になりやすい) 就学時になると加算の対象にならないケースが多くなり、加算要件を理解していない事業所から加算対象にならないことに対して異議がある。</p> <p>利用者負担上限月額が 37,200 円の方からすると加算が付くことで利用者負担が増えるため、個別サポート加算を付けて欲しくないとの声があった。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>加算決定後、実際に利用者にとどのように影響するのかわからないため、窓口で利用者(保護者)に聞かれると返答に困る。</p> <p>保護者に「家での様子と学校や事業所での様子と差があるので、この回答でよいか自信がない。」と言われたことがある。</p>

保護者は重度につけられると嫌がり、事業所は重くつけて欲しがらる。毎年の聞き取りが負担。時間もかかる。自己負担の増。

年度当初、事業所より加算対象者になっていない事に対しての問い合わせが頻繁に入った。

児童に対して家族が感じている事と事業所が感じている事が違っており、調整するのが大変だった。

現在は郵送でのやり取りも行っているため、調査票が未記入のものがあること。

加算の取り消しがあった場合は、事業所への聞き取りやその他関係機関等に聞き取りをして確認をし、慎重にすすめた。"

対象とならない場合で、事業所の訴えが強く、納得してもらうのに時間を要した例があった。何度も再調査依頼をされた。

乳幼児等サポートと就学児サポート調査票において、入浴と排泄の項目の順番を統一して欲しい。

保護者が記入してきた児童の状況と、事業所が判断する児童の状況に差がある。

個別サポート加算の通知から運用開始までの期間が短く、運用開始までに間に合わなかったケースが多くあった。

"児童発達支援利用児童については、乳幼児サポート調査票を用いて加算算定しているが、食事・排泄・入浴・移動の4項目については、発達の遅れの有無に関わらず、当該年齢の児童においては必ず「全介助」または「一部介助」となることから、現状ほぼすべての児童に加算がついている状況である。あえて個別サポート加算Ⅰとして加算をつける必要性を感じない。"

"準備期間がほとんどない状態であった。自治体によっては調査はあきらめ、3歳児以下にはすべて個別サポート加算をつけたところもあったと聞く。年度末に変更する場合、混乱のない支給決定の方法まで、提示していただきたい。

当区は対象となる子を事業所に対し調査し、加算決定を行ったが、大変な業務量であった。"

調査結果に不服があればその都度再調査を受け付けているが、再調査の結果やはり加算対象にならなかった場合でも丁寧に説明すればご理解いただける保護者が大部分のため、特筆するような困りごとはない。

調査項目は少ないが、それに対する留意事項は膨大で、調査票の⑤～⑪を一見しただけでは正確な判断ができない。

通知だけでは国のスタンスが分からなかった（どの程度の割合の児童が対象となると想定しているのかはわかりかねた）ため、直接問い合わせをしたり、他自治体の状況を聞いたりしないと調査の方向性等が決められなかったこと。

"乳幼児については、全員が対象になってしまうため、本来の趣旨と合っているのかと気になっています。

他自治体ではどのようにしているのか、ご教示いただけますと幸いです。"

"保護者によって過大・過少評価があるため判断が難しい。

支援の頻度・必要性の判断が難しく加算対象となるか困る場合がある。

	<p>"保護者の聞き取りの内容と事業所での様子に差があったり、複数事業所利用の方で各事業所での様子に差があったりすると、調整が必要となり決定に困る。</p> <p>新規で決定する場合は、「適切な支援や環境が整っていない状況を想定して判断する」とあるが、未利用のため保護者からの聞き取りのみでは判断が難しく、点数が低くなりがちである。そのため、利用後に事業所から加算対象者ではないのかと問合せがあるが、支給決定の都合上、給付決定時には事業所での様子は想定できない。"</p> <p>法改正当初、事業所等から再調査の依頼等が多くあり、対応に困ることがあった。</p> <p>令和2年度まで指標該当であった児童や、手帳上は重度の障害があると思われる児童が「個別サポート加算（1）非該当」となることがあるが、全員を確認することができず、保護者の申請通りの決定となっている。</p> <p>"令和3年3月末までに児童発達支援を支給した児童について、支給決定に使用してきた調査票をもとに個別サポート加算Ⅰの有無を判断したが、調査票は「通常の発達において必要としている介助は除く。」としていたため未記入の場合が多く、個別サポート加算Ⅰに該当しない児童が多くなってしまったこと。</p> <p>他区や他県の事業所に江東区の取り扱いについて通知するのが難しい。"</p> <p>"例年、年度末は4月からの新規ケースの決定数が多く、2月末から3月末までの間、週1回の支給決定審査会で100件以上(例月は月に100件程度)の児童通所の支給決定を行い、審査と受給者証の交付作業に追われている。</p> <p>4月からの報酬改定にかかわる通達を受けた時期は、すでに4月からの支給決定を進めている最中であった。4月からの支給決定にかかわる変更内容に関しては、もっと早い時期に対応策を示していただきたいかった。"</p>
一般市	<p>(3)「不適切な行為」について必ず説明が必要なのでことばを変えてほしい。</p> <p>すべての児童の調査を取り直す時間がなく、過去の調査表を参照した。年齢によっては全介助になる場合もあり、調整に苦慮した。"</p> <p>「給付決定時調査」と「サポート調査」を兼ねた市独自の調査票を用いて個別サポート加算決定を行ったところ、それぞれの調査項目の対応が分かりにくく、判定に困った。また、「給付決定時調査」では「通常の発達において必要とされる介助等は除く」とされているが「サポート調査」では「介助等のサポートの必要性を把握する」とされており、一度に実施することが想定される調査においてそれぞれを分けて判断することに困難を感じている。</p> <p>「給付決定時調査判定結果欄」と「サポート調査判定結果欄」の違いが、乳幼児期であると、発達に個人差があるため「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか」の判断に迷った。結果、ほぼ同じ判断となった。</p>

"「常に支援が必要」の解釈が「週1回以上」なので、聞取りをする職員の頭の切り替えが難しい。(障害支援区分認定調査も行うため)「読み書き」の項目については、通常の発達において必要とされる介助等を除いて判定をする場合、どの水準まで求めるのが担当によって変わる可能性がある。

改定前と改定後の判定基準(頻度)が変更になったこと  
改定前) 支援不要・希に支援が必要・月に1回以上の支援が必要  
改定後) 支援不要・月1回程度以上・週1回程度以上"

給付決定と個別サポートIとで判定の考え方が違うので、それに慣れるまでは判定するときに混乱することがあった。

R3.3 末までの判定は加算「なし」であったが、R3.4以降の受給者証更新時に保護者から調査票を提出してもらって判定しなおしたところ、加算「あり」となったケースがあった。"

国が示した調査票には書き込みができるスペースが限られているため、判断した根拠を別に記載することがあり記入や確認が煩雑。児童への認識や、調査票自体への認識が、保護者や事業所で相違があったり、また、それが大きい場合。

"自宅、学校、放課後等デイサービスにおいて、対象児童の様子が異なる場合  
頻度の考え方"

全ての項目において、重度の障がいがある子ども(療育手帳A,身体障がい者手帳1・2級所有者など)であっても、保護者の捉えや質問者のニュアンスにより、実態より得点が低く出る場合がある。

"短期間で事業所が全て保護者の受給者証を確認することができず、また、加算対象とならなかった児童について事業所から市への問合せが多く対応する職員の負担が大きかった。

調査を行う職員に、給付決定調査とサポート調査の判断基準の違いを理解してもらうことに時間を要した。"

調査結果について、保護者と事業所の見立てに相違があるとの相談があった。

調査票の記入者が複数人いるので、判断の統一することに時間がかかった。

調査対象者の気持ちを汲んで先回りに対応していることを、純粋な介助と捉えていいのか。

一つの項目に対して、2通りの判定をしないといけないので、慣れるまでに時間がかかった。"

保護者からの聞き取りにより加算対象外と判定しても、その後事業所側から加算をつけるよう申し出を受けるケースが多く、判断が難しいと感じている。

「通常の発達において必要とされる介助」かどうかの判断は保育等の経験者でないと難しいのではないか。"

"利用料に反映される加算であることの説明により、保護者による子どもの状況説明が多少変わる方がおられる。  
・保護者の捉えや精神状態により、子どもの姿や困りごとの状況説明が不十分なケースがある。その際はサービス提供事業所に確認など行うようにした。

指標該当者は、指針として療育手帳 A 所持児童も概ね含まれていた。サポート加算 I の調査票のみでは 13 点に満たない療育手帳 A 保持者もあり、決定に困った。近隣市と調整の上、市の独自判断で加味している。"

1 人あたりに費やす調査時間が長い

3 月～4 月は、400 人弱に対して一斉に判定→交付が必要だったため、加算の内容や基準の理解、判定用調査票の整備、保護者や事業所への周知、加算の判定、システム入力、バッチ処理などスケジュールがタイトだった。

4 月時点の判定内容と、更新時の判定内容に違いがあった場合、加算の有無についての通所事業所からの問い合わせが多くあった。アセスメント票とサポート調査票との状況に齟齬がある場合、相談支援事業所をとおして確認している。

それぞれで聞き取りの対象者を変更すると、基準がぶれるため、基本は全件保護者からお聞き取りを行っているが、保護者が障がい受容できない場合や、保護者自身が障がいを持っている場合には、聞き取りの点数が低くでることが多い。そこで利用事業所に確認を行うが、事業所によっても解釈が異なる場合があり、判定が困難な場合がある。全件について聞き取りを行うため、かなりの時間を要す。

以前行っていなかった調査が増えたことによる手続き上の煩雑さが増え、加算が増えたことにより給付決定、請求事務が複雑化した。一部保護者より、「自分の子はできるのに、なぜ個別サポート加算の対象なのか」と窓口で泣かれることがありました。なぜこのような調査票で調査を行うのか、と怒る方もいらっしゃいました。

加算の対象から外れた際

加算算定までの仕組みづくりに苦労した。事業所が調査、同意をとることについて理解を得るまでに時間を要した。

家庭での様子とサービス提供事業所や学校での様子の違いがあるため、それぞれの場所での様子を確認する必要性が生じる場合があった。

"外ではほぼ問題がなく過ごすことができるが、家の中で暴れてしまう児童に対しては、聞き取りが難しい。

児童の年齢によっては、発達段階に到達していなければ個別サポートをつけざるを得ないという解釈で良いのか?"

関係者間調整に苦慮している。当市の場合、基本的には保護者に調査を行っている。事業所でケアニーズが高いと判断している児童が保護者の回答によって当該加算対象外になっている場合に事業所から市に対し再調査の依頼を受けている。その際は再度調査を行うが、決定内容が変わったことによる市から保護者への説明の際、「事業所からの申し出により、事業所に対して調査を行ったところ、ケアニ

ーズが高い児童として当該加算対象児に変更なった。」と説明をすると、事業所と保護者との関係が悪くなると言われたことがある。「保護者の意に反して、勝手に事業所が市へケアニーズの高い児童=手のかかる児童と報告していると思われてしまう。」とのことから。

基本的には保護者への聞き取りにより調査を実施しているが、保護者からの聞き取りでは点数が低く出る（個別サポート加算Ⅰが付かない）ことが多く、給付決定後、事業所から訂正（個別サポート加算Ⅰが必要である旨）の連絡が入ることがある。計画相談員の見立てと聞き取りによる加算についての判断にずれが生じた場合、どのように判断すればよいか困ることがあった。個々のケースにより、判断が難しい。

"個別サポート加算（Ⅰ）が設定されていない児童を事業所が独自で調査票により評価し、加算を設定すべきだと主張する事象が増えている。障害支援区分とは異なり、審査会に諮って決定するものではないが、個別サポート加算（Ⅰ）の有無を朝令暮改で頻繁に変更してしまうことは不適當であると思われ、その対応に苦慮している。

また、今のところは起きていない事象だが、転入してきた児童について、転入元と転入先の市町村で個別サポート加算（Ⅰ）の有無が異なる場合が想定されるが、その際にどのような説明をすべきかが困ると思われる。"

個別サポート加算については、保護者にとっては影響あるものではなく、保護者から特に意見はないが、サービス提供事業所にとって重要な項目であり、点数が加算ギリギリの児童については、サービス提供事業所は加算対象者ではないかと疑問に思うのではないかと不安になる。

個別サポート加算の調査に係る新たな調査判断基準として厚労省から明確に示された3月29日付の通知を実際に確認できたのは個別サポート加算新設準備に全く間に合わない時点だった。

行動障害のとらえ方が調査者によって大きく異なるため、基準を設けることが難しく、その都度専門機関や専門職に意見をもらうことになり、決定に時間を要する。

国からの制度詳細に関する事務連絡が遅く、短期間で大量の調査・確認の上、決定する必要があり事務作業に苦慮した。

子どものできることとできないことについての認識が、保護者とサービス提供事業所で異なることがあり、保護者からの聞き取りでは個別サポート加算Ⅰの対象とならず、サービス提供事業所側から個別サポート加算Ⅰの対象となり得る子どもではないかという問い合わせがある。保護者からの聞き取りを尊重しているが、今後も問い合わせが増えると加算の決定に困るため、より簡単な決定方法や明確な基準があると事務が進めやすくなる。

子供の発達障害の特性についての理解が、保護者と事業所とで乖離が大きい方がいる。

市で確認した調査票の点数と事業所が確認した調査票の点数に大きく差があった際に、どこまで事業所の意見を取り入れるか迷うことがありました。

支援が必要と思われる行動について確認がとれても、どの項目の評価に該当するのか判断に迷うことがある。

事業所が支援しているときと保護者が支援しているときの対象者の実態に乖離があること。

事業所との調整に時間がかかり、個別サポート加算の支給決定の開始が遅かった。

児の行動に波があり、今は状態が落ち着いている場合、判断に困る。

児童年齢に対して調査項目の判断が難しい。(特に未就学児)

児童発達支援について、全員を加算対象としなかったことについて、通所事業所から苦情があった。

児童発達支援に関して、日常生活動作の項目において年齢的に介助を必要とする児童がその大半で、2歳児等については大よそが加算の対象となること。

児童発達支援対象者に関しては、年齢からしてできないこともあり得る項目がほとんどであるため、個別加算対象にすべきか、悩むケースがほとんどである。事業所は加算をつけてほしいと主張するため。

児発の調査票に言葉(コミュニケーション)に関する項目がないが、保護者の困り感が多く、どの項目に反映させればよいか困っている。

自宅や家族が障害児に過度な支援をしており自宅での支援量は大きいですが、事業所ではできることが多く支援量が個別サポート加算の対象に達しない場合。できないときがある場合にに基づき決定するため、加算対象としているが、制度の趣旨に合っているか疑問に思う。

実施までに十分な時間がなく、事業所への通知・理解が後手にまわった。

就学している児童でも、サポート調査①～④が全て一部介助で全介助までは無いが見守りを含む支援がほぼ常に必要であっても、⑤～⑩が13点以上にならず個別サポート加算の対象にならないので、生活面の自立度が加算の要件に反映されていないような感じがする。

就学児サポート調査は項目も細分化されており、点数制になっているため判断しやすい。一方で乳幼児等サポート調査は、特に行動障害の面で一つの調査項目に複数の確認事項が含まれているため、判断が難しいところがある。

週に1回以上とほぼ毎日の区別が難しい場面があった。例えば、対人面の不安緊張について、環境に慣れない時期は支援が毎日必要な場合でも、慣れてくることによって支援が毎日必要とまではいかない児童もいるため、聞き取りを行う時期によって(年度初めと年度末など特に)加算のばらつきが出やすくなる。

詳細がなかなか確認できず、R3.4～の準備が慌ただしかった。

障害児通所給付決定を行う際に加算、多子軽減、無償化等チェック項目が多く、事務負担が増加している。

上記（１）の判断が難しい項目の結果によって、加算がつくつかつかないかわらなくなるときの加算決定に困った。

申請は保護者になるため、調査票を記入する際に保護者や慣れている支援者がいない状態を想定して記入することが難しい。保護者と相談支援員、事業所との見解の違いが頻繁に見られる。

親の聞き取りと事業所の聞き取りで食い違うことがあり、立場によって見立てが違うことがあった。

制度改正の告示から短時間で調査・決定をする必要があった。

前は加算の対象で、更新後加算の非該当となった時、調査で保護者から聞き取った内容と、サービス提供事業所が行っている支援の度合いにずれが生じることもある

全員の調査を4月分の請求締切日までに間に合うようしなければならず、大変であった。また受給者証への訂正が直ぐに行えないため、利用先事業所全てに電話連絡を短期間でする必要があった。

相談支援員やサービス提供事業所ができていないと言われることでも、保護者によっては「何も問題ない」「できる」と言われる方もいらっしまったため困った。

対応においての事務量が増えた。

調査する人の聞き方や保護者の対象児に対する認識度によって保護者から引き出せる情報量や質が異なり、加算の有無の調査内容の違いが生じており、統一が難しい。どの方法が間違いなくもれなく調査が行えるか、検討が必要であると感じている。

調査にあたって聞き取りや確認をする中で、受け取り方や見方に差異が出てくると感じる。

調査の留意項目の最終決定から、事業所の請求締日までの期間が短く決定児童全員の調査の時間が取れなかった

調査は保護者からの聞き取りによって行っているが、事業所から見た利用者と保護者から見た利用者の発達具合に大きな乖離がある場合がある。その場合は、事業所より追加で聞き取りを行った上で総合して対象の有無を判断している。

調査項目の内容に対して「保護者の回答」と「事業所が訴える支援の必要性」に相違がありどちらを重視することが公平であるか疑義がある。

調査時は発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を付けてもらうが、給付決定時は通常の発達において必要とされる介助は除くため、特に児童発達支援では違いが出てくる

調査者の裁量により点数のつけ方に差があるため、適切に判定できているか不安があります。

調査票の解釈に事業所と差が出ることもあり、擦り合わせるのに時間を要した。

調査票を保護者が記載し提出した場合、児童に対する保護者の見立てと支援者側の見立てに差異があるケースがあり、加算該当・非該当の決定後に支援者側から問い合わせがあり、調査票を再提出するケースが複数件あった。

通常業務での支給決定・調査等が複雑な中、再度の調査を行わなければならない対応に苦慮した。

"導入当初、各自治体で加算の調査・確認作業の方法が異なり、事業所を含めて混乱した。決まるのが遅すぎるため、準備期間がなさすぎた。"

読み書き：未就学児はほとんどの児童が「週1回以上」「ほぼ毎日」に該当すると思われるが、加算の対象項目に含まれるべきなのか「週1回以上」「ほぼ毎日」の判定基準

乳幼児サポートの「通常の発達において」の判断

乳幼児対象で介助内なしはないため判定を要する必要性に困った。

乳幼児等サポート調査・給付決定時調査において「通常の発達において必要とされる介助」と「障がい特性によって必要とされる介助」の区別がつきにくい場合があること。

乳幼児等サポート調査において、特に3歳児未満の場合、日常動作が通常に介助が必要となるためほぼ全員が個別サポート加算の該当となってしまう。

年齢が低い場合は障害の有無にかかわらず、該当となるため、調査の必要性が十分に説明ができない。

年齢によって通常の発達において必要とされる介助の目安（指標）が明確でない。

判断基準が分かりにくく、対象になるか迷う場面がある。

聞き取りを基に評価を行うが、聞き取りを行うのは、保護者からが主になるため、事業所での様子と家での様子に差異がある場合、判断に苦慮する。

"聞き方や受け取り方で点数に差異が生じる。事業所の判定に疑義が生じても個別の加算となるため確認が難しい。"

保護者からの訴えと、サービス事業所からの訴えで本人の状態に差異がある。

保護者からの聞き取りと事業所からの聞き取りの内容により差があるため、判断が難しい。

保護者からの聞き取りと事業所の見立てに違いがあり、個別サポート加算1の決定について問い合わせが多々あり、対応に苦慮した。

"保護者からの聞き取りと利用事業所や相談支援専門員からの情報に相違があった場合。聞き取りが上手くできていない場合や保護者があまり問題だと思っていない場合、家庭内と外（学校や通所事業所など）での行動が違

う場合などが考えられるため、一概にどちらが正しいとは判断できず決定に困ることがあります。"

保護者からの聞き取りには、担当課または他の部署も含め多くの職員に協力してもらっている。聞き取りを行う職員には、厚生労働省からの留意事項を通知し、指標該当について統一化を行っているが、実際のところ不明瞭であり苦慮している。また、指標該当の統一化を図るため同一職員で聞き取りを行うには、件数が膨大であり、多くの時間を費やすため現実的でないと感じる。

保護者からの聞き取りによる困り感と事業所での児童の様子に大きな差が出る場合があり、非該当となった児童について後日事業所からの申出により事業所内での様子を聞き取りの上加算決定をし直すことがある。

保護者からの聞き取りをもとに個別サポート加算Ⅰの決定を行っているが、通所先の事業所から、保護者からの聞き取りからでは非該当になった児童についても加算の対象になるのではないかと問い合わせがあった。保護者と事業所の困り感等の感覚のずれを感じた。

"保護者からはサポートの必要性がなく、事業所からは必要と申し出があった場合。

→保護者と事業所の児童に対する見解の相違をどう対処していくか

保護者から聴き取った児童の状況を就学時サポート調査を使用し、確認すると個別サポート加算に該当とはならない児童でも、支援員から情報提供される事業所での児童の状況を就学時サポート調査を使用し確認すると個別サポート加算該当となることがあり、加算を追加する必要が出てしまうこと。

保護者が保護者が居ない場面での本人の様子を把握できていないことが多いため、回答が実際の状況と異なることがある。

保護者と事業者とでは対象児童の支援の程度の把握にばらつきがある。

"保護者と事業所との間に支援に対する捉え方に乖離があり、加算の有無が実際の支援の度合いとは合致していなかった。

"保護者と事業所の認識の差があり、再認定調査を行うケースがあった。

本人の状況について、保護者と事業所どちらの話を参考にすべきか迷うことがあった。

家庭と通所先で本人の様子が異なることは当たり前であるが、週1~2回程度の利用の事業所から調査項目の一部が「毎日・常に支援が必要」が必要だと報告があった際、調査内容のニュアンスの差を感じるがあった。"

保護者と相談支援との間に子供さんに対するできる・できないの認識の差がありすぎると調査が難しいこと。

保護者に聞き取ることになるが、時間が限られる中で調査する項目が多く時間がかかってしまう。

保護者の聞きとりと、事業所の申出の相違

保護者の理解。加算該当児は障害が重いという認識であり、「うちの子はできる」との思いが強すぎて、何でもできると答えてしまう。

保護者は自宅では問題なく過ごしていると話すが、学校や事業所では支援が必要と判断し、加算の対象者としての取り扱いに迷う場面

	<p>がある。</p> <p>保護者への聞き取りによる調査の結果、加算なしで決定していたものに対し、事業所から加算をつけるよう申し出があったこと。</p> <p>保護者への聞き取りで、できる・できないが保護者の捉え方次第で、かなりの差が出来てしまう。</p> <p>報酬改定の通知が来てから期間が短かったため、認定や受給者証の交付などの対応が4月中に間に合わない部分があった。</p> <p>放課後等デイサービスにおける個別サポートIの支給決定にあたっては、介護の必要性が高い児童が対象となっているが、児童発達支援については、通常の発達段階において考えても身辺自立が全くサポートなしに行えることはまれであるために支給決定児童の全員が加算対象となり、事業間における児童の状態像の乖離が大きい。未就学児童では生活上の当然必要とされる支援のため、加算の対象となることが保護者に理解されにくく、特に短時間の個別指導のみを利用する場合においては、身辺自立に係る支援は行われないため、加算の対象からは外すなど、真にケアニーズが高い児童なのかを確認調整する必要があった。また、児童発達支援においては、身体的あるいは知的に重度の児童について、3歳以上の場合では要件となっている「行動障害・精神症状」が該当しないことが多いため、介護の必要性が高いにもかかわらず、加算の対象とならない。加算の支給決定の要件が、児童の実態にそぐわないと言わざるを得ない。</p> <p>"未就学児（児童発達支援・保育所等訪問支援）の乳幼児等サポート調査票について、調査を行うと必然的にほとんどの項目が「全介助」「ほぼ毎日」にチェックすることになり、個別サポート加算が該当になってしまう。"</p> <p>"未就学児については、通常文字の読み書きを習っていないことを考えると、全員が一部または全面的に支援を要すると解釈できることから、この項目を未就学児の判断の際の項目に入っていることに違和感を感じる。</p> <p>利用者負担額が上がることや、保護者が「手がかかる子」「重い子」と認識してしまう事例もあり、保護者への説明や理解を得ることが難しいと感じるケースもあった。</p> <p>留意事項の中に具体例の表記はあるものの、担当する職員によっては判断の仕方に多少なりとも違いは生じてしまう。</p>
町村	<p>給付決定時調査の判断や、「通常の発達において必要とされる介助等は除く」の判断に迷う。"</p> <p>"サービス提供事業所と、調査し判定を行った者との対象者の見方の違い</p> <p>"チェック項目の基準がわかりにくく、判断に迷う。</p> <p>加算対象であるかどうかで報酬に大きく影響することからより正確な判断が求められるが、審査会のように客観的な意見を求める場も定められていないため、正確な調査結果になっているのかわかりにくい。</p> <p>事業所に確認することもできるが、事業所の意見もまた中立な意見になっているのかも判断しにくい状況である。"</p>

3歳未満において、食事・排せつ・入浴・移動の判定が難しい。ほぼ全員が加算対象となるのではないか。  
サービスの利用申請がないため加算決定をしたことがない。  
"サポート調査判定結果欄から給付決定時調査判定結果欄になった時に判断が難しいときがある。  
例えば、放課後等デイ⑤強いこだわり、多動…サポート調査⑦⑨⑩⑭⑮となる。支援が不要と常にがある場合どう判断すればよいのか？"  
既に通園・通学など行っている児童については保護者以外の関係機関にも聞き取りを行うことができるが、通園・通学前の新規児童については保護者以外の聞き取りが困難なため、調査結果が客観性に欠ける恐れがある。  
"給付決定時調査判定結果欄への記入時、「通常の発達において必要とされる介助等を除く」とあるが、どこまでが通常でどこからが特性や障害なのかの判断が難しい。  
例えば、「ほぼ毎日癩癩を起こし、おもちゃを投げたり親を叩く」は、不安定な行動や他害行為と捉えられるのか、乳幼児では通常の行動と捉えるのか。"  
個別サポート加算Ⅰの決定にあたり、支援が必要なのは若齢であるからか、障害からくるものか判断に苦慮している。  
個別サポート加算の調査を実施し、調査結果が出た後、通常の発達において必要とされる介助を考慮し支給決定を出す、通常の発達において必要とされる介助の基準が示されていないため、加算対象とするかの判断が難しい。  
指標が12点などギリギリの場合、点数では加算不要となるが、本当に不要にして良いのか判断に困った。  
児童通所サービスの利用者数に対し、担当職員が少なく、加算決定に時間を要した点。  
児童発達支援に係る個別サポート加算Ⅰの調査に、発達度合いを加味しないというのが難しかった。  
自宅と事業所での状況が異なる児童の場合一方からの聞き取りだけでは不十分な点がある。しかしすべての事業所からの聞き取りを行うことは難しい状況  
主に保護者からの聞き取りを行い、事業所に調査結果を知らせる方法をとっていたが、本人の、事業所での状況と保護者が見ている状況が異なる場合があり、難しいと感じた。  
"就学時サポート調査の、サポート調査項目と給付決定時調査項目との対応がうまくリンクしていない気がする。  
厚生労働省からの通知の留意事項で、⑮対人関係の不安緊張・集団への不適應の具体例に、爪かみ、指しゃぶりがあるのがよくわからない。  
反復的行動の具体例にこだわりがあるのに、給付決定時調査項目との対応は⑨になっているところ。(⑤も当てはまりそう)"

調査結果について、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定になるか。」という視点での判定の判断が難しく、加算決定時は困った。

当初、令和3年3月までに決定していた児童に対し、個別サポート加算を決定していなかったため遡って決定した。

"乳幼児サポートについて  
読み書きの聴き取り項目について、発達遅滞等なくても読み書きができない年齢の児童（特に3歳未満）においては、全員に個別サポート加算がつくことになるが、その扱いで良いのか迷っている。"

乳幼児サポート決定時調査票の中にはコミュニケーションや説明の理解の部分の項目が見た目上ないが、⑩の項目に含まれているという解釈で良いのか判断に困ることはあった。

乳幼児サポート調査において、行動障害及び精神障害の項目で⑪読み書きが困難な状態のみが該当となった場合、加算対象としてよいのか判断に迷う。

乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票で「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」の判断が難しいと感じる。

乳幼児等サポート調査において、調査結果から通常の発達において必要とされる介助等を除いて給付決定のための判定結果を出すことが難しい。

年齢、通常発達等関係なくできるか、できないかで確認するため、未就学児だとできないことも多く、確認に苦慮した。

判定結果について、保護者の判断と事業所等の判断に大幅な乖離があることがある場合、個別サポート加算の判断に苦慮する。

保護者からの主観的な聞き取りのみだと加算対象となる児童であっても事業所や相談支援事業所に確認すると加算対象とは言えない児童も多く、聞き取りの仕方などに苦慮している。

保護者からの聞き取りと、サービス事業所等の意見・サービス実施内容等の食い違いがある際の判断。

保護者からの聞き取りのみで行っているせいもあるが、乳幼児に比べ就学児等の方ができる項目が多く、加算の対象にならない。基準をもう少し下げてもいいのではと思う。

保護者と事業所が思っている支援の内容が異なるため、支給決定時の加算の認定に困ることがある。

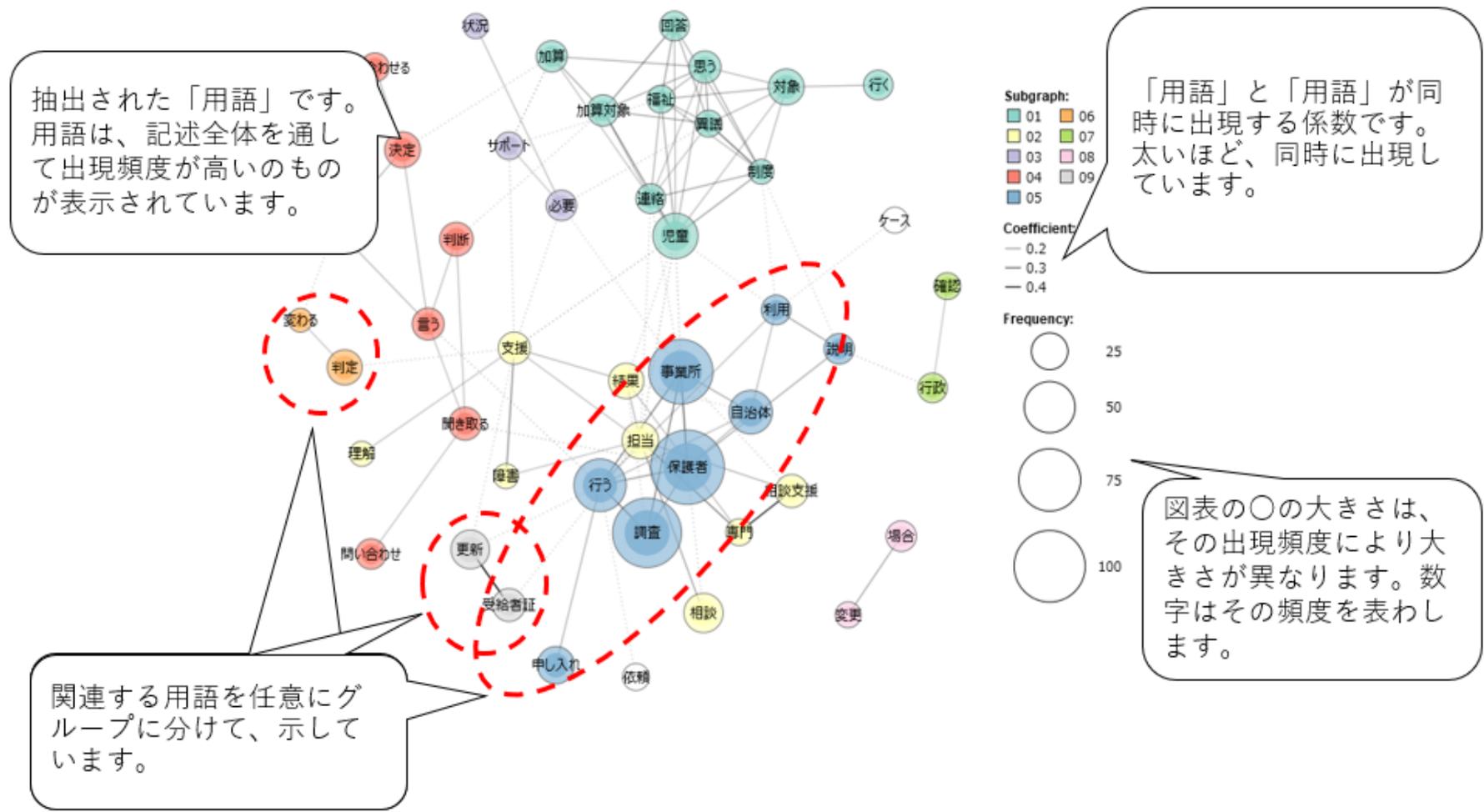
保護者に困り感がなく、保護者からの聞き取りだけで判断すると、事業所からなぜ加算がつかないのかと苦情がでた。

保護者に聞き取りを行うことを基本としているため、子どもの特性の認識のズレが生じている場合、チェックが付かない時がある。また、この聞き取りが苦痛で窓口に来れなくなった方もいる。

<p>保護者の評価と実際の支援の度合いとの差があり、保護者の理解が得られず、加算の算定が出来ないケースがある。</p> <p>放課後等デイサービス利用児童で、就学時サポート調査では、行動障害の項目はほぼ当てはまらないが、衣類の汚れが目立ったり、季節に合わない服を着ていたり、前後反対に着ていたり、入浴ときれいに洗えていなかったりといった ADL 面で一部介助の支援が多く必要な場合に、サービス提供事業所から「サポート加算の該当ではないか？」との問い合わせがあった。</p> <p>利用者が屋内と屋外での行動に違いがありすぎる場合判断に困った。</p>
---

## テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

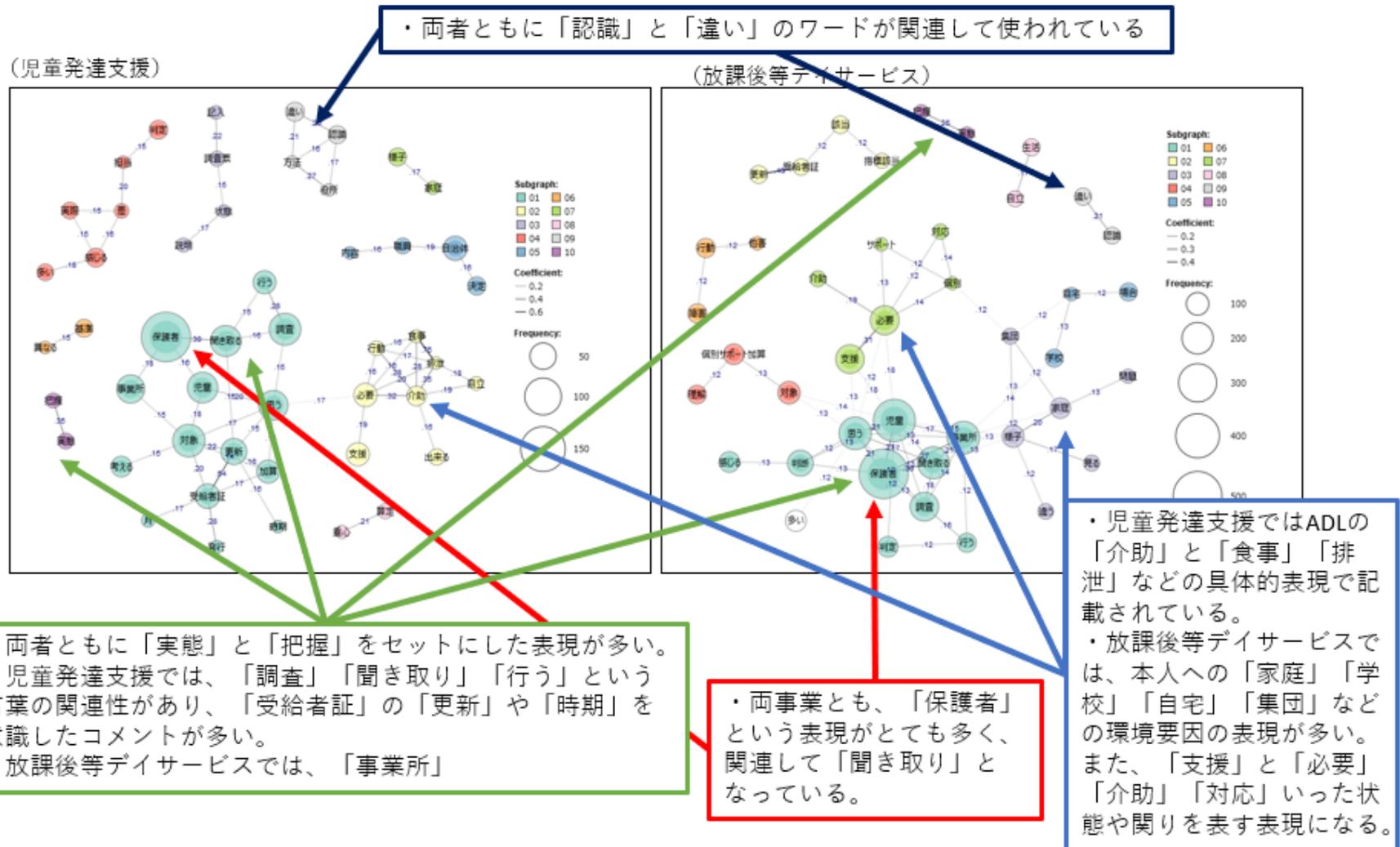


## 読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。





政令指定都市	<p>特に乳幼児サポート調査票については、サポート調査と給付決定調査の「通常の発達において必要とされる介助を除く」の違いにおいて混乱があった。"</p> <p>"支給決定時調査票の記述と就学時サポート調査の記述内容が異なることがある。</p> <p>児童発達支援から放課後等デイサービスに移る方で、4月から放課後等デイサービスに通う方に対しても、児童発達支援の個サポ該当・非該当通知を送付してしまうことがあった。"</p> <p>○これまで、障害支援区分認定調査の調査と、児童調査（☆以後5領域11項目調査）を実施してきました。5領域11項目では、『通常の発達において必要とされる介助は除く』という判断基準があり、児童の発達段階も頭に入れながら、調査に当たっていました。</p> <p>今回、新たに出されたサポート調査票は、そのどちらにも当てはまらない基準があり、それなのに、障害支援区分調査の判断基準に傾倒しているような部分もあり調査自体が煩雑になりました。児童の調査票は、5領域11項目用のチェック欄と、サポート加算用のチェック欄が並列することになり、チェックがバラバラになるという、見た目カオスな状態になることが多いです。5領域11項目では該当しない内容が、サポート加算調査では該当することも多く、とても混乱します。『サポート加算調査用の新判断基準であり、障害支援区分調査の判断基準とは頭を切り離して考えろ！』と断言していただけたほうが、頭を切り替えて調査できる気がします。</p> <p>サポート調査の留意事項をいただきましたが、障害支援区分調査の判断基準のように、もっと詳しく、もっとたくさん例示を入れたものを作成していただきたいです。"</p> <p>個別サポート加算（I）の調査を行ううえでの考え方と、給付決定調査を行ううえでの考え方が異なっており、個別サポート加算（I）の調査結果を給付決定調査に置き換える場合は、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか」という考え方にに基づき、置き換えが必要であるが、「通常の発達において必要とされる介助等」の解釈について、明記されたものがないため、支給決定を行う場合に、判断に苦慮している。</p> <p>混乱が無いようにサポート調査票は色紙に印刷している</p> <p>指標該当調査と判断基準が異なるため調査員が困惑した。</p> <p>児童発達支援について、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粹に介助等の要否を付けるとされた点が、給付決定における5領域11項目の調査の視点と異なるため、調査結果を仕分ける必要があるが、調査項目やタイミングなどが同一であることから、取り違えが起きやすい。</p> <p>従来の給付決定時調査においても、「通常の発達において必要とされる介助等は除く」こととされてきたところだが、除く場合の基準が示されていないため、各サポート調査の結果を給付決定時調査に反映させる際、どのように調査をすべきかという声が上がった。</p>
--------	---

<p>中核市</p>	<p>加算が増え、チェックの取り方や頻度等加算により異なるため非常に混乱した。</p> <p>給付決定に利用してきた調査票は、選択項目と記述で記載する項目があったため、チェック内容と相違ないか判断する材料があった。しかし今回の調査票は記述部分がない分、なぜその項目にチェックあるのか、再度確認する必要があったため、元々利用していた調査票も取り入れている。</p> <p>給付決定の調査票の項目⑪について、「学習障害のため」とあるが、学習障害とまではいかないが支援が必要である場合もチェックしているが、それでよいのか疑問がある。就学児サポート調査票には、留意事項も含めその文言はない。</p> <p>給付決定時調査とサポート加算調査の評価基準の差が、事業所に理解していただくことが難しく、問い合わせが多くあった。</p> <p>厚労省から出た「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について」の通知が令和3年3月末に届いたことにより、すでに令和3年4月以降に支給決定を行っていた内容との差が生じ大きな混乱を生じた。調査方法を変えるのであれば通知時期を早めてもらわないと対応できない。</p> <p>新規給付決定時に利用する5領域11項目調査票と同一の項目もあることから、相談支援事業所及び保護者から2度調査を行う必要性があるのか説明を求められた。</p> <p>"乳幼児サポート調査票について、本人の障害特性ではなく実態（年齢相当の発達を考慮に入れず状態そのものを見る）に基づき調査をするよう示された点に混乱が生じた。（保護者からも調査項目の内容について質問や指摘があがった。）</p> <p>"乳幼児等サポート調査・就学児サポート調査と給付決定時調査において、調査項目は同じだが、判定基準が違うため、混乱することがあります。</p> <p>乳幼児等サポート調査は現状での判定だが、給付時決定調査では、通常発達において必要な介助を除いた判定となる。</p> <p>就学児サポート調査では「月に1回程度以上」は「支援が必要である」になるが、給付時決定調査では「月に1回程度以上」は「支援不要」になるなど判定基準が異なる。"</p> <p>保護者から調査内容について何が違うのかを聞かれることが多い。また、年齢相応であるかを考量するしないでチェックがつく項目が変わるため保護者に理解してもらるのが難しい。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>（令和3年4月適用に伴う）就学児サポート調査票と5領域11項目の帳票の利用について</p> <p>"「週1回以上／ほぼ毎日支援が必要」という項目から、「支援が必要な場合がある／常に支援が必要」に変わった（両方使用する）ので使いづらさがある。</p>

年度当初、事業所より加算対象者になっていない事に対しての問い合わせが頻繁に入った。  
児童に対して家族が感じている事と事業所が感じている事が違っており、調整するのが大変だった。"  
留意事項が細かいため、対象かどうかの問い合わせや相談が多いこと。  
3歳～5歳児の場合、従前の5領域11項目において、障害の程度は重いが⑤～⑪の項目が非該当である児童が相当数存在した。5領域11項目の調査票だけを参考にそのまま乳幼児サポート調査票に当てはめると個別サポート無になるため、実態と異なるおそれが生じた。  
基本的に給付決定に使用している調査票で、個別サポート加算Iの該当非該当を判断しているため、混乱は生じていない。  
給付決定に用いる調査票と乳幼児サポート調査票及び就学児サポート調査票の一部介助、全介助の判断基準が異なるため、評価時に混乱を生じることがあった。  
支援の必要な頻度が変わった（週に1回が1点であったところ、2点と判断するようになった等）ため、判断に迷うことがあった。  
就学児は、給付決定調査と項目が一致しないので、矛盾や混乱があった。  
"新たに調査票作ることになり運用開始の時期や既に申請を受けた方への対応等に混乱が生じた。  
受給者証を確認する事業所が混乱しない為に、加算対象者をシステムに入力しなおすことで、担当者の業務負担が大幅に増加した。"  
通常の発達に必要な支援と障害特性による支援の線引きが難しい。  
"発達年齢において「できない」場合も、現実にできないものは「できない」とみなす給付認定時調査との視点の違いが分かりづらく、判断に時間を要している。療育を必要とする児童で、何もチェックのつかないケースはいないであろうところ、あえて給付決定時調査とは別にサポート調査を行うことに疑問を感じる。  
近隣区に問い合わせたところ、全員についてサポート加算I該当とする自治体もあったが、当区では新たに調査を行い該当非該当を確認することとしたために、担当職員以外の職員も含めて応援体制を取り調査にあたったものの、結果としてほとんどのケースが該当であった。"  
"令和3年3月末までに児童発達支援を支給した児童について、支給決定に使用してきた調査票をもとに個別サポート加算Iの有無を判断したが、調査票は「通常の発達において必要としている介助は除く。」としていたため未記入の場合が多く、個別サポート加算Iに該当しない児童が多くなってしまったこと。  
他区や他県の事業所に（地域名）の取り扱いについて通知するのが難しい。"  
令和3年度当初、乳幼児はこれまで実施した給付決定時調査の内容を基に、定型発達であっても通常介助が必要であるという視点から、

	<p>乳幼児全員を個別サポート加算の対象とした。これまで実施していた給付決定時調査と今回の個別サポート調査は、障害の度合いではなく介助の必要性をみるという、調査の性質に違いがあり、個別サポート加算の判定方法について、どこまでを加算対象とするのか判断が難しい部分があった。</p>
<p>一般市</p>	<p>「サポート調査」と「給付決定調査」についての違い。</p> <p>「通常の発達において必要とされる介助」の『通常』の物差しを、統一することがむずかしい。</p> <p>「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか」という視点での判定が求められているが、これについて判定者の個々の考えにもよるため、チェックが難しい。</p> <p>「通常の発達の範囲」を除くかどうかの基準が逆になったことがあった。</p> <p>"【コミュニケーション】支給決定に係る調査は頻度ではなく程度を聞いているので判断が難しい。年齢によって要支援レベルと判断するのか、不要と判断するのか異なるが、個別サポート加算はどの視点で判断すれば良いかを迷う。</p> <p>【読み書き】未就学児は、まだ読み書きが可能と判断できる年齢ではない為、「全介助」と判断して良いものか迷う。</p> <p>1回の調査で乳幼児調査と給付決定調査を両立させるための様式等の工夫が必要であった。</p> <p>3月末に基準が示されたので、当初はかなりの混乱があった。</p> <p>5領域11項目の調査と調査項目が重なる部分が多かった。</p> <p>これまで放課後等デイサービスの行動関連項目では、頻度を問う内容であれば、頻度に応じて点数の算定は一律でした。個別サポート加算Ⅰでは「支援不要」、「支援が必要な場合がある」、「常に支援が必要」に選択肢が変更され、「異食行動」、「自傷行為」、「他害行為」の項目では頻度ではなく、例として「該当行為がある」、「常に見守り等が必要」で分類するように改められました。項目ごとに分類基準が異なり、混乱があります。</p> <p>サポート調査・給付決定時調査票に基づいた独自の調査票を使用していたため、令和3年3月29日付事務連絡にて調査の際の留意事項が示された後に全て見直し、作成し直す必要があった。</p> <p>以前から利用している調査票と新様式の項目が類似していたため、使用上特に大きく混乱する場面は見受けられなかった。</p> <p>勘案事項調査は通常の発達段階と比較して支援度を判定するが、個別サポート加算の判定は年齢を加味しない支援度で判定することになっているため、判定が煩雑。</p> <p>給付決定の調査票では、年齢に応じた支援量を確認してきたため、サポート加算の調査も加わり、混乱が多い。</p>

給付決定時に使用した調査票と今回の給付決定時とは対象者像が異なったため、個別サポート加算Ⅰの算定には、その都度調査を実施する必要があると感じた。

給付決定時の調査では年齢相応に必要な支援を除いて考える必要があったが、個別サポート加算Ⅰの調査では必要ない点が混乱しやすい。

給付決定時調査との違いがほとんどない。通常時の発達において必要とされる介助は除くとなっているが、通常時の発達を判断するのが難しい。

"給付決定時調査と異なり、各項目を判定する上で、「※通常の発達において必要とされる介助等は除く。」という考え方は用いず、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を付けるものとする。

このように、給付決定時と個別サポート加算でこのような微妙な考え方の違いがあり、これが非常に煩わしい。"

給付決定時調査にサポート調査との対応でそれぞれの項目の記載があるが、頻度が就学児サポート調査は「支援が必要な場合がある」「常に支援が必要」、給付決定時調査「週1回以上」「ほぼ毎日」と対応しておらずそれぞれ確認することが手間である。また、就学児サポート調査と給付決定時調査は記載内容が違うため、サポート調査と対応しているからといって給付決定時調査の項目を支援ありと判断できない。

給付決定調査とサポート調査の違いについて、当初は理解し辛かった。

給付決定調査調査項目とサポート調査票の整合性がとれず、調査がしにくい。

具体例が示されたことで以前よりも支援が必要である項目が増えた児童がいる。

具体例が多く記載されており分かりやすい反面、聞き取りに多くの時間を要する。

決定時の調査票と、サポート加算の扱いが異なり、煩雑すぎる。

個別サポート加算Ⅰの調査で、時々ある場合は「支援が必要な場合がある」にチェックするが、給付決定は「なし」にチェックするの  
で迷ってしまう。

個別サポート加算の調査に係る新たな調査判断基準として厚労省から明確に示された3月29日付の通知を実際に確認できたのは個別  
サポート加算新設準備に全く間に合わない時点だった。

行動に対する頻度の評価基準が変化したため、得点を付ける際に混乱することがあった。

今までは、初回の給付決定時のみ調査を行い、更新時は調査を実施してこなかった。

今まで使用していた調査票では対応できなかったもので、調査票を修正した。

採点基準が支給決定の調査票と個別サポート加算の調査票で異なっていたため、点数をつけるときに混乱した。

指標の調査票での頻度ではないため、加算対象と、指標該当が一致しないことで問い合わせを受けることがあった。

指標該当かどうかのチェックシートを作成していたが、個別サポート加算 I とは考え方が違うので作成しなおした。

指標該当から個別サポート加算へ変更となったため、既存の調査票でもどれが必要となるのかと混乱があった

支援の頻度に変更がある項目があったため、個別サポート加算が始まった当初は少し混乱する場面もあった。

事業所から個別サポート加算 I 決定に対し、異議（非該当の決定を出したが、事業所から該当になるのではないか）があった。

事業所と萩市で対象者への調査結果に差異があり混乱した。相談事業所に精査してもらうのに時間がかかった。

児童年齢に対して調査項目の判断が難しい。（特に未就学児）

示された様式には「具体的な児童の様子」を記入する欄がなく結果のみの表示なので、聞き取りに関しては従来の調査票を利用している。

就学児の場合、これまで使用してきた 5 領域 11 項目の判定票が裏面にあるため、提出時に片面しか印刷されておらず、短期入所の支援区分の判定ができず、相談支援事業所に再度提出させたり、聞き取りで調査票を作成したりということが度々あった。

"従前の調査票のように特記事項を詳しく書ける欄がない。

児童福祉法に基づくサービスのみを決定する場合は乳幼児等サポート調査票または就学児サポート調査票のみで大きな支障はないが、従前の調査票のような障害児の区分を記入する欄がないため、短期入所等の区分判定が必要な総合支援法に基づくサービスを併用する場合にはどちらの調査票も作成しなければならない。"

従来のものと項目を見比べながら新様式を作成することで、大きな混乱なくスタートを切れた。

従来の調査票との混乱はありませんでした。

職員の知識や感覚により、発達段階を踏まえた可否と現状の可否の境界が曖昧となる。

新しい調査票が浸透するまで、旧調査票を使用される場合があった。

調査の項目が多くなること。

調査票を記入するにあたって、例がより具体的になったため、前回の判定時との差異が多少生じた。

通常の発達において必要とされる介助等を除くといずれの判定結果になるか”と 2 段階で判定することに混乱あり。

通常の発達の範囲か、実態に即した支援かどうかの判断

乳幼児サポートの「通常の発達において」の判断

"乳幼児に関して「通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否」となっているため、特に3歳児未満の場合ほとんどの児が対象になる。そうすると、未就学児に個別サポート加算Ⅰの必要性があるのかとの疑問がある。

事業所からも、給付決定時調査について「通常の発達において必要とされる介護等を除く」が、個人差もあり判断しにくい・わからないとの声が多く、就学時サポート調査の内容とほぼ同じ項目に✓が入っていることが多かったが、質問されても明確に答えることも出来ていない状況。また「適切な支援や環境が整っていない状況を想定して判断する」により、かなり甘く✓することになったとの意見もあり、今まで指標該当でない児に加算がつくケースが増えている。"

乳幼児の調査にて個別サポート加算Ⅰの調査の場合、「通常の発達において必要とされる介助は除く。」となっており、従来の給付決定時調査とは判定の考え方が違うこと。

乳幼児等サポート調査では、通常の発達の範囲かどうかを問わずに介助等の要否を付けるため、給付決定に使用している調査票（通常の発達において必要とされる介助等は除く）の調査項目の選択肢を選ぶ時に混乱があった。

乳幼児等サポート調査において、大半の児童が該当する状況となっている。

乳幼児等サポート調査については、「通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を付ける」、給付決定時調査は、「通常の発達において必要とされる介助は除く」とあることから、調査員によって判断基準が異なってしまう場合や、保護者への聞き取りに苦慮する場合がある。

乳幼児等サポート調査につき通常の発達において必要とされる介助等は除くこととされているが、この考えは2月19日付事務連絡では示されておらず、3月29日付事務連絡で突然示されたため、対応に苦慮した。

"放デイの給付決定調査と就学児サポート調査の選択肢の判断基準が異なり、判定時に混乱する。

→給付決定調査では「なし」「週1回以上」「ほぼ毎日」

就学児サポート調査では「支援不要」「支援が必要な場合がある（月1回程度以上）」「常に支援が必要（週1回程度以上）」

放課後等デイサービスにおいては、従来の一般の児童と比較して判断していたが、厚生労働省からの留意事項に掲載された事例により対象児童が拡大する恐れがあるため、判断に迷う部分があった。

未就学児は基本的に保護者の生活支援が必要となることから、ほぼ加算要件を満たすため、判断基準が妥当なのか疑問に感じる部分があった。

両方の調査結果を踏まえる（読み替える）必要性が不明。年相応の支援の必要性かどうかは担当者の主観に左右される。

令和3年3月まで行ってきた調査から調査項目が非常に増えたため、保護者によっては「何か変わったことがあったのか」との問い合

	わせがあった。
町村	<p>両方の調査表を併用している。"</p> <p>「給付決定時調査」と「個別サポート加算調査」を判定する上で、「通常の発達において必要とされる介助等」を含めたり、除いたりするため混乱が生じた。各調査の基準を同じにするか、もう少し明確に記載要領等があれば混乱を防げると思う。</p> <p>加算対象とならない児童に対し、事業所から説明を求められた。(軽度な障がい児でも加算対象に結びつけたい事業所もある)</p> <p>個別サポート調査は、給付決定時調査と違い「できない場合」に基づき判断する点に混乱があった。</p> <p>厚労省からの通知で、乳幼児等サポート調査において、「通常の発達の範囲内」の定義が曖昧。乳幼児の発達はそれぞれ違い、何を通常としているのか。</p> <p>今までの指標では、具体例がなかったため、一貫性に欠けていたように思う。</p> <p>子どもの現状と発達段階を踏まえた評価をわけて考えないといけないところ。</p> <p>調査票の項目が同じだったりまとめられたりしているので、給付決定における項目が、サポート加算ではどの項目に当たるのかが慣れるまで混乱があった。乳幼児のサポート調査票は就学児に比べて大きく分けられているため、特に1つ1つの項目がどの内容まで含まれているのかを判断する時に迷うことがある。(上記のような場合など)</p> <p>調査票印刷時、3月末まで出力されていた「備考欄」が出力されないため、次回の調査時に非常に不便である。</p> <p>通常の発達の範囲かどうかを問うか問わないかについて混乱があった。</p> <p>同じような質問でも個別サポート加算、強行行動障害では判断が異なるため戸惑った。</p> <p>同じような調査項目があるため、整合性を取りながら実施する必要がある。</p> <p>聞き取ったを細かく記録しておくことが出来ないため、今まで使用してきた調査票を活用して記録を残している。</p>

(5) 個別サポート加算Ⅰの加算決定に対する異議など申し入れがあった場合、どのような対応を行いましたか、または行う予定ですか。

保護者からの異議申し立て

政令指定都市	<p>その都度、本庁課と協議する。基本は次の更新時まで再調査はしないが、身体状況の変化等やむを得ない理由があれば、変更申請をい ただいて今の状況で聞き取り等の調査を行い判定する。</p> <p>異議などの申し入れがあっても、受給者証の更新時に対応させていただくことを説明し、納得してもらう。</p> <p>改めて聞き取りを行い判断するなど、柔軟に対応。</p> <p>基本は保護者から聞き取りをしているため、申し入れは受け入れない。しかし、職員の聞き取り方によって、点数が変わることがある ため、状況等確認して改めて聞き取りを行うこともある。</p> <p>具体的に、どの項目について、異議があるのか確認を行い、再調査が必要であると判断できれば、再調査を実施。(再調査は、障がい支 援区分認定調査員が対応することが望ましい。)</p> <p>現状申し入れはないため、申し入れがあった場合、個別案件として対応。</p> <p>再度調査を行う(変更申請を行う)</p> <p>再判定用サポート調査票を記入していただき、該当する場合は変更決定を行っている。</p> <p>状態像の変化がある場合は聞き取りを実施。</p> <p>状態像を丁寧に説明する。また状況に応じて再調査を行う予定。</p> <p>申し入れの内容を精査し必要に応じて見直し等の対応を行う。</p> <p>"制度の趣旨について説明を行い、理解を求める。</p> <p>加算の有無(個別サポート加算Ⅰの支給決定)についての申し入れがあった場合は、説明に加え、現在の児童の状態や環境、障がい特 性等を再度詳細に聴き取り、加算の決定内容について見直すことができることを案内する。"</p> <p>必要に応じて再調査を実施している。</p> <p>"聞き取り調査の内容に沿って、要件を満たしていないことを丁寧に説明する。</p> <p>聴き取り内容に相違があった場合などは、事情を確認した上で再度聞き取り調査を行い、変更することも可能とする。</p> <p>保護者からの申出を精査し、児童の状態や状況に変化がみられる等、再調査が必要と判断できる場合は、再調査を行う。</p>
中核市	<p>あった場合は、再度聞き取り調査を行い、加算の対象になった場合は受給者証を再交付します。</p>

<p>異議の申し出はないが、あれば児童面談を再度行う。</p> <p>"異議の申し入れなし。</p> <p>あった場合は、再調査を実施予定。"</p> <p>異議の申し立てはないが、申し立てがあれば、相談支援事業所への相談を促す予定。</p> <p>異議や申し入れ等があった場合は個別に対応する予定。</p> <p>異議等があれば、再調査を行い本人の身体状況等を勘案し直したうえで、個別サポート加算の可否を判断している。</p> <p>基本的には保護者からの聞き取りや保護者記入の調査票で判断しているため異議が生じることはほとんどない。まれに事業所から保護者に加算対象なのではないかということと言われることがあるが、その際には保護者、事業所へ再調査し、担当ケースワーカーも児の様子を確認した。</p> <p>計画相談支援利用の児童であれば、相談員中心で対応を行い、セルフプランであれば市職員が対応する。複数の支援者から聞き取りを行い、しっかりと本人の実態をつかむ。</p> <p>現時点で、保護者からの異議は入っていない。</p> <p>現時点では保護者からの異議等はありませんが、聞き取り内容により修正等を行う予定。</p> <p>"個別サポート加算Iが非該当である対象者から再度聞き取りを求められ、聞き取りを実施した。</p> <p>児童の状況等に変化があり、要望があれば再度の聞き取りは実施していく予定である。"</p> <p>更新のタイミングで見直しを行うことを説明する。</p> <p>今のところ保護者からの異議等はないが、あった場合は加算の制度について説明を行い、必要であれば、再度児童の状態の聞き取りを行う。</p> <p>再調査（状況により）</p> <p>"再調査の実施</p> <p>加算決定に至った経緯の説明"</p> <p>再度調査を行い、加算の確認を行う予定。</p> <p>再度調査を実施する。</p> <p>再度聞き取り調査を行い判断した。</p> <p>再度聞き取り調査を行う</p>
--

	<p>状況に応じて再調査を行う。                  必要に応じて再調査を行い対応する。                  保護者からの異議の内容から、再判定が必要と判断した場合は、保護者からの回答だけではなく、事業者や関係者からの意見を参考に、再判定を行います。                  "保護者と事業所間で本人の状態像に対する認識に相違があり、異議があった。(保護者：非該当の認識、事業所：該当の認識) 保護者と事業所間での確認を依頼し、両者が同意した上で再度調査票の作成提出を依頼した。                  保護者には支援が必要と認識していなかった項目が支援要とされ、ショックを受けたと訴える保護者がいたため、傾聴した。                  保護者より見直しの申請をしてもらい、調査票を用いて聞き取りをして加算決定の審査を行う。                  未定。                  "利用者負担上限月額が 37,200 円の方から、今まで指標該当者であったときより利用者負担額が増額したため、加算対象から外してほしい。と連絡があった。→制度について説明させていただき、ご納得いただいた。"</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>「重度の児童につける加算と聞いた。小学校の就学に悪影響があるのではないか」の苦情があった。1年ごとの受給者証の更新時に、保護者確認により見直すと伝え、納得していただいた。                  このことで何がかわるのか、母子通所で特別なサポートは受けていないなどの質問を受けた。より手厚い支援が必要であることの確認であると伝えた。                  異議など申し入れがあった場合、対象になる要件、調査項目を説明し、該当・非該当の理由を伝える。保護者の希望があれば、再調査を行う。                  加算の算定にあたり、事業者側の支援がそれまでと変わるものではないため、自己負担額が増えることに対しての意見を想定したが、実際は保護者から特段の異議等は出なかった。なお、この点については事業者職員からも報酬改定によりこれまで評価されていなかった部分が評価されることになった旨を保護者に説明していただくように、事前に周知を行った。                  加算対象にならなかったお子さんの保護者から希望があった場合は、再調査・再認定の案内をしている。                  現在は異議などはないが、必要に応じ行動観察等の調査を行うことを想定している。                  "現時点で異議などの申し入れはない。                  今後あった場合は、個別サポート加算Ⅰの趣旨を説明し、理解いただく。</p>

また、再度聞き取りを行ったり、本人の様子を見に行く対応を行う。"

現状、意義などの申し入れはありませんが、申し入れ等があった場合は、サポート加算Ⅰに関する趣旨やお子さんの実態像をより丁寧に確認することが必要と考えます。

今まで異議や申し入れはありませんが、そのような場面があった場合は制度について説明し、改めて状況の確認を行う予定。

再調査の希望があればその都度調査を行っている。必要と判断した場合は保護者の了承を得た上で、事業所や在籍園・校等にも日ごろの様子確認を行う。

再調査を行い、決定に変更があった場合は翌月分からの変更決定を行う。

再度支援者への聞き取り・調査を行い見直しを行う。

再度調査票を確認し、必要であれば再調査を行う。

市が給付決定時に行った保護者への聞き取り調査の結果をもとに加算決定していることを説明する。

事業所に訪問し、再調査を行う（実績なし）。

制度の説明を行い、必要に応じて再度聞き取りによる調査を行い、加算の有無について判断した。

丁寧に説明する

必要であれば再調査する。

"聞き取りに対する苦情あり。

加算の必要性や聞き取り調査以外の方法で行えないか、手帳取得時の内容で連携できないか等。

個別サポート加算Ⅰについて改めて説明し、現状では調査項目についての聞き取りが必要なことを説明。

現状はないが、前回の聞き取り時より大きな変化があった場合等で、再調査を行うことになると考えている。"

"聞き取りのやり直し。

保護者が事業所が付けた調査票を持参された。

事業所に確認聞き取り。手帳などの有無について確認。

聞き取り内容との相違がないかを確認し、決定に変更がある場合には変更申請として受理している。

別途面談調査日を設け、市職員と保護者（同席可能であれば児童）への聞き取り調査を対面又は電話にて行い、改めて該当可否を判断したうえで支給決定を行う。

保護者と事業所で差異があった場合は、両方に聴き取りを行い、どちらの状況がより児童の状態に近いのかを判断する。（複数事業所を

	<p>利用していた場合は、全ての事業所に確認をとる)</p> <p>令和3年2月19日付け厚生労働省社会・援護局傷害保険福祉部障害福祉課発事務連絡「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」に基づき、乳幼児等サポート調査については申し入れを受け、見直しを検討したが、就学時サポート調査については給付決定時での見直しとした。</p>
<p>一般市</p>	<p>再調査を行う。"</p> <p>"(加算対象にならなかったケース)事業所に対象児童の様子等を聞き取りした上で、保護者に再度来庁してもらい再判定。"</p> <p>いままでに異議はないが、聞き取りに長時間を要した保護者負担をかけ、事業所の加算のため、事業所が利益を得るためのものではないかとの質問があった。</p> <p>これまで、申し入れはないが、あった場合は、再度聞き取り調査を行い再判定する予定</p> <p>"これまで、保護者からの異議申し入れはない。あれば、再度調査をさせていただく予定。"</p> <p>いままでに異議の申し入れはないが、そのようなことがあれば保護者への説明を行い、関係機関も交えて再度検討する。</p> <p>いままでに異議等の申し入れはない。加算がつくことに対して保護者から異議があった場合は、保護者と事業所それぞれから聞き取りを行い、必要性の判断を行う。</p> <p>これまで異議の申し入れはないため、申し入れ内容に応じて対応を検討していきたい。</p> <p>これまで事例はないが、異議等の申し入れがあった場合、個別サポート加算Iの説明を行い、聞き取りを行った際の情報及びさらに具体的に聞き取りを行った上で、再度加算決定の検討を行う予定。</p> <p>これまで申し入れは無し。主張を確認し、必要な場合は再調査を行う。</p> <p>これまで保護者から異議などもうしいれは無いが、申し入れがあった場合、異議内容に沿った説明を行い、内容によっては再調査を行う予定。</p> <p>サービス提供事業所への聞き取りやサービス提供時の児童の様子観察を行う。</p> <p>サービス提供事業所も交えて確認を行い、すり合わせを行う予定である。</p> <p>サービス提供事業所や相談支援事業所など関係機関に聞き取り調査を行い見直す。</p> <p>"サポート調査票において調査し、個別サポート加算Iの該当がなかった児童の保護者から、利用している事業所から個別サポート加算Iの対象の可能性があるので、市に問い合わせしてほしいと依頼されて来庁したケースがあり、改めてサポート調査を行った。</p>

事業所からの依頼を受け、保護者からの申し入れに対応することがある。その場合、保護者は事業所から明らかに「なるべく重度の障がい児だと説明するよう」言われているような印象がある場合も多くあるが、保護者からの申し立てということで聞いたままの内容で受け付けている。

変更申請書を提出していただき、再調査、再判定を実施。「ケアニーズが高いサポートが必要なお子様に係るもので加算がないとサービスを受けられないということではありません」と個別サポート加算の趣旨について説明する。"

その児童の状況を勘案し、必要がある場合は、改めて加算の判定を行う。

その時点での再判定を行う。

できない場合に基づく判断であることや、行動上のサポートの度合いを判定するものであることを説明する

異議申し立てがあった場合の対応は未定。"

"まず、保護者と相談事業所で相談することを依頼する。その後、再調査が必要になった場合は調査票を提出してもらい、自治体と相談事業所で再検討を行う。"

まだ、意義申し入れはないが、制度の説明をおこなうことと、加算を算定する事業所から十分な説明をするように促す予定である。

以前の調査から、日数がたっており児童の状況に変化があった場合は再調査を行った。

意義の申し入れは今までにはないが、再度保護者から聞き取りを行う予定。

意義等の申し入れがあった場合は再調査を行う予定。

異議がないため対応しておらず、対応方針も決めていない。

異議が申し立てされたことはないが、もしあれば利用事業所への聞き取り、相談支援事業所への聞き取りを実施し、再判定する。

"異議などはこれまでなかった。

申し入れがあった場合、相談支援事業所と協議する。"

異議の申し入れは、現在のところきていない。あった場合には、保護者の思いを聞き、保護者や事業所への再確認・再調査を行いその結果を保護者へ伝え理解を促す。

異議の申し入れは現時点ではない。申し入れがあった場合には、事業所や、相談員を交え、再度調査し、説明することとなると思われる。

異議の申し入れもなく、予定もなし。

異議の生じている部分について、再度聞き取りなど調査を行う。

異議の内容を伺い、対応を検討する。

異議の内容を聴き取り、必要に応じて再調査・確認作業を行うこととする。

異議は今のところないが、事業所での生活状況を聞き取り、保護者が普段見えない部分でどのような支援が必要、または不要なのかを説明し理解を得る。

異議申し入れがあった場合は、調査結果の内容に基づいた決定であることを説明し、調査結果と実査の状況に相違があれば再度調査を行う。

異議申し入れがあった場合は相談支援専門員とサービス提供事業所、保護者、自治体職員の間でケア会議を開いて加算決定の判断材料とする予定。

異議申し立ての申し入れはない。異議の申し入れがあった場合は、個別サポート加算Ⅰの説明と調査票を開示し説明を行う。

加算が付かない事について納得が出来ない、もしくは下記の通り事業所からの案内で来庁された場合において、加算の見直しの為に改めて申請書類の提出、聞き取り調査を行っている。

加算について説明し、調査を再度実施する。

加算について説明した上で、再度調査を希望される場合は聴き取りを行う。その際必要に応じて、通所先の事業所や相談支援専門員にも聴き取りをする。

加算の決定内容と児童の現在の状況とで差異が認められる場合は、相談支援事業所から調査票を再提出してもらい、変更する対応をした。

加算決定により当該児童への支援に影響が出ているのであれば見直しを検討。(これまでに事例はない)

加算決定に至った経緯を説明し、必要があれば再調査を行う。

加算決定または不決定を判断した際の調査票等の確認をし、必要に応じて再調査を行う。

改めて、個別サポート加算の説明を行い、納得しなければ再調査を行う。

改めて聞き取り調査を行い、再判定している。

改めて聞き取り等を行い、それに応じて内容の精査を再度行い対応していく予定。

改めて本人の状況を保護者から聞き取りをし、見直す。

改めて面談を行い、状況を確認する。

該当した理由を説明する。

該当の児童が通所する事業所、担当の相談員、市の職員とで協議し、加算の有無について再調査を行う。  
各関係機関と連携し、保護者を交えて再調査を行う。その際、通所している事業所にて本人と対面し、調査を行うことが適切だと考える。  
関係機関への聞き取りを行い再判定を行う予定  
基本的に、保護者から市職員が聞き取り調査を行っているため、保護者からの異議はない。  
計画相談員、市の保健師に聞き取りを行い、審査を行う予定。  
検討中。(次回の受給者証更新のタイミングや、児童発達支援から放課後等デイサービスに切り替わる時期など、再調査を実施する時期は検討する必要があると思われるが、未定。)  
現在、保護者からの異議など申し入れはないが、異議があった場合は再度面談（聞き取り調査）等を実施する。  
現在のところ異議などの申し入れはありませんが、支給決定通知に不服申し立てについて教示しておりますので、審査請求をご案内する予定です。  
現在のところ異議申し出はないが、保護者の意向を確認し、サービス事業所等関係機関にも聞き取り調査を行い、決定する。  
現在の児童の様子や必要な支援内容について、保護者、相談支援事業所、サービス提供事業所への聞き取りにより把握し、加算決定内容の確認、加算該当の有無について再検討を行う。  
"現在までに異議などの申し入れはなし。  
圏域の自立支援協議会で検討し、鳥取県中部圏域では加算決定にあたっては相談支援事業所の相談専門員の記入した調査票を提出してもらうことに統一した。  
サービス利用のモニタリングをし、普段から保護者の意向や相談を受けている相談専門員の判断を参考にしていることを説明することで、理解は得られるものと考えている。"  
現在まで異議などの申し入れはなかったが、今後、申し入れがあった場合は見直しなども検討予定。  
現在まで異議申し立てはないが、今後あった場合は家庭での様子とサービス提供事業所での様子を総合的に判断し、事業所や相談支援事業所からの聞き取りも踏まえて判断する旨を伝える。  
現在相談事業所によって、保護者からの聞き取りを行っているため、保護者からの異議はないと考えているが、万が一異議があった場合は、サービス提供事業所からの聞き取りを行う予定。  
現在提出されている調査票の内容を確認したうえで、現在の児の状況について聞き取りを行い、相違があるか確認する。

現時点でないので未定。

現時点では、異議の申し入れがないため、対応方法を検討していない。

現時点ではそのような申し入れはないが、今後、保護者からの申し入れで決定内容に疑義が生じる児童については再判定の実施を検討する。

現時点ではないが、あった場合、保護者以外の関係機関からの聞き取り等を行い、再調査を検討する。

現時点で異議申し立て等は特になし。

現時点で申し入れはありませんが、あった場合は関係する事業所等に聞き取り等を行い、再度調査を行う予定です。

現時点で申し入れはない。あった場合は、保護者、計画相談員（計画案含む）からの聞き取り調査に基づき決定していることを説明。状態が大きく変わり加算の対象、もしくは非該当になることが想定されれば、状況に応じて変更申請を提案する。

個別サポート加算（I）についての説明をし、理解を求める。場合によっては事業所と相談支援事業所に聞き取りを実施し総合的に判断する。

個別サポート加算Iの算定基準について説明、状況に応じて再度聞き取り調査を行う。

個別サポート加算Iの制度の説明、必要に応じて再度聞き取りを行う。

個別サポート加算決定に使用した調査票を提示し、保護者から聴き取った内容のどの部分から個別サポート加算に該当すると判断したのかを伝える（現時点で、異議などの申し入れはない）。

厚労省からの留意事項を参考に対処を予定している。

口頭で保護者等から聞き取りを行い、個別サポート加算Iの可否を再決定しました。

今のところ、異議などの申し入れはない。今後そうしたことがある場合には、申し入れの内容により対応を個別に検討する。

今のところはないが、本人の状況を確認し適性な調査に基づき判断する。また、決定を拒否する場合は事業所と相談してもらうよう促す。

今のところ異議申し入れはないが、あった場合は再度調査を実施する。

"今のところ申し入れがあった事例はない。あった場合には再度調査を行う。その際は判定基準等を明確に示し保護者の理解を得られるよう努める。"

今まで異議などの申し入れはないが、もしあれば再度、保護者や通所する事業所等より聞き取りを行い、決定をし直すこととする。

今まで保護者から加算につき異議はない。今後異議が出てくる場合には、再度市の職員が加算対象者か児童・保護者に対し調査を行う

<p>だけでなく、事業所に調査票の提出を依頼し、その内容を精査した上で決定を行う。</p> <p>再調査</p> <p>再調査</p> <p>再調査</p> <p>再調査、再提出、翌月より適用</p> <p>再調査する。</p> <p>再調査の実施</p> <p>再調査の実施。</p> <p>再調査を行う。</p> <p>再調査を行う予定。</p> <p>再調査を実施</p> <p>再調査を実施し、保護者と確認の上で加算決定を行う予定。</p> <p>再度、「サポート調査・給付決定時調査調査票」にて保護者及び事業所に対して聞き取りを行いながら決定する。</p> <p>再度、保護者から本児の様子の聞き取りを行う。</p> <p>再度、保護者及び関係事業所への調査・確認作業を行う。</p> <p>再度サポート調査を行い、申し入れがあった日から適用とする。</p> <p>再度の聞き取りを実施する予定。</p> <p>再度加算の趣旨を説明した上で、必要に応じて保護者や関係機関への聞き取りを行う。</p> <p>再度事業所からも聞き取りを実施し、調査結果等を説明する。</p> <p>再度制度の説明を丁寧に行い、自治体と保護者のみでなくサービス提供事業所や相談支援専門員も含めた再調査を検討する。</p> <p>再度聞き取りを行う。</p> <p>再度調査し、調査判定結果が正しいかを見極めた上で、判定に至った理由を説明する。</p> <p>再度調査を行い、事業所からの聞き取りも併せて判断する。</p> <p>再度調査を行う</p> <p>再度調査を行う。</p>
---

<p>再度調査を行うか検討する。</p> <p>再度聞き取り。事業所からも聞き取りをおこない、判断する。</p> <p>再度聞き取り調査</p> <p>再度聞き取り調査を行う</p> <p>再度聞き取り調査を行う。</p> <p>再判定申請をするよう促した。</p> <p>指標該当調査の際には再調査依頼の様式があり依頼書の提出を受け再調査を行っていたが、この度の個別サポート調査は同様の取扱いとしてよいか県に照会中である。</p> <p>事業所（複数利用の場合は他事業所も含む）、支援員等関係機関と情報共有の機会を作る</p> <p>事業所、保護者に再度ききとりを実施</p> <p>事業所に相談するよう助言。</p> <p>事業所の利益に関わるため、客観的に判断できるよう相談支援専門員に調査票の作成を依頼していることを伝えた上で、保護者又は市から相談支援専門員に連絡し、加算の見直し依頼があった旨を伝える。相談支援専門員が保護者等に確認した上で、見直しが適切であると判断した場合は、調査票を市に再提出する。</p> <p>事業所を交えて調整を行い、加算の有無について検討を行う。</p> <p>事業所側が手厚く対応することが必要かの判定で、保護者には調査項目の内容をご理解いただいてご了承を得ている。</p> <p>事務所や相談支援専門員に問い合わせる予定。</p> <p>事例なし。申し入れ等があった場合は、再度調査を行うか、前回の記録を見て説明する。</p> <p>事例はこれまでないが、仮にあった場合は、現在申請者への口頭調査であることから、当該児本人を確認するなどし、改めて給付の可否を決める。</p> <p>児童の日常の一連の動作や行動上の面で、支援がどのくらい必要なのか・保護者が困っていることや悩んでいることを市や事業所がより具体的に把握できるようになるという、調査の目的について改めて説明する。</p> <p>自治体主管課職員より、内容の説明をする予定。</p> <p>自宅では全く手がかからないのに対し、サービス支援事業所で個別サポート加算の依頼があった場合、事業所から調査票を提出していただき、保護者に具体的に支援の度合いを説明する等協議して決定する。</p>
---

実際に申し入れは無いが、あった場合は制度の趣旨を説明する予定。  
実績なし。都度対応する。  
状況を確認し、調査票に該当すれば加算対象とする。  
職員による再調査の実施を行った・行う。  
新しい加算が付いたため、保護者から問い合わせがあったが、制度の趣旨など説明をして対応した。  
新規申請や更新申請の時点で調査内容を確認し、個別サポートがつくと判定される場合、受給者証に記載されることと、利用者負担額に反映されることをお伝えしている。  
申し出があった際は、再度調査を行い、該当の可否を説明していく。  
申し出があれば再調査を実施する予定。  
申し入れがあった場合は、個別サポート加算の制度について理解が得られる説明を行う。  
申し入れがあった場合は、再調査を行う予定。  
申し入れがあった場合は、申し入れの内容に応じて相談支援事業所に再調査を依頼する予定。  
申し入れがあった場合は、調査票の内容をもとに説明する。  
申し入れがあった場合は、調査票の判定内容を保護者に確認してもらい、もし変更する場合は、保護者の同意を得るようにする。  
申し入れ内容を吟味し、事業所、また本人と関わりのある第三者の意見も参考にしながら対応する。  
申出の内容をよく聞き取り、必要であれば、再度調査を実施する。  
申入れの趣旨を確認し、必要性が認められれば再調査による対応を行った。  
制度の主旨を説明し、理解を得る（予定）  
制度の説明、再度聞き取り等を行う。  
制度の説明を行ったうえで、再度調査を行う予定です。  
制度をもう一度説明し、加算が必要であることに理解を求める。  
全対象者宛に文書にて加算の周知を行ったが申し入れはなかった。加算の調査は保護者から直接聞き取りを行っているため、今後も異議等の申し入れはないと思われる。  
相談支援員・事業所等と連絡を取り、事実関係を確認後、必要があれば修正を行う。  
相談支援事業所、サービス提供事業所、かかりつけ医師等に本人の状態を確認し、再度加算対象者かの検討を行う予定。

相談支援事業所、サービス提供事業所へ聴き取りを行う予定。

相談支援事業所、利用事業所に対して、確認、調査を行う予定。

相談支援事業所、利用事業所への聞き取りを行う。

相談支援事業所に依頼し、異議の内容に係る状況の確認を行ってもらう

相談支援事業所担当者と自治体職員と保護者の3名で協議して決定する。

"相談支援専門員が申請者・本人と面談し、再度、聴き取り調査を実施  
(調査票に聴き取り担当者名と保護者名を記入)"

相談所の調査により決定されていることを説明したうえで、納得いただけない場合は再度調査を行う。

相談内容を聞いて、内容に応じてその都度対応。

丁寧に説明する。

調査から期間が経過していた場合は再度調査を行う。

調査に不備が認められるような場合には、必要に応じて再調査を行う予定。

調査項目の見直しをし必要であれば再調査を行う。

調査担当者を変え、別の担当で聞き取り調査を行う予定。

調査内容を再確認し、対象となるかを判断する。

調査票に基づき、聞き取りを行い、直近の状態で加算決定をし直しました。

調査票に基づく決定であることから、調査票の内容について確認いただき、必要に応じて加算算定に関する聞き取り調査を行う。

調査票の提出の必要性について問い合わせがあった。調査票をもとに算定できる加算は事業所にとって重要であることを説明し、提出を促した。また異議などなにか困った時には、近隣他市町村と情報を共有したりし、状況に応じて臨機応変な対応を心掛けたい。

調査票を用いて再調査を行う。現在保護者からの異議申し立てはありません。

調査票確認の上、必要に応じ、再調査する。

通常の対応と同様である。

"提出して頂いた調査表を確認する。確認により、調査表の内容に変更が生じ、個別サポート加算に該当するようであれば、相談支援事業所等にも聞き取り調査をし、再申請をしていただく。"

適宜再調査を行い決定の見直しを行っている。

<p>異議申し立てがあった場合は丁寧に説明をする見込み。 特に想定していない。(事業所が請求する加算であるため。) 内容の聞き取りを実施し、事業所との話し合いのうえ市に連絡をもらう。 内容を確認し、状況によっては再度調査を検討する場合あり。 内容を聞き取り、必要であれば再調査を行うつもりである。 非該当であった理由の説明を行い、再調査の希望がある場合は対応。 必要により再調査を実施する予定。 必要に応じて再調査を行う予定。 必要に応じて再調査等の対応を検討する。 聞き取り・再認定 聞き取りした際の、調査結果の内容を保護者と共に確認し、認識の齟齬が無いか再度確認している。 聞き取りを行い、5領域11項目のシートを改良したもので、判定する。 聞き取り調査の内容・判断について再度確認作業を行う。 別途、相談支援事業所やサービス提供事業所へ確認を行い、個別サポート加算決定の見直しの必要性が判明すれば、再度保護者に対して個別サポート加算の調査票の提出を依頼する。 変更申請をしてもらい再度聞き取りを行う。 変更申請書を提出してもらい、再度聞き取り調査を行う。 保護者、もしくは事業所に対して再度調査を行う。 保護者・事業所での支援状況を再確認する。 保護者からの依頼があった場合、判定依頼を提出してもらい、再度調査をする予定。 保護者からの異議の申し入れは現時点でない。 保護者からの異議の申し入れは現時点ではないが、もしあった場合は、再調査を行う予定。 保護者からの求めに応じ、再調査(聞き取り)を実施する。 保護者からの申し入れがあった際には、通所事業所や相談支援事業所、担当保健師より対象児の様子を伺い判断する予定です。 保護者からの申し入れはないが、事業所への対応と同様に、関係者や事業所へ聞き取りを行い、検討を行い、保護者へ説明を行う予定</p>
---

である。

"保護者からの申し入れは現在のところないが、令和3年3月までに調査を行った児童に対しては、従来の給付決定時調査に基づいて個別サポート加算の判定をしているので、その児童からの異議等申し入れがあった場合は、新たな基準の判定読み替えを行う予定。読み替えた判定に対しても不服があれば、保護者や事業所に対して再調査を行う予定。

新たな基準での判定を行っている児童からの異議等申し入れがあった場合は、保護者や事業所に対して再調査を行う予定。"

保護者からの聞き取りにより行っているため、基本的には保護者からの異議の申し入れは発生しにくいですが、ある場合には事業所等、他に関わりのある方からの聞き取りを追加し総合的に判断する予定。

保護者からの聞き取りに基づくと説明を行う予定。

保護者からの聞き取りより加算対象と判定したが、保護者より異議のあったケースに対して、改めて聞き取りをし、支援の様子やサービス提供事業所からも状況を聞き取ることにより該当しないと判定した。はじめの聞き取りでは、保護者は児の大変さをアピールすべきとの意識が強かったことを確認した。

保護者から異議等の申し入れがあった場合には、再度聴き取りを行い、加算の再判定を行う予定。

保護者から聞き取りが不足している部分がないか再確認し（保護者、相談支援専門員、利用事業所）、再確認した結果に応じて個別サポート加算Ⅰを決定する予定。

保護者が記入するため、異議などの申し入れはありません。

保護者だけでなく支援者にも聞き取りを行い、再調査を行う。

保護者と調査内容を確認し、必要があれば再調査を行う。

保護者の意見を尊重し、再度ききとりを行い、判定する。

保護者の同意の上で相談支援事業所に連絡。支援者側と保護者で児童の状況を共有した上で、調査票の再提出をお願いする。

保護者の同意を得て加算を算定しているため現在意義申し立てはないが、あった場合は留意事項等を用い調査結果について丁寧に説明しようと考えている。

保護者の同意を得られれば再度調査を行う。

保護者の聞き取り・面接の実施。

保護者は支援の度合いが軽いと考え、事業所は重いと考えており、一致しないことがあった。結果的に保護者の意見を採用し判断を行った。

	<p>保護者への再聞き取り、利用事業所への聞き取り                  保護者や事業所からの聞き取りにより再調査を行う。                  保護者より申請書を提出してもらい、改めて保護者への聴き取り・事業所や学校への聴き取りを行い見直しを行う。                  本人の聞き取りを実施し、事業所等の支援者の意見とも照らし合わせ、再度、検討を行う。                  未定                  予定なし                  要旨を聞き取り、加算の必要の有無を事業所と確認してほしいと伝えている。                  利用している障害児通所事業所や計画相談事業所などの関係機関複数から調査を行う。                  利用事業所、相談事業所にも意見を聞き、加算決定をし直す予定。                  利用事業所を交えた再調査を実施する予定                  留意事項を説明しながら、再調査を行う予定。                  留意事項を伝達したうえで再調査する予定。                  "令和3年3月以前に給付決定済であった児童については、特に異議等の申し入れはなかった。                  令和3年4月以降については、個別サポート加算Ⅰの調査票を用いて調査及び加算決定を行っているため、異議等の申し入れがあった際には、判断についてご納得いただけるよう根拠について再度説明を行う予定である。"                  "令和3年9月時点では保護者からの加算決定に対する異議や申し入れに関する問い合わせはない。                  異議があった場合、対象児の支援を行っている事業所に対しても聞き取りをし、前述の聞き取り内容を加味した上での再判定を行うことを想定している。"</p>
町村	<p>「個別サポート加算Ⅰの調査項目を元に調査した」と伝える。                  "Q. 受給者証に「個別サポート加算Ⅰ」という印字があったので、意味をネットで調べました。これは、ウチの子の面倒を見るのが大変だから「その分の手間賃をかさ増ししてほしい」と事業所が申し出て、新しく追加したということですか？                  A. 調査票に基づく聴き取り調査の結果を踏まえて決定しております。児童発達支援については、ほとんどのお子さんが対象となる加算です。あなたのお子さんが格別手間がかかるから、というよりは、小さいお子さんにつきっきりになる職員さんの処遇を改善するためのもの、と捉えていただけたらと思います。"</p>

うちの子は重症ということでしょうか？という問い合わせが数件あり、適切な支援を受けるための加算と説明を行い、納得していただいた。

これまでそのようなことはない。異議申し立てがあった場合には、当初調査した者を変えて再調査を実施、再検討を行う。

これまで異議などの申し入れはない。あくまで、保護者が記入した調査票や、必要に応じて行った聞き取りに基づいて加算対象となれば、加算を決定しているため、そのことを説明する。

サービス提供事業所や相談支援担当者からも意見を聞き、総合的に判断する。

サービス利用申請情報の見直し

そのような事例はこれまでにないが、保護者に聞き取った後、事業所や相談支援事業所に再度確認を行い、加算対象かどうか再検討する。

できうる限り保護者の理解を深めるとともに希望に沿うよう検討する。

異議の申し入れがあった際の対応については、現在検討中。"

もう一度調査を行う。

意義があれば、その都度確認して変更するなどの手続きを行って行く。

意義があった際は申し入れの内容について話を聞き、必要ならば再度聞き取り調査を実施し再決定を行う。"

意義の内容を聞き取り、課内で相談し、後日対応方針を報告する。

異議の申し入れはこれまでなかったが、あれば加算の制度概要や、項目の判断基準等を説明し、必要があれば再度聞き取りを行う等の対応を行う予定である。

異議の内容に基づき、町職員が改めて調査を行い、判断する予定。

異議の内容を確認し再調査を実施した。

異議を精査し、速やかに対応する。

異議申し入れは特になし。あった場合、支援の必要性を説明する。

"加算決定にあたり、調査票についての聞き取り面談を必ず行なうようにし、項目ごとに確認をとっているため異議の申し入れがあったことはない。

今後、異議などの申し入れがあれば、事業所等から意見を聴取したうえで判断し、説明するつもりでいる。"

課内で協議し、加算の対象となりそうであれば、再度調査を行う

改めて保護者、事業所からの聞き取り、対象児の直接的な確認、必要に応じて医療機関等にも確認を行うことを想定している。

強度行動障害や身体的な支援の状況によって加算の対象となるかは判断される。本町では当該聞き取り表において、対象者の保護者等より発生頻度や内容、発生した状況等を1項目ずつ障がい者の支援区分の認定調査と同様に聞き取りを行っているためそれに基づき事実確認を行う。聞き取り内容に齟齬があるもしくは、聞き取った時点より変化があるのであれば、再度調査を行いその時点で変更の決定を行うこととなるを考える。

近隣市町村等へ同様の事例がないか問い合わせた上で、係内協議等により判断することが予想される。

決定した根拠を丁寧に説明する。それでも異議がある場合は、再度調査を行う。

検討中

検討中

検討中

現在、保護者からの異議はありませんが、もしあれば、再度指標を保護者とともに行い、計画相談支援事業所にも確認し決定する。

現在のところ異議はないが、今後あった場合は、口頭にて説明を行う予定。

現在まで、保護者からの申し入れはないが、あった場合には、保護者からの話や相談支援事業所、障害児通所事業所などへ聞き取りを行い、対応していく予定。

現在までに異議などの申し入れがあったことはないが、もしあれば再度聞き取り等調査を行い対応する予定。

"現在まで対応したことはない。個別サポート加算についての問い合わせがあった場合は、制度の説明、異議など申し入れがあった場合は再度調査を行い、確認する。"

現在申し入れはない。申し入れがあった場合には個別に検討し対応する。

現時点では異議など申し入れはないが、もしあった場合は加算を決定した根拠資料等を確認・説明する予定。

現時点では該当なし

現時点で異議の申し入れ等はないが、異議があった場合には内容を傾聴。第三者となる支援者の意見も聴取し、総合的な内容を勘案し対応したい。

現時点で異議申し立てはないが、あった際は都度再調査などして対応する。

現状では異議はないが、あれば再調査を行う。

現状では異議は出ておらず、想定していない。

現状は保護者に聴き取りしたうえで決定しているので、保護者からの異議など申し入れについては想定されない。

個別サポート加算Ⅰの制度や調査票の結果について説明する。

個別サポート加算に対する説明を行い、必要があれば、もう一度調査を行う。

個別サポート加算の内容について説明し、保護者、必要に応じて事業所に再調査を行い、加算決定について判断する。

個別に見直しのための調査を行い、該当/非該当を確認する予定である。

今のところ、そのような申し入れはないが、再調査を行うか内容を聞いて判断する。

今のところ、異議申し立てはないが、保護者が児童の学校やサービス利用事業所での様子を把握していることが必要だと思う。そのため、児童の状況を連絡報告することにより把握、共有できる体制が求められると考える。

"今のところなし今後あった場合は、保護者と一緒に調査票を見直すなど、再確認する。"

今日現在、異議の申し出はない。再度、保護者及び事業所に対して支給決定時の調査を行い、確認して、内容を精査する。

再調査・再確認を行う予定。

再調査・再検討

再調査し、結果を説明する。

再調査の実施等※調査票記入日時点までで異議等の申し入れはない。

再調査をする予定。

再調査を行う

再調査を行う

再調査を行う。

再調査を行う予定。

再調査を行う予定。また、相談支援事業所等の関係機関からも情報提供を依頼する。

再調査及び確認。

再度、違う職員が聴き取りを行う予定。

再度、調査を実施する。

再度加算決定に関する調査を実施し、決定に対してどのような事実を根拠に判断したのかを分かりやすく説明をする。

再度確認し、対象になるか、対象にならないかを保護者に説明して対応する予定である。

<p>再度確認する</p> <p>再度検討予定</p> <p>再度児の状況を調査し加算対象か否かの確認を行った上で保護者に説明し理解を求める予定。</p> <p>再度調査し、説明をして納得していただけるよう努める。</p> <p>再度調査を行い、内容について見直しを行う。</p> <p>再度調査を行うなどを予定している。</p> <p>再度調査等を実施する。</p> <p>再度聞き取り、事業所と確認。</p> <p>再度聞き取りを行い、加算対象に当たるかを再検討する予定。</p> <p>再度聞き取りを行い、事業所等にも確認し相違なければ変更申請を提出していただき翌月から変更する。</p> <p>再度聞き取りを行う。</p> <p>再度聞き取り調査を行う予定です。</p> <p>再度聞き取り調査を実施予定。</p> <p>再度聞き取り等の調査をおこなう</p> <p>再度聞き取り等を行う</p> <p>再度保護者に対し説明及び必要があれば再調査を行う予定。</p> <p>最新の状態に基づいた再調査</p> <p>支給決定後に異議申し立てが出ないよう、保護者への聞き取り時に調査票を確認してもらいながら調査を行っている。</p> <p>事業所と話し合いをしてもらう予定。</p> <p>事業所を交え調査を行いたい。</p> <p>事業所等から意見を伺う</p> <p>事例がないため他市町村等に事例照会を行いながら対応する</p> <p>事例がなく、その際に検討する。</p> <p>事例なし（異議などの申し入れがあった場合は評価内容等について説明し対応予定）</p> <p>異議があった場合は、再調査する。"</p>
--

<p>事例はないが、保護者から申し入れがあれば、調査・確認をする予定 次回更新時に調査・確認する 実際に異議が来た際にその内容を見て検討したい。 実施した調査票の見直しを行い、希望があれば再度調査票を用い加算の対象かどうか再確認する。 実績は無く、そのような想定もしていない。 障害児通所支援の利用者が5名、そのうち加算対象が3名でケースがほとんどないが、何かあった場合は県障害政策課と当町よりケースの多い近隣自治体に相談して対応を検討する 場合によっては再調査を行う予定。 状況に応じて、再調査等を行う 状況のききとりを行い事業所にも確認をし検討する。 申し入れがあった場合は、制度について理解を得られるよう説明する予定です。 申し入れがあっても再調査は行っていません。ただし、再調査を行うことも必要かと感じ始めています。 申し入れに応じ、必要な対応（加算の見直しや説明等）を行う予定である。 申し入れのあった時点での調査票を作成・提出いただき、加算決定内容が変更する場合は申し入れのあった月の初日から反映させる。 申し入れはないが、あれば自治体による再調査を実施する予定。 申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断。 申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断。 申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断。 申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断。 申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断。 申し入れ内容を確認、内容に応じ説明。もう一度聞き取りが必要であると判断した場合、再度聞き取りを行う。(ケースバイケース) 制度が始まったばかりのため、今のところは、事例がないので今後の検討課題としている。 制度の説明 制度の説明を行った上、必要であれば再度聞き取りを実施する。 制度の説明を詳細に行うことで保護者に理解していただくようにする。</p>
--

前回調査した相談支援員（もしくは保健師）以外の職員により、再度聞き取り調査を行う。

相談支援事業所および利用事業所に調査票の記入をお願いし、保護者記入のものと照らし合わせをし、大きな相違があれば必要に応じて担当者会議等を開いて検討する。

もしあった場合は、調査票を保護者・事業者とともに確認し、必要があれば訂正する。"

対象者が10月に転出し今後は対象者なしとなることから対応等の予定なし。

対象者の状況について、再度事細かに聞き取りを行う（予定）

担当保健師等、関係者で調査票の内容を確認し必要に応じて再調査を行う。

調査を行った者が事業所の場合は、調査内容が適切であるかなどの聞き取りを行う。

調査結果と、基準について説明し、必要に応じて再調査する。

調査結果を説明し、理解を図る。

調査項目と判定の内容を説明し、なお疑義が残る場合は、相談支援員や利用事業所の職員等、児童の状態を把握している者に聞き取りを行い、再度判定を行う。

調査時点では異議申し入れなし。今後あった場合には、調査票及び留意事項を用いて説明を行う予定。

調査内容との齟齬を確認するため再調査を実施する。

調査内容に関し十分説明し、理解を求める。

調査内容の確認。必要であれば再度調査。

"調査票などを確認し、必要があればサービス提供事業所に児童の状態を聞き取りを行う。その上で、再度調査が必要であると判断すれば調査を行う。必要なしと判断すればその理由などを説明する。"

調査票に基づいて決定していることを説明する。

"調査票の開示を行い、確認してもらう。再度、異議等あれば、町、関係者で話し合い再度調査を行う。"

調査票の結果を確認してもらう予定。

調査票の判定結果となぜそう判断したかを調査時の聞き取り内容から説明し、ご理解をいただく。

調査票を開示し、異議がある点について確認を取り調査票の訂正を行う。

調査票を確認し、必要に応じて再調査を行う予定

調査票を再度回答していただき、変更があれば変更決定している

	<p>調査票を示しながら説明する</p> <p>調査票内容を説明し聞き取った内容と、選択項目が相違ないか留意事項を踏まえた中で確認して頂く。</p> <p>直接、電話や訪問を行い、説明する。</p> <p>適宜対応(再調査など)する。</p> <p>"特にこれまで保護者への対応はなし。もしそのような異議申し入れがあれば内容を確認し、丁寧に説明予定。"</p> <p>特になかったが、あった場合は改めて制度について説明、調査をさせていただく。</p> <p>特に取り決めはないが、ケースが発生次第、課内審議の上、判断を行う。</p> <p>特に申し入れ等はなく、また今後あった場合に検討したいと思います。</p> <p>特に想定していない。</p> <p>必要に応じて再調査を実施する予定である。</p> <p>保護者が疑問に思う調査項目等を丁寧に説明し、個別サポート加算Ⅰの加算決定に納得していただけるよう努める。</p> <p>保護者が調査票の記入をしているため、異議の申し入れは想定していない。</p> <p>保護者へ聞き取りを行った調査の判定結果であることを説明する。</p> <p>保護者及び利用事業所、相談支援事業所に聞き取りを行い、判断する予定。</p> <p>本人の状況をよく知っている事業所や町の保健師等へ確認・再調査し、再度認定を行う予定。</p> <p>未定</p> <p>面談を行う予定</p> <p>"予定・臨時モニタリング会議等を活用し、関係機関を交えた場にて再調査を実施する。・実際に対象児童と保護者を含めた場にて調査を実施し、調査の正当性を理解してもらう。"</p> <p>予定していない。</p> <p>利用者（保護者）や利用事業所、相談支援事業所から聞き取りを行い、必要に応じて再確認・再調査を実施する。</p>
--	--

事業所からの異議申し立て

<p>政令指定都市</p>	<p>その都度、本庁課と協議する。基本は次の更新時まで再調査はしないが、身体状況の変化等やむを得ない理由があれば、変更申請をい ただいて今の状況で聞き取り等の調査を行い判定する。</p> <p>異議などの申し入れがあっても、受給者証の更新時に対応させていただくことを説明し、納得してもらう。</p> <p>改めて聞き取りを行い判断するなど、柔軟に対応。</p> <p>基本は保護者から聞き取りをしているため、申し入れは受け入れない。しかし、状況に応じて改めて調査等を行うことがあるが、その 際は事業所と保護者で児童に対しての認識（状態等）の相違がないように連絡を取り合ってくださいと伝えている。</p> <p>具体的に、どの項目について、異議があるのか確認を行い、再調査が必要であると判断できれば、再調査を実施。（再調査は、障がい支 援区分認定調査員が対応することが望ましい。）</p> <p>原則として保護者からの申出のみを再調査の対象としているため再調査は行わないが、必要に応じて申立てを受けた内容を記録し、次 回の更新時の調査の参考とする。</p> <p>現状申し入れはないため、申し入れがあった場合、個別案件として対応。</p> <p>再度調査を行う（変更申請を行う）</p> <p>再判定用サポート調査票を記入していただき、該当する場合は変更決定を行っている。</p> <p>事業所からの申出の場合は対応しない。</p> <p>状態像を丁寧に説明する。また状況に応じて再調査を行う予定。</p> <p>申し入れの内容を精査し必要に応じて見直し等の対応を行う。</p> <p>"制度の趣旨について説明を行い、理解を求める。</p> <p>加算の有無（個別サポート加算1の支給決定）についての申し入れのあった場合は、説明に加え、現在の児童の状態や環境、障がい特 性等を再度詳細に聴き取り、加算の決定内容について見直すことができることを案内する。"</p> <p>"聞き取り調査の内容に沿って、要件を満たしていないことを丁寧に説明する。</p> <p>聴き取り内容に相違があった場合などは、保護者へ事情を確認した上で再度聞き取り調査を行い、変更することも可能とする。"</p> <p>保護者に対し、事前に当該加算の内容の説明を事業所から行ってもらい、再調査に関する同意を得た上で、必要に応じて再調査を実施 している。</p>
<p>中核市</p>	<p>サポート調査票にて保護者への聞き取りを行った結果、加算対象外となったが、事業所から異議があった場合は、事業所からも児童の</p>

<p>状態の聞き取りを行い、加算の対象となるか再度確認を行っている。</p> <p>異議の申し出はないが、あれば児童面談を再度行う。</p> <p>"異議の申し入れなし。あった場合は、再調査を実施予定。"</p> <p>異議や申し入れ等があった場合は個別に対応する予定。</p> <p>異議等があれば、再調査を行い本人の身体状況等を勘案し直したうえで、個別サポート加算の可否を判断している。</p> <p>加算に該当するかどうか改めて見直した。</p> <p>"給付決定事前に事業者から意見があった場合は、保護者からの聞き取り調査に事業者からの意見を加味し判定を行います。</p> <p>判定後に事業者から異議があった場合は、保護者を通した再判定の依頼により、保護者からの回答と事業者からの意見を参考にして再判定を行います。"</p> <p>計画相談支援利用の児童であれば、相談員中心で対応を行い、セルフプランであれば市職員が対応する。複数の支援者から聞き取りを行い、しっかりと本人の実態をつかむ。</p> <p>決定に異議がある場合、事業所から保護者へ加算変更に関する説明をしてもらい、保護者の同意が得られた場合のみ、申請書、保護者が記入したサポート調査表、事業所が記入した対象児の様子を記載した調査票の提出を求めた。それらを用いて確認を行い、当課で変更が妥当の場合のみ変更とした。</p> <p>"個別サポート加算Ⅰの非該当児童について、事業所側から「加算に該当するのではないか」との問い合わせが入ったことがあった場合、下記対応を実施した（今までで7人程度）。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 事業所側から、電話等で児童の様子を大まかに聞き取り、過去の調査内容と比較する。</li><li>2) 比較の結果、再調査の必要があれば、事業所に訪問し、事業所職員からの聞き取り調査を実施する。</li><li>3) 再調査の結果、個別サポート加算Ⅰが該当となれば、新しい受給者証を発行する。</li></ol> <p>その際、事業所側から保護者に経緯を説明してもらう。"</p> <p>"個別サポート加算Ⅰが非該当である対象者から再度聞き取りを求められ、聞き取りを実施した。児童の状況等に変化があり、要望があれば再度の聞き取りは実施していく予定である。"</p> <p>更新のタイミングで見直しを行うことを説明する。</p> <p>再調査（状況により）</p> <p>"再調査の実施</p>
---

	<p>加算決定に至った経緯の説明"</p> <p>再度調査を行い、申請をしてもらう。判定結果に従い、申請の翌月から変更する。</p> <p>再度調査を実施する。</p> <p>事業所からの聞き取り以外に、相談員や保護者からも聞き取りを行う。</p> <p>事業所から個別サポート加算の必要性を訴えられた場合、再度相談支援専門員に確認を行う。</p> <p>事業所から聞き取りを行い、加算の対象になった場合は受給者証を保護者宛に送付しています。</p> <p>"事業所での対象児の状況をよく確認する。</p> <p>担当の相談支援専門員に確認する。"</p> <p>状況に応じて再調査を行う。また、市職員が直接本人が利用している事業者へ出向き、本人の様子を確認する。</p> <p>相談支援事業所及び事業所、場合によっては保護者の聞き取りを勘案して決定する予定。</p> <p>対象児が、複数の事業所を利用している場合、加算該当ありと判断した事業所について、該当なしと判断する事業所から異議あった。</p> <p>その場合、事業所の雰囲気、療育の内容によって、児童も態度を変えることができる場合があるのではと回答した。</p> <p>調査のやり直しをしたり保護者から聞き取った内容を伝えたりした。</p> <p>判断理由について説明。</p> <p>必要に応じて再調査を行い対応する。</p> <p>聞き取り時の参考資料として用いるため、事業所から事業所内での様子を調査票に記載し提出させている</p> <p>保護者、事業所へ再調査し、担当ケースワーカーも児の様子を確認した。</p> <p>保護者と事業所間で本人の状態像に対する認識に相違があり、異議があった。(保護者：非該当の認識、事業所：該当の認識) 保護者と事業所間での確認を依頼し、両者が同意した上で再度調査票の作成・提出を依頼した。</p> <p>保護者に個別サポート加算について説明後、再判定に行く旨伝えてもらう。</p> <p>保護者に同意を貰ったうえで再度サポート調査票を提出していただき、再判定している。内容に疑義がある場合は現地確認当を行っている。</p> <p>保護者より見直しの申請をしてもらい、調査票を用いて聞き取りをして加算決定の審査を行う。</p>
<p>特例市・特別区</p>	<p>"異議と言うほどではないが、個別サポート加算対象でない児童について、事業所の目線で支援度が高いと判断し市に申し入れがあった</p>

事例があった。実際、市で再調査をし、加算対象と再判定した事例はある。

サービス事業所には、加算の決定に疑義がある場合は、市に相談するように伝えている。"

異議など申し入れがあった場合、対象になる要件、調査項目を説明し、該当・非該当の理由を伝える。それでも異議などある場合は、個別サポート加算Ⅰについて事業所から保護者へ説明をしてもらい、保護者の同意等を得て再調査を行う。

加算対象にならなかったお子さんについて、保護者に加算の内容等について説明をした上で再調査、再認定ができることを案内している。

"加算対象外の児童の再調査依頼あり。事業所が保護者に対し説明・同意を得たうえで事業所が調査票を用いて判断し、市へ提出してもらい、職員が前回の調査内容と提出された内容の異なる項目について保護者に対し再度聞き取りを行った。

改めて聴き取り調査を行い、個別サポート加算Ⅰの対象となるか判断した。

基本的に、保護者の申告としているため、保護者の回答と支援の実態に相違がある場合については、ケースワーカーや計画相談事業所による訪問や電話確認を行い、改めて対象者の実態把握を行った上で、決定し直したケースがあった。今後にも必要に応じて同様の対応を行っていく。

給付決定時調査に基づいて決定している旨を説明したうえで、調査票と登録データに乖離がないか確認した結果を説明し理解をいただいている。

"現時点で異議などの申し入れはない。過去に、指標該当の有無について事業所から問い合わせがあり、下記のような対応を行ったため、今後、申し入れがあった場合は同じように対応を行う。事業所に対して聞き取りを行ったり、本人の様子を見に行く対応を行う。"

現状、意義などの申し入れはありませんが、申し入れ等があった場合は、事業所及び保護者から見たお子さんの実態像のすり合わせをしていくことが必要と考えます。

再調査を行い、決定に変更があった場合は翌月分からの変更決定を行う。

再度、事業所と保護者双方から聞き取りを行い、結果を事業所に連絡した。

再度の聞き取り調査を行った。

再度支援者への聞き取り・調査を行い見直しを行う。

再度調査票を確認し、必要であれば再調査を行う。

市が給付決定時に行った保護者への聞き取り調査の結果をもとに加算決定していることを説明する。

市で直近に調査を行っている場合は市の決定を優先し、R3.3以前にしか決定を行っていない場合等は事業所より調査票を提出してもら

い、聞き取りを行った上で再決定している。

指標該当=加算サポート I としているが、これまでとチェック内容は同じであっても、点数配分が変わったことで、指標該当なしであったケースで加算サポート I に該当するケースが増えた。そのために、このケースは指標該当しないと思うのだがという問い合わせがあった。点数配分が変わったことを説明した。

指標該当児であったのに加算対象外であることについて疑義があった。保護者に確認していることを伝え、1年ごとに受給者証の更新時に見直すため、更新時に保護者から質問などあれば対応してほしいと伝えている。

事業所が、再調査への承諾を保護者から得たうえで、訪問での再調査を行った。

事業所に出向き、再調査を行った。

相談支援事業所で行った調査内容を確認し、事業所の申し入れとの差異があれば再調査を行う。

丁寧に説明する

調査結果に不服があり、再調査を希望する場合は事業所からその旨を保護者に説明してもらい、同意が得られた場合は保護者から担当課にご連絡いただくよう案内している。事業所と保護者の間で児童の状態像の捉えが違っていた場合のトラブルを防ぐことや、「在籍園・校」「事業所」「家庭内」と全ての様子を把握しているのは保護者であるという考えから、本市では聞き取りは原則保護者から行っている。

調査内容を伝え、異なる様子があれば事業所から状況を聞き取る。その際、児童の状態と決定が異なると判断した場合は、家族の同意を得た上で改めて事業所と保護者の2者で調査票に記入をしていただいたものを提出してもらい、確認する。

必要であれば再調査する。

別途面談調査日を設け、市職員と保護者（同席可能であれば児童）への聞き取り調査を対面又は電話にて行い、改めて該当可否を判断したうえで支給決定を行う。

保護者から提出された調査票を基に算定したことを伝え、必要に応じて事業所での様子を聴取したり、計画相談導入児童であれば相談支援事業所から日頃の様子を聴取する。

"保護者から聞き取りのやり直しを求める旨の連絡を区に入れてもらう。

保護者への再聞き取り。

保護者に確認した調査によるものであると事業所に伝えた。"

保護者と事業所で差異があった場合は、両方に聴き取りを行い、どちらの状況がより児童の状態に近いのかを判断する。（複数事業所を

	<p>利用していた場合は、全ての事業所に確認をとる)</p> <p>保護者に対して決定しているので、事業所からの異議については一切対応していない</p> <p>保護者の利用者負担に関わることから、保護者からの申し立てがあるときに再調査を行い、保護者から聞き取りを行っているが、本来加算対象者となると思われる人に加算がついていなかったり、判定のばらつきが見られていると意見があった。調査を行う職員間で考え方を統一するために、留意事項を参考に勉強会の開催を検討している。また、事業所へ再調査は随時受け付けていることや、判定状況が現状とあっていない人がいる場合には、事業所から保護者の方へ再調査を促すよう周知する予定である。</p> <p>保護者への説明をしてもらい、保護者からの申し入れがあれば上記同様の対応を行う。</p> <p>令和3年2月19日付け厚生労働省社会・援護局傷害保険福祉部障害福祉課発事務連絡「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」に基づき、乳幼児等サポート調査については申し入れを受け、見直しを検討したが、就学時サポート調査については給付決定時での見直しとした。</p>
一般市	<p>"(加算対象にならなかったケース)</p> <p>保護者の聞き取り内容と、事業所側から見た対象児童の様子等を比べ判断するが、保護者の聞き取り内容を重視。次回の更新時に前もって事業所に聞き取りをした上で保護者の聞き取りを慎重に行い判定する。"</p> <p>「この児童が加算対象になっていないのはおかしい」といった問い合わせがあった場合には、事業所からの聞き取りを実施した。</p> <p>「保護者からの聞き取りに基づいて加算決定を行っているため、基本的には事業所からの申し入れタイミングでの判定し直しといった対応はできない。更新時に聞き取りを行っているので、そこで、あくまで聞き取りに基づいて判定した結果対象となることもある」とお伝えするようにした。</p> <p>R3年4月の制度開始に際して加算非該当とした児童に対し、事業所から「加算に該当するレベルの児童と思われるがいかがか」という問い合わせがあったため、事業所を訪問して児童の様子を確認し、「保護者と協議のうえ、保護者から変更申請を出していただき、あらためて聞き取り調査を行いたい」と回答した。</p> <p>これまでに異議等の申し入れはない。事業所からの異議があった際は、加算対象者であるかどうか再度市が家族に聞き取りをして判断を行う。</p> <p>これまで異議の申し入れはないため、申し入れ内容に応じて対応を検討していきたい。</p> <p>これまで事例はないが、異議等の申し入れがあった場合、保護者からの聞き取りを行った際の情報及びさらに具体的に聞き取りを行っ</p>

た上で、再度加算決定の検討を行う予定。

これまで申し入れは無し。主張を確認し、必要な場合は再調査を行う。

サービス事業所や相談支援事業所から異議があり、事業所から聞き取った状況を勘案し、加算の判定を変更したケースが9件（児発1件、放デイ8件）あった。今後も意義申し入れがあった場合には同様の対応とする予定。

サービス提供事業所、相談支援事業所、保護者からの聞き取りを行い、再度判定を行う。

サービス提供事業所から申立書及び調査票をもらい、今一度相談事業所から保護者に確認を行ってもらった。

サービス提供事業所でのサービス提供時の児童の様子観察を行う。

サービス提供事業所や相談支援事業所から児童の様子、現在の支援内容等について聞き取りを行い、再度、加算該当の有無について確認、検討を行う。

サポート加算追加の求めがあれば、保護者の同意のもと、調査票の提出を依頼する。

その児童の状況を勘案し、必要がある場合は、改めて加算の判定を行う。

その時点での再判定を行う。

どのような点で個別サポート加算の該当になりそうなのか、書面にて提出依頼。保護者の負担額等にも関わってくるためその点も事業所より連絡してもらう。その後書面を確認し、保護者と面談。該当にならなかった場合には、ならなかった理由を説明。もし変更となった場合には、面接時点からの変更で受給者証を作成する。

"なし。異議申し立てがあった場合の対応は未定。"

"まず、事業所で相談事業所を通して保護者と相談することを依頼する。その後、再調査が必要になった場合は調査票を提出してもらい、自治体と相談事業所で再検討を行う。"

まず、保護者の同意を得て、調査票を市役所に提出してもらうように依頼し、調査票が提出されたら加算の決定をし直しました。

意義の申し入れは今までにはないが、再度保護者・事業所総合から聞き取りを行う予定。

意義等の申し入れがあった場合は再調査を行う予定。

異議があった場合は、事業所へ聞き取りと通所時の対象児の様子を見に行き、再調査を行っている。

異議がないため対応しておらず、対応方針も決めていない。

異議が申し立てされたことはないが、もしあれば相談支援事業所への聞き取りを実施し、再判定する。

異議などあれば、事業所から言ってもらえれば、再度改めて調査を行う旨を通知しているが、そのような異議は一件もない。

"異議などはこれまでなかった。  
申し入れがあった場合、相談支援事業所と協議する。"  
異議の申し入れは、現在のところきていない。あった場合には実態把握のため、事業所へ出向き調査を行うなどの対応が必要と思われる。  
異議の申し入れもなく、予定もなし。  
異議の生じている部分について、再度聞き取りなど調査を行う。  
異議の内容を聴き取り、必要に応じて再調査・確認作業を行うこととする。  
異議は今のところないが、自宅での生活状況を聞き取り、事業所が普段見えない部分でどのような支援が必要、または不要なのかを説明し理解を得る。  
異議申し入れがあった場合は、調査結果の内容に基づいた決定であることを説明し、調査結果と実査の状況に相違があれば再度調査を行う。  
異議申し入れがあった場合は相談支援専門員とサービス提供事業所、保護者、自治体職員の間でケア会議を開いて加算決定の判断材料とする予定。  
異議申し立てがあった場合は丁寧に説明をする見込み。  
異議申し立ての申し入れはない。異議の申し入れがあった場合は、個別サポート加算Ⅰの説明と調査票を開示し説明を行う。  
加算が外れる判定は、事業所らの聞き取りも必須として行っている。判定後異議があれば、事業所と保護者、相談支援事業所等から聞き取りを行い、再判定を行う予定。  
加算が無かったことについて、異議がありました。異議があった事業所から対象児に関して聴取を行い、加算の有無について再検討を行った。  
加算なしの児童については、事業所の状況を聞かせてもらい、相談支援専門員に状況確認し、加算対象とする状況であれば、保護者に連絡して同意を得られた場合、加算対象とする。  
加算の開始のR3.5月頃に、加算対象児童の決定を市町村でなく、事業所が権限を持つべきである、との異議の申し入れがあった。制度について説明し、調査票等を用い、客観的に判断し支給決定するものであることを説明し、理解を求めた。今後も申し入れがあった場合は、都度、説明していく。  
加算の決定内容と児童の現在の状況とで差異が認められる場合は、相談支援事業所から調査票を再提出してもらい、変更する対応をし

た。

"加算の対象ではないのかとの申立てが事業所よりあった。保護者より申請書を提出してもらい、改めて保護者への聴き取り・事業所や学校への聴き取りを行い見直しを行った。"

加算決定により当該児童への支援に影響が出ているのであれば見直しを検討。(これまでに事例はない)

加算決定に対する異議があった場合、事業所の意見を基に再度加算決定を行った。

加算決定または不決定を判断した際の調査票等の確認をし、必要に応じて再調査を行う。

加算対象者か相談支援事業所に確認した。

家と施設で異なる状況があれば、事業所への聴き取り等で再調査を行う。

家庭と学校・事業所など、場所によっての違いがないか確認し、必要に応じて再調査を検討する。

改めて聞き取り等を行い、それに応じて内容の精査を再度行い対応していく予定。

改めて面談を行い、状況を確認する。

該当の児童の状態について、担当の相談員と市職員とで協議し、加算の有無について再調査を行う。

関係機関への聞き取りを行い再判定を行う予定

関係機関や専門機関からの情報収集をもとに判断していることを伝えること。要望があれば、再調査することを提案する。

基本的に、保護者からの聞き取りで決定を行っているため、通所事業所より、事業所での状況からすると加算対象になると思われるとの意見があった場合は、事業所からの意見として、聞き取り内容に追加させてもらい、再度判定している。

基本的にサービス提供事業所の職員からの聞き取りは行っていない為、「加算が付かないことが実態とかけ離れている場合においては、保護者にその旨を説明した上で市役所に改めて加算の見直しの為にお越して頂くよう依頼して欲しい。また、その際には加算が付くことによって自己負担が増える可能性があること、加算の見直しを行ったとしても加算が付かない可能性もある事を説明するように」と案内を行っている。

基本的に保護者への聞き取りで加算を決定している。異議など申し入れがあった場合は、事業所と相談事業所に聞き取りを実施し総合的に判断する。

近隣政令市において、児童発達支援利用者全員に個別サポート加算Ⅰを対象とする対応をとったため、なぜ全員対象にはならないのか、調査項目に対しての加算対象がどういった基準で判断されるのか一つ一つ説明し、対応しなければいけなかった。

計画相談員、市の保健師に聞き取りを行い、審査をした。

決定に至った調査結果を説明し理解を得る

"圏域の自立支援協議会で検討し、鳥取県中部圏域では加算決定にあたっては相談支援事業所の相談専門員の記入した調査票を提出してもらうことに統一した。

サービス利用のモニタリングをしている相談専門員の判断を参考にすることを、事業所には通知済のため、理解は得られるものと考えている。"

検討中。(次回の受給者証更新のタイミングや、児童発達支援から放課後等デイサービスに切り替わる時期など、再調査を実施する時期は検討する必要があると思われるが、未定。)

見直しの依頼を受理した場合、事業所への訪問や事業所からの調査書類等から、支給決定の見直しを行った。

原因が(3)だったため、保護者から聞き取った内容だけでなく、サービス提供事業所や相談支援専門員から児童の状態を聞き取り、加算に該当するかどうか再検討を行う。

原則として、事業所から保護者へ再判定の必要性を伝えていただき、保護者からの連絡があれば改めて聞き取り調査を行う。

現在のところ異議などの申し入れはありませんが、支給決定通知に不服申し立てについて教示しておりますので、審査請求をご案内する予定です。

現在のところ異議申し出はないが、事業所での様子を確認し、他の関係機関等にも聞き取り調査を行い、決定する。

現在の本人の様子や調査時の保護者や相談センターからの情報から行っていることを説明した。

現在まで異議などの申し入れはなかったが、今後、申し入れがあった場合は見直しなども検討予定。

現在まで異議申し立てはないが、今後あった場合は家庭での様子とサービス提供事業所での様子を総合的に判断し、事業所や相談支援事業所からの聞き取りも踏まえて判断する旨を伝える。

現在相談事業所によって、保護者からの聞き取りを行っているため、万が一サービス提供事業所から異議があった場合、本人に関わるサービス提供事業所へも個別サポート加算の聞き取りを行い、市町村で総合的に判断する予定。

現在提出されている調査票の内容を確認したうえで、現在の児の状況について聞き取りを行い、相違があるか確認する。

現時点ではそのような申し入れはないが、今後、利用しているサービス提供事業所から合理的な理由に基づく再判定の求めがあった場合、再判定の実施を検討する。

現時点ではないが、あった場合、保護者からの聞き取り等を再度行い、関係機関含め再調査を検討する。

個別サポート加算Ⅰが新設された当初は、サービス提供事業所より「なぜこの児童は加算対象なのにこの児童は違うのか」「この児童よ

りもこの児童の方が支援が必要」という旨の電話があった。「本市では全児童保護者による聞き取りで決定をしている」と説明し対応した。現在、個別サポート加算Ⅰについての異議などはない。

個別サポート加算Ⅰに該当すると申し入れあり。再度保護者と事業所の代表を窓口へ案内し、双方から入念に聞き取りを行い、該当すると判断した。

個別サポート加算Ⅰの算定基準について説明、保護者からの聞き取りをもとに加算決定の可否を決めていると説明。

個別サポート加算Ⅰの制度の説明、必要に応じて再度聞き取りを行う。

個別サポート加算Ⅰの対象になりそうな児童がおり、加算対象の見直し頻度を増やしてほしいとの相談があったが、今後検討すると回答している。

個別サポート加算の再判定を求められたため、保護者の申請をもらった上で保護者・事業所から聞き取りを行った。

個別サポート加算の説明を行い、納得しなければ再調査を行う。

個別サポート加算非該当の結果に対して、「該当ではないか」との問い合わせは随時ある。その際には、サービス提供偉業所から保護者に再調査について説明し、承諾を得た上で、「事業所としての評価」を書面にて提出していただいている。

厚労省からの留意事項を参考に対処を予定している。

口頭で保護者等から聞き取りを行い、個別サポート加算Ⅰの可否を再決定しました。

更新のタイミングで、個別サポート加算（1）が外れたときに、事業所から「どうしてなのか」という問い合わせが入ることがある。その場合、事業所にて再度聞き取りを行ってもらい、サポート調査を提出してもらおうよう伝える。その際、家族には加算の趣旨をしっかり説明するように依頼する。

更新時に保護者から聞き取りをした結果での判定であると説明し、ご了承いただいている。

今のところ、異議などの申し入れはない。今後そうしたことがある場合には、申し入れの内容により対応を個別に検討する。

今のところはないが、本人の状況を確認し適性な調査に基づき判断する。

今のところ異議申し入れはないが、あった場合は再度調査を実施する。

"今のところ申し入れがあった事例はない。あった場合には、保護者に対して個別サポート加算について説明を行ったうえで、同意を得られれば再度調査を行う。その際は判定基準等を明確に示し事業所、保護者の理解を得られるよう努める。"

今まで異議などの申し入れはないが、もしあれば再度、保護者や通所する事業所等より聞き取りを行い、決定をし直すこととする。

今まで事業所から加算につき異議はない。今後異議が出てくる場合には、再度市の職員が加算対象者か児童・保護者に対し調査を行う

<p>だけでなく、事業所に調査票の提出を依頼し、その内容を精査した上で決定を行う。</p> <p>再調査</p> <p>再調査</p> <p>再調査する。</p> <p>再調査の実施</p> <p>再調査の実施。</p> <p>再調査を行う。事業所での状況を詳しく聞き取りを行い、保護者からの聞き取りに加えて総合的に判断を行う。</p> <p>再調査を行う予定。</p> <p>再調査を実施。</p> <p>再調査を実施する予定</p> <p>再度、「サポート調査・給付決定時調査調査票」にて事業所及び保護者に対して聞き取りを行いながら決定する。</p> <p>再度、事業所と保護者から聞き取りを行った。</p> <p>再度、事業所の担当・保護者に聞き取りを行った。</p> <p>再度、保護者及び関係事業所への調査・確認作業を行う。</p> <p>再度の聞き取りを実施する予定。</p> <p>再度事業所からも聞き取りを実施し、調査結果等を説明する。</p> <p>再度事業所及び保護者からの聞き取りを実施し、該当するかどうか調査を行った。</p> <p>再度聴き取りを行う。</p> <p>再度調査し、調査判定結果が正しいかを見極めた上で、判定に至った理由を説明する。</p> <p>再度調査を行い、保護者からの聴き取りも併せて判断する。</p> <p>再度調査を行う</p> <p>再度調査を行う。</p> <p>再度調査を行うか検討する。</p> <p>再度調査票に基づき説明を行う。(今まで非該当の対象児もいたが、特に異議申し立ては発生していない。)</p> <p>再度聞き取り調査を行う</p>
---

再判定の申請を保護者に行うように依頼。その際の調査票の記入は事業所と保護者で一緒に記入するように依頼している。

市の調査結果に異議がある場合は、事業所にて再度調査を実施して良いとしている。

指標該当ではないかと質問があり、再調査したケースが数件あった。

指標該当調査と同様の取扱いでよければ、保護者にも了解を得て再調査を行う。再調査では保護者、事業所職員両者同時に聞き取りを行う予定（報酬、利用者負担に影響するため両者が納得した調査内容とする必要があるため）。同様の取扱いがなければ、更新の際に保護者、事業所職員両者同時に聞き取りを行う予定。

事業所（複数利用の場合は他事業所も含む）、支援員、保護者等関係機関や関係者と情報共有の機会を作る

事業所、保護者に再度ききとりを実施

"事業所から、非該当者について再調査の依頼があったケースがある。再度の聞き取りや事業所への訪問等を行い、本人の状態確認の再調査を行っている。"

事業所からの異議申し立ては、加算の決定がなされていない場合であると考えられます。対象児の保護者に対して、事業所から異議申し立てがあったことを伝え、事業所及び保護者へ再度聞き取り調査を行う予定です。

事業所からの求めに応じ、再調査（聞き取り）や相談支援事業所との連携をとるよう依頼する。

事業所からの申し出に基づき、保護者に対して個別サポート加算の調査票の再度の記入・提出を依頼する。

"事業所からの申し入れがあり、令和3年3月までに調査を行った児童に対しては、従来の給付決定時調査に基づいて個別サポート加算の判定をしており、その児童からの異議等申し入れがあったので、新たな基準の判定読み替えを行った。

読み替えた判定に対しても不服があれば、保護者や事業所に対して再調査を行う予定。

新たな基準での判定を行っている児童からの異議等申し入れがあった場合は、保護者の許可が得られれば、保護者や事業所に対して再調査を行う予定。"

事業所からの申出があり、支援員に再度聞き取りをし、加算の見直しを行った。

事業所からの聞き取り調査と、保護者からの聞き取りを別々に実施し、併せて判断するようにする。

事業所からも調査票を作成してもらい、内容を精査したうえで、該当すると判断した場合は翌月から加算対象にするなどの対応をしている。

事業所から異議があった場合は、サービス事業所、計画相談事業所等から同内容の聞き取りを実施し、その回答によって加算に該当する場合は加算を認めている。

事業所から異議があった場合は、保護者にも納得いただいたうえで、事業所で行ったサポート調査を保護者に持参いただき、再度調査を行う。

事業所から異議の申し入れがあった場合、事業所からの聞き取り後、状況に応じて再調査する等の対応をしている。

事業所から一度相談があった。本市では基本的には申請のある保護者から聞き取りを行っている。放課後等デイサービス事業所からの児童は対象にならないのかと相談があった。基本的には親御さんからの聞き取りを優先しているが、事業所からの意見を聞くことも必要に応じて対応していくことにした。

事業所から加算の見直しを希望されたが、調査員が客観的に聞き取りをし、給付・課内で確認をして公正に決定をしている。これを事業所の希望で見直しをしてしまうと信頼性が担保できないと返答した。併せて、現状から大きな変化があった場合には見直しを検討すること、毎年見直しがあるため変化する可能性がないわけでは無い旨伝えた。

事業所から支援の状況や児の状態等についての聞き取りも追加し、対象者となるか再度検討する。

事業所から詳細に聞き取りを行い、再調査行いました。

事業所から状況を聞き取り、該当する場合は加算の決定を追加している。

事業所から相談はあったが、意義はなく、意義があれば内容を聞き取り対応について検討する

事業所から聞き取りを行い、確認が取れた場合には、個別サポート加算の決定に反映させている。

事業所から保護者に説明・承認の上、再調査、再提出、翌月より適用

事業所から保護者に連絡してもらい、保護者の了承が得られた後、再度聞き取り調査。

事業所から保護者へ、市の担当課に再判定の申し入れをするよう話をしてもらい、保護者からの申し入れがあった場合に聴き取りのし直しと加算の再判定を行う予定。

事業所から問合せがあった場合は書類を再度確認し、その旨説明しています。

事業所が記入した調査票を市へ提出を依頼し、保護者からの聞き取りと併せて検討し、加算対象か否か判定を行う。

事業所ごとの判断では加算決定に偏りが出るため、相談支援事業所が客観的な立場から調査を行っている旨を説明。

事業所での子どもの様子の聴取。

事業所での児童の様子を書面にまとめてもらい、事業所が記入した調査票とともに提出してもらった。

事業所での様子の聞き取りと、保護者からの聞き取り内容の説明を行い、調査内容の変更の必要性等を判断する。

事業所での様子を聞いたうえで、最初に保護者に聞き取った調査内容と異なる項目があれば、その項目について再度保護者に聞き取り

調査を行う予定。  
事業所での様子を聞き、再度確認作業を行う予定。  
"事業所での様子を聞き、調査表の再作成をする。個別サポート加算の決定に変更があるようであれば、保護者の方に説明をし、再作成した調査表の内容の聞き取りをしてから変更の申請をしていただく。"  
事業所と自宅で児童の状態が違う可能性を鑑み、事業所から保護者に対する制度の説明及び再調査をしていただき該当する場合は申請月の翌月から決定する。  
事業所と調査票にて確認作業を行う。  
事業所と保護者の間で対象児の状態像の考え方の違いがあったり、有効期限の間に状態像が変わったりした時に、事業所から個別サポート I 決定の見直しの依頼があった。担当の相談支援員を交えて、再度調査票を記入してもらい、市が個別サポート I を決定した。  
事業所における、当該児童に対する支援の状況について聞き取りを行う。併せて、保護者への聞き取りも行い、支給決定内容の妥当性について確認を行う。  
事業所にて対象児の様子を見学し、直接担当者から聞き取りを行った。  
"事業所には、3月末に個別サポートについての説明文を送っている。そのため、個別サポートをつけたいと考えている事業所は、保護者に十分な説明をし、子どもの表れについて両方で共有して提出をしていただくようお願いしている。更新申請の時期に個別サポートがつかない児童もいるため、事業所としては必要と判断される児童であれば、同様の手続きをしていただく。"  
事業所に対しては、中立的な立場である相談支援専門員の意見を尊重する旨伝え、決定に疑義があれば、最終的に事業所と相談支援専門員で協議してもらうこととした。  
事業所に調査票を記入してもらい、改めて自治体主管課職員が留意事項に即しているか確認をしながら、再調査を行う予定。  
事業所の職員からの聞き取りを行い、保護者への説明も事業所から行ってもらった。  
事業所の職員から聞き取り調査を行い決定する。  
事業所の調査票の内容も踏まえての給付決定であったため、見直しは行わず、更新時に再度調査を行う旨説明している。  
事業所の利益に関わるため、客観的に判断できるよう相談支援専門員に調査票の作成を依頼していることを伝えた上で、事業所又は市から相談支援専門員に連絡し、加算の見直し依頼があった旨を伝える。相談支援専門員が事業所等に確認した上で、見直しが適切であると判断した場合は、調査票を市に再提出する。  
事業所は保護者への説明と調査票の作成を行う。調査票は保護者を通じて市へ提出する。児童が複数事業所を利用している場合は、利

用日数の多い事業所がその他事業所の意見を取りまとめて調査票を作成する。  
事業所へも聞き取り調査をした。  
事業所へ調査を行い、保護者への調査と照らし合わせ、加算の対象となるか検討する。  
事業所へ乳幼児等就学児サポート調査票を送付し、記載してもらい、それを基に再度判定を行う。  
事業所へ訪問し、実際に本人の様子を見させていただいた上で、事業所だけでなく保護者や関係者へ聞き取りを行い、検討を行うこととした。  
"事業所より保護者に対し、市に対して再判定の申し立てを行うこと及び情報提供を行うことの同意を得た上で、書面（市独自の様式）にて異議の申し入れをしていただいている。市は、必要に応じて再度保護者への聞き取りを行う等し、再判定を行っている。再判定の結果、個別サポート加算Ⅰの対象となった場合は、再判定の判定結果の日をもって個別サポート加算Ⅰの加算決定を行っている。"  
事業所側で行ったアセスメントをもとに乳幼児等・就学児サポート調査票を作成し提供してもらい、それをもとに担当保健師と検討し判断を行った。  
事業所内での状況を聞き取りし、担当で再考。検討をした結果加算を可としたケースがあった。  
事業所内での様子についても聞き取りし保護者への聞き取り結果も勘案して判断する  
事例なし。申し入れ等があった場合は、再度調査を行うか、前回の記録を見て説明する。  
事例はこれまでないが、仮にあった場合は、現在申請者への口頭調査であることから、当該児本人を確認するなどし、改めて給付の可否を決める。  
児童の日常の一連の動作や行動上の面で、支援がどのくらい必要なのか・保護者が困っていることや悩んでいることを市や事業所がより具体的に把握できるようになるという、調査の目的について改めて説明する。一律にすべての児童が加算の対象になるのではなく、保護者や相談支援事業所等の関係機関から聞き取りを行い、日常生活の中でどの程度サポートが必要かどうかを判定していることを伝え、事業所が適切に加算の請求ができるよう説明をする。  
児童通所事業所からの異議などの問い合わせがあった場合、相談支援員に確認し、保護者に確認の上、再調査して加算決定を行った。  
自治体から保護者へ書面及び口頭で調査を行っている旨を説明している。  
自治体主管課職員より、内容の説明をする予定。  
自治体職員が保護者から聞き取った内容で加算の必要性がないと判断したケースでも、普段客観的に自動とかかわる事業所の職員にとっては、支援の必要性があり加算の対象であると申し出があった場合があった。事業所の判断材料を聞き取り、それを参考にして加算

の見直しを行った。

自宅では全く手がかからないのに対し、サービス支援事業所で個別サポート加算の依頼があった場合、事業所から調査票を提出していただき、保護者に具体的に支援の度合いを説明する等協議して決定する。

実際の状況とは異なるとの申し出があった場合、まずは事業所より保護者に話をしてもらい、保護者の同意がとれた段階で改めて事業所より聞き取りを行い、加算の変更となった場合には加算変更後の受給者証を保護者宛に送付する。

実績なし。都度対応する。

受給者証の更新時に保護者への調査票のききとりにて決定しているため、事業所がその決定に異議がある場合は、事業所から保護者へ説明し、保護者が納得した場合のみ、事業所と保護者へ来てもらい、再度調査票のききとりを実施する。※再調査を実施したケースはなし。

事業所から、「対象児童は加算対象外となっているが、対象では」との問い合わせが複数あった場合、保護者からの申し出があった場合はには個別サポート適用について確認すると返答しました。

問い合わせのあったほとんどのケースは見直し後、適用した為加算をつけました。"

状況を確認し、調査票に該当すれば加算対象とする。

職員による再調査の実施を行った・行う。

新たに加算の対象となりそうな児童がいる場合、事業所から保護者に対して丁寧な説明をしてもらい、保護者に変更申請をしに窓口に来ていただいた。その際、再度調査を行い見直しを行った。

申し出があった際は、再度調査を行い、該当の可否を説明していく。

申し出があれば再調査を実施する予定。

申し入れがあった場合は、申し入れの内容に応じて相談支援事業所に再調査を依頼する予定。

申し入れがあった場合は、調査票の内容をもとに説明する。

申し入れがあった場合は、調査票の判定内容を保護者に確認してもらい、もし変更する場合は、保護者の同意を得るようにする。

申し入れ内容を吟味し、保護者、また本人と関わりのある第三者の意見も参考にしながら対応する。

申出の内容をよく聞き取り、必要であれば、再度調査を実施する。

申し入れの趣旨を確認し、必要性が認められ、保護者からの了承が得られれば再調査による対応を行った。事業所からの申し入れのみをもって再調査を行うこととはせず、保護者より市に相談するよう伝えてらもうことを事業所に依頼した。

制度の主旨を説明し、理解を得る（予定）  
相談支援員・保護者等と連絡を取り、事実関係を確認後、必要があれば修正を行う。  
相談支援員から対象児童について聞き取りを行い、加算決定をしました。  
相談支援事業所、サービス提供事業所、かかりつけ医師等に本人の状態を確認し、再度加算対象者かの検討を行う予定。  
相談支援事業所、他の利用事業所への聞き取りを行う。  
相談支援事業所、保護者に対して、確認、調査を行う予定。  
相談支援事業所に依頼し、異議の内容に係る状況の確認を行ってもらう  
相談支援事業所に再度の調査票の提出を求めることを検討する。  
相談支援事業所担当者と自治体職員とサービス事業所担当者の3名で協議して決定する。  
"相談支援専門員が申請者・本人と面談し、再度、聴き取り調査を実施  
（調査票に聴き取り担当者名と保護者名を記入）"  
相談所の調査により決定されていることを説明したうえで、納得いただけない場合は再度調査を行う。  
相談内容を聞いて、内容に応じてその都度対応。  
対象児とそうではない子と比べたときに、そうではない子も対象になるのではという問合せがあった。その子が外国籍の子であり、親からの聞き取りが不十分であった可能性があるため、当該事業所及び計画相談支援事業所へも聞き取りを行い判断した。  
調査した結果を伝え、必要に応じて再調査を行っている。  
調査に不備が認められるような場合には、必要に応じて再調査を行う予定。  
"調査項目のどの項目について事業所と見解相違があるかを確認し、その点につき対象児童を再度調査。  
事業所の主張が適当であれば加算対象とする。"  
調査項目の見直しをし必要であれば再調査を行う。  
調査時から子どもの様子に変化があった場合は、相談支援員がサービス担当者会議を開催した上で変更申請を行い、加算対象とした。  
調査時点と状況が変化しており、加算該当になりそうだと連絡があったため、相談支援事業所を通して、調査票を提出するよう依頼し、加算の見直しを行った。  
調査内容を確認し、必要があれば保護者の同意を得て再調査等を行う。  
調査票に基づく決定であることから、調査票の内容について確認いただき、必要に応じて加算算定に関する聞き取り調査を行う。

<p>調査票の再確認、再調査を行った。</p> <p>調査票の再提出を求め、給付決定をした。</p> <p>調査票の内容を尊重し、決定は変更していない。</p> <p>調査票の内容確認を行う。</p> <p>調査票を提出してもらい、判断する。</p> <p>調査票確認の上、必要に応じ、再調査する。</p> <p>通所支援事業所からの申立てがあった。その際は事業所が保護者に同意を得た上で市が直接保護者または相談事業所に聞き取りを行い、再度判定作業を行った。</p> <p>通所事業所、計画相談員、基幹相談支援センター職員に確認を行い、再判定を行っている。</p> <p>通所先と自宅で本人の様子が違う場合があるため、その部分を事業所と保護者で確認してもらい、改めて保護者から聞き取りをする。</p> <p>通常の対応と同様である。</p> <p>適宜再調査を行い決定の見直しを行っている。</p> <p>当該加算の支給決定をしていない児童について、加算の対象になるのではないか、支給決定期間の途中で調査・加算の決定は可能かとの問い合わせが1件あった。保護者からの聞き取りを基に決定していることを説明し、当該児童の更新月が間近であったこともあり、調査等の対応は行わなかった。</p> <p>特定の課後等デイサービス事業所が作成する調査票では加算対象に該当することが非常に多く、複数事業所を利用している場合、他事業所から加算対象にはあたらないのでは？と疑義があった。この際には、調査票の作成を行った事業所に改めて調査判断基準を確認するよう伝え、次回更新時には、保護者及び他事業所とも内容を確認しながら調査票を作成するよう依頼をした。</p> <p>内容を聞き取り、必要であれば再調査を行うつもりである。</p> <p>乳幼児サポート調査票、入学時サポート調査票を提出してもらう。</p> <p>乳幼児等・就学児サポート調査の調査票の提出を求め、判定する。</p> <p>必要により再調査を実施する予定。</p> <p>必要に応じて再調査を行う予定。</p> <p>必要に応じて再調査等の対応を検討する。</p> <p>"必要に応じて保護者や関係機関への聞き取りを行い、再判定を行う。</p>
--

※学校や家庭で適応的に過ごせている子が、事業所のスキル不足により不適応な行動が発生しているケースも考えられる。そのため第三者（相談支援事業所や学校の担任など）にも協力いただいた上で、児童の客観的な状態像把握に努めている。"

#### 聞き取り・再認定

変更申請をしてもらい再度聞き取りを行う。

保護者、計画相談員（計画案含む）からの聞き取り調査に基づき決定していることを説明。状態が大きく変わり加算の対象、もしくは非該当になることが想定されれば、状況に応じて保護者からの変更申請を提案する。

保護者、相談事業所にも意見を聞き、加算決定をし直す場合があった。

保護者・事業所での支援状況を再確認する。

保護者・事業所で一緒に調査票を記入・提出をしていただき、再決定した。

保護者・相談支援事業所と児童の状況を共有した上で、調査票の再提出をお願いする。

保護者からの申請に基づいての再判定になる旨説明し、保護者に申請を促すよう伝えた。

保護者からの聴き取りにより決定したことを伝える。必要時、再度保護者から本児の様子聴き取りを行う。

保護者からの聴き取り内容を伝える。事業所へ調査票の提出を求める。

保護者からの日頃の状況の聞き取りで加算の判断をすると、事業所から意義があることも多かった。加算については、それにより保護者の金銭的負担が増えるため、見直しを行う際には保護者に納得してもらったうえで行うようにしている。

保護者からの聞き取りで対象外とした児童に対し、事業所から異議の申し入れがあったため、事業所に対しても聞き取りを行い、加算対象者として決定し直した。

保護者からの聞き取りにより、決定していることを伝え、事業所での状況が異なる場合は、保護者へ支援状況を伝えてもらい、次回の調査時に保護者から事業所での状況も踏まえて聞き取りを行う。（保護者に伝えていない支援については、事業所の言い分だけで判断しない）

保護者からの聞き取りにより非該当となった児童について「対象ではないか」との申し入れが事業所からあった場合は事業所から保護者に制度説明をしてもらい、保護者の了承が得られた場合は事業所での児童の様子を聞き取り加算決定をし直している。

保護者からの聞き取りによるので、保護者の方に事業所から依頼・説明をして納得いただければ、再申請に来ていただき再調査を行う。

保護者からの聞き取りに基づく説明を行う予定。

保護者からの聞き取りに対して異議がある場合は、事業所より（保護者へ説明の上で）調査票を提出してもらい、既存の調査票と合わ

せて再度検討する（相談支援事業所等にも意見を聴取）。

保護者からの聞き取りを基に、事業所の把握している実態と照らし合わせるなどで対応。

保護者からの聞き取り結果では加算の対象外となったが、事業所で実際に実施している支援の内容と結果が異なっているとし、事業所より複数件異議の申し入れが発生している。加算対象に変更となった場合、事業所から保護者へ前述の旨の説明を行うこととし、希望がある場合は事業所の職員から聞き取り・再判定を実施する対応を行っている。

保護者からの聞き取り調査に加え、事業所からの聞き取り調査を実施し、加算決定を行う。

保護者から再調査の依頼を申し出てもらうようにした。

保護者から申し入れがあった場合は、再調査を行った。今後もあれば行う予定。

保護者から提出された調査票をもとに個別サポート加算を算定しなかったところ、加算を算定してほしいと申し入れがあった。再度調査票を出していただいて、提出の翌月一日から算定した。また異議などなにか困った時には、近隣他市町村と情報を共有したりし、状況に応じて臨機応変な対応を心掛けたい。

保護者から聞き取りした内容で決定している旨を説明。異議申し入れがあった場合は保護者の意思を確認し、保護者が望めば再調査を行う予定。

保護者から変更申請書を提出してもらい、再度聞き取り調査を行う。

保護者だけでなく支援者にも聞き取りを行い、再調査を行う。

保護者だけでなく事業所からも調査票を提出してもらい、実際の事業所での対応を評価できるようにした。

保護者に確認し、意向があれば再調査を行う。

保護者に説明をしていただき、保護者の同意が得られた場合は保護者から市へ申し入れていただく。保護者からの申し入れがあったら再度サポート調査を行い、申し入れがあった日から適用とする。

保護者に対し再度聞き取りを行う。

保護者の自己負担額の増加につながるケースもあるため、保護者を通じて再度聞き取り調査の希望を市に入れてくださるようお願いした。

保護者の調査回答結果に基づき判定している旨を説明した。

保護者の同意のもと、再調査を実施し加算決定を行う予定。

保護者の同意を得て再調査。

保護者の同意を得られれば再度調査を行う。

保護者の聞き取りにより個別サポート加算を決定している。事業所の見解では該当する児童で、加算がついていない場合、問合せが入る。その際は、事業所・相談支援事業所へ聞き取りを行い、見直しをしている。

保護者の了承を得ているか確認したのち、事業所に対して再度調査を行う。当初の聞き取りとあまりにも乖離があれば担当の計画相談員にも調査を行う。

保護者への再聞き取り、利用事業所への聞き取り

保護者への聴き取りと大きく違う状況が伺えた場合は、その意見を参考に、再度保護者や相談支援専門員に聴き取りを行った上で、判定を行う。

保護者への聞き取りで加算の有無を決定したが、事業所から実態とあっていないのではないかとのクレームがあった。保護者に再度聞き取りをし、加算該当させた。

保護者への聞き取りを再度実施

保護者への聞き取り調査を行った上での結果である旨を伝え、理解してもらった。

"保護者への聞き取り再調査。必要に応じて再調査を実施。"

"

保護者も交えて確認を行い、すり合わせを行う予定である。

保護者や各関係機関と連携し、必要に応じて再調査を行う。

保護者や計画相談事業所などの関係機関複数から調査を行う。

保護者や事業所からの聞き取りにより再調査を行う。

保護者や相談支援事業所など関係機関に聞き取り調査を行い見直す。事業所で調査票の作成をし提出してもらった。

放課後等デイサービスのサービス提供事業所から、支援度が高い児童でも個別サポート加算対象とならない児童がいるとの相談が数件ある。対応方法としては、児童の支援の度合いについて保護者と事業所との間で解離がみられる為、個別支援計画の作成等で事業所と保護者が情報共有を行い、支給決定の際の調査で解離がみられなくする必要があることを説明した。

放課後等デイサービス事業所から手厚い支援を実施しているが個別サポート加算の対象でない児童に対して、加算対象ではないかとの申立てがあった。児童の自宅での様子と事業所での様子に相違があったため、事業所及び相談支援員からの聞き取りを踏まえて加算の決定をした。

	<p>本市にて加算対象には該当しないと判断した児童について、見直しをしてほしいとの相談を受けた。事業所側で該当すると判断した児童について、乳幼児等サポート調査・/就学時サポート調査の調査票を記入してもらい、具体的に当該児童がどのような状況なのかを聞き取りしたうえで、追加で加算決定を行った。</p> <p>本人の生活の様子を確認し、関係機関、保護者を交えて検討を行う。</p> <p>本人の聞き取りを実施し、保護者や計画相談などの支援者の意見とも照らし合わせ、再度、検討を行う。</p> <p>未定</p> <p>予定なし</p> <p>要旨を聞き取り、加算の必要の有無を保護者と確認してほしいと伝えている。</p> <p>利用状況、支援内容をより具体的に聞き取り、対象となる場合は加算が取れるよう変更決定した。</p> <p>理由書を提出してもらい、再度調査する。</p> <p>留意事項を伝達したうえで再調査する予定。</p> <p>"令和3年3月以前に給付決定済であった児童については、加算決定に関して市の判断と事業所の見解が異なった場合、事業所判断で記入した個別サポート加算Ⅰの調査票と支援記録等を提出してもらい、市の給付決定時の調査結果と照らし合わせて再度加算の判定を行った。加算を適用できると判断した場合については、翌月提供分から加算を適用した。</p> <p>令和3年4月以降については、個別サポート加算Ⅰの調査票を用いて調査及び加算決定を行っているため、異議等の申し入れがあった際には、判断についてご納得いただけるよう根拠について再度説明を行う予定である。"</p>
町村	<p>「個別サポート加算Ⅰの調査項目を元に調査した」と伝えた。</p> <p>"Q. 同じような特性の子が2人通所していますが、なぜ片方の子だけが加算対象なのでしょう？</p> <p>A. 調査票に基づく聴き取り調査の結果を踏まえて決定しております。</p> <p>※その後、問合せをしてきた事業所職員に対し、加算の対象外となっている子の事業所での行動等に関する聴き取りを行ったが、やはり加算対象とはならなかった。"</p> <p>R3.4月に事業所から個別サポート加算Ⅰの対象と思われる児童の受給者証に加算がない旨の連絡があったので、児童発達支援の全員の見直しを行った</p> <p>あくまで事業所の主感だけでは判断ができないため直接保護者と状況の確認を行うこととなる。</p>

"この児童に付かないのかと話があったことはあるが、異議申し入れではなく、確認であった。調査を行った結果と伝えている。"  
これまでそのようなことはない。異議申し立てがあった場合には、当初調査した者を変えて再調査を実施、再検討を行う。  
サービス利用時の児童の状況を保護者が把握していない場合があるため、サービス事業所から問合せがあった場合は、事業所と調査・確認作業を行っている。ただし、更新時に合わせて、見直しを行うため、再調査は原則行っていないが、諸事情により明らかに児童の状態が悪化し、ケアニーズが高くなってしまった場合は、給付決定期間中であっても再調査を実施する。  
サービス利用申請情報の見直し  
そうしたことがないように、支給決定時に確認するようにしているが、そうした事態が発生した場合には加算対象かどうか再検討する。どういった経過で加算決定を行ったのか詳細に説明を行う。  
"なし異議の申し入れがあった際の対応については、現在検討中。"  
モニタリング報告書やサービス計画案をもとに聴き取りを行う予定。  
意義があった際は申し入れの内容について話を聞き、必要ならば再度聞き取り調査を実施し再決定を行う。  
意義があれば、その都度確認して変更するなどの手続きを行って行く。  
意義の内容を聞き取り、課内で相談し、後日対応方針を報告する。  
異議があった内容に応じて対応するが、利用者への聞き取り含めて検討する。  
異議などの申し入れがあれば、事業所等から意見を聴取したうえで判断し、説明するつもりである。  
異議の詳細について聞き取りを行った上で、必要性があれば、保護者の同意を得て改めて相談支援員（もしくは保健師）による聞き取り調査を行う。  
異議の申し入れはこれまでなかったが、必要があれば再度聞き取りを行う等の対応を行う予定である。  
異議の内容に基づき、町職員が改めて調査を行い、判断する予定。  
異議を精査し、速やかに対応する。  
異議申し入れは特になし。あった場合、再調査等の見直しを行う。  
異議内容を精査し、再度調査なり、聞き取りを行うことで再度決定する。  
加算の対象であるはず、という申し入れがあった場合、もう一度保護者からの申請と聞き取りを行い、必要があれば事業所からの調査結果を保護者の了承を得たうえで提出してもらっている。  
加算の非該当で支給決定したが、加算の該当になるのではないかと申し入れがあり、基本保護者からの聞き取りをしているため、サー

ビス提供事業所及び相談支援事業所に再度確認をして見直しをした。

加算決定に対する異議があった場合、調査票の記入を依頼し、加算に該当するか判断を行った。

加算対象児と非対象児の違いや、調査の正確性についての問い合わせが多かった。保護者の意向が強い調査内容であるところから、事業所での対象児の状況が汲み取れていないのではないかという意向がよく聞かれた。

課内で協議し、加算の対象となりそうであれば、再度調査を行う

改めて保護者、事業所からの聞き取り、対象児の直接的な確認、必要に応じて医療機関等にも確認を行うことを想定している。

該当すると思われる児童のリストを持参されたため、その保護者への説明を事業所より行ってもらい、調査を実施した。

該当児童の担当相談員から聞き取りを行い再度、判断をした。

基本は、一番身近の保護者の意見を優先しようと考えているが、保護者の気持ちを傷つけないよう配慮しつつ、再度確認することに同意を得てから、事業所及び計画相談支援事業所の方に指標を提出してもらい検討する。

近隣市町村等へ同様の事例がないか問い合わせた上で、係内協議等により判断することが予想される。

決定した根拠を丁寧に説明する。それでも異議がある場合は、再度調査を行う。

検討中

検討中

検討中

現在のところ異議はないが、今後あった場合は、口頭にて説明を行う予定。

現在までに異議などの申し入れがあったことはないが、もしあれば再度聞き取り調査を実施、資料提供等を依頼し、対応する予定。

"現在まで対応したことはない。

加算対象かどうかの確認の対応は調査票項目を基に支給決定を行っている旨を報告する。"

現在申し入れはない。申し入れがあった場合には個別に検討し対応する。

現時点では異議など申し入れはないが、もしあった場合は加算を決定した根拠資料等を確認・説明する予定。

現時点で異議の申し入れ等はないが、異議があった場合には内容を傾聴。第三者となる支援者の意見も聴取し、総合的な内容を勘案し対応したい。

現時点で異議申し立てはないが、あった際は都度再調査などして対応する。

現状では異議はないが、あれば再調査を行う。

<p>現状では異議は出ておらず、想定していない。</p> <p>個別サポート加算 I の制度や調査票の結果について説明する。</p> <p>個別に見直しのための調査を行い、該当/非該当を確認する予定である。</p> <p>今のところ、そのような申し入れはないが、再調査を行うか内容を聞いて判断する。</p> <p>今日現在、異議の申し出はない。再度、保護者及び事業所に対して支給決定時の調査を行い、確認して、内容を精査する。</p> <p>再調査・再確認を行う予定。</p> <p>再調査・再検討</p> <p>再調査し、結果を説明する。</p> <p>再調査の実施等※調査票記入日時点までで異議等の申し入れはない。</p> <p>再調査をする予定。</p> <p>再調査を行う</p> <p>再調査を行う</p> <p>再調査を行う。</p> <p>再調査を行う予定。</p> <p>再調査を行う予定。また、相談支援事業所等の関係機関からも情報提供を依頼する。</p> <p>再調査及び確認。</p> <p>再度、調査を実施する。</p> <p>再度加算決定に関する調査を実施し、決定に対してどのような事実を根拠に判断したのかを分かりやすく説明をする。</p> <p>再度確認し、対象になるか、対象にならないかを事業所・保護者に説明して対応する予定である。</p> <p>再度確認する</p> <p>再度検討予定</p> <p>再度事業所に対し説明及び必要があれば再調査を行う予定。</p> <p>再度事業所聞き取りを行い加算の決定を行う。</p> <p>再度児の状況を調査し加算対象か否かの確認を行った上で事業所に説明し理解を求める予定。</p> <p>再度調査を行い、内容について見直しを行う。</p>
--

再度調査を行うなどを予定している。  
再度調査等を実施する。  
再度聞き取り、事業所と確認。  
再度聞き取りを行い、加算対象に当たるかを再検討する予定。  
再度聞き取り調査を行う予定です。  
再度聞き取り調査を実施予定。  
再度聞き取り等の調査をおこなう  
再度聞き取り等を行う  
最新の状態に基づいた再調査  
支給決定後に異議申し立てが出ないように、支給決定前に事業所にも聞き取りを行っている。  
支給決定時、保護者の聞き取り調査から個別サポート加算Ⅰの対象児ではないと村において判断していたが、事業所から申し出があったため、改めて保護者及び対象児が通所する保育所へ聞き取り調査を実施。確認したところ、加算対象児になったため事業所へ電話連絡の上、保護者へ説明をした。  
支給決定内容と本人の現状に異議が生じている際は随時、事業所から当町へ調査票をご提出いただくことで相談を受ける。この相談に対し、併用事業所や計画相談員へ口頭にて詳細な確認をとった後、支給決定内容を変更すべきか否かを検討する。変更が必要な場合は随時、変更を反映した支給決定を行う。  
事業所からも聞き取りをおこなった上で判断。  
事業所から異議があり、事業所側へ聞き取りやチェック表等の提出等を求め、事業所を訪問し、事業所内での本人の状況を確認した。  
事業所から加算対象である旨の異議などがあれば、保護者に説明したうえで極力事業所の意見に合わせて決定する予定である。  
事業所から再調査について保護者に説明してもらい、保護者に来庁してもらってもう一度調査を行う。  
事業所から保護者に対し説明を行い、保護者が納得した上で調査票を添付の上、変更申請を提出していただき翌月から変更する。  
事業所から保護者に話をしていただき、保護者が納得したうえで変更申請書と変更後の調査票を提出してもらう。  
事業所から保護者へ児童の現状を説明したうえで、再調査の希望があれば保護者より申し出るよう説明した。  
事業所から保護者へ説明のうえ、判断材料となる資料を提出いただき、加算を追加する対応を行った。  
事業所が疑問に思う調査項目等を丁寧に説明し、個別サポート加算Ⅰの加算決定に納得していただけるよう努める。

事業所でのご本人の状況と家庭での保護者の様子を確認させていただき現状について把握したうえで再度判断する。  
事業所は作成した加算の調査票の提出を求め、再度本人及び保護者との面談を行う再判定を行う。  
事業所等から意見を伺う  
事例がないため他市町村等に事例照会を行いながら対応する  
事例がなく、その際に検討する。  
事例なし（異議などの申し入れがあった場合は評価内容等について説明し対応予定）  
"事例なし。  
異議があった場合は、再調査する。"  
次回更新時に調査・確認する  
自治体によってはサービス利用者全員を対象としていた所もあり、その点を事業所から問い合わせがあり対応に迫られた。  
実際に異議が来た際にその内容を見て検討したい。  
実施した調査票の見直しを行い、希望があれば再度調査票を用い加算の対象かどうか再確認する。  
就学児サポート調査票を事業所から提出してもらい、保護者からの聞き取りの内容と大きく違う場合は、再度保護者へ確認したり、他の事業所を利用している場合は、他の事業所への聞き取りなども行い確認している。  
障害児通所支援の利用者が5名、そのうち加算対象が3名でケースがほとんどないが、何かあった場合は県障害政策課と当町よりケースの多い近隣自治体に相談して対応を検討する  
場合によっては再調査を行う予定。  
状況に応じて、再調査等を行う  
状況のききとりを行い総合的に判断する。  
状況確認を行い、対応する。  
申し入れがあった場合は、制度について理解を得られるよう説明する予定です。  
申し入れがあっても再調査は行っていません。ただし、再調査を行うことも必要かと感じ始めています。  
申し入れに応じ、必要な対応（加算の見直しや説明等）を行う予定である。  
申し入れのあった時点での調査票を作成・提出いただき、加算決定内容が変更する場合は申し入れのあった月の初日から反映させる。  
申し入れはないが、あれば自治体による再調査を実施する予定。

申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断  
申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断  
申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断  
申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断  
申し入れ内容について確認のうえ、課において対応を判断  
申し入れ内容を確認、内容に応じ説明。もう一度聞き取りが必要であると判断した場合、再度聞き取りを行う。(ケースバイケース)  
制度が始まったばかりのため、今のところは、事例がないので今後の検討課題としている。

制度の説明  
制度の説明を行った上、必要であれば再度聞き取りを実施する。  
相談支援事業所および利用事業所に調査票の記入をお願いし、保護者記入のものと照らし合わせをし、大きな相違があれば必要に応じて担当者会議等を開いて検討する。  
"対応実績無し。もしあった場合は、調査票を保護者・事業者とともに確認し、必要があれば訂正する。"  
対象となる児童や制度の説明を行った。  
対象者が10月に転出し今後は対象者なしとなることから対応等の予定なし。  
対象者の状況について、再度事細かに聞き取りを行う(予定)  
担当者会を開く予定  
担当保健師等、関係者で調査票の内容を確認し必要に応じて再調査を行う。  
"調査については、調査員が公平な視点で保護者・本人からの聞き取りにより行っているため、異議がある度に調査をし直すということ  
はできない。ただし、調査の時より状態が変化したということがあれば再調査する場合もある。上記の旨説明した。"  
調査依頼があったため、調査を実施した。  
調査結果と、基準について説明し、必要に応じて再調査する。  
調査結果を説明し、理解を図る。  
調査項目と判定の内容を説明し、なお疑義が残る場合は、相談支援員や利用事業所の職員等、児童の状態を把握している者に聞き取り  
を行い、再度判定を行う。  
調査項目を一つ一つ見直すことや事業所へ再度聞き取りを行った。

<p>調査時点では異議申し入れなし。今後あった場合には、調査票及び留意事項を用いて説明を行う予定。</p> <p>調査内容との齟齬を確認するため再調査を実施する。</p> <p>調査内容に関し十分説明し、理解を求める。</p> <p>調査内容の確認。必要であれば再度調査。</p> <p>調査内容を保護者の同意のもと説明をする。</p> <p>"調査票などを確認し、必要があれば保護者などにも聞き取りを行う。</p> <p>その上で、再度調査が必要であると判断すれば調査を行う。必要なしを判断すればその理由などを説明する。"</p> <p>調査票に基づいて決定していることを説明する。</p> <p>"調査票の開示を行い、確認してもらう。</p> <p>再度、異議等あれば、町、関係者で話し合い再度調査を行う。"</p> <p>調査票の結果を確認してもらう予定。</p> <p>調査票の判定結果となぜそう判断したかを調査時の聞き取り内容から説明し、ご理解をいただく。</p> <p>調査票を確認し、必要に応じて再調査を行う予定</p> <p>調査票を示しながら説明する</p> <p>適宜対応(再調査など)する。</p> <p>"特にこれまで保護者への対応はなし。</p> <p>もしそのような異議申し入れがあれば内容を確認し、丁寧に説明予定。"</p> <p>特になかったが、あった場合は改めて制度について説明、調査をさせていただく。</p> <p>特に取り決めはないが、ケースが発生次第、課内審議の上、判断を行う。</p> <p>特に申し入れ等はなく、また今後あった場合に検討したいと思います。</p> <p>特に想定していない。</p> <p>必要があれば、もう一度調査を行う。</p> <p>必要に応じて再調査を実施する予定である。</p> <p>複数事業所利用の場合、他の事業所からも情報を収集する。また、場合によっては療育中のケースを現地で確認する。</p> <p>保護者からの聞き取りで判断していたが、事業所の担当者から対象者の状況を踏まえ調査票を提出され、異議の申し入れがあった。実</p>
---

際、対象者との関わりがある事業所の担当者の判断を参考に訂正した。

保護者からの聞き取りをもとに決定しているので、事業所での行動障害等で支援が必要な内容が反映されないケースがあり、事業所からの問い合わせがあった。その場合は、事業所での様子の聞き取りも行い、加算対象となるか再調査を行った。

保護者と事業所での様子について話し合いをしてもらう予定。加算には保護者の同意が必要。

保護者のみの調査であると、「できる」方になってしまう傾向があるため、事業所での様子を勘案する。

保護者の回答した調査票にて決定していることを伝え、再度保護者から回答があり、変更があれば変更決定している。

保護者の了承を得たうえで、保護者、事業所に再調査を行い、加算決定について判断する。

保護者へ聞き取りを行った調査の判定結果であることを説明する。

保護者や相談支援担当者からも意見を聞き、総合的に判断する。

保護者を交え調査を行いたい。

保護者及び利用事業所、相談支援事業所に聞き取りを行い、判断する予定。

放課後等デイサービスの利用で、これまで指標該当対象であったが、受給者証更新時に就学時サポート調査票に基づいて調査を行うと、加算非該当となり、受給者証発行後に相談支援事業所から問合せがあったことがあった。その際は、再調査した調査票を提出してもらい、再度審査を行い、加算対象とすることとなった。

本人の状況をよく知っている町の保健師等へ確認・再調査し、再度認定を行う予定。

未定

"予定

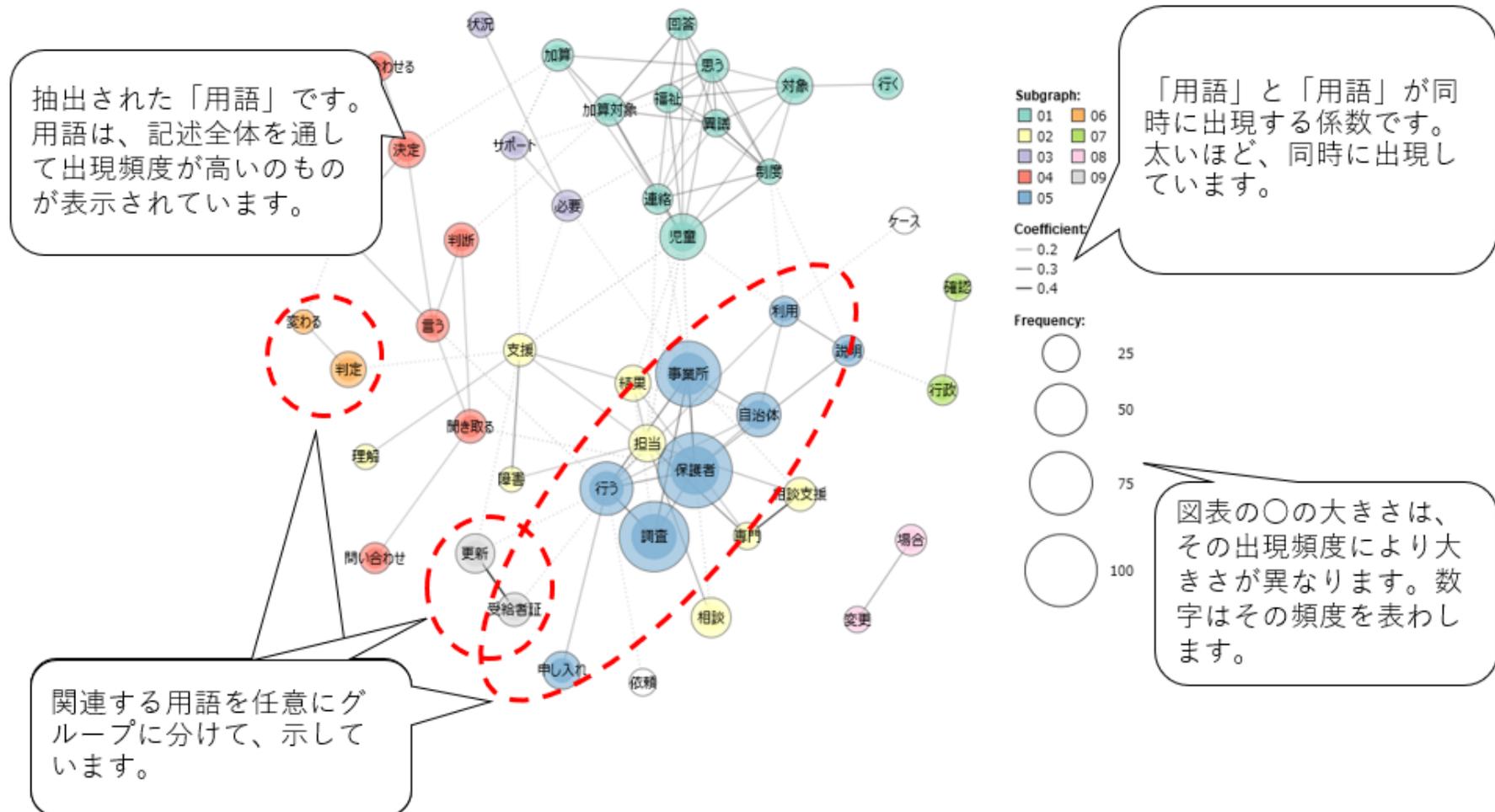
臨時モニタリング会議等を活用し、関係機関を交えた場にて再調査を実施する。"

予定していない。

利用者（保護者）や利用事業所、相談支援事業所から聞き取りを行い、必要に応じて再確認・再調査を実施する。

## テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

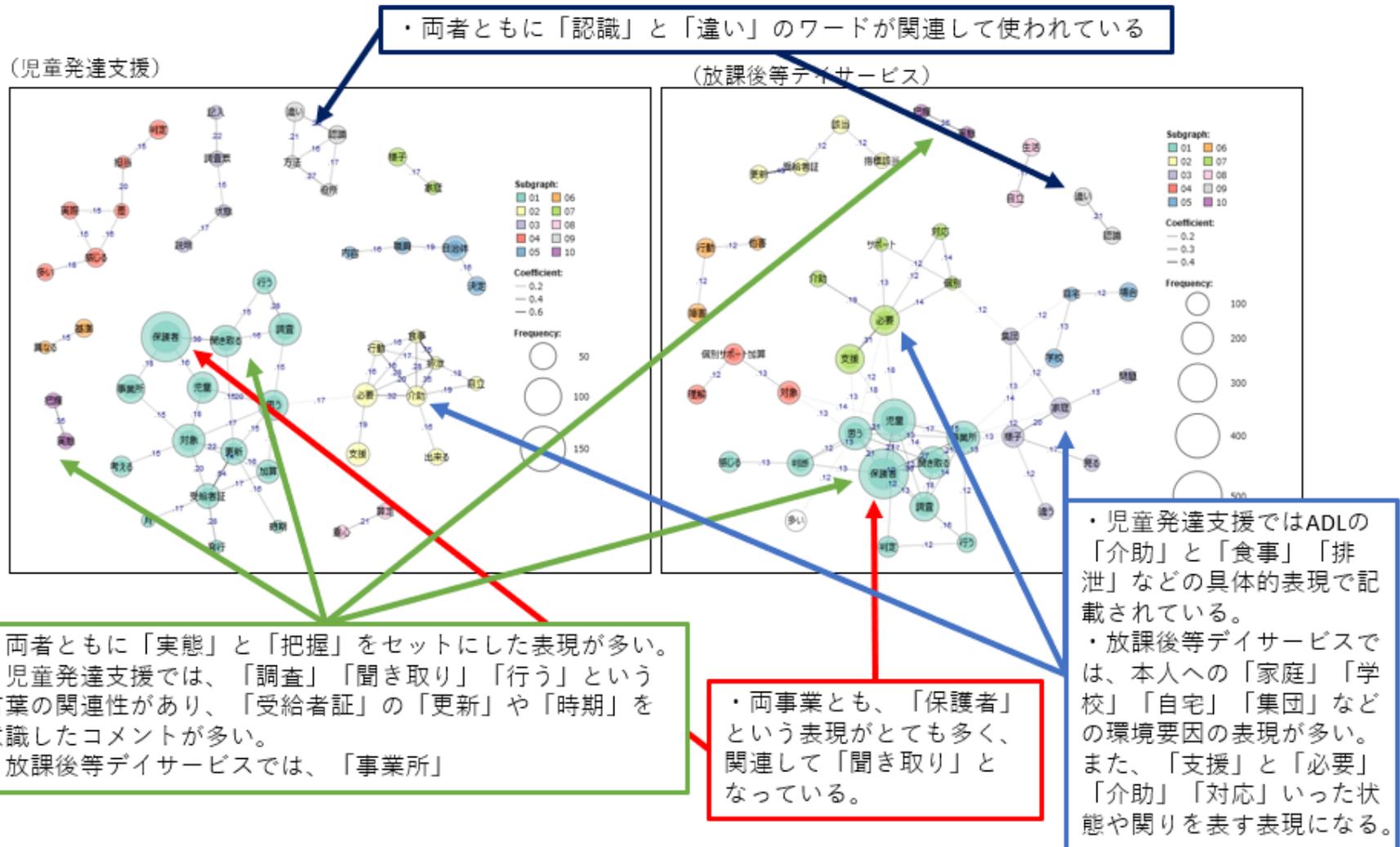


## 読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。





政令指定都市	<p>加算を算定しようとする利用者の受給者証の発行が間に合っておらず、請求月から本当に加算の対象となり算定可能か、との問い合わせは多数あった。</p> <p>加算対象者の確認方法について（受給者証の印字で確認）</p> <p>"個別サポート加算（Ⅰ）に関する、情報提供や支給決定が遅く対応が難しいとの相談が多数あった。（本市としては、3月末の通知から最速での対応を行った）厚生労働省におかれましては次回報酬改定等においては支給決定事務および事業所への周知、請求スケジュール等にご配慮いただきたい。"</p> <p>"個別サポート加算Ⅰの支給決定を受けている児童の保護者から、加算は不要だと言われた。加算の支給決定を受けていても算定をしてはいけませんか？個別サポート加算Ⅰの支給決定を受けていない児童について、サービス中の様子を見る限り、対象となると思われるが、個別サポート加算Ⅰの決定を見直すことはできるか。</p> <p>（上記例のとき）保護者にとっては特にサービス提供内容が変わらず、再度の聴き取りが負担になる。事業者が加算を取ろうとしていると思われるだけであり、保護者等との関係性から話しぶらい。</p> <p>個別サポート加算Ⅰは、事業所としてどのような支援を提供していたら算定できるのか、必要な人員配置は何か（算定要件についての確認）。</p> <p>これまで個別サポート加算Ⅰの対象となっていた児童だが、受給者証の更新に際して対象外となった。保護者等の聴き取りが不十分であったようだが再度見直しはできるか。"</p> <p>"支給決定している各区へは特にありません。障害福祉サービス課には、児童発達支援センターに通園している児童について5月請求までに個別サポート加算Ⅰの対象児であるか確認できない児童について、後で過誤処理か月遅れ請求をするかどちらがいいか等"</p> <p>実際の請求のやり方等、細かな質問等があったが、特に大きな相談等はなかった。</p> <p>重症心身障害児として支給決定を受けている児童が、重症心身障害児を対象としていない事業所を利用している場合の請求の方法について。</p> <p>請求の要件について（個別サポート加算（Ⅰ）対象児童の受給者証を確認いただくよう依頼。）</p> <p>対象になっていない児童について、事業者から対象ではないかといった確認があった。また、請求時にエラーが生じた際の問い合わせがあった。</p> <p>"当該加算非該当となった児童について、再調査を希望する。</p> <p>再調査を実施した場合、加算の適用開始日はどのようになるか。</p>
--------	---

	<p>当該加算にかかる具体的な調査方法等について示されたのが3月末であり、4月サービス提供分の請求までの時間が限られる中、新たな受給者証の発行、保護者から事業所への提示等、加算の該当を確認するための期間が十分に確保できず、請求に間に合わないケースがあった。</p> <p>(本来は、4月のサービス提供開始前には改定後の受給者証が利用者の手元に届けられるスケジュールで通知されるべき。)"</p> <p>"当市で受ける相談で頻度が高いものは下記2点です。</p> <p>①事業所からの特定の利用者についての本加算の該当の有無</p> <p>②事業所及び支給決定保護者からの対象児童における本加算の決定内容に対する異議申し立て(再調査依頼)"</p> <p>"保護者への聞き取りでは加算の対象ではないと判断されたが、実際は加算の対象ではないかという相談加算が請求できるか否かの判断について相談"</p>
<p>中核市</p>	<p>"IとIIとの違いは何か。</p> <p>該当する児童は何で分かるのか。</p> <p>事業所が整えるべき体制はあるのか。</p> <p>重度心身障害児のコードで請求する場合も算定できるのか。</p> <p>"加算の適用開始日についての確認</p> <p>調査項目に当てはまらないような障害特性(引きこもりや不登校等)が考慮されておらず、適正な評価ががなされているのか疑問</p> <p>事業所と保護者の間で本人の状態像の認識に相違があり、加算の申請を促すことが難しい。"</p> <p>加算対象者となっているかどうかの確認など</p> <p>"基本報酬を算定した日すべてに加算を請求できるのか？</p> <p>明らかに対象者なのに加算が算定できない。調査のやり直しはできるのか？"</p> <p>給付決定の調査と個別サポート加算Iの調査の違いが分かりにくい、また特に未就学児は判断がし辛いという意見が多くあった。</p> <p>"個別サポート加算IとIIの違いを教えてください。</p> <p>個別サポートiについて、事業所側からの届け出は必要か。</p> <p>個別サポートiの対象外になってる児童について、再調査再検討をしてほしい。</p> <p>利用児童について、個別サポートiの該当となるか教えてください(受給者証への印字は、それぞれの更新のタイミングで行っている)。</p>

	<p>加算請求していなかった児童に関して、4月利用分から遡って請求をしてもよいか。"</p> <p>個別サポート加算の請求誤りが多い。</p> <p>"指標該当児は加算Ⅰの対象になるか。</p> <p>未就学児はすべて加算Ⅰの対象で間違いないか。"</p> <p>指標該当有であれば個別サポート加算Ⅰを算定可能な旨を案内していたが、算定していなかった事業所から過誤調整したいと相談があった</p> <p>事業所からの相談は特筆すべきことはないが、個別サポートⅡを誤って請求していることが判明し返戻とした事例が複数みられたが(請求データを抽出して手動確認)、国保連審査で警告とならないため、個別サポートⅡ(支給決定不要)が審査できるような設定にしていきたい。</p> <p>児童発達支援及び医療型児童発達支援は対象者全員、放課後等デイサービスは指標該当有の児童のみ加算対象となる旨を周知していたため、相談はほとんどなかった。他市の事業所からは加算算定にあたり、対象者の条件を確認したいという旨の相談は複数あった。</p> <p>"受給者証に加算の記載があれば請求して良いのか？</p> <p>遡って請求することは可能か？"</p> <p>重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う事業所が少なく、重症心身障害児でありながら重症心身障害児を除いた指定放課後等デイサービスに通う利用者が多くおり、そういった方が通うサービス提供事業所から個別サポート加算が請求できるよう給付決定依頼が多くあった。</p> <p>調査内容について児童の状況を伺う際、保護者と事業所職員に認識の違いがある。</p> <p>通所している児童について、受給者証交付前に加算の対象となるかどうかの問い合わせがあった。</p> <p>複数サービス提供事業所を利用している児童について、事業所によって、態度が違うため(Aという事業所では、大人しいが、Bという事業所では行動障害が激しい等)、加算対象として給付決定しているが、調査票を提出しなかった事業所が請求できるかという相談あり。</p> <p>保護者の聞き取りをもとに決定しているため、事業所からの意見も必要ではないかと相談があった。</p> <p>放課後等デイサービス事業所から、「本加算の対象児は、従前の指標該当児と同じ考え方ですか？」という質問がありました。</p>
特例市・特別区	4月提供分の請求の際に、放課後等デイサービスを利用する児童のうち、受給者証の差し替えが間に合わなかった方について、加算の

対象となるかどうかの問い合わせがあった。

"加算が該当する場合、しない場合の判断について問い合わせを受けることがあった。

該当の児童が個別サポート加算Ⅰの対象者であるか、また対象かどうかを何で確認すれば良いか、数件問い合わせがあった。"

"加算の対象児かどうかについて

あまりにも状況が違う場合はご家族に同意を得た上で、事業所と保護者の2者で再度確認するよう案内している。また、事業所にもフィードバックをして、ご家族に現在のお子様の様子を伝えるよう伝えている。"

加算を受けるための手続きについてのお問い合わせが多数であった。

欠席時対応加算のみ算定月に加算を算定してよいか

個別サポート加算Ⅰと強度行動障害加算は、一緒に請求することは可能か。→できない

"個別サポート加算Ⅰの記載が受給者証にある場合、全員に共通してとれる加算なのか質問を受けた。

個別サポート加算Ⅰの算定にあたり、何か特別な児童への対応が別途必要なのか質問を受けた。

保護者への説明方法（利用者負担額に影響するため）について、相談があった。"

個別サポート加算の開始当初、事業所に通所している児童についてサポート加算の対象になっているか問い合わせがありました。

個別サポート加算の請求要件に関する問い合わせや、個別サポート加算の非該当者に関して、再調査の相談等があった。

"算定可否の確認以外は特になし

個別サポート加算Ⅰの算定について、受給者証に個別サポート加算Ⅰの印字がされたものが送られているが、自治体への書類等の届出は必要になるのか。

個別サポート加算Ⅰを請求をするに当たり、何か手続きが必要なのか。

放課後等デイサービスにおける個別サポート加算Ⅰについて、指標該当者の利用者は、個別サポート加算Ⅰがつくという認識でよいか。

"

"児童発達支援利用児童について、相談は特になし。

放課後等デイサービス利用児童について、個別サポート加算Ⅰの算定方法の質問があった。

なお、後の請求審査の段階で、加算なしの児童に加算がついていた場合に返戻の連絡をした。"

"受給者証の再発行（個別サポート加算Ⅰが記載されたもの）の有無等

請求事務において大きな混乱はなかった。

	<p>対象者の加算算定にかかる確認</p> <p>利用児童に係る個別サポート加算Ⅰの該当の有無について問い合わせが数件あった。また、重心型の障害福祉サービス提供事業所から、利用児童について個別サポート加算Ⅰが請求可能か問い合わせがあった。</p> <p>"令和3年3月末までに給付決定した児童についての個別サポート加算の調査・確認作業に時間がかかり、受給者証の発行が4月末になったため、</p> <p>5月の4月分加算請求時に事業所から加算該当であるかどうかの問い合わせが多数あり、受付に苦慮した。また、調査を行わずに全員を加算対象とした区等自治体によって決定にばらつきがあったため、更に事業所の混乱を招き、決定方法についての問い合わせも多数あった。"</p>
<p>一般市</p>	<p>(加算対象外児に対して) 対象児は手がかかるので事業所にいるときは個別に対応している。加算の対象とならないのか?</p> <p>"(対象者について) ご家族からの情報提供がないため、個別サポート加算の有無について教えてもらえないか。→受給者番号情報のみで照会を受け回答。</p> <p>(判定実施について) 前回の指標判定で対象外になったが判定に違和感がある中今回の制度が導入された。前倒しで判定してもらえないか?→全利用者において、次回更新時に行うと説明。</p> <p>(判定方法について) 市が保護者への聞き取りのみで行うと、実態より「できる」回答をしてしまう保護者もいる。事業所側で判定をさせてもらえないか。</p> <p>→事業所ごとの公平性のため、従来の方とするが、同席など協力の形は差し支えないと回答。"</p> <p>「加算に該当する児童とは? (状態像、確認方法等)」という質問が一番多かった。(通知発出により対応)</p> <p>「指標該当」の表記が受給者証から消失し、「個別サポート加算 (Ⅰ)」に切り替わったことに対し、初期は違和感を感じられていた。</p> <p>"①令和3年3月31日までに給付決定されている児童に対して、個別サポート加算Ⅰが付与されているか分かりづらいと事業所より多数相談があった。</p> <p>②個別サポート加算Ⅰの判定結果では、非該当となっているが、実際は個別サポート加算Ⅰに該当していると思われるのではないかと、事業所より相談があった。"</p> <p>5月の請求の際は、加算の付け忘れによる過誤などが複数件あった。</p> <p>R3.3 未までに給付決定を行い、加算対象とならなかった児童について、聞き取りを再度行うことはできないかの相談があった。</p>

R3.4月に、支給決定中のケースに個別サポート加算を追加決定してほしいと、改定当初、相談を受け急遽、調査実施した。  
あらかじめ、サービス提供事業所に加算対象者の確認について周知を行っていたため、相談は特になかった。  
"いつから請求して良いのか  
対象となる児童が誰か"  
これまで指標該当だった児童が、更新のタイミングで加算が外れてしまったときなど、算定を依頼されることがあった。  
サービスの更新時に個別サポート加算が非該当となった際に、確認の問い合わせがあった。  
"サービス提供事業所には、保護者を通じて個別サポート加算 I の有無を確認していただくことにしているが、保護者に受給者証の確認  
が取れず請求が遅れてしまうという相談があった。"  
"サービス提供事業所に対して4月分の請求前に、個別サポート加算 I について周知を行っていたが、請求を行っていない事業所がいく  
つかあったため加算の説明をした。  
加算の対象児童かの確認の問合せがあった。"  
サポート加算が受給者証へ反映されていない場合、いつから受給者証に反映されるのか、対象となるのか相談が入った。  
"加算がついていない児童について、他の子より手がかかっているため個別サポート加算がつかないのはおかしいとの申し出があった。  
2月更新の利用者に関しては、申し出がない限りほぼ1年間加算がつかない既存の支給決定内容となるが、4月頃の請求の際、事業所  
は利用者全数に加算がついているものとして請求を行い、結果国保連からエラーが返り市町村への大量の問い合わせがあった。"  
加算に該当するかどうかの相談のみで請求についての相談はない。  
加算の請求を月に1回しか行っていなかった事業所があり相談を受けた。遡って数か月の通所日数分の加算をまとめて請求していただ  
いた。  
加算の対象かどうかの相談はありました。  
加算の対象かどうか教えてほしい。  
加算の対象にならないか、相談があった。  
加算の対象児童かどうかの分け方や請求の方法、単位数など。  
加算の対象者かどうかの確認。  
加算決定の有無について照会があった。  
加算自体の内容等について、問い合わせがあった。

加算対象かどうかの支給決定の相談は多かったが、請求時の相談はなかった。

加算対象か否か等の問合せはあったが、請求に関する相談、問い合わせは受けていない。

加算対象者か確認の問合せ

加算非該当の児について、事業所より加算に該当するのではと申し出がある場合がありますが、その際には再度聞き取り、あるいは状況によっては実際に御本人にお会いして調査を行っています。

加算変更対象者には全件受給者証を送付したが、事業所が受給者証の確認がとれないとのことで、加算の対象かどうかを市に直接電話確認してくる事業所が多々あった。

"具体的な調査方法等について、加算適用開始の直前まで情報が示されていない状況であったため、早く具体的な情報を提供してほしいという声があった。

現在サービスを利用している児童が加算対象かどうかの判断はあるが、相談はない。

現在の指標非該当者に対し、再調査を行ってほしい旨の相談が多かった。

個別サポート加算ⅠとⅡの違いについての相談は数件あった。

個別サポート加算Ⅰと個別サポート加算Ⅱの区別が理解できていない事業所が複数あった。

個別サポート加算Ⅰについての説明を求められたことがあったため、説明を行った。また、市としての判断についても説明を行った。

個別サポート加算Ⅰの内容についての問い合わせはあったが、請求の相談は特になし。

個別サポート加算Ⅰの有無に対する異議のみ。

個別サポート加算Ⅰの有無の問い合わせがあるのみ。

"個別サポート加算Ⅰ非該当児について、該当ではないかという相談があった。保護者に受給者証を送付し、事業所に提示するよう伝えていたため、事業所から個別サポート加算Ⅰ該当・非該当かの確認が多かった。

個別サポート加算がついていることを知らず、請求漏れがあったため、過誤申し立てをする事業所が数件あった。

個別サポート加算と強度行動障害加算を混同して請求していた事業所があったため、違いを説明して訂正して頂いた。

"個別サポート加算の制度についての確認。事業所は、受給者証を確認しなければどの児童が個別サポート加算の対象児童か把握することができない。そのため、利用者から受給者証の提出が遅い場合等は請求に間に合わない恐れがあるため、市に対して、自分の事業所内でどの児童が個別サポート加算の対象かを教えてほしいとの相談があった。"

個別サポート加算の対象になるかどうかの問い合わせ。

"個別サポート加算の対象児に該当するかどうかの確認の問い合わせは、年度初めには数件受けた。更新時の調査によって個別サポート加算の該当ではなくなった対象児について、なぜ該当から外れたのかの問い合わせがあった。"

個別サポート加算の必要がない児童が決定されていて、必要だろうと事業所で判断できる児童に決定されていない。再判定することはできないか。

"個別サポート加算はどのように請求すればよいか。⇒基本報酬に上乘せして請求する旨を伝えた  
利用児が個別サポート加算の対象になっていないのか。⇒調査の結果で対象になっていない旨を伝えた"

個別サポート加算を請求する場合の事業所側の要件はあるのか。記録を作成をし、保存する必要があるものなのか。

行政から対象となった者のリストを各事業所にお伝えしたが、事業所が国保連に登録している台帳の訂正をしていなかったため請求が通らず、どうして通らないのか、という問い合わせが何件もあった。国保連に台帳訂正を送り、翌月請求で解決。

最初は請求の時期についての問い合わせが多数あったが、現在は調査票、同意書の提出があった日が属する月の1日から算定とすることが周知されたため、特にはない。

指標該当の場合加算してもよいのか等、該当要件と制度についての問い合わせが多数あった。また再判定の方法等についての問い合わせも多数あった。

指標該当児童については、全て個別サポート加算Ⅰを請求してよいかなど。

"指標該当有の児童はそのまま個別サポートⅠ対象となること、指標該当有と記載された受給者証がそのまま4月以降も利用できることの周知が足りておらず、いくつかの事業所から問い合わせがあった。

新たに個別サポート加算対象になるのではないかと問合せ。"

指標該当有を個別サポート加算Ⅰに読み替えることの確認。

支給決定期間の途中で加算の変更をした場合、受給者証に変更開始時期が記載されないため、開始時期を誤って請求する事業所があった。

事業所が、対象児は加算対象になるかどうか市の見解を確認してから請求されているため、相談に至ったケースはない。

"事業所から「隣接している他市町村では、多くの児童が加算対象となっている」との、お話を聞くことが多くありました。

- ・個別サポート加算の対象児か否かの確認
- ・個別サポート加算の保護者通知の状況確認
- ・個別サポート加算対象決定している児童に対して事業所が加算対象でないと思い、事業所独自で調査を行い、調査票を提出し加算対

象の必要性を訴える相談があった。"

"事業所からこの児童は加算の対象になっているか？との問い合わせが多かったです。また、対象でないのに対象である児童だとして請求し、返戻になっているケースも多くありました。"

事業所からは、個別サポート加算Ⅰの適用開始日について確認の問い合わせがあった。

"事業所から見て「加算が付きそうな子ども」が加算の対象となっていなかった場合、どのような経緯や基準で加算の算定可否が決められているのかという確認があった。またそのような子どもに対して、多くのマンパワーを割いているにも関わらず、加算が取れないのは不服であるといった訴えが数多くあった。

37,200円世帯は加算の影響を受けやすいため、保護者に対してどのように説明を行えばよいかといった相談があった。

事業所が個別サポート加算（Ⅰ）の創設を把握しておらず、加算対象児に対して加算を算定せぬまま請求してしまったといった相談があった。（結果として大量の過誤申立が発生した。）"

事業所から見て加算があるべき児童について見直しはできないのかという相談があった。

事業所から見ると該当になりそうなのに、保護者への聴き取りなので、ならないとか、逆に小さい子だとほとんどすべての子が該当になるとかと言われた。

事業所から再調査の依頼があった対象者が、個別サポート加算に該当したときに、4月まで遡ってほしいという相談があった。（年度内のいつ該当になった場合にも）

"事業所を利用する児童の中で、加算対象は誰か。事業所側の考える加算対象者リストの提出を受け、精査したうえで加算の有無を判定した。

事前に対処についてホームページに周知していたので、請求にかかる相談はなかった。

"児童の状況に変化があり、サポート加算（Ⅰ）該当の可能性があるので調査票を再提出したいが、該当になった際は何月から適応になるか。

→提出した日の翌月から適応と返答している。"

児童の状況の変化により、加算の該当になると思われるケースの相談

児童発達支援の対象者には全員個別サポート加算を該当にしたので、その請求について加算の有無の相談があった。

"自治体によって個別サポート加算Ⅰの算定方法にバラつきがあり、市町村をまたいで利用している児童の請求についても自治体による算定の違いから問い合わせが多かった。

(例) 児童発達支援においては、全利用者に加算をつけている自治体もあれば、調査票に基づいて決定している自治体もあった。実際の支援の場でサービス提供事業所が個別サポート加算の対象だろうと見込んだ児童について、個別サポート加算の見直しをするよう求める相談があった。

受給者証に記載があれば加算できるのか。加算対象者であることの記載にはなっているが、保護者に支援の内容等説明及び了解が必要なことの説明を再度行った。

受給者証に記載していても、加算対象者かどうかの確認が、保護者や相談支援専門員でなく、自治体担当者にあった。

受給者証の更新時に、加算の表示をするようにしたため、加算の該当になるかの問い合わせがあった。

従来の指標該当有が個別サポート加算 I と読み替えるのかという確認。

制度内容の確認等

"請求の段階になり、事業所から「この利用者は。個別サポート加算がつくはずだ」と相談をされたことがあった。  
(事業所によって、個別サポート加算と強度行動加算を混同している。)"

"請求の方法が分からないので教えて欲しい

個別サポート加算の対象になるかどうかの確認"

"請求過程においては特に相談はない。従前の「区分1・2」のように事業所単位で基本報酬の額が決まってしまうのではなく、受け入れる個々の児童に応じて

加算がつくというシステム自体は、概ね理に適ったものとして好意的に受け止められていると感じている。"

請求事務の方法等（システムの入力方法等）について数件相談あり。

請求時点で受給者証に加算の記載のない児童について、調査を行ったうえで非該当なのか、まだ調査を行っていないのかの確認

他市事業所に連絡が行きわたらず、指標該当児が加算対象になることへの確認の連絡があった。

対象となるかの問い合わせ。

対象児が個別サポート加算の対象児か否かの問い合わせが多く発生した

対象児童が加算対象になるかの相談

対象児童が個別サポートの対象であるかの確認の問い合わせが殺到した。

対象児童が個別サポート加算 I の対象になるか等の相談はあったが、加算の請求について直接の相談は見受けられなかった。

"対象児童になっているかどうかの確認。

いつから加算の対象になるのかについての質問。"  
対象児童の確認。  
対象者であるかどうかの問い合わせが多くあった。  
大変なので加算を付けてほしい等相談があるもどのような内容が大変なのかその行動が個別サポート加算にあてはまるのか判断が難しい時がある  
誰が対象になっているかの確認があり、受給者証に記載されている旨回答した。  
"調査について保護者と事業所の児童の状態に対する認識が異なる場合に、事業所から再調査依頼があった。"  
調査に時間がかかり、加算の決定が遅くなったことで、事業所から加算の請求のタイミング等について相談がありました。  
調査票の記入が難しい。  
"通っている児童が加算に該当するかどうか。  
全児童について聞かれる事業所もあれば、事業所が該当しそうと判断した児童だけ聞かれる事業所もあった。"  
"当初は更新時に個別サポート加算の該当非該当を調査する予定だったため、R3.4 から児童発達支援の児童について全員が個別サポート加算の対象  
となると思っていた事業所から数件確認の連絡がありました。事業所との協議の結果、調査を希望する事業所には職員に聞き取り調査を行い該当  
非該当の判定を行うことになりました。"  
年度当初は、重心型事業所から、利用児童について個別サポート加算（I）の請求が可能なのか等基本的な質問があった。  
複数の事業所から調査票の記入の仕方、各項目の判断基準等について問い合わせがあった。  
保護者からの聞き取りで加算対象にならなかった児童に対し、加算を請求することができないかと相談があった。  
"保護者が記載した調査票の内容と、事業所職員からみた児童の状況が異なり、個別サポート加算Iの対象になるか再度検討してほしい  
といった相談  
を受けた。その際は詳細に聞き取り調査を行い対応した。"  
"保護者の困り感と事業所での児童の様子に温度差がある。  
行動障害が強く事業所での支援の度合いが強い児童でも加算非該当となる児童がいるのが不満。"  
保護者の同意のとり方や個別支援計画の記載方法の問い合わせが多かった。

	<p>保護者への調査のみで決定したものと、実際に利用している事業所での状況に相違があった場合に相談を受けた。 報酬改定当初は、どの児童が該当するか確認があった。</p> <p>"報酬改定内容が明らかになった時点で事業者に対し個別サポート加算Ⅰの詳細や対象者の周知を行ったため相談はありませんでした。個別サポート加算Ⅱの方は、事業所から数件問い合わせがあり「保護者の承認（事業所は虐待ケースの家庭して対応すると保護者へ伝えなければならない）でなどハードルが高すぎて加算が算定できない」との意見がありました。"</p> <p>放デイは指標該当者を個別サポート加算Ⅰと読み替える旨通知していたが、当初は請求し間違い等の問合せは有り。 放課後等デイサービス：指標該当有を個別サポート加算Ⅰに読みかえていいのか。 "放課後等デイサービスの個別サポート加算の記載がなくても、指標該当児童については請求してよいか。 →放課後等デイサービスについては、更新時に個別サポート加算を記載した受給者証を送付するため、それまでは指標該当／非該当で読みかえていただくよう 回答。（指標該当者であれば請求可）" "放課後等デイサービスの指標該当児と行動援護利用児は例外無く、個別サポート加算Ⅰの請求が可能なのか？ →請求可能と回答した。" 放課後等デイサービスは、一律の見直しを行わなかったため、これまでの指標該当をサポート加算と読み替えて請求して良いかと確認があった。 放課後等デイサービス事業所から、令和3年4月以前に指標該当となっていた児童について、個別サポート加算（Ⅰ）の請求対象かどうかの相談を受けた。 本市の事務処理の不備で、受給者台帳へ個別サポート加算有無の登録が遅れた児童がおり、請求の仮点検結果がエラーとなってしまう個別対応したケースはあったが、加算の算定自体についての相談などは受けていない。</p>
町村	<p>4月以降個別サポートの該当になるかどうかの照会があった。 4月分請求の時点で加算対象児であるかの問い合わせが多数寄せられた。 いきなり始まった加算だったので制度に関する質問や、該当者について相談があった。 サービスの支給決定をした児童がいないため相談はない。 "サービスを受けている児童が対象になるかどうかの確認があった。</p>

⇒5 領域 11 項目調査等の調査結果より対象の有無について回答した。"

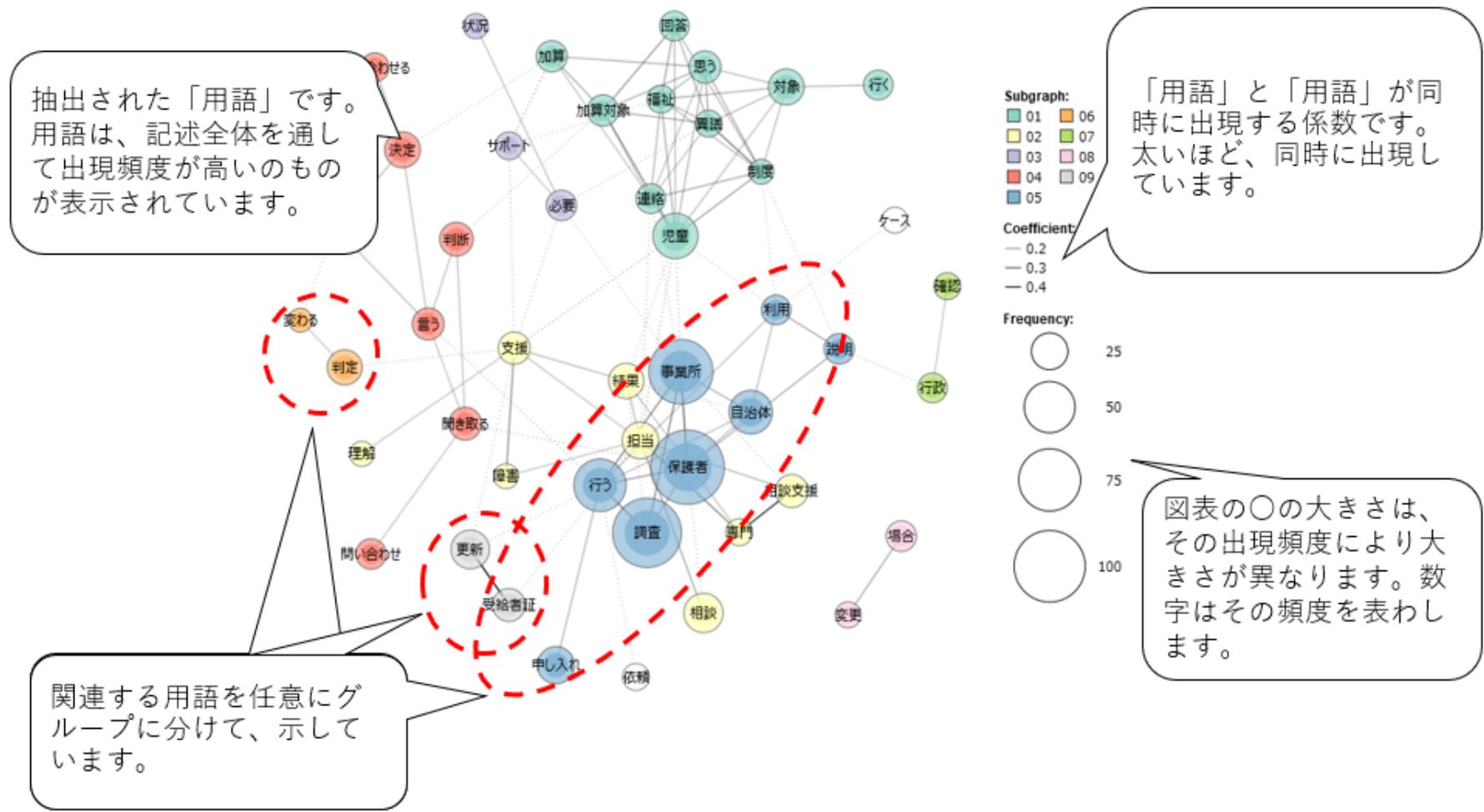
"サービス事業所から個別で、「〇〇君は該当ですか？」との問合せが多数あった。  
当該加算の対象児童をどのように把握すればよいかとの問合せが多数あった。  
"サービス提供事業所から個別サポート加算について、サポート調査票の提出がありましたが、保護者と事業所で対象児の支援の内容が異なるため、更新時に参考資料として利用しています。"

サービス提供対象児童が加算の対象かどうかの問い合わせのみ  
加算がつくつかつかないかの確認（対象とならなかったため、受給者証への明記がなかったケース）  
加算が付くかどうかの問い合わせ  
加算の概要、対象になるかどうか等  
加算の対象者かどうかの確認など。  
加算を請求する前に、請求してよいか確認があった。  
加算決定後に請求に関しては質問はなかった。  
加算対象となった児童の保護者に通知を送り、通知をサービス提供事業所に見せるよう記載していたが、見せていない保護者も多く、対象かどうかの相談が多かった。  
加算対象者の確認  
過誤申立について  
該当か否かの確認についての相談  
近隣の自治体間で取扱いが異なる場合があるため、同様の取扱いにしてもらいたい旨連絡があった。  
現在利用している児童が個別サポート加算の対象になるかどうか  
個別サポート加算Ⅰの対象者かどうか、確認の問い合わせがありました。  
個別サポート加算Ⅰを加算して請求することが可能な受給者かの確認の相談があった。  
"個別サポート加算Ⅰを支給決定するにあたっての手続き方法  
個別サポート加算Ⅰが何時から反映されるのかという質問"  
個別サポート加算Ⅱとの併給は可能ですか？  
指標該当有の利用者については、調査なしで加算をつけてよいか。

<p>施設通所児童が個別サポート加算Ⅰの対象になるかの確認。 事業所からの相談は特になし。 "次回の更新まで受給者証に個別サポート加算Ⅰに該当する記載がないため、事業所ごとに該当児童の名簿を作成して欲しいとの依頼があった。 利用事業所を変更する際に、文書で確認できるものが良かった方が良かったことだった。" 重心型の放デイ事業所が、個別サポート加算(1)の付いている重心児童の請求をあげる際に加算を付けて良いものなのか。 対象となるか確認の連絡が事前にあった。 対象児が個別サポート加算Ⅰの対象となるかどうかの確認。 対象児童が加算の対象になるかの確認 対象児童の確認についての連絡がありました。 対象者になるかどうかの確認 誰が該当するかの確認の連絡 "町外の事業所より、同じような障害を持つ児童で、市町村によって個別サポートが該当になるところとならないところがあるが明確な基準があるかどうかの問い合わせがあった。" 通所利用児童が、加算対象の可否についての問い合わせのみで、相談までには至っていない。 利用児童が該当するかどうかの確認 "令和3年4月1日時点で受給者証に「個別サポート加算Ⅰ」の表記がされていなかったため、4月分請求の際に加算の有無を個別に確認しなければならないのかとの 相談がありました。併せて、加算の有無を表記した受給者証を発行する等の対応はしないのかとの相談がありました。"</p>
--

## テキストマイニングによる可視化 図の読み取り方と解釈について

※あくまでも自由記述の中の出現頻度の高い「用語」を可視化したものです。この図表を参考に具体的な自由内容の確認を行っていただく一助として活用してください。

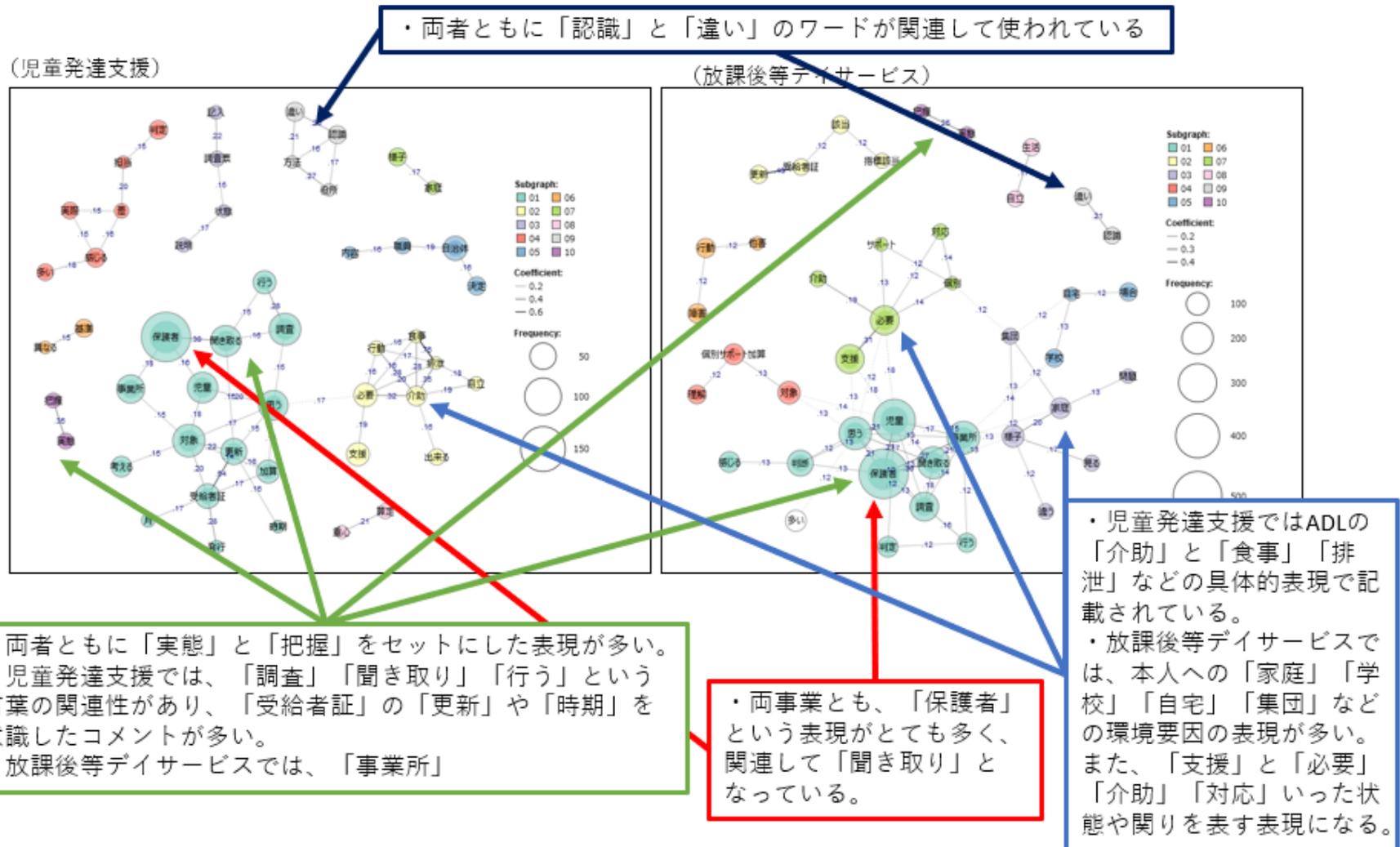


## 読み込みの一例

事業所調査IV - 2 - (2)

加算対象にならなかった児童がいると答えられた施設・事業所で、その理由は何だとお考えでしょうか？

※児童発達支援（左図）と放課後等デイサービス（右図）では、出現頻度が異なるため、図に示す丸の大きさと出現頻度は同じではない。





政令指定都市	<p>"4月1日からの施行にも関わらず、国からの通知が3月末であったため、対応に苦慮した。</p> <p>乳幼児等サポート調査について、各項目を判定する上で、給付決定時調査とは違い「通常の発達において必要とされる介助等は除く」という考えを用いないことに違和感がある。(ほぼ全員が加算対象となり得る。)</p> <p>個別サポート加算が該当がどうかは、基本的に保護者に対して窓口等で聞き取る運用を行っている。そのため支給決定後に受給者証を見て事業所からなぜ該当しないのか時々問い合わせがある。保護者と事業所間で児童の認識(状態の把握)に相違がないようしていただきたい。</p> <p>"事業所が加算目的で、加算対象でない児童を受け入れないケースが発生している。</p> <p>もともと加算対象でない児童について、事業所が保護者へ再度聞き取りしてもらうよう促し、保護者が窓口へ再度の聞き取り依頼をしてくるケースが発生している。"</p> <p>"児童発達支援における乳幼児サポート調査について、調査の視点が通常の給付決定の視点と異なるため、わかりにくく取り違え等の誤りが起きやすいと感じている。また、判断基準のさじ加減など、児童によって成長の度合いもさまざまであるため難しさを感じている。幼少期においては成長の早い子供であっても一定の見守りは要することや、加算の導入時、調査を行うことが困難であるという理由があるにしろ、すべての児童を加算対象とする市町村があったこと等、自治体によって取扱いにばらつきが生じたことも含め、児童発達支援の対象者全員を一律に加算の対象(もしくは基本報酬に含める)とする方が、事業者への評価、調査時間の削減や事務の効率化としても効果的ではないかと感じている。"</p> <p>"児童発達支援については、個別サポート加算Ⅰに該当しない状態像がイメージできない。調査の手間に対して効果意味合いが見出せない。</p> <p>個別サポート加算という名称だが、事業所で必ずしも個別に対応ができるわけではなく、保護者に誤解を与える可能性がある。</p> <p>個別サポート加算Ⅱとの内容の乖離があり、同じ名称であることに違和感がある。個別サポート加算Ⅱについては、事業所が報酬算定のために誤った対応をしたときの児童への影響が過大であり、加算にそぐわないと感じる。"</p> <p>児童発達支援の支給決定対象者については、ほぼ申請すれば対象となるため、当該加算の趣旨である「ケアニーズの高い児童への支援を評価」とは少しかけ離れているのではないかと考える。</p> <p>"全体的に判断が難しい。調査票に『認定調査票』の「特記事項」のような記入欄があると、調査によって把握した対象者の具体的な状況を記すことができ、よりわかりやすくなる。</p>
--------	---

事業所の努力により療育の成果が出て、個別サポート加算が外れる場合のインセンティブについて、検討が必要か。

個別サポート加算の異議があった場合の取り扱いについて、保護者側と利用施設側の障害状態の聞き取り内容に差がある場合、状態の悪いものを判定材料と取り扱えばよいか分からない。"

通常の発達に必要な介助は除くという判断をしている5領域11項目とは違い、実際にされている介助や支援の様子でチェックを入れるという段階で、ほぼすべての未就学の障害児が該当している状況です。「非該当になる児童がいるのか？」と調査する現場では疑問が出ています。加算をつけるための調査はそもそも必要なく、全ての未就学の障害児に加算をつけるか、利用者のサービス利用費負担の軽減をすればいいのではないのでしょうか。特に未就学児童についてはどんな目的で、この制度が作られたのか分かりません。

当該加算にかかる調査や確認作業については、市町村判断に委ねられる部分が多く、判断に悩むことが多かった。周辺市町村から運用について尋ねられることもあり、他市町村も対応に苦慮していた様子が見受けられるため、スムーズに手続き等を進めることができるよう、十分な運用方針の提示があるとよかったです。

"当市で個別サポート加算Ⅰに関して、感じる点は下記4点です。

- ①本加算を算定するために事業所側の特別な支援の提供は求められていないことから、本加算対象でない児童と同等の支援を受けて、利用者負担のみ増大する利用者の出現が懸念される。
- ②本加算の適用基準においては、障害によるものかどうかにかかわらず「できる」「できない」で判断されることから、未就学児の場合、年齢相応の能力があったとしても本加算が適用されてしまうケースがある。
- ③原則保護者からの聞き取りをベースとしていることから、保護者の障害受容等、心理的な側面による影響が大きく、対象児の実態と本加算の適用状況に乖離が起きるケースがある。
- ④旧指標該当においては、全員が指標該当「有」の状態でなくても、事業所として要件を満たせば全児童の基本報酬を増額できたが、本加算へ切り替わったことで、本加算対象児童のみが算定対象となり、旧区分1該当事業所のうち、元々指標該当児童が少なかった事業所においては収入が減少した。"

"乳幼児等サポート調査留意事項に「各項目を判定する上で行動上のサポートの度合を判定するため、通常の発達の範囲かどうかは問わないものとする。」と記載があるが、この考え方で調査を行った場合、障がいの有る無しに関わらず、年齢の問題からサポートが必要である場合も含まれるため、全ての未就学児が個別サポート加算（Ⅰ）の対象となるように考えられる。（現にこの考え方から、児童発達支援の支給決定対象者に対して、一律に個別サポート加算（Ⅰ）の支給決定を行っている自治体もあると聞いている）そうであれば、児童発達支援については、個別サポート加算（Ⅰ）の必要性はなく、その分は基本報酬に反映させれば良いのではないかと感じる。

	<p>上記のように個別サポート加算（Ⅰ）の調査を行ううえでの考え方と、給付決定調査を行ううえでの考え方が異なっており、個別サポート加算（Ⅰ）の調査結果を給付決定調査に置き換える場合は、「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか」という考え方に基づき、置き換えが必要であるが、「通常の発達において必要とされる介助等」の解釈について、明記されたものがないため、支給決定を行う場合に、判断に苦慮している。この解釈について、厚生労働省から考え方を示してほしい。</p> <p>事業所は、受け入れする児童の個別サポート加算（Ⅰ）の有無に関わらず、同じように受け入れをするため、保護者からすると、個別サポート加算（Ⅰ）が決定されているからといって、何か恩恵が受けられるわけではないため、保護者から制度の理解を得るの聞き取りによる調査や事業所等からの提出によるものであるため、対象児童の支援の必要性の確認について客観性が低いと感じる。</p> <p>"保護者への聴き取りが複雑、対象児童が多様化しているなかで、あまりにも「障がいありき」の聴き取り内容となっており、保護者の負担が大きいように感じる。また、「調査」という言葉を保護者に使うのは適切ではないように感じる。</p> <p>事業所は、加算の説明責任を果たすために保護者に加算の趣旨等を説明するも、保護者が納得されず、加算が不要と申し出られた場合等の対応策があれば良いように思う。</p> <p>就学児サポート調査票の「サポート調査」と「給付決定時調査」の②と③が反転しているので、次の機会に修正をお願いしたい。</p>
<p>中核市</p>	<p>①個別サポート加算制度に対応するための処理期間が短すぎた。②児童発達支援事業利用児童がほぼ全員該当するため、給付費の支出が大きすぎる。③国の示した調査票記載例が詳細すぎるため、各相談支援事業所との折衝を行い、調査票を作成することに時間を要した。④児童発達支援支給決定者への、4月時点での個別サポート加算Ⅰの受給者証への印字、交付に時間を要した。</p> <p>サポート調査票について、各質問項目に具体的な選択肢を設定するなど、誰が調査しても一定の調査結果が得られるようなものにした方がよいと考えます。国の留意事項通知を十分に理解していないと加算該当の有無に大きく影響することとなります。</p> <p>一度支給決定した後、更新する際に加算についても改めて決定することが推奨されているが、すべての支給決定者について毎年決定し直すことが難しいように感じる。</p> <p>"現状の加算要件では、未就学児が利用する児童発達支援等について、大半が加算に該当する。</p> <p>加算の要件について、見直しをするか、未就学児については基本報酬に一本化すべきと考える。"</p> <p>個別サポート加算Ⅰの結果に異議がある場合、どのように対応するべきか。(再度調査、審査会を開催するなど)</p> <p>児童の状況に対する認識が、保護者と実際に支援する事業所との間で開きがあり、保護者からの聞き取りをもとに加算非該当とした児童について、事業所側から変更の要望を受けることが多い。</p>

"児童発達支援、医療型児童発達支援について、介助等の可否を「通常の発達の範囲内か否かを問わない」時点で障害福祉サービスの加算としての意義が不明である。また同様に、サービスを利用する児童のほぼ全員が算定対象となり、加算として本体報酬と分ける意味が不明である。"

"児童発達支援の個別サポート加算Ⅰは、純粋に介助等の可否で加算を付けるため、低年齢であればあるほど通常の発達段階でも介助等は必要なのに加算がついてしまうことに疑問を感じる。

放課後等デイサービスについては、月1回程度で点数付いてしまうので、今まで加算がつかなかった児でも加算対象になるケースが増えている。月1回程度くらいで点数を付ける必要があるのかと思うことがある。

調査内容が基本報酬区分調査と就学時サポート調査を行うこととなり支給決定業務が増加し、事務処理期間が延びている。また、保護者からも調査票の内容について、「調査項目が多すぎる」、「調査内容がわかりにくい」との声を受けている。"

児童発達支援の場合、現在の状態で判定すると90%前後の児童が対象となるため、判定基準に疑問を感じます。

児童発達支援の場合、通常発達の範囲を問わない為、支給決定児の約89%が個別サポート加算の対象となる。この加算に伴う給付費の増加により、財政負担が大きくなっている。

"児童発達支援の単価を上げるための基準になってしまっている。放課後等デイサービスの基準との整合性をとるべき。

単価・事業所規定・専門資格など他の改正をしていく必要があると思います。"

制度や調査票の内容が示されてから運用開始までの期間が短く、事業所や保護者への負担（調査票作成等）及びシステム改修に係る負担が生じた。

"（地域名）では、個別サポート加算Ⅰを算定するために、計画相談支援の相談員が関わる児童については、相談員が「就学児サポート調査」を行い、その結果を受けて本件加算の有無を含めて支給決定を行います。

本件加算がもともとついていた児童（指標該当）について、相談員が利用計画の更新に伴い事業所に調査を行いに出向いた際、それまでに行った学校や家庭、他の事業所への調査の結果をふまえて「加算はつかない」という判断を相談員が行う旨を伝えました。そうすると、事業所と加算がとれるかとれないかで、トラブルになったそうです。

他の事業所や学校等では「支援が必要」とは思えない児童が、他の事業所では「常に支援が必要」な姿をみせるような場合に、その「常に支援が必要」となる原因がどこにあるのかを注視すべきところ、本件加算の取得の方に意識が向いてしまい、本来考えるべきことから目が逸れているのでは、という話が相談員からありました。

個別サポート加算Ⅰは、より手厚い支援が必要な児童について、適切な支援を行うことを促したり、事業所がより手をかけたことに対

する対価であると理解をしています。

もちろん事業所も相応の支援をしてくれていると思いますが、どうしても「必要な支援を行った結果加算がある」→「加算をもらうために手をかける」に目的と手段がこの加算によって逆転しているように思えます。

"調査票の判断について、調査票の判定結果欄がざっくりしているため、留意事項の項目を確認しながら調査を行っても判断に困る。過去何か月を持って判断するのか分からない。

調査自体を行うことが、保護者の気持ちを下げってしまう。保護者の「はい」「いいえ」を引き出すまでも時間がかかるため、イラストや絵など見てわかる例があれば分かりやすい。"

当市では、児童発達支援の利用者は全員個別サポート加算（I）の対象者となっている現状から、基本報酬に本来含まれるものではないかと感じています。児童発達支援の利用者は、個別サポート加算（I）の算定要件の見直しが必要ではないでしょうか。放課後等デイサービスについては、行動障害等重い障害児が放課後等デイサービス事業所側から利用時間短縮を要請されたり、月あたりの利用日を減らすよう要求されたり、最初から断られたりと敬遠される事象を多く耳にします。特に中高生の体格が大きくなった行動障害を有する男児が利用できず困っているケースがあとをたちません。強度行動障害児支援加算対象のハードルが高すぎて、逆に個別サポート加算（I）の単価が低く、事業所側がより障害軽度の利用者を得たいという傾向はかわらないように感じます。行動障害児支援加算対象のハードルを下げるか、個別サポート加算（I）の単価を上げるかの対応が必要ではないでしょうか。

"当市では、対象児が2,000人近くいるが、自治体担当者が1人であるため、直接、対象児と面接して調査・確認をしていない。新規申請時に、保護者から聞き取りをしているのみである。そのため、サービス提供事業所からの調査票提出により、算定しているところが主であるが、事業所によって判断にバラつきがあるため統一した判断ができていない。

特に児童発達支援事業で、未就学児童の場合は、多くの支給決定障がい児に個別サポート加算Iが該当する。通常の発達の範囲かどうかは問わないが、年齢相応の発達段階に応じた支援は、基本報酬においては評価されるべきと考える。公的給付であることを踏まえれば、保護者の相応の負担はやむを得ないが、不要な負担である場合もあり、また、事業所の加算算定にあたっては加算の内容の説明が必要であり、保護者の障がい受容等の面で支障が生じる場合がある。

乳幼児サポート調査の結果、個別に判断する必要があるのかと感じるくらい、ほぼ100%の利用者に加算決定している状況となっている。

"入浴など、実際に事業所で提供されない支援で該当し、個別サポート加算Iの対象となる場合があるため、事業所が提供している支援への加算となっているか疑問を感じる面もある。未就学児については、児童発達支援センターと児童発達支援事業所とでは支援の内容

	<p>も違いがあるため、個別サポート加算の算定について一律で良いのか疑問に感じる。"</p> <p>"年齢を考慮しないとすると就学前の児童のほとんど全てが加算の対象となるため、調査をする負担ばかりが大きいと感じる。例えば、身辺面の項目で「入浴」については、通所支援事業所では関係がなく判断に困ることが多い上に、就学前の児童ではほぼ全ての児童にチェックがついてしまう。また、行動面の項目で「読み書き」については、就学前の児童ではほぼ全ての児童に一部介助以上のチェックがついてしまうので結果加算の対象となってしまいます。</p> <p>コロナにより郵送申請が増えるなかで窓口で保護者の想いや考えを聞く機会が少ないので、児童の状態像の把握が難しい。"</p> <p>"保護者によって基準が違うため加算の有無についてバラツキが出る可能性がある。事業所からの誘導により正確な評価ができない懸念がある。</p> <p>手続きの負担が増え煩雑になった。"</p> <p>"本市では相談支援専門員が保護者や事業所に聞き取り、調査の留意事項を参考に調査票を作成しているが、保護者や事業所によって「できる・できない」基準が異なるため、本当に「できない」のか等、判断に迷う。</p> <p>特に、未就学児についてはほとんどの児童が対象となるため、別に加算を算定する必要があるのかどうか疑問である。"</p> <p>未就学児では多くの児が加算対象となる。毎年、加算について調査を行う事業所や自治体の負担を考えると、その分を基本報酬に反映していただくのがよいのではないかと思われる、</p>
特例市・特別区	<p>3月に、国としてどの程度の割合の児童が加算対象となることを想定しているのかを厚生労働省に電話で問い合わせた際、「3歳未満の児童は全員対象となると想定している。3歳以上の児童についても、自治体の判断によって全員加算対象となったとしても差し支えない」旨の回答があった。そのような性質の報酬であれば、加算として付加するのではなく、基本報酬そのものを引き上げる（又は年齢に応じた基本報酬とする）方が理にかなっていると考え。このことを厚生労働省の担当者に伝えたところ、「報酬改定の議論の中では、当初から加算として議論を行ってきたため、基本報酬に組み込む話は出なかった」とのことであったが、保護者及び自治体の負担軽減のため、基本報酬への組み入れを検討願いたい。</p> <p>"チェックの項目自体がダメ出しをされているように感じている人も中にはいる。</p> <p>その場合は年齢によってはほかのお子様にも当てはまる項目であることや、制度として必要な調査であることを伝えている。"</p> <p>"加算というやり方ではなく、3歳児以下には一律に基本報酬をあげることで対応するなど、調査項目を増やさないように制度を組み立ててほしい。障がい受容ができていない小さな子の親に対し、詳細を何度も聞くようなことは、省きたい。</p>

大きくなってきて、特別な支援が必要な状況がはっきりしてくるまでは、加算ではなく基本報酬で評価してほしい。"

区で利用児全員に聞き取りできないため、保護者に調査を依頼しているので、客観的評価ができていない。

"個別サポート加算Ⅰが創設された背景として、「著しく重度及び行動上の課題のある児童支援を充実させる観点から」とされているが、児童発達支援に係る個別サポート加算Ⅰは、その年齢なら発達の程度を問わず当然に介助を要すると思われる項目が複数あり、実質的に加算の算定がほぼ確実となっている。すべての児童が「著しく重度及び行動上の課題のある」児童であるとは考えられず、制度創設の観点と実務に矛盾が生じている。"

個別サポート加算の判定基準と給付決定の調査基準が異なるため、聞き取りに時間がかかり、加算決定等の事務作業が煩雑化したように感じている。

"個別サポート加算対象者の受給者証へ記載されることで、ケアニーズが高い障害児であることを事業所側としては認識しやすくなったのではないかと考える。加算を事業所側は請求ができるメリットがあるが、対象児童やその保護者にとっては必要な支援内容の変更などもなく運用開始前と大きく変化が無いように感じる。

事業所からの申し出等で再調査をする際などは、対象者やその保護者との面会等が必要なため受給者と調査員双方の負担が増えたと感じる。"

"指標該当児の判断で使用していた行動障害に着目した調査項目をそのまま使用しており、行動障害以外の要因で支援にサポートが必要な障害児が評価されず、加算非該当でも手厚い支援が必要な障害児の利用先が見つからない事案がある。また、事業所からは、個別サポート加算Ⅰに該当する児童が欠席したとしても、事業所の職員体制を大きく変えることはできず、人件費が変わらずかかるのに、加算を算定することができないという意見があった。本人の障害の状況にのみ着目した報酬体系ではなく、職員体制を評価する視点も必要と考える。"

事務処理要綱や留意事項をもとに聞き取り調査を実施し、個別サポート加算（Ⅰ）に該当するか判断しているが、就学サポート調査について「支援が必要な場合がある」と「常に支援が必要」で聞き取り項目によって判断に迷うことがある。適切な判断と運用のために、障害児通所支援支給決定担当者向けの研修を実施してほしい。

"調査を行う職員の事務負担が大きく、業務を圧迫している。乳幼児サポート調査についてはほとんどが該当であるため、事務負担に対して成果が感じづらい。一律の報酬単価の見直しでよかったのではないかと感じる。"

"乳幼児サポート加算について、判断基準が「通常の発達に必要な支援を含む」となっており、3歳未満は全員加算対象となるため調査は不要と感じる。

放課後等デイサービスの利用者においては、就学児サポート加算の対象となるような児童がほとんどいない。限られた少ない人員で支給決定事務を行っているため、調査を要する加算ではなく基本報酬で評価する方法を検討してもらいたい。

自治体によってはサービス提供事業所が調査を行っているところもあるようだが、他市から当市に転入するにあたり就学児サポート加算の調査を行ったところ転入前の自治体では13点以上だった児童が5点にも満たないということがあった。保護者への調査では本人の様子に大きな変化はないとのことだったため、加算を請求するためにサービス提供事業所が虚偽の報告をしているのではないかと感じた。公平性に欠けるだけでなく、不正請求の温床にもなるのでは?"

乳幼児さば年齢相当の到達度であるかを考慮しない評価であることから、3歳児以上就学前までの児童について、他の年齢層と比し個別サポート加算Ⅰの対象になる基準が低く、高い割合で対象となることに対して違和感がある(例、入浴一部介助、読み書き一部介助のみでも該当になってしまう)。

乳幼児等サポート調査について、個別サポート加算Ⅰの認定が無い児童は想定されるのか疑問に思う。児童発達を利用している児童で個別サポート加算Ⅰが認定されないケースは本市では未だ無く、調査についての必要性があるのか疑問に感じている。

年度末から年度初めにかけて十分な準備ができず、事業所を含め現場が混乱しておりました。基本的な考え方を示すだけでなく、事務の具体的な進め方も含めてご教示していただきたかったと考えております。

年齢による発達の度合いに応じて、答えづらい項目があった。

未就学児については、当然、年齢的にサポートが必要な状態であるため、個別サポート加算Ⅰがほぼ全員に付いている。国の通知どおりに運用しているため問題はないが、事業所からは「本当にこんなに加算を請求してもいいのか」という問い合わせが来たこともある。児童発達支援の基本単価をあげるのではなく、あえて加算扱いにしたにも関わらず、ほぼ全員に加算が付く現状に多少の疑問を感じる。"未就学児についてはほとんどの児童が加算対象となっているが、同じ加算なのに就学児の調査との間に評価基準の違いがあるように感じる。また、放課後等デイサービス事業所から、自治体間での調査基準のばらつきが見られているとの意見があった。支援が必要な児童を適切に評価できるよう、区では調査基準を統一して実施するための勉強会等を検討していることから、留意事項が作成されて参考となり、今後も調査基準等のQ&A等があれば、参考にしていきたい。

事業所が保護者に説明する際、利用者負担がかかることや保護者に他児より支援が必要であることを伝えることになるため、説明がしづらいことや、保護者の支援の必要性に対する認識が違うことで、加算の対象者とならないなど、ケアニーズの高い児童の支援を行っていても、評価されず、加算算定に対するハードルを感じているという意見があった。事業所が手厚く支援を行った場合にその支援に対して評価されやすい仕組みになればと感じる。"

一般市	<p>「通常の発達において必要とされる介助」について、具体的な基準を示していただければ、より正確な判定ができるかと思えます。</p> <p>"「無償化年齢の児童」や「月5日以上利用し利用上限額が4,600円の家庭」の場合、個別サポートの対象になってもならなくても保護者にとって不利益になりにくい印象があるが、月3～4日の利用者や利用上限額37,200円の家庭であると理解をしていただくことが難しかったり、利用を控える動きになりやすかったりする印象があります。</p> <p>個別サポート自体が、年齢がある程度大きくなってくると障害特性があるため、支援をより多く必要とする児童であると判断できますが、年齢が低い場合は、まだ発達段階で自立して行う事ができないということが大きく反映されており、必ずしも障害特性を反映しているというものではないため、個別サポート加算は付くけれどもそれまでの支援と何か違いがあるとは考えにくい内容であると感じています。"</p> <p>"0歳から3歳未満の乳幼児の場合、通常の発達において必要とされる介助等を除いた場合に、一部介助となるのか、介助無しなのか判断に苦しむ。それを除かないと全項目で全介助になり、全員が加算有りになってしまう。</p> <p>就学時サポート調査の調査票の食事・入浴・排泄・移動の4項目が、裏面では食事・排泄・入浴・移動となっており、表面の内容をそのまま裏面に転記してしまうことで、たびたび誤記入が見られた。"</p> <p>"3歳未満の場合、食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上であれば、個別サポート加算（I）の対象とする旨が示されている。3歳未満で介助が不要である児童はきわめて想定されにくい。そのため、「通常の発達において必要とされる介助等は除く」という考え方が通知で示されているが、3歳未満の場合には調査票を使用した調査が必要かは甚だ疑問。</p> <p>令和3年3月まで施行されていた指標該当と同様に、調査の方法等の運用は一律のルールが無く、市町村により異なることが容認されている。また、支給決定人数が多い市町村は調査対象者数も多く、定期的かつ細かな調査を実施しようとしても、その事務量はぼう大になり、実務上困難であると思われる。さらに、強度行動障害児支援加算など別の指標を用いた加算の設定されているなど、制度の複雑化を招いており、支給決定の誤りや誤請求等が発生しやすい状況にあると思われる。</p> <p>事業所ごとの障害児の支援状況により評価することは必要と思われるが、専門職の配置状況等の体制加算を充実させ、よりシンプルな報酬体系にすべきであると考えます。"</p> <p>4月からの適用であったが、4月1日開始の更新児童については2月中から支給決定を開始しており、システムが対応しておらずその後の修正等の対応が非常に煩雑化した。</p> <p>5領域11項目の調査をはじめとした児童の状態を確認する方法は聞き手の裁量や知識で大きな差を生んでしまう。同様に保護者や事業者など回答する側の児童の見立ても千差万別で、正確に調査することは困難である。</p>
-----	--

ケアニーズの高い児童へ支援を行った場合について評価することは必要だと思われるが、現在の加算支給決定要件では適切に評価できているかは疑問である。児童の実態に即した要件の見直しが必要だと思われる。

サービスの更新時期が全員同日であり、更新時期での事務負担が多いため得策等あればご教示いただきたい。

サービスを利用している児童について、見る者の主観やその時の状況によって発達具合の判断が大きく異なることがある。その見る人によって移り変わりやすい発達具合の判断によって、報酬算定に影響を出す事に難しさを感じる。

サポート調査判定と給付決定時調査判定のすみ分けが難しい

通常の発達において必要とされる云々をどう認識すればよいかわからない。どちらかに統一してもらいたい。"

それぞれについて判定するには、現状では調査票に基づいて判定を行うため、個々の調査にかなりの時間を要するにも関わらず、聞き取った状況によっては点数のばらつきが大きく、実際の状況とは異なる場合もある。手帳の級によって判定を行う等、明確な基準があるほうが判定を行いやすい。

それぞれの調査項目の判定基準について、詳細な具体例等を示してほしい。

チェックを付ける参考資料として、旧障害児の調査項目（5項目11領域）を活用しているが、通常の発達で手がかかってしまって介助を要しているのか、障害が理由で介助を要しているのか分かりづらい。年齢ごとにどこまでできるのが通常の発達なのか不明であり、評価に困る。

以前の5領域11項目調査と比較して、聞き取りにかかる時間が大幅に増加しており、保護者の負担になっていると感じる。

"以前よりも窓口業務、給付決定、請求事務について作業量が増加した。

当市においては保護者からの聞き取り調査により個別サポート加算の有無を決定しているが、事業所によっては保護者に対し「この項目はこう答えると加算が付く」と説明した上で、加算の見直しの為来庁を促す場合がある。結果、一部の事業所は皆加算がついてしまう。

三歳児未満の個別サポート加算は、調査の結果ほぼ100%加算対象となるため、加算の必要性を感じない。また、三歳以上六歳未満の児童発達支援についても、かなりの確率で加算がつくため、加算を廃止し単位数を上げるべきだと感じている。"

加算の判定につき、全国的に共通した認識・基準が今後さらに構築されていけば良いと感じる。

"加算対象とするかどうかについて、国のマニュアルもありそれに基づいて聞き取り調査を実施していますが、それでも市町村によって加算対象児童の割合にかなりのバラつきがあると感じています。事業所や保護者、そして市町村にとってもわかりやすい聞き取り調査内容にしなければ、制度を運用することに混乱が生じてしまうと考えます。現に支給決定する側としては、負担がある制度と考えてい

ます。

介護・支援が必要な方を把握して事業所の日頃の業務が評価されることに対して適切と感じている。その一方で僅差で加算対象外の児童に対して事業所が個別サポート加算をつく様に保護者に働きかけていると思われるケースも見られる。その為か、保護者が聞き取り調査の際に必死に訴える姿勢が目立つ。個別サポート加算を受けないと障害福祉サービスを利用するのに不利になると心配をする保護者が居りその都度、個別サポート加算について説明し理解を求めている。保護者に対して個別サポート加算について正しく理解するのにしばらく時間が要すると思う。"

該当するかどうか判定基準が曖昧で、支給決定までの事務手続きに時間を要する。

確認の際に、調査票を保護者か事業所職員（相談員）が記入するかによって、見解が異なるため運用に疑問を感じる。

"給付決定と加算の調査内容について留意事項が異なるため、調査手続きがより煩雑になった。

具体的な例が示されたので判断しやすくなった。

"見直しの時期。調査を毎年実施することは業務負担が大きい。

保護者からの聞き取りと事業所からの聞き取りで相違する場合がある。

複数事業所利用の場合、事業所によって個別サポート加算に対する考え方が違い、事業所によって児童の様子も違うことがあるため、判断に悩むことがあり、結果

的に個別サポート加算の対象とするケースが多い。"

現行の制度であれば、児童発達支援を利用する児童は、ほとんど加算の対象となると感じました。

"現在のところ、放課後デイサービスは圏域にないため、支給決定はなく、児童発達支援のみで支給決定件数が少ないため、調査対応可能だが、今後、サービスの充実と共に調査件数が増えると、行政職員の事務量が増大し、決定に時間がかかり、利用者に迷惑がかかる事態になるのではないか。

調査項目が多いが、サポート加算を取る、取らないで、サービスの中身がどのように充実できるのか、違いは何で把握するのか等、不明点が多い。"

個々のケースにより判断が難しいため、「(別表1) サポート調査留意事項」の具体例をもっと増やして欲しい。放課後等デイサービスと異なり、児童発達支援については、ほとんどの児童が個別サポート加算Ⅰの対象になるため、調査の必要性を感じない。

"個別サポートⅠ加算を決定する際のサポート調査では、「通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否を付ける」とのことから、3歳未満児には加算が付くことが想定される。そのため、3歳未満児に関しては新たに加算を新設する必要があるのかとの

疑問の声があった。

児童発達支援と放課後等デイサービスでは加算要件に大きな差があり、就学時に加算が外れる児童が多いのではとの声があった。障害支援区分認定調査の判断基準と異なる項目がいくつかあるため、判断が難しく感じた。

給付決定時調査とサポート調査とでは判断基準が異なる（通常の発達において必要とされる介助かどうか）ため、判断が難しく感じた。

"

"個別サポート加算Ⅰの運用については、事業所にとって利益にも繋がり、効果的だと感じている。

手続きについても、相談支援事業所が主となり進めていく体制ができていることから、特段問題はない。

市としては、相談事業所等へ昨年度末同様に情報提供を行っていく。"

個別サポート加算Ⅰの算定要件として年齢を考慮しないので、3歳未満はほとんど対象になり調査の必要性があまりないように感じる。個別サポート加算Ⅰの対象者が多数の該当となった。このことにより、扶助費が増加し、財政的にも厳しい状況となっている。

"個別サポート加算Ⅰの調査の運用について、保護者に調査の意義を説明することが難しい。

"

個別サポート加算Ⅰの調査票すべての項目で、該当しない場合は、再度発達検査や診断書等の提出を要件として、給付決定事務のマニュアル等で示していただき、障害福祉サービス受給の妥当性を保護者から求めることができるようにしてもらいたい。

個別サポート加算Ⅰの判断基準の明確化が必要だと感じる。

個別サポート加算に該当する基準が低すぎて、ほとんどの対象児童が該当するので、基準はもう少し上げてもいいのではないかと感じる。

個別サポート加算の対象となった場合に、事業所での支援にどの程度違いがあるのか明確でない。

"個別サポート加算の対象者の通知が令和3年3月30日付の通知であったため、繁忙期に加え、報酬改定もあり、市としての方向性を決定し対象者の確認作業、対象者への通知等、かなりの時間を要した、できるだけ制度改正運用の通知についてはできるだけ早い時期にお願いしたい。

今回、サポート調査の留意事項に具体例を示などしていただいたので、聞き取りがしやすく、調査員の評価の平準化も図られると思った。

児童発達支援については日常生活動作の4項目の支援の状況を確認するが、通常の発達の範囲かどうかは考慮せずサポートの度合いを判定するが、特に3歳未満であれば通常の発達でも支援が必要な状況であり、調査の必要性について疑問を感じる。必要があれば、加

算ではなく報酬単価への上乗せが検討できないかと思う。

本市の状況において児童発達支援の対象者はほぼ対象となるが、放課後等デイサービスの対象者は1割にも満たない。児童発達支援と放課後等デイサービスのサポート加算対象者像が違い、サポートの度合いを反映できているのか疑問を感じる。"

"個別サポート加算の聞き取りをどこが行うのかで、加算の有無に違いがでやすくなるのではないかという疑問がある。本市では、市役所職員が聞き取りを行うことにしているが、事業所が加算の質問について答える場合、加算が付きやすくなるのではないかと思う。

"個別の状況の把握ができる面もあるが、調査に時間がかかり（1件あたり15～20分程度）事務量が増えた。サポート調査と給付決定調査の判断が異なるため、判断に時間がかかる。"

厚生労働省の通知において、児童発達支援に係る「乳幼児等サポート調査」の実施方法について、従来の給付決定調査とは異なり、「通常の発達において必要とされる介助等は除く」という考え方は用いず、純粋に介助等の要否をつける、との記載があった。その方法で調査を実施した場合、就学前児童が1人で入浴をしたり、読み書きすべてが1人でできる児童は通常おらず（発達等の遅れがない児童においてもできる児童は少ないと考えられる）、調査を行ったほぼすべての児童に加算がつくこととなる。本来、児童の年齢に応じて本当にサポートが必要な児童につけるべき加算と考えるため、従来の給付決定調査と同様「通常の発達において必要とされる介助等は除く」という考え方で乳幼児等サポート調査を実施するべきと考えます。

"厚労省による令和3年3月29日事務連絡について、「ケアニーズが高い障害児に支援を行った時の加算として個別サポート加算(1)を創設」とあるが、同事務連絡において、「給付決定時調査と異なり、各項目を判定するうえで「通常の発達において必要とされる介助等は除く。」という考え方は用いず、通常の発達の範囲内かどうかを問わずに純粋に介助等の要否をつけるもの」とあり、未就学児の場合、①～④の項目について障害に関わらず、多くの者が介助に該当すると思われる。よって個別サポート加算の対象判定で該当にチェックがつくが、イコール＝ケアニーズが高い障害児にあてはまるのか曖昧に思われる。そのため、保護者からの支援の必要性の低さと事業所からの申し出を加味しての加算決定が難しい。

更新手続き時の事務量の増加。

利用者負担額の増加。

今後の受給者証更新の度に加算を見直す必要があるが、調査内容が多いため事務が煩雑化する恐れがある。また、事業所評価と保護者評価が乖離する可能性が十分考えられるため、保護者の感情に配慮しての管理は困難な場合が考えられる。

困りのある児童に対し、加算がつき、手厚い支援を行うことで、児童自身や家庭、事業所での困りを無くし、最終的には療育を受けなくてもよくなるために活かされるべき制度だと認識しているが、そもそも、保護者が困りを認識していなかったり、事業所も加算がつ

いた児童について、加算がつくことでどのような個別の支援を行っているのか、また、それにより、改善や成長があったのかが、見えてこない。

市区町村での支給決定という形をとらずとも、医療連携加算等のように、サービス提供事業所で調査票を作成・管理し請求するという方法も可能ではないか。

支給決定の際の確認作業が増え、保護者、教師などからも児童の実態を聞き取るため、今までよりも時間がかかり、負担に感じる。事業所からは、判断しづらいとの声が多い。また、加算を取っていない事業所もあるため、依頼しづらい。特に乳幼児に関しては、ほとんどの児が対象となるため、加算とする必要があるのか・調査票によるチェックの必要性があるのかと疑問に思う。

事業所によっては、サポート加算の対象児であるにもかかわらず、その子に合った支援をもらえているのか疑問を持つ。事業所や保護者より個別サポート加算の有無について異議の申し入れ等の相談があった場合、どのような対応をしたのか他自治体のケースを参考として知りたい。

"児童発達支援と放課後等デイサービスでは、個別サポート加算Ⅰ該当となる基準（ハードル）が大きく異なっている。そのため、児童発達支援ではほとんどすべての児童が加算対象となり、加算対象確認作業事務が増えただけであるのが、実情である。"

児童発達支援に関しては、利用者のほとんどが個別サポート加算Ⅰの対象となってしまう。また、放課後等デイサービスについても、判断基準が変わったことで、指標該当児よりも個別サポート加算Ⅰの方がより対象となる児童が増えたように感じる。1人の利用者に対して、個別サポート加算の判定用の調査票と、支給決定のための調査票の2種類を作成しなければならず、聞き取り内容は重複しているのにそれぞれ別々の判断基準で内容を作成しなければならないため、負担となっている。

児童発達支援の加算については、加算の対象としないほうが難しい。制度として残すのであれば、全員対象前提の報酬改定をしてもよいのではないかと思う。

児童発達支援の個別サポート加算は、乳幼児サポート調査の判定項目の内容だと全員が対象でよい。事務負担が増えただけである。

"児童発達支援の個別サポート加算は3歳児以下であれば全員が該当となる状況で、「ケアニーズが高い障がい児」でなくても年齢が幼ければ誰でも算定されてしまうことに違和感を感じる。未就学児のサービスとして介助の必要量は最初から想定されるものであり、加算として適切なのかと疑問に思う。

児童発達支援と放課後等デイサービスの加算該当割合に差がある点も気になる。本市の場合、児発は給付決定者の82%加算に該当するが、放デイは14%しか該当しない（R3.9月末現在）

現状ではほぼ保護者からの聞き取り調査のみで加算の判定をしている状況であるが、正確な判定ができていないのか疑問がある。しかし、

事業所からの聴取等を加えると業務量が増大するため、できていない状況。市町村が加算の判定をすることに対し、負担感が大きい。個別サポート加算の廃止を希望する。

児童発達支援の対象児は、おおむねサポート加算の対象となっているため、当該加算を新設するのではなく、児童発達支援給付費の算定基準自体を見直してほしい。当該加算が新設されたことにより、事業所等との調整が必要となり、調査及び決定事務が煩雑化した。

児童発達支援は乳幼児等サポート調査・給付決定時調査による調査を行っているが、調査項目の内容からも全員対象になるので、調査が不要でも良い。

児童発達支援を利用する児童は、乳幼児サポート加算の内容から全児童該当するため、加算の必要性があるのか疑問を感じる。児童発達支援給付決定児童の大部分が該当する。

児童発達支援利用者についてはほぼ全員が加算対象者と思われる。

"自治体によって、確認方法が異なっている。サービス利用者の増加に伴い、手続きや事務の簡略化が必要と思う。"

就学児サポート調査は項目も細分化されており、点数制になっているため判断しやすい。一方で乳幼児等サポート調査は、特に行動障害の面で一つの調査項目に複数の確認事項が含まれているため、判断が難しいところがある。

"従前の指標該当児童の数による事業所単位での「区分12」の評価に代えて、利用児童単位で加算を算定できることとした個別サポート加算Ⅰの創設趣旨には大いに賛成できる。また、手帳等級等の基準でなく認定調査により対象者を判断するとの手続きも適正であると考え。ただし、運用においては、本制度は算定基準及び加算単位数が極めて実態とかけ離れたものとなっており、「重度者の支援を充実させる」という本来の趣旨に十分に役立っていない、むしろ一部においては率直に言って「無駄」な加算（財政支出）となっていると感じている。

放課後等デイサービスにおいては、多くの事業所において平成30年度報酬改定に続いて2期連続の大幅な減収となっている。特に従来の「区分1」や今回の個別サポート加算Ⅰ対象者など多くのより支援が必要な児童を受け入れている事業所ほど、個別サポート加算Ⅰを算定してもなお減収幅が大きくなる改訂となった。そのためより多くの重度者を受け入れ、手厚い職員体制を整え個別の特に応じた支援を行っていた「質の高い」（と本市が捉える）事業所ほど現在は経営状況が悪化し、従来の支援体制を見直さざるを得なくなったり、事業の継続性そのものが危ぶまれる事態になっているとの状況を把握している。一方で、株式会社等による運営の多い従前の「区分2」の事業所は減収幅が大きい。この状況を前に「サービスの質の向上」を目指すとの趣旨に疑問を抱かざるを得ない。

一方で、児童発達支援については（検討段階では議論があったものの）基本報酬のマイナス改定がなかった中で、ほぼ純粋に個別サポ

ート加算 I 分が上乘せとなっている。さらに、今回定められた加算対象の判断基準では、就学児より未就学児の方が該当しやすく、特に3歳未満ではほぼ100%に近い児童が加算対象となっており、より支援が必要とする児童に加算を付けるとの趣旨において意味を成していない。

以上より、個別サポート加算 I を実態に即して真により支援が必要な児童の受入れや適切な支援の実現に資するものとするためには、以下の対応が必要と考える。

①未就学児における判定基準を障害や発達の遅れ偏りによる支援の必要性に着目したものに改める（対象者を絞る）。

②加算単位数を引き上げる（ほぼ同基準で判定される生活介護の重度障害者支援加算が180単位であることを鑑みても、少なくとも同等か、利用開始当初の上乗せ加算500単位がないことを踏まえそれ以上の水準）。"

"障害の受容ができていない保護者もいるため、保護者への聞き取りに気を遣う。また、相談支援専門員等が行うアセスメント内容と重複する内容があるため、保護者の負担が大きいように思う。"

"申請者1人につき調査が20分程度かかるため、申請の受付で職員がとられる時間が増大しています。より簡便な方法で判断ができるよう制度の改正を求めます。"

制度についての情報提供が遅く、対象となる児童の調査や支給決定処理が既に終わっていた方もおり、二度手間になるなど対応が後手後手になり現場が混乱した。今後は早めの情報提供をお願いしたい。

制度改正の通知を早めに国から出していただけるとありがたい。改正から施行までの準備期間が短い。

全般に指標該当導入時の課題が解消されておらず、障害児を評価する自治体としても疑問がある。第一に利用者に聞き取りなどの負担が大きいこと。また事業者からも療育による本人の成長が報酬に結び付きづらいとの意見が大きいこと。本来の目的である「事業に尽力した事業所を評価する制度」が果たされているとはいえない。

多くの子どもが従来の調査票と比べて点が高くなりやすく、特に未就学児はそのほとんどが加算の対象となるため、調査の必要性や内容の精査についてご検討いただきたい。

"対象児の支援度が正当に判定できる項目の調査票になると良い。

手続きや加算判定に関しては聞き取りを丁寧に行う必要があり、時間と人手を要する。"

大きな制度改正の割には周知が全くなされておらず、現場が大混乱した。

帳票や手間が増えるばかりで事務の煩雑さにつながっている。継ぎ接ぎ的な制度の見直しを繰り返さず一本化した見直しを行ってほしい。特に3,4歳程度までの乳幼児期の児童発達支援はサポート加算の対象にならない方が稀で、サービスの単価の見直しで収まらずに

わざわざ調査を課すことそのものが疑問。

聴き取りや調査を行う人、また調査を行うタイミング（時期等）により結果が異なることがある。

調査の手間が増えた

"調査項目が目で見えてわかるような内容にしていきたい。

調査項目の見解について一律基準を設けにくく、判断に迷う場面がある。"

"調査実施において、専門職の配置が必要。

児童発達支援の決定において、現状の調査項目の評価では大半の児童が対象となり、加算が付いていることが通常であると事業所側が感じていること。"

調査実施者が具体例を参考に例示し聴き取りを行っているが、保護者の認識と利用者の状況に差があったり、捉え違いが生じることがある。また、相談支援専門員や事業所支援員から保護者に対して、利用者の特性や対応について働きかけてもらっているが、理解が難しいケースがある。

調査者により基準となるレベルが異なるため、明瞭な評価基準があると調査が行いやすいと感じた。

"調査票の項目内に類似した個所が多い。

支援度の分け方が曖昧。

調査した内容を基に「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか。」と、決定時の判定と異なるため、その判定が曖昧。

支援度が高い児童でも加算の非該当となったり、逆に支援度が低い児童でも加算の該当になることがある。

調査の時間がかかり、保護者や担当職員の負担が大きくなった。"

通常の発達において必要とされる介助等を除く判定は、判定する側もされる側も分かりにくいです。

"通常業務での支給決定・調査等が繁雑な中、繁忙期である年度末に加え、制度改正対応等も重なり、調査の為の対象者抽出・調査・確認・連絡等を行わなければならない対応に苦慮した。

児童発達支援事業の加算については、制度の趣旨や判断基準を理解し支給決定を行ったが、特に3歳未満児については障害の有無に関係なく対象要件にあたることが多く感じられた。"

"低年齢児の認定について

障害特性と定型発達の範囲なのか、その基準がなく認定が難しい。個別サポート加算認定要件の「食事」「排泄」「入浴」「移動」項目は、

ほとんどの幼児が該当するため、幼児＝個別サポート加算の対象となってしまう。”

(地域名)では、児童発達支援利用の児童はほとんどが個別サポート加算対象者となっているが、個別サポート加算は「著しくケアニーズが高い児童」に付くものとなっている。児童発達支援の利用者イコール著しくケアニーズが高い児童ということになり、保護者に対しても、個別サポート加算の説明をする時に言い方に気を付けなければ、受容できない方もいると思われる。個別サポート加算がつくことによって、ショックを受ける保護者もいるのではないかと感じた。

"当該加算創設後は、基本的にサービス提供事業所または相談支援事業所が行った調査結果をもとに、支給決定並びに加算の判定を行っているところであるが、調査項目の解釈にばらつきがみられると感じる。特に放課後等デイサービスでは相当の支援を必要とする児童でないと加算対象とはならないと理解しているところであるが、調査項目の解釈のばらつきにより、他事業所からみても疑義が生じるような加算がついてしまう児童もあり、公平な調査が実施されているかは疑問が残る。

また、未就学児についてはほぼ全員が加算対象となっている現状があることから、加算創設の意味があったのか疑問が残る。3歳以上は無償化故、利用者負担額が増額とならないことも事業所・保護者双方ともに安易な加算対象となる調査結果につながっているのだろうか。”

"当市では、個別サポート加算の判定に当たっては、保護者からの聴き取りに加え必要に応じて事業所への聴き取りを行っている。全ての支給決定者について事業所への聴き取りを行っているわけではないため、保護者からの聴き取りと事業所での様子が異なっている場合があり、事業所から加算の有無と実際の支援の度合いがあっていないとの指摘を受けることがあり、対応の難しさを感じている。

また、個別サポート加算を判定する聞き取り項目以外の部分で手厚い支援が必要であり、個別サポート加算は非該当となっている児童について、個別サポート加算の有無の判定方法や聴き取りの内容等について事業所より問合せを受けることがある。”

当市で児童発達支援を支給決定している児童については、必要な支援の度合いにかかわらず全員が加算対象となっています。就学前の児童の大多数は、障害の有無にかかわらず支援が必要と考えられ、ほとんどの児童が加算対象となると思われるため、調査の必要性について疑問を感じています。

"当初、保護者の聞き取りと事業所からの聞き取りでは支援度に相違があった。

当市では事業所へ保護者の認識との相違を確認して（支援方法等を伝えるなどして）もらうこととしたが何が正しい方法なのかが分からない。”

同じ児童の調査を行ったとしても、調査の聞き取りを行った相手によって支援の必要性の受け取り方が異なるため、正確な加算判定が難しいと感じる。

特に年齢が小さい児童は、発達段階を踏まえるとほぼ全員が該当となるため、調査の必要性に疑問を感じる。

"乳幼児サポート調査について、当市は児童発達支援の利用者全員に対して調査を行っているが、回答にあたっては通常の発達の範囲かどうかを問わないためほとんど全ての利用者が加算対象になると考えられる。児童発達支援利用者を一律に加算対象としている自治体も多く、調査の必要性を感じない。

児童の状態は適切な支援や環境が整っていない状況を想定して判断することとされているが、対象児童がそのような環境に置かれることはほとんどないため想像しにくく、回答に悩まれる保護者が多い。国からの通知（留意事項）にて判断基準が詳細に示されているものの、結果的に保護者の主観によりばらつきが生じているように感じる。"

乳幼児サポート調査については、利用者の約9割が該当となり支給決定の事務負担が増えたと感じる。加算にするのではなく基本報酬に組み込んでも良いのではと感じた。

"乳幼児サポート調査の判定に関して、新たな基準で判定を行うとほぼ全員が個別サポート加算の対象者となるので、調査の意義があるのか疑問を感じる。

乳幼児に対する加算はほとんどのケースで加算対象となるため、別に調査する必要があるのか疑問。

乳幼児の個別サポート加算Ⅰについて、調査内容からして乳幼児であればほぼすべての乳幼児が加算の対象になると思われます。当市においては9割以上の方が対象となっています。ケアニーズが高い障害児に支援を行った事業所への適正な報酬として加算が設けられるのはいいのですが、ほぼすべての乳幼児が対象となるのであれば、それは「通常」の支援の範囲内として、それに合わせた報酬単価を設定すればよいのではないかと感じています。「通常」以上にケアニーズが高い障害児に対して、個別サポート加算Ⅰのような加算を設けるべきかと思います。

乳幼児期において「通常の発達」は定義もなく、同学年健常児においても相当の個人差があり、給付決定時調査において自治体判断で非該当とすることは困難である。

乳幼児等サポート加算は、ほとんどの児童が加算の対象となるため、個別の調査は必要なく、一律に報酬の値上げをしてもらえればよい。

"乳幼児等サポート調査・給付決定時調査調査票」について、「給付決定時調査判定結果欄」は「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか」という視点で判定するようになっていますが、「通常の発達において必要とされる介助等」がどの程度なのか大変わかりにくいです。非常に判断がしにくいので、結局は「サポート調査判定結果欄」と同じ結果となります。

"乳幼児等サポート調査については、「介助なし」と「一部介助」「週1回以上」の判断が難しく、「できない場合」に基づくとほぼ「一

部介助」や「週1回以上」の判断となってしまう。

乳幼児等サポート調査における調査項目の「読み書きが困難な状態」について、未就学児にこういったレベルを求めているのかわかりづらい。"

乳幼児等サポート調査の場合、ほぼ全員が当てはまるのではないかと感じる。この調査を行う意味があるのかが疑問である。また、近年、通所給付費の伸びが著しく市の財政を圧迫している現況に追い打ちをかけるように財政負担が重くのしかかる一要因ともなっている。

"乳幼児等サポート調査給付決定時調査票の「通常の発達において必要とされる介助等を除く」の「通常」の基準を明らかにしてほしい。個別サポート加算Ⅰの運用に加え、個別サポート加算Ⅱの運用（連携の様態や記録すべき内容等）実態や医療的ケア児の新判定スコアの取り扱いについて、事業所の関心が高いと思われる。"

"乳幼児等サポート調査票の調査では、児童発達支援においては、個別サポート加算Ⅰにほぼ全員が該当する。加算対象の調査を求めるのではなく、児童発達支援の報酬単位を見直したほうが支給決定事務が煩雑になりにくい。

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所は、ほとんどの事業所が加算は請求したい方向です。その状況で、現状を調査し判断することの難しさがある。"

"年齢ごとに異なる「通常の発達において必要とされる介助等」がどの程度なのか、調査員によってばらつきが出てしまうので、ある程度の基準を示してほしい。

乳幼児等サポート調査票または就学児サポート調査票に「特記事項」および「障害児の区分」を記入できる欄を追加してほしい。"

"判断基準が甘く（常に支援といいながら、週一回程度など）、受け取り方に差がでる曖昧な記載が多いため調査する人間によって判断にかなりの誤差が生じる結果となっている。また、特に児童発達支援事業利用児童については、加算対象かどうかを判定するとき、年齢を勘案せず、適切な支援や環境が整っていない状況を想定して判断をすることになっているが、それを調査票の留意事項基準通りに判断しようとするとはほぼ全員に加算がついてしまう。

結果的にケアニーズが高い児童を受け入れている事業所への評価としての加算という本来の目的から外れていると思われる。"

"判断基準が三才前後で別れるために、改めて調査が必要か。そうであれば、もともと小1まで再調査しないために手間がかかる。また三歳児に加算の変更あるなしが変更になるのは家族や事業所が混乱しないか。

加算の見直しのタイミングがわからない。

児童発達支援の方は多くの方が該当すると思うので、そもそもの調査が必要か？"

判断基準が明確ではないため加算対象外等の事業所の理解が得にくい。

聞き取りの項目が多く、明確な基準がないため、聞き取る人により判断が異なってしまう。より簡単な決定方法や明確な基準があると事務が進めやすくなる。

"聞き取り調査に際、事業所側の意見と保護者側の意見に差があり、総合的な勘案が難しく感じる場合がある。

項目によっては保護者の判断が難しく、サポート調査留意事項を参照に調査を行っているが、細かすぎてより判断が難しくなる場合があり、もう少しサポート調査留意事項を簡素化して欲しいと感じる。"

"平成30年改正は報酬区分が2分していたので、事業所側からは指標該当児が半数超えないと経営が厳しいという声が聴かれ、かつ保護者にもわかりにくい制度だった。判定基準があいまいであった印象もあり、事業所が見直しを求め、重めにチェックを入れてくることもあった。現在は、児童の状態に合わせて判断する趣旨が事業所に浸透した印象があり、今回の改正にて見直しを求める声はほぼない。

事業所によっては報酬減になるが、特段経営が厳しい声は聞かれない。"

保護者、事業所、自治体職員、それぞれの判断基準が曖昧であり、場合によってばらつきが大きい。

"保護者からの聞き取りには、担当課または他の部署も含め多くの職員に協力してもらっている。聞き取りを行う職員には、厚生労働省からの留意事項を通知し、指標該当について統一化を行っているが、実際のところ不明瞭であり苦慮している。また、指標該当の統一化を図るため同一職員で聞き取りを行うには、件数が膨大であり、多くの時間を費やすため現実的でないと感じる。

また、保護者からの聞き取り内容は、その障がい児の計画相談支援専門員が作成する際に聞き取る項目と同様であり、重複しているように感じられるため、運用方法や手続きについて苦慮している。"

"保護者からの聞き取り結果をもとに加算の有無を決めていると、事業所から異論を唱えられ、追加調査を行い、個別サポート加算Iが追加されることがある。

家ででの状況だけだと正確な判断ができない場合もあると思うので、事業所の意見を聞くことは理解できるが、ある特定の事業所に関して、事業所からの異論が複数回上げられ、保護者との認識が大きく違うことがあった。1件・2件ならあり得ると思うが、複数回あるため、若干疑問を感じているが、制度上事業所の意見を聞くことは必要なことなので、疑問を伝えることができていない。"

保護者と事業所とでは、対象児童に対する支援度の認識に差があり、事業所側から加算決定への不服が上がりやすく、頭を悩ませている。

"保護者に具体例を示しながら、調査を実施しているが、保護者の捉え方・考え方によって調査結果が異なり、サービス提供事業所から

実態と異なるとの意見もある。そういった場合は、相談支援事業所にも確認のうえ加算をつけたりするが、そうすると保護者に確認する必要があるのか負担も大きく疑問である。

相談支援事業所等障害児の状況を把握している事業所がサポート調査を実施したほうがより公平ではないか。その場合は、加算をつけるなどの対応があれば相談支援事業所も計画と一緒に作成できると考える。"

保護者の聞き取り内容だけでは判断しにくいところがあるため、事業所で過ごす様子等も聞きながら、保護者と事業所間において対象児童を総合的に見て判断することが必要と感じる。

"報酬改定により、サポート調査の留意事項も示されたところであるが、「保護者や慣れた支援者がいない状況、初めての場所等を想定」、「できる場合とできない場合がある際には、できない場合に基づいて判断」とされている。これに基づいて判断していくと、支援の必要量は多くなる（加算該当児が多くなる）と思われる。また、留意事項といった聞き取りの際のマニュアル（線引き）は設けられても、聞き取る職員のスキルにも大きく影響される点は危惧される点である。自治体間のばらつきを解消するというのであれば、障害者手帳の等級や特別児童扶養手当の受給といった指標となり得る客観的な情報をもっと反映させるべきと考える。例えば、障害者手帳の重度といわれる等級を所持していれば加算の対象とすることで、聞き取り調査に対する保護者や自治体職員の負担もかなり軽減される。"

"放課後等デイサービスの個別サポート加算は指標判定の点数が13点以上なのでかなり支援を要すると思うが、児童発達支援の個別サポート加算は年齢による支援も対象となるためほぼ対象になってくる。自分でできていることと、介助していることが保護者の感覚で少し違ってくるのかなと感じることもある。"

本市では保護者からの聞き取りを主とし、加算点数の確認を実施している。回答シート3でも記述したように、保護者からの聞き取り結果に対して事業所からの異議申し入れに関する問い合わせが複数件発生している状態。事業所の支援員から再判定として聞き取りを実施すると、保護者の聞き取りの際と比較し大きな得点差が出てしまうケースも見受けられる。聞き取りを受ける対象者と児童の関係性や、支援をしている環境によっても視点が大きく異なることから、評価得点の選択に苦慮する場合がある。

未就学の児童を対象に、乳幼児等サポート調査票を用いて実施した調査の結果、全員が個別サポート加算Ⅰの対象となりました。この制度の創設目的は「ケアニーズが高い障害児に支援を行った場合に、必要な加算を行うため」であると思いますが、全員が対象となり得るものであるならば、基本報酬を改定すべきと思います。

未就学の児童発達支援利用者はほとんどが個別サポート加算Ⅰの対象になると思われるため、調査の必要性が感じられません。

"未就学児については、ほぼ全ての児童が加算対象となるので判定の意味合いを感じられない。

示されている様式は枠だけなので判定結果入力によって加算対象の判断まで自動計算となる様式も示して欲しい。"

	<p>未就学児については、現在の判定基準では非該当になる児童はいないと思われます。</p> <p>"未就学児についてはほぼ全員対象となるので、加算の体系ではなく本体報酬に組み込める。運動機能に課題があり、手先が不器用だったり、余計な力を使うため体力が持たず疲れやすい方を支援している場合、該当する項目が食事項目しか見当たらない。機能訓練が必要な方にも関わらず、点数に反映されていない。</p> <p>「読み書きが困難な状態」項目など、3歳未満の児童については判断がつかない項目があるため、児童発達支援と放課後等デイサービスで調査項目を分けてもよいのではないか。"</p> <p>"未就学児については個別サポート加算の聞き取りは不要と感ずます。(理由：ほとんどの方が対象となるため、事務負担となる)加算の聞き取り項目を少なくしてほしい(理由：一定の要件を満たしている中でサービスを利用しているため。対象項目を絞るなどしてほしい。)"</p> <p>未就学児に対する個別サポート加算要件のハードルが低く、聞き取り方によっては、ほとんどの児童が対象になると思われる。調査、確認の手間を考慮すると、個別サポート加算の必要性に疑問が残る。</p> <p>未就学児の個別サポートⅠについて、障がい特性によるものだけでなく、年齢的にできないものも「できない」扱いで算定するとなると、できなくて当たり前の項目もあり、なぜそれをわざわざ「加算」扱いにするのか分からない。加算はあくまでもプラスアルファであり、全員につくような場合は加算にするのはおかしいのではないか。</p> <p>明らかに個別サポート加算Ⅰの対象ではない児童に、個別サポート加算Ⅰを支給するように要求した事業所があった。制度及び対象児童について事業所が理解できていないと思われる。また、個別サポート加算Ⅰを支給するよう頼みに市役所の窓口に行くよう保護者に指示した事業所があった。明らかに個別サポート加算Ⅰの対象ではない児童であったため支給はしなかった。</p> <p>"留意事項通知で具体的に解釈が示されたので聞き取りがしやすくなった。</p> <p>障害支援区分調査と違い第三者がチェックしないので、調査員の責任が重い。客観的な指標(手帳の等級等)がある方がよい。"</p>
町村	<p>「給付決定時調査」と「個別サポート加算調査」を判定する上で、「通常の発達において必要とされる介助等」を含めたり、除いたりするため混乱が生じた。各調査の基準を同じにするか、もう少し明確に記載要領等があれば混乱を防げると思う。</p> <p>3歳未満の児童はほぼ全ての方が対象になる為、3歳未満の方は全て対象としても良いと思いました。</p> <p>サービス提供事業所が一番児童の様子を知っており、支援の必要性を感じ取っているが、事業所の主観のみによる調査で事業所の利益のためのものとならないよう、第三者である自治体が調査を行うべきと考え、実施している。しかし、保護者が児童の困り感を理解し</p>

ていない場合も多くあり、今後事業所、相談支援事業所からの意見も吸い上げながら、透明性を持って実施していきたい。

サポート加算Ⅰに関する調査を実施するため手続きに時間を要する。

サポート調査と給付決定時調査の両方を調査するのはややこしく思う。どちらかにできないかと思う。

"以前の指標該当もそうだが、名称が分かりにくく、どのような内容の制度・加算なのか連想しにくい。できるだけ分かりやすく連想できるような名称になれば良いと思う。"

給付決定時調査において必要となる「通常の発達において必要とされる介助等を除くと、いずれの判定結果になるか」という判断が難しい。(通常の発達としてできないのか、障害の特性としてできないのか、どのように判断すべきか迷う。)

個別サポート加算Ⅰについて、医療的ケア児の取扱いが理解が難しかった。(医療的ケア児に係る基本報酬の引き上げに伴うもの)

"個別サポート加算Ⅰについてはではないが、個別サポート加算Ⅱの運用に苦慮している。

「個別サポート加算Ⅱの取扱いについて」(令和3年3月31日付け厚生労働省通知)国の想定している算定要件等が示されたところだが、受給者証には当該加算の対象であることは記載しないため、サービス事業所が"該当してそうな児童"を判断し、"要支援児童と判断したことを明かさずに"個別支援計画に当該加算の趣旨を踏まえた内容を記載することとなっている。サービス事業所が家庭環境を細部まで把握することは難しく、本町においては、町⇒相談支援事業所⇒サービス事業所といった流れで当該加算の対象となっている旨を伝えているような状況である。そのため、円滑な運用を行っているような好事例等があれば、情報提供いただきたい。"

個別サポート加算における調査判定結果から、通常の発達において必要とされる介助を除くと給付決定時調査判定結果となるが、通常の自治体職員でそれを判定することが難しい。「通常の発達において必要とされる介助」と「障害特性のために必要とされる介助」を果たして正確に導き出せるものなのか甚だ判断に困っている。

"市町間での差があると、支援が繋がらない事もあるので、調査についての研修を行ってほしい。"

事業所が、加算についてよくわかっていないことが見受けられる。

"事業所から異議などがあった場合、改めて調査するのも手間がかかりますし、保護者へ説明(無償化対象児以外は自己負担が増えることも説明)するのは自治体になってしまう。(一回の調査で加算の可否を認定するように対応している。)

受給者証発行前に、事業所から加算認定の可否を電話で問い合わせを受けることがあり、担当者としては令和3年3月以前よりは、若干負担が増えたと思います。"

事業所が対応に困る児童であっても、調査を行い点数化すると、加算の非該当と出ることが多い為、事業所の収入増に直接結びつかないのではないかと思われる。

事業所への聞き取りとなると加算をとるため必要以上に誇張して報告してくる事業所があるため、正当にサービス提供や支援を行っている事業所と差が生じてしまう恐れがある。事業所の質の問題ではあるが、聞き取りの対象者は保護者、相談員、主治医など児童発達支援事業所に関係のない者のみから行うほうがよいと考えています。

児童発達支援における加算条件が全児童に該当するような基準となっている。わざわざ加算の決定を別途付けている意味があまり感じられない。

児童発達支援における判定において、食事、排泄、入浴、移動の4項目のうち基本的に1項目は一部介助になり、全対象者が加算対象となっている現状がある。そのため、現在の判定基準を継続するならば、加算としての上乗せではなく、基本報酬の引き上げも同様かと考える。

児童発達支援に伴う個別サポート加算Ⅰについては対象が3～6歳であり、日常生活において何らかの支援が必要なことが多い。そのためほぼ全員が該当の判定が出るため調査の必要性に疑問を感じる。

児童発達支援利用者の8割以上が個別サポート加算対象になっており、新規及び更新時に全員への聞き取りは事務負担増加になっている。調査ではなく、療育手帳保持者に個別サポート加算適用する等の対応であれば、事務負担軽減や、自治体ごとの調査基準の格差是正等につながると感じる。

"就学前のお子さんの場合、個別サポートⅠに必ず該当するものと思われる。  
点数を付ける必要性があるのか疑問を覚える。"

障がい児の障害状況に応じて事業所がより評価されやすい制度にはなったものの、申請時や支給決定時の事務が煩雑になり、事務負担が増えたと感じている。

新たに障害福祉の担当になった場合、加算の制度自体知らずに更新の事務手続きをしてしまう可能性がある。

制度の内容について説明した申請者に配布できる資料があると、業務に活用できると思います。

制度制定から運用までが短く、またその時期も年度当初という繁忙期であったことや、運用における細かな規定もなかったことから、現場で混乱が生じた。今後、同様の制度制定がある場合は、十分な猶予をもって、市町間での認識の摺合せ等が行われたうえで取り組めるように計画していただきたい。

"対応する職員によって判断基準の解釈が異なることがある。  
自宅と事業所で様子が異なる児童については、両方へ聞き取りをする必要があり手間がかかる。"  
誰からの聞き取りが望ましいとか、もう少し詳しいマニュアル化をしてもらえると事務を行う上で非常に助かる。

調査票にある支援の必要性は、調査する人によって大きく変わる。特に事業所が判定する場合は、加算が欲しいため、いろいろな理由を付けて点数を上げようとしている。

"調査票について当町は事業所にも回答をいただいているが、入浴行為は事業所では行っていない場合が多い。そのため、事業所から出される調査票には当該項目が空欄場合が多い。しかしながらその部分が加算の該当非該当の分かれ目になるケースがあり、悩ましい。調査票について回答者や聞き取り方によって回答に大きな差異が生じる場合がある。また、一部介助か全介助か判断に迷うことが多い。"

通知文からの解釈から実施しているので、この判断で正しいのかは度々迷いが生じています。

"当町は小規模な自治体であり、また離島であるため、そこまで運用ができていないのが実情。よく分からない部分が多い。その他の加算の仕組みについても同様に分からない部分が多い。また、職員が兼務で複数の業務を担っており、配置も限られているため、請求内容なども細かいチェックができていない。体制を整える必要性を日々感じている。今後、この調査を行う場合は、小規模自治体向けに「対象児がいない」「実績なし」などの項目を設けていただけたら助かると思う。

"導入時、通知から実施までの準備期間が短く、また周知も十分でなかったため、自治体と事業所は混乱しました。児童のサービス利用は継続利用者が多く、初めて行うサポート調査に対し、理解を得ることに時間がかかりました。

「サポート加算Ⅰ」となった場合、事業所で何らかのサービスを一層手厚く受けることと誤解されるケースがみられました。"

乳幼児等・就学児サポート調査は、研修を受けて実施する障害支援区分の認定調査と同様のスキルが必要と感じます。障害支援区分と同様に調査員研修資料があれば、より適当な判定ができると思います。

乳幼児等サポート調査の内容及び判断は、ほとんどの乳幼児が加算の対象になっているのが現状である。

発達途中の児童に対して、介助の有無の判断が難しい

判断について、担当者の資質や価値観で違ってくのではないかと感じる。事業所においても同様のことが考えられる。

保護者が「できる」と思っていることも、事業所から「できない」となったりと受け止め方が異なり、食い違いがあるように思う。保護者は、期待や希望も入っているのかなと感じるところもある。しかし、一番身近で子どもの事を考えている保護者の意見を無視することもできないため、保護者の意見を優先するようにしている。決定に誰の意見を優先すべきか明記されていたら良いのにと感じる時がある。

"保護者と事業所との差異があり、調査の実施相手により点数にばらつきが生じてしまう。

また、個別サポート加算Ⅰの対象者でなければ受け入れない事業所があり、その事業所に通所するために保護者が再調査を申し出るこ

とがあり対応に苦慮した。"

保護者に対する聞き取りはデリケートな部分も多く、認定調査員のようなマニュアルや研修があると勉強になる。

本町における調査では、未就学児はほぼ全ての児が個別サポート加算Ⅰに該当する結果となった。調査項目の中には障害の有無に限らず未就学児であれば誰もが該当すると考えられる内容も含まれているため、調査項目の見直しも検討する必要があるのでは。

未就学児の場合、加算の対象にならないことが想定できないため、調査をせずとも一律に認めても良いのではないのでしょうか。

"留意事項を読むだけでは項目内容のイメージが付きにくく、十分な聞き取り調査を行うことは難しいため、研修があるとよいと思います。

項目に使用されている用語には専門的な表現が含まれている部分があり文章を読むだけでは、捉え方にずれが生じるのではないかと思います。(多動やてんかん、そううつなど)

留意事項の解釈や具体例が乳幼児と就学児で同じ内容であるため、乳幼児の判定を行う際に判断に迷う、わからないと思うことが多いです。

個別サポート調査とともに、給付決定時調査判定結果を記入する部分がありますが、通常の発達において必要とされる介助についても基準となる具体例などをまとめたものがあるとよいのではないかなと思います。

給付決定時調査判定結果を記入した後の利用の仕方がよくわかりません。"

令和3年3月29日付けで厚生労働省から通知のあったマニュアルを利用し調査を行っていますが、調査する関係職員により異なる部分があると感じています。

【調査5】

政令指定都市（約100万人）

1.指標案で子どもの実態が把握できそうですか。	できる
「どちらともいえない」あるいは「できない」と答えた理由について教えてください。	—
2.設問の内容で、わかりにくいところがありましたか。	はい
2-1.どの設問がわかりにくかったですか。設問番号1～20でお答えください。	3
2-2.理由を具体的にお書きください。	設問中の「働きかけ」という言葉の指す範囲が広いと、設問を聞く限りでは具体的にどういった状況であるか思い浮かばない可能性もあると感じた。
3.選択肢の内容で、わかりにくいところがありましたか。	はい
3-1.どの選択肢がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	7-②
3-2.理由を具体的にお書きください。	「部分的にある」よりは、「場合によってはある」の方が分かりやすいのではないかと思う。
4.解釈の説明文で、わかりにくいところがありましたか。	はい
4-1.どの解釈がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	18-②、③
4-2.理由を具体的にお書きください。	18-①の解釈文中にある、「エジソン箸などの特殊箸」を使用して食べることができる場合は、③に該当するという解釈でよい。

5.現在の指標と比べ、つけやすくなりましたか。	はい。
5.の回答についてコメントがあればお書きください。	確認すべき項目の内容を、現在の指標よりも、よりかみ砕いて聞くことが出来る設問の内容となっている。
6.行政担当者として聞きやすい設問でしたか。	はい。
6.の回答についてコメントがあればお書きください。	5と重複するが、現在の指標よりも、難しい言葉ではなく、具体的にその時の状況をイメージしやすいような解釈文も記載されているため、行政担当者もより分かりやすい質問が出来るようになってきていると感じた。
7.保護者が答えやすい設問になっていると思いますか。	はい。
7.の回答についてコメントがあればお書きください。	それぞれの設問で聞かれている内容について、保護者が状況をイメージしやすいよう工夫されているため、答えやすいと感じた。 また一部設問は、設問に対しての回答が「できる」「できない」ではなく、「そうしているかどうか」という回答をするようになっていたため、保護者の心情にも寄り添えるものになっていると感じた。
8.保護者と子どもの状況を共有することができる内容になっていると思いますか。	はい。
8.の回答についてコメントがあればお書きください。	保護者は自分の子どもに対しては、第三者目線よりも評価が高いものであると思うが、この指標案の設問の内容は、より子どもの状況をイメージしやすいものになっているため、保護者も行政も、子どもの状況を比較的正確に共有できるものになっていると感じた。
9.家庭以外の人間関係や集団参加の状況も確認できる内容になっていると思いますか。	はい。
9.の回答についてコメントがあればお書きください。	思春期の子どもの人間関係・集団参加の状況も確認できる設問があるため、より子どもの成長段階に添った状況確認が出来ると感じた。

中核市（約50万人）

1.指標案で子どもの実態が把握できそうですか。	どちらともいえない
「どちらともいえない」あるいは「できない」と答えた理由について教えてください。	現行の調査項目よりは詳細な項目となっているため、実態の把握はできると考えるが、指標案の項目で全実態が把握できるかどうかについては専門的知識がなく、判断できない
2.設問の内容で、わかりにくいところがありましたか。	はい
2-1.どの設問がわかりにくかったですか。設問番号1～20でお答えください。	10
2-2.理由を具体的にお書きください。	自ら傷つける行為と他人を傷つける行為が同じ設問になっている
3.選択肢の内容で、わかりにくいところがありましたか。	はい
3-1.どの選択肢がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	2-①、②、11-①、②
3-2.理由を具体的にお書きください。	2 手話で意思を表出する場合どちらに分類するのか迷う 1 1 服薬がなくても経過観察している場合は①と判断してよいか
4.解釈の説明文で、わかりにくいところがありましたか。	はい
4-1.どの解釈がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	17-④
4-2.理由を具体的にお書きください。	車いすの自走ができる場合も、④と判断するのか
5.現在の指標と比べ、つけやすくなりましたか。	どちらともいえない

5.の回答についてコメントがあればお書きください。	1～20は児童発達支援、放課後等デイサービス共通のため、対象年齢が幅広く、児童発達支援の年齢の子では評価が難しい項目があるように感じた
6.行政担当者として聞きやすい設問でしたか。	はい
6.の回答についてコメントがあればお書きください。	－
7.保護者が答えやすい設問になっていると思いますか。	はい
7.の回答についてコメントがあればお書きください。	－
8.保護者と子どもの状況を共有することができる内容になっていると思いますか。	はい
8.の回答についてコメントがあればお書きください。	－
9.家庭以外の人間関係や集団参加の状況も確認できる内容になっていると思いますか。	はい
9.の回答についてコメントがあればお書きください。	－

その他の市（約10万人）

1.指標案で子どもの実態が把握できそうですか。	どちらともいえない
「どちらともいえない」あるいは「できない」と答えた理由について教えてください。	幼児と高校生が同じ項目では難しい部分もある。思春期項目があるように幼児項目を作れば、共通項目としてよりこどもの実態が把握できる設定ができるのではないか。
2.設問の内容で、わかりにくいところがありましたか。	はい

2-1.どの設問がわかりにくかったですか。設問番号1～20でお答えください。	13
2-2.理由を具体的にお書きください。	聴覚障害ということであれば手帳を見ればわかるので、ここでは過敏などに限って設問してはどうか？また、視覚に関しては聞かなくてもいいのか？
3.選択肢の内容で、わかりにくいところがありましたか。	はい
3-1.どの選択肢がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	8-①
3-2.理由を具体的にお書きください。	未就学児は全ての子どもが見通しを立てられないのでは？それで問題がないのなら、その旨を冒頭に記載してくれた方が、迷わずにチェックできる。
4.解釈の説明文で、わかりにくいところがありましたか。	はい
4-1.どの解釈がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	15,17,19
4-2.理由を具体的にお書きください。	15,17 装具をつけている場合は自立になるのかどうか、解釈を読んでもわからなかった。 19 夜のみおむつの場合はどこになるのか、解釈を読んでもわからなかった。
5.現在の指標と比べ、つけやすくなりましたか。	はい
5.の回答についてコメントがあればお書きください。	—
6.行政担当者として聞きやすい設問でしたか。	項目が具体的で聞きやすい。
6.の回答についてコメントがあればお書きください。	紙の分量が多く、最初は面食らった。
7.保護者が答えやすい設問になっていると思いますか。	はい

7.の回答についてコメントがあればお書きください。	保護者にとっては具体的な内容のため答えやすいと思う。
8.保護者と子どもの状況を共有することができる内容になっていると思いますか。	医ケア児の場合、これでは不十分なように感じる。
8.の回答についてコメントがあればお書きください。	「医ケアはありますか？」というザクっとした設問でもいいのでは？発作や喘息は、薬でコントロールできているかどうかを、質問したらどうか。
9.家庭以外の人間関係や集団参加の状況も確認できる内容になっていると思いますか。	23 が慣れない場所ではだめなんですという場合は、どのように付けたらいいだろうか？
9.の回答についてコメントがあればお書きください。	23 の他に5もあり、迷った。

その他の市（約5万人）

1.指標案で子どもの実態が把握できそうですか。	はい
「どちらともいえない」あるいは「できない」と答えた理由について教えてください。	—
2.設問の内容で、わかりにくいところがありましたか。	いいえ
2-1.どの設問がわかりにくかったですか。設問番号1～20でお答えください。	—
2-2.理由を具体的にお書きください。	—
3.選択肢の内容で、わかりにくいところがありましたか。	いいえ

3-1.どの選択肢がわかりにくかったですか。 設問番号と選択肢の番号を教えてください。(例:1-①)	—
3-2.理由を具体的にお書きください。	—
4.解釈の説明文で、わかりにくいところがありましたか。	はい
4-1.どの解釈がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。(例:1-①)	3-①～④
4-2.理由を具体的にお書きください。	紙面で保護者に調査を行なう場合に、「働きかける」という表現よりも、問いかけ、コミュニケーション等、他の用語の方が伝わり易いと感じる。
5.現在の指標と比べ、つけやすくなりましたか。	はい
5.の回答についてコメントがあればお書きください。	—
6.行政担当者として聞きやすい設問でしたか。	はい
6.の回答についてコメントがあればお書きください。	—
7.保護者が答えやすい設問になっていると思いますか。	はい
7.の回答についてコメントがあればお書きください。	—
8.保護者と子どもの状況を共有することができる内容になっていると思いますか。	はい
8.の回答についてコメントがあればお書きください。	—
9.家庭以外の人間関係や集団参加の状況も確認できる内容になっていると思いますか。	はい
9.の回答についてコメントがあればお書きください。	—

町村（約1万人）

1.指標案で子どもの実態が把握できそうですか。	できる
「どちらともいえない」あるいは「できない」と答えた理由について教えてください。	－
2.設問の内容で、わかりにくいところがありましたか。	なし
2-1.どの設問がわかりにくかったですか。設問番号1～20でお答えください。	－
2-2.理由を具体的にお書きください。	－
3.選択肢の内容で、わかりにくいところがありましたか。	なし
3-1.どの選択肢がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	－
3-2.理由を具体的にお書きください。	－
4.解釈の説明文で、わかりにくいところがありましたか。	はい
4-1.どの解釈がわかりにくかったですか。設問番号と選択肢の番号を教えてください。（例：1-①）	1-①、1-②
4-2.理由を具体的にお書きください。	文中「経験していた」の意味がよく分かりませんでした。
5.現在の指標と比べ、つけやすくなりましたか。	つけやすくなる
5.の回答についてコメントがあればお書きください。	－

6.行政担当者として聞きやすい設問でしたか。	聞きやすい
6.の回答についてコメントがあればお書きください。	解釈の中に具体的な例示が多くあり、保護者が児の様子をイメージしながら答えることができるため、選択肢を選ぶうえで非常に役立つと思います。
7.保護者が答えやすい設問になっていると思いますか。	なっている
7.の回答についてコメントがあればお書きください。	保護者によっては理解力の低い方もいらっしゃるが、この設問なら聞く側が少し文言をかみくだいて説明すれば、答えることができると思います。
8.保護者と子どもの状況を共有することができる内容になっていると思いますか。	なっている
8.の回答についてコメントがあればお書きください。	—
9.家庭以外の人間関係や集団参加の状況も確認できる内容になっていると思いますか。	なっている
9.の回答についてコメントがあればお書きください。	—